

平成22年第6回西会津町議会定例会会議録

第1. 招 集

1. 日 時 平成22年9月10日
2. 場 所 西会津町役場

第2. 開会、閉会及び会期

1. 開 会 平成22年9月10日
2. 閉 会 平成22年9月21日
3. 会 期 12日間

第3. 議員の応招・不応招

1. 応招議員

1番	目 黒 一	6番	渡 部 昌	12番	長谷川 徳 喜
2番	多 賀 剛	7番	五十嵐 忠比古	13番	清 野 邦 夫
3番	青 木 照 夫	9番	武 藤 道 廣	14番	清 野 興 一
4番	荒 海 清 隆	10番	大 沼 洋 平		
5番	清 野 佐 一	11番	長谷沼 清 吉		

2. 不応招議員

8番 佐 野 悦 朗

平成22年第6回西会津町議会定例会会議録

平成22年9月10日（金）

開 会 10時00分

出席議員

1番	目黒 一	6番	渡部 昌	13番	清野 邦夫
2番	多賀 剛	7番	五十嵐 忠比古	14番	清野 興一
3番	青木 照夫	10番	大沼 洋平		
4番	荒海 清隆	11番	長谷沼 清吉		
5番	清野 佐一	12番	長谷川 徳喜		

欠席議員

8番 佐野 悦朗 9番 武藤 道廣

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊藤 勝	建設水道課長	酒井 誠明
副町長	和田 正孝	会計管理者兼出納室長	高橋 謙一
総務課長	伊藤 要一郎	教育委員長	矢部 征男
企画情報課長	杉原 徳夫	教 育 長	佐藤 晃
町民税務課長	成田 信幸	教 育 課 長	大竹 享
健康福祉課長	藤田 潤一	代表監査委員	廣瀬 渉
商工観光課長	新田 新也	農業委員会会長	斎藤 太喜男
農林振興課長	佐藤 美恵子	農業委員会事務局長	佐藤 美恵子

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 佐藤 健一 議会事務局主査 齋藤 正利

第6回議会定例会議事日程（第1号）

平成22年9月10日 午前10時開議

開 会

開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議長諸報告

日程第4 所管事務調査実施報告

日程第5 経済常任委員会の陳情継続審査報告

日程第6 議会基本条例調査特別委員会の中間報告

日程第7 例月出納検査報告

日程第8 付議事件名報告

日程第9 提案理由の説明

散 会

（全員協議会）

（議会広報特別委員会）

○議長 ただいまから、平成 22 年第 6 回西会津町議会定例会を開会します。

(10時00分)

開会にあたり一言ごあいさつ申し上げます。

議員各位には、公私誠にご多忙のところご出席賜り、厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提出される諸議案につきましては、後刻、町長から詳細にわたって説明されることと存じますが、円滑に議事を進められ、適正妥当な議決に達せられますよう切望いたしますとともに、諸般の議事運営にご協力を賜りますようお願い申し上げます。開会のごあいさつといたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸報告をいたします。

8 番、佐野悦朗君から欠席する旨の届出がありましたのでご報告いたします。

9 番、武藤道廣君から欠席する旨の届出がありましたのでご報告いたします。

このほかの報告について、事務局長から報告をいたさせます。

事務局長。

○議会事務局長 報告いたします。

本定例会に、町長より別紙配付のとおり 26 件の議案が提出され、受理しました。

本定例会の一般質問の通告は、7 議員からであり、質問者及び質問の要旨は、お手元に配付の一般質問通告書のとおりであります。

次に、例月出納検査、定期監査及び財政援助団体監査結果については監査委員から報告があり、その写しを配付してございます。

次に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 27 条、第 1 項の規定による平成 21 年度西会津町の教育に関する事務の管理及び執行状況の点検、評価の結果については、教育委員長から報告があり、その写しを配付してございます。

最後に、本定例会に議案説明のため、町長、教育委員長、監査委員、農業委員会会長に出席を求めました。

なお、本定例会に、地方自治法第 121 条の規定に係る説明委任者として、町長から副町長、各課長及び会計管理者兼出納室長を、教育委員長からは教育長、教育課長を、農業委員会会長からは農業委員会事務局長をそれぞれ出席させる旨の通知があり受理いたしました。以上であります。

○議長 以上で諸報告を終わります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 116 条の規定により、4 番、荒海清隆君、11 番、長谷沼清吉君を指名します。

日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 9 月 21 日までの 12 日間にしたしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月21日までの12日間に決定しました。

日程第3、議長諸報告を行います。

6月定例会以降、現在までの議会活動は、お手元に配付の議長諸報告のとおりであります。

日程第4、所管事務調査実施報告を行います。各常任委員長の報告を求めます。

報告は総務常任委員会、経済常任委員会の順で行ってください。

総務常任委員会委員長、渡部昌君。

○総務常任委員会委員長 (別紙報告書により報告)

○議長 経済常任委員会委員長、長谷川徳喜君。

○経済常任委員会委員長 (別紙報告書により報告)

○議長 ただいまの報告に対して質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これをもって所管事務調査実施報告を終わります。

日程第5、経済常任委員会の陳情継続審査報告を行います。

経済常任委員長の報告を求めます。

経済常任委員会委員長、長谷川徳喜君。

○経済常任委員会委員長 (別紙報告書により報告)

○議長 ただいまの報告に対して質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終ります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから陳情を採決します。

お諮りします。

陳情は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議会基本条例調査特別委員会の中間報告を行います。

議会基本条例調査特別委員会の報告を求めます。

議会基本条例調査特別委員会委員長、清野佐一君。

○議会基本条例調査特別委員会委員長 (別紙報告書により報告)

○議長 ただいまの報告に対して質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終ります。

これをもって、議会基本条例調査特別委員会の中間報告を終ります。

日程第7、例月出納検査報告を行います。

監査委員の報告を求めます。

監査委員、廣瀬渉君。

○監査委員 (例月出納検査結果報告)

○議長 ただいまの報告に対して質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これをもって、例月出納検査報告を終わります。

日程第8、付議事件名の報告を行います。

付議事件名につきましては、お手元にお配りの議会定例会議案付議事件記載のとおりであります。

日程第9、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由説明を求めます。

町長、伊藤勝君。

○町長 (町長提案理由の説明)

○議長 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。(11時10分)

平成22年第6回西会津町議会定例会会議録

平成22年9月13日(月)

開 議 10時00分

出席議員

1番	目黒 一	6番	渡部 昌	12番	長谷川 徳喜
2番	多賀 剛	7番	五十嵐 忠比古	13番	清野 邦夫
3番	青木 照夫	9番	武藤 道廣	14番	清野 興一
4番	荒海 清隆	10番	大沼 洋平		
5番	清野 佐一	11番	長谷沼 清吉		

欠席議員

8番 佐野 悦朗

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊藤 勝	建設水道課長	酒井 誠明
副町長	和田 正孝	会計管理者兼出納室長	高橋 謙一
総務課長	伊藤 要一郎	教育委員長	矢部 征男
企画情報課長	杉原 徳夫	教 育 長	佐藤 晃
町民税務課長	成田 信幸	教 育 課 長	大竹 享
健康福祉課長	藤田 潤一	代表監査委員	廣瀬 渉
商工観光課長	新田 新也	農業委員会会長	斎藤 太喜男
農林振興課長	佐藤 美恵子	農業委員会事務局長	佐藤 美恵子

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐藤 健一	議会事務局主査	齋藤 正利
--------	-------	---------	-------

第6回議会定例会議事日程（第4号）

平成22年9月13日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

散 会

（全員協議会）

（一般質問順序）

- | | | |
|------------|----------|--------------|
| 1. 多 賀 剛 | 2. 目 黒 一 | 3. 荒 海 清 隆 |
| 4. 清 野 佐 一 | 5. 渡 部 昌 | 6. 長 谷 川 徳 喜 |
| 7. 清 野 興 一 | | |

○議長 平成 22 年第 6 回西会津町議会定例会を再開します。(10 時 00 分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち諸報告をいたします。

8 番、佐野悦朗君から欠席する旨の届出がありましたのでご報告いたします。

12 番、長谷川徳喜君から遅れる旨の届出がありましたのでご報告いたします。

日程第 1、一般質問を行います。

通告により、順番に発言を許します。質問者は順次質問席に着席し、発言を求めてください。

2 番、多賀剛君。

○多賀剛 皆さん、おはようございます。多賀剛でございます。今次定例会に 3 件の一般質問を通告しております。順次質問をさせていただきます。

質問に入ります前に、この夏は梅雨明け以来、大変な猛暑が続き、観測史上初となるような高温で寝苦しい日が続きました。ここ最近、9 月も半ばになって、ようやく朝晩は過ごしやすくなってきましたが、日中はまだ 30 度を超える残暑が続いております。執行部の皆さんにおかれましても、この猛暑は相当にこたえたのかなと心配をしておりました。皆さんの顔を拝見しますと、それぞれいい色に日焼けなさって、特に町長、副町長におかれましては、一昨日行われました野沢まつりでの威勢よく樽神輿を担ぐ姿を拝見しますと、夏バテなんてなんのその、すこぶる体調もよさそうで一安心したところであります。これからの季節、夏の疲れが出やすいといわれております。体調には十分に留意されて町政執行に取り組んでいただきたいと思います。

また、これだけの猛暑が続きますと、農作物への被害や町民の皆さんにおかれましても、高齢者ばかりでなくても、熱中症など、健康への悪影響も懸念されます。担当課におかれましては、今後しっかりとした対応を取られることを望みます。

それでは、質問に入らせていただきます。

まずはじめに、高齢者の所在不明問題についてお尋ねいたします。

戦後、高度経済成長期を経て、日本古来の家族制度が崩壊し、都市部においては隣近所や町内会などのコミュニティでのつながりが希薄になってきたといわれて随分久しくなります。最近、わが耳を疑いたくなるような事件が連日テレビや新聞において報道されております。自分の家族が死亡しているのにもかかわらず、生存を装って年金や祝金を不正受給するという嘆かわしい事件であります。よもや本町において、このようなケースはないと思われませんが、確認の意味で次の点についてお尋ねいたします。

去る 8 月 28 日の新聞報道によりますと、全国で多数の高齢者が所在不明にもかかわらず、戸籍上生存となっている問題で、県内 40 の市町村での調査速報値が発表されております。本町においては、戸籍上のみ生存している 100 歳以上の人数が 61 名、のちに 56 名に訂正されたようではありますが、人数が 56 名、生存している場合の最高齢が 126 歳であるとの発表でありました。いささか近隣の町村に比べて数が多いのが気になります。人の所在や生死が分からない、これは本町町民、ひいては日本国民の根幹を揺るがす問題ではないかと思っております。

相当昔からの記憶なので、火災や災害などで焼失、流失してしまった、あるいは外国へ移住されるなどして、のちの所在が不明になってしまったなど、いろいろ想像はできますが、なぜこのような数となっているのか、まず1点お尋ねいたします。

また、これは戸籍上のことだけで、先ほどのように実際に住民票があり、年金や各種祝金など、受給しているなど、年金等の不正受給の実害はないのでしょうか。今回は100歳以上のかたのみの調査結果でありましたが、100歳未満の高齢者の所在確認をすべて取られているのでありましょうか。国民年金事務は地方分権一括法により市町村の機関委任事務であったものが、国の直接執行事務となり、その一部が法定受託事務として市町村の仕事になっております。担当課においては、ややまた厄介なことになったと、そういう本音があるかもしれません。しかし、年金ばかりの問題ではありません。定額給付金、町の政策である敬老祝金など、行政サービスすべてに影響があるものと考えられます。それらを踏まえて次の点をお尋ねいたします。

まず1点目といたしまして、100歳未満の年金受給されている高齢者の所在確認はどのような方法でやっているのか。

2点目といたしまして、すべての本人確認はできているのか、その点をお尋ねいたします。

二つ目の質問といたしまして、印鑑証明や住民票などの自治体の証明書のコンビニエンスストアなどでの交付サービスについてお伺いいたします。

総務省は、自治体がコンビニでの住民票の写しなど、各種証明書を交付するサービスについて、証明書の種類や導入自治体を増やすための調査研究に乗り出すとの報道がありました。県内においては、コンビニでの交付を相馬市が本年4月から実施しており、全国では4自治体が導入しております。また、今後導入予定の県内自治体は会津若松市が来年2月、須賀川市が来年1月からということであります。総務省は、来年度中に導入自治体を約60にまで拡大する考えであるとのことであります。これは、住民基本台帳カードを使って、全国に1万2千店舗以上あるセブンイレブンの端末から取得できるサービスであります。

本町のように町外で働く人が多い自治体にとって、このシステムを導入できれば、夜間や休日に近くのコンビニで証明書が取れるということになり、住民サービスの向上、あるいは利便性を高める上で大変有効な施策であると思えますが、いかがなものでしょうか。国が導入自治体を増やそうとしている今、すばやく手を挙げて、行動を起こすことが肝要と思われますか、町ご当局のご見解をお伺いいたします。

また、このシステムを導入するにあたっては、住民基本台帳カードを取得する必要があるわけですが、その取得費用も先行自治体においては無料としているところが多いのですが、その点も併せてお伺いいたします。

3点目の質問といたしまして、子育て支援策としての「保育料2人目無料」とする件であります。

町長のマニフェストの中でも目玉政策の一つでもあった「保育料2人目無料」、これは昨年12月定例会において、二人が同時に保育所に入所している場合のみ、2人目以降の保育料を無料とする条例改正が行われ、現に今年度においては、野沢保育所、へき地保育所

合わせて 35 名程度のかたがこの恩恵を受けております。

私は 3 月の定例会においても質問をさせていただきましたが、本来なら上の子どもが小学生でも中学生でも、2 人目以降の子どもが保育所に入所している場合は無料とするべきではないのか、それが町長のマニフェストではなかったのかとお尋ねいたしました。その際の町長のご答弁では、財政的な問題もあり、当面は同時に二人の子どもが入所している場合のみ 2 人目以降を無料とし、上の子どもは、小学生以上の場合、一人分は保育料は負担してほしいということでありました。

また、今後そういった機運が高まってきて、町民の皆さんからの意見があれば、尊重しなければならぬとも申しておりました。その時点で、私は恩恵が受けられる人が少なくても、現状よりは一段階ステップアップした支援策であるし、ある程度評価できるものと考えておりました。また、当面はという言葉に期待を、私なりに期待を持っておりました。

町長はかねてより、町民の声を聞き、子どもを増やすための施策や、子育て支援にも熱心に取り組まれているものと思っております。私なりに町内の若い人の話を聞いています。現状での「保育料 2 人目無料」が、本当の意味での子育て支援策になっているのか、これで子どもを生み育てやすい環境になっているのか、はなはだ疑問に思います。現下の厳しい経済状況、雇用環境の中で、子育てをしている若い人たちも大変厳しい生活におかれております。彼らが当てにしていた民主党の子ども手当でも、満額支給も分からない状況であります。

そのような状況が、町としても積極的な子育て支援策が早急に必要ではないでしょうか。限られた財源の中で、なにもかもやるのは当然不可能であります。その中で、優先順位を付け、メリハリのきいた予算編成をしていただきたいと常々思っております。

町長はかねてからご自分なりに事業仕分けをした中で、効果の薄い事業は廃止をしたり、見直しをしたり、あるいは予算を削ってでも、必要なところには積極投入すると申しております。実際に義務教育である小学校、中学校は無料、高校も実質無償化となり、保育料が無料化にならないことに、私個人としては、はなはだ疑問をいただいております。一つの施策で少子化対策という大変大きな問題がすぐに改善されるとは決して思いませんが、ぜひ本当の意味での「保育料 2 人目無料」とする件、来年度からでも実施できないか、再度、町長のご見解をお伺いいたします。

以上の 3 点を私の一般質問といたします。明快なご答弁をお願いいたします。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 2 番、多賀剛議員のご質問のうち、戸籍上の高齢者の所在不明問題についてお答えをいたします。

まず 1 点目の、本町における戸籍上での 100 歳以上の高齢者数は、68 人となっております。このうち 11 人は生存しており、残り 57 人のうち、1 人は死亡していることが確認され、議員おただしのおり、現在、所在不明となっております高齢者は 56 人となっております。また、戸籍上の最高齢者は、明治 17 年生まれのかたで、126 歳となっております。

所在不明となっている 56 人の内容でございますが、外国に渡り居住と記載されている人が 1 人。戸籍に加え、住所の履歴であります「戸籍の附票」に住所地が記載されている

ものの、住所地にいないかたが3人。最後に、戸籍だけがあり住所を異動した記載もなく、所在不明のかたが52人となっております。所在不明者が、このように戸籍上で残ってしまった原因としましては、死亡しても死亡届を出さなかった場合や、町外に転居しそこで死亡したものの、身元不明者として戸籍上の手続きがとられなかった場合であると考えられます。所在不明の52人は、年齢から考えても死亡しているものと思われまので、現在、戸籍から類推しながら、親族と思われるかたなどからその実態について調査を開始したところです。戸籍は年金支給などのベースとはなっておらず、特に実害といったものはございませんが、今後は、その結果をもとに、許可権限を持っております法務局の指導をいただきながら、職権により消除できるものについては、その手続きを進めていく考えでありますので、ご理解願います。

次に、2点目の年金を受給されている高齢者の所在確認についてお答えします。

年金の支給事務及びその所在確認は、日本年金機構が行っており、町では、窓口業務として、資格の取得や減免申請などの諸届等の受付、転入者や転出者等の報告などを行っております。日本年金機構での確認方法は、以前は、年金を受給しているかたから現況届が提出されることで生存を確認していました。現在は、住民基本台帳ネットワークシステムが整備されましたことから、これによる生存確認へと変わりましたが、基本的には、それにより全てのかたを確認しているとのことであります。

なお、町にはこの確認をする義務はございませんが、本町は、都市部とは違い隣近所での付き合いがあることや、年金の受給にかかわらず、高齢者に関しましては、地域包括支援センターなどの組織や、保健師、ホームヘルパー、民生委員などさまざまなかたが、訪問活動などを通じまして普段から安否や健康状態の確認を行っておりますので、特に心配はないものと考えます。

次に、住民票などの各種証明書のコンビニ交付についてのご質問にお答えします。

コンビニ交付とは、住民基本台帳カードで本人確認をし、コンビニエンスストア店舗内にある端末機器を利用し、住民票の写しや印鑑証明書等の交付が受けられるというものです。

東京都渋谷区など首都圏の3自治体が、平成22年2月2日からサービスを開始し、県内では、相馬市が4月6日にサービスを開始しており、現在、全国でこの4自治体で導入をしています。また、県内では会津若松市、須賀川市が導入の準備を進めており、全国では約40の自治体が準備や検討を開始したとのことです。

コンビニ交付は、自治体が契約したコンビニのチェーン店であれば、全国どこでも住民票の写しなどを取得できること、早朝や深夜の時間帯でも利用できることから、総務省では、住民サービスが向上するとの考えで推進しています。また、利用者が多い都市部等では、窓口業務の負担が軽減されるメリットもあることから、サービスの利用に必要な住民基本台帳カードの普及も併せて推進しています。

しかしながら、コンビニ交付は、これらの良い点だけではなく、導入にあたってのさまざまな課題も抱えております。まず、導入には、自治体側のシステム改修が必要であり、初期投資としまして4,000万円から5,000万円が必要であるといわれています。

次に、コンビニ側にもシステム改修の課題があり、現在、すぐに導入できるのは1社、

議員がおっしゃられましたセブンイレブンだけでございます。また、本人確認はカードだけですので、偽造や本人へのなりすましなど、セキュリティ面での不安や、住民票の写しと印鑑証明書までしか取得できない限定されたサービスであることも課題となっていますので、今後、十分に調査しながら検討してまいります。

次に、住民基本台帳カードについてのご質問にお答えします。

9月1日現在、本町で取得されたカード数は104枚、普及率は1.3%となっています。近隣市町村の普及率は、カード発行手数料を無料化している喜多方市が2.4%、その他、北塩原村は0.9%、会津坂下町は1.6%となっており、いずれも低い普及率にとどまっています。カードの取得には、1,375円必要となっていますが、本町では、そのうち500円だけを利用者に負担していただいております。無料としている自治体は会津管内では、喜多方市など3市町ありますが、いずれも期間を限定しての無料化であります。本カードの取得に関しては、基本的には利用者に負担をいただくべきと考えておりますので、現時点では、発行手数料の無料化は考えておりませんので、ご理解願います。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 2番、多賀議員のご質問のうち、子育て支援策として2人目以降の保育料の無料化についてお答えをいたします。

本町では子育て支援策の一環として、本年4月より同一世帯から2人以上保育所に入所している場合は、2人目の保育料をそれまでの2分の1から無料とし、保護者の負担軽減を図ったところであります。18歳未満の子どもが2人以上いる場合、2人目以降の保育料を無料にすることにはできないか、とのご質問ですが、先の3月議会定例会でも町長がお答えしましたとおり、本町の保育料は野沢保育所で国の基準の75%、へき地保育所においては45%に設定し、保護者の負担軽減を図っているところであります。このようなことなどから、保育所に入所した場合、1人分の保育料は負担していただきたいという考えでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

なお町では、少子高齢化が進む中、少子化対策を重点施策として位置付け、昨年度からは医療費の無料化を中学生までに拡大、さらに今年度からは保育料の負担軽減のほか、保育所における保育時間の拡大や一時保育事業の実施など、子供を産み育てやすい環境づくりのため、各種施策を総合的に実施してきたところでございます。

また、国におきましても、子育て関連の財源を一括して市町村へ交付し、市町村の裁量で地域のさまざまなニーズにあったサービスの提供ができるようにする、子育て支援策の抜本改革が検討されておるようでございます。町といたしましては、これら国の支援策の動向も見極めながら、今後も総合的な視点で子育て支援策を進めてまいる考えでありますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長 2番、多賀剛君。

○多賀剛 再質問をさせていただきますが、まず高齢者の所在不明の問題について、これはそうすると、100歳未満のかたもすべて町としては確認を取れているというふうに理解してもよろしいでしょうか。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 お答えをしたいと思います。

戸籍と実際の住んでおられる住民票というのは別な次元でございまして、戸籍は基本的には親子とか、そういう家族間の関係を表すもので、これはこれで別で、実際の年金、また人口関係をつかさどっているのは住民票のほうでございまして。こちらについては、先ほど申し上げましたように住基ネットという形で全国でつながっておりまして、また、本町自体こういう場所でありまして、隣近所の付き合いもありますので、基本的にはすべて確認は取れているかというふうに思っております。

○議長 2番、多賀剛君。

○多賀剛 その確認、私がお尋ねしているのは、戸籍上のことでも一番大切な住民票のことなんですが、その確認を取れているということは、要は代理の確認とか、書類面での確認だけということでも理解してもよろしいですか。例えば、本人の、答弁にもありましたけれども、コミュニティの中で民生委員さんとか、区長さんだとか、そういう地域の中ですべて本人の確認が取れているということでもよろしいでしょうか。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 住民票とちょっとかけ離れた形にはなってしまうわけですが、基本的には住民票、そこに住んでおられるかたについて載っているわけでございます。確認についても、確かに今いる7,000人、全部、じゃ顔を出して、確認しているかというお話になりますと、確かにそれはちょっと全部はできていないわけですが、そういう形で隣近所で付き合いがある、またそういう形でいろんなかたとふれあいがあるという点で、都市部のように、例えば10年も20年も、本当に全然隣とも顔を会わせないで、まったく付き合いがなく分からなかったというようなケースはないものというふうに考えております。

○議長 2番、多賀剛君。

○多賀剛 私が心配していたのは、高齢者の一人暮らし、もしくは二人暮らしの中で、所在が分からないとか、そういうことがなければ、それはよかったです、それは今、新聞なんかで騒がれているような問題は本町にはないということでも理解いたしました。これからもコミュニティの中で、しっかりそういうところをサポートしていただきたいと思っております。

質問を変えまして、二つ目の住民票などの自治体証明書のコンビニ交付サービスの件についてお尋ねしますが、これは初期投資が4,000万から5,000万くらいかかると、それですぐに取り組めるのはセブンイレブンというコンビニができるということでもあります、これは総務省も増やそうとしているということは、なんらかの支援策があるんじゃないんですか。今、導入すれば、あとからやるよりもなんか、例えば補助が出るとか、そういうことはないですか。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 それでは、コンビニ交付の助成というんですか、それについてお答え申し上げます。

先ほど申し上げましたように、コンビニの納付をやるには、こちらの町側のシステムの改修ということで、だいたい4,000万から5,000万くらいかかるというふうにいわれております。これにつきましては、総務省の関連団体というんですか、団体を経由しながら補助があるというふうに聞いております。それでその補助率でございまして、補助の中での

3分の1というようなことでございまして、その全額の3分の1になるかどうかはちょっと確認をしておりますが、残りについては、各自治体が負担をするというものだそうでございます。

○議長 2番、多賀剛君。

○多賀剛 私は仕事から、住民票やら印鑑証明をいただく機会が結構あるんですが、これは皆さん、毎日役場に来ている人はあんまり感じられないかもしれませんが、共働きで二人して働いている人、あるいは町外で働いている人というのは、たかが住民票1通取るというのを役場に来なければいけないというのは、大変な労力を使わなければならない。中には仕事を休んで窓口に来て取らなければいけないというようなケースも実際にあります。ですから、こういう補助が実際にあるということであれば、なんで今すぐ取り組まないのかなというのが、はなはだ疑問なんです、その点をもう一度お尋ねします。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 住民票ということである程度限定してお話しを申し上げたいと思うんですが、この住民票でございますが、現在、住民基本台帳ネットワークということで、ほとんどの役所がつながっております。住民票、基本的には地元の役場で取られるかたが多いと思うんですが、この住民基本台帳ネットワークにつながっている役所、県でも大変ございますけれども、そこであれば、特に地元の役場でなくても、ほかの役場でも、例えば会津坂下町とか、喜多方市とか、そういうところでも本人を証明するもの、具体的には免許証ですね、そういうものがあれば、どこの役場、市役所でも取れるというものでございますので、そういう点では、なかなか地元の役場で取るのは難しいということになっても、そちらで取るということがまずできます。

二つ目としまして、役場、5時までですが、なかなかその時間ですと帰ってこれないというかたもいらっしゃいますので、そのために週に、火曜日と木曜日ですが、7時まで、窓口の延長という形で取り組んでおります。ぜひそちらなども使っていただきながら、やっていただければというふうに思います。

一番はじめの初期投資の関係でございますが、4,000万、5,000万のうち、基本的には3分の1補助ということで、残りは自前で用意しなければならないというものでございます。本町の取り扱いの件数とか、そういうのをみながら、どの程度でできるかというのもございますが、基本的には住民票と年間で100万程度の手数料でやっているわけでございますけれども、それを考えますと、なかなか費用対効果という面から、やはり十分に調査検討することが必要かなというふうに考えてございます。

なお、1回1回の交付についても、若干手数料等がその都度かかるようでございますので、それらも含めて十分に検討していきたいというふうに考えてございます。

○議長 2番、多賀剛君。

○多賀剛 言っていることはある程度理解できますが、実は私も、昨年、一昨年、2年前ほどですけども、この住民基本台帳というのを取りました。この住民基本台帳カードを取得したのは、電子申告をするとき、eタックスで税額の5千円の割引があるというようなことで取って、実際それで申告しました。でも、そのとき1回使ったきりで、あとはもう机の奥にしまえばなし、今日は何年かぶりに、2年ぶりに出してきました。だから、

この、先ほどの答弁でありましたけれども、この住民基本台帳カードを普及させるということは、今の将来的にはコンビニでの各種証明書の発行も合わせて、eタックス、電子申告の普及だったり、あとは答弁にもありましたけれども、もしかすれば町の業務、仕事量の緩和になったりという、私はいいいことがたくさんあると思います。だからぜひ、私は取り組んでいただきたいと思うんですが、検討するというのであれば、今後に期待したいと思います。

では質問を変えます。私、最後の質問になりますけれども、これは町長にお尋ねしますけれども、私、保育料2人目無料とする件、これくどいと言われるかもしれませんが、実際くどいかもしれませんが、これは町長のマニフェストの目玉政策であるから、くどいようですが、あえて聞かせていただいているんです。それで、3月の議会の答弁の中でも、財政的な問題もあるし、いろんな機運が高まってくれば、これから検討するというのも、私もそれは理解しております。実際、21年度の決算の状況をみますと、単年度収支で1億9,000万からの黒字になりそうであります。なんでこんな中で、現状よりも健康福祉課で試算したところによりますと、プラス1,000万くらいのお金が必要になるということで、なかなか次に進めないということでありましたけれども、なんで1億9,000万円もの黒字が出ているのに、たかが1,000万円の、たかがとってはおかしいですけども、1,000万ほどのお金でできる施策を、それも目玉であるものをやらないのか。それが不思議であるので、くどいようであります聞いております。町長にひとつご答弁いただきたい。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 確かに質問者の多賀議員にこの件についてはお答えしたとおりでございまして、いってみれば、子育て支援というのは、この町にとっての目玉的課題だというふうに思っております。福島県内、全国を調べるというのなかなか困難でありますから、進んでいるところ、あるいは同等なところ、いろいろ調査をしてみました、個人的に。田村市だっただと思いますけれども、無料化です。あるいは大玉村、これは18歳未満以降2人目は無料にしようということですね。そうしたさまざまな自治体ごとに、この子育ての取り組みというのはされておまして、西会津もある意味では一歩前進してきたのかなというふうに思っているところであります。

そこで先ほどの課長の答弁でもありましたように、この子育て支援というのはさまざまな角度で検討しなければならないと、それは一つは、これまで国の保育所、認可保育所であれば、国の基準の75%、あるいはへき地保育所であれば45%に合わせながら軽減策を取ってきたわけです。そして3人目以降は無償ということであったんですが、それを一段階上げてきたと。それは、一つはやはり行政全般のバランスを考えなければならないということでもあります。もう一つはやっぱりこの子育て支援においては、単なるこの無償化だけではなくて、一つは実際に預った場合に、いかに子育てしやすい体制につくっていくか、これだっているところの保育所の先生や、あるいはこれに携わるかたがたの課題の中においても、財政的な見地から、いろいろ取り組んできた結果がそうあります。

もう一つは、やっぱり財政的な問題もございまして、今ほど言われた結果的にその精算した決算の中で、黒字決算ということになったわけでありましてけれども、これはさまざま

な、いわゆる事業計画の中において、結果的に、総合的に黒字決算となったわけでありませうから、じゃ途中でこの問題について、すぐに切り替えて、ここを無償化にしようというようなことについては、なかなか単年度の中には私は無理があるだろうというふうに思っています。

そこで、これからの子育て支援ということでは考えなければならないのは、自治体だけで、この子育ての問題というものを考えるということだけではなくて、国の制度として、やはりきちっと対応していくべきな課題の一つでもあるんじゃないかと思っています。この間、一人当たりいくらという現金を支給されてまいりました。新聞社各社から、この子育て支援に対する自治体首長のアンケートが出されておりました。私はその中でどう答弁をしたかといいますと、確かにこの受け取るほうは現金で受け取るということについては、非常にありがたいというふうに思うんですけども、しかし、そこの自治体の裁量権があって当然ではないのかというふうにいいました。それは何かと申しますと、今ほど議員が質問されたように、町ではこの一部を無償化にしたいというふうな財源に使わせていただきたいと。あるいは、もっと子育て支援の中でやるべきことがないか、町民の皆さんにいろいろと判断をしていただく、あるいはそういう提言をいただくような中身にしていきたい。こういう二面性を持ったような子育て支援体制というものを国もやはり打ち出してくるべきではないかという話をしておりました。今ようやくこの裁量権という問題も、そろそろ民主党も考えているようでありますから、期待をしているところであります。

そうしたバランスを考えながら、私はこれから、これから行き着く先は多分、私は無料化ということにつながってくるんじゃないかと思えます。ですから、この種の問題についても町だけで無料化ということも大事なことでありますが、国の方針の動向も見極めながら、しっかりこれについて対応していきたいというふうに考えておりました。当分、現在この1年1カ月くらいしかまだ経っておりませんので、町民の皆さんの声というものを、あるいは子育てをしているかたがたの声というものもきちっと受け止めながら、適切な時期にこういった見直しが必要かどうか、ちゃんと対応したいと思えます。

それはどこで見直すのか、これは皆さんにお示ししましたように、行革大綱の中でこういった意見を取り入れながら、いろいろな角度から検討していきたいというふうに思っています。

○議長 2番、多賀剛君。

○多賀剛 町長の答弁を聞いて理解はしましたけれども、その子育て支援策ばかりだけではないですね。結果として締めてみたら1億9,000万もの黒字になったということであれば、やっぱり予測する面もこれからは必要だと思うんですね。どんどんと起債の残高が少なくなってきて、財政の健全化指数が年々よくなってきていると、それは見栄えがいいですけども、しっかりとした行政サービス、住民サービスをした中で、そういうことであればなおいいと思えますので、これからはもしっかり取り組んでいただきたいと思えます。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長 1番、目黒一君。

○目黒一 皆さん、おはようございます。1番、目黒一でございます。質問に入ります前

に、一言申し上げたいと思います。

伊藤町長は、町長に就任して1年目をむかえ、首長として町の行政に携わってこられ、また新年度の4月からは、また副町長が福島からおいでをいただき、伊藤町政の態勢がようやく整いました。今後、伊藤町長は2年目をむかえ、町政発展のためにさらなるご尽力をお願いいたします。

それでは、さっそく質問に入らせていただきます。町の農業振興について伺います。

1番目に集落営農についてであります。集落営農の狙いは、集落の農業維持、発展させるため、助け合いの精神を基本に、集落の困りごとを共有化して、問題解決を図っている事業といわれております。すなわち、機械施設は共同利用する形で組織化を図っていくということだと思っております。

そこで西会津町の農業後継者は、まだまだ高年齢層によって行われているのが現状であります。最近数人の若い農業者が育ってきておりますことは、大変うれしく心強いことでもあります。また、高年齢化に対応するために、町は一例として牛尾集落に一昨年より牛尾集落営農改善組合の取り組みに協力し、昨年3月に牛尾集落営農改善組合を設立しました。それに伴い町は、昨年6月に国の補正予算を利用して、集落営農法人化と緊急推進事業、すなわちライスセンターの建設事業であります。牛尾集落営農改善組合に希望取りまとめを行い、集落営農法人化等、緊急推進事業を導入して、今年3月に完成しました。この事業については、中山間支払事業第2次対策の一環として取り組み、推進してきましたが、今年度から第3期事業が始まりました。町は今後5年間の間に新たな集落営農の取り組みをどのように考えているか、また、この事業による経済効果も併せて伺います。

次に過剰米対策について伺います。西会津町の基幹作物は水稻であります。ここ数年来、米の消費量は年々減少傾向にあり、その対策が重要と考えております。そこで過剰米を利用した米粉の取り組みについて町はどのように考えているか伺います。

3点目については、農作業委託について伺います。町は昨年度まで水田農業構造改善交付金、約総額で1,715万円を利用して、町の農業行政に取り組んでこられました。その一部に農作業委託料助成も含まれていましたが、今年度からは制度変更により廃止になりました。また、本年度からは、意欲ある農業者が水田農業を維持できるよう、米に対して国が直接支払いによる所得補償を行う、米戸別所得補償モデル事業が始まりましたが、今年産米の価格は、60キロ当たり例年より2,000円以上下回る価格を仮渡金として生産者に支払う報道がなされております。最終価格ではありませんが、これでは生産農家は非常に苦しくなり、農業を継ぐかたは少なくなると思われます。

そのために町は、今後の取り組みとして農作業の生産コストを下げ、また機械貧乏を防ぐためにも、機械の有効利用を図り、また作業効率向上のために機械利用組織認定農業者、また担い手農家等を利用した米生産農家に対して、町独自の助成が必要と思われ。昨年度までは産地づくり交付金の一環として、農作業委託料、約470万程度の助成を行っていましたが、町は次年度から、町独自の助成が必要と思っております。町の考えを伺い、一般質問とします。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 1番、目黒一議員の農業振興のご質問のうち、はじめに集落営農の推進

についてのご質問にお答えいたします。

今年度からスタートした第3期中山間地域等直接支払制度は、高齢化の進行等に配慮した内容に見直され、より取り組みやすい制度内容となり、生産調整の達成についても交付要件ではなくなり、より多くの集落で取り組めるようになりました。現在のところ、町全体では、前期対策から継続実施をする集落と今期の対策から取り組む集落とで集落協定 43 協定、個別協定 12 名が取り組むこととなりました。

この中山間地域等直接支払制度と集落営農との関連性は高く、1期から2期の10年間でこの制度の取組みを契機として、集落の農地を今後どうしていくかなど話し合いの場となる農用地利用改善団体が下小島、出戸、牛尾、高目の4集落において設立され、農地の集積や農作業の受委託など、地域の農業を地域全体で守っていく取組みを実践しております。

第3期対策の今後5年間の中でも、引き続き協定未締結集落への取組み促進と協定集落への取組み農地の拡大等を推進していく考えであります。

次に、集落営農による経済効果についてですが、目黒議員のご質問の中にもありましたように農用地利用改善団体である牛尾集落営農改善組合においては、平成21年度の国の緊急経済対策事業の一つである、集落営農法人化等緊急整備推進事業によりミニライスセンターの整備を行い、今月の収穫作業から稼働する予定であります。また、下小島、出戸においても機械利用組合があり、高目においても機械利用組合が設立される予定です。このように、農業者個人で導入すれば大変高額である施設や高性能機械の導入も、集落営農の中での共同導入や利用により、過剰な設備投資を抑制し、コストの削減と品質の向上につながっており、経済効果があったものと考えております。

今後も米価の下落、生産者の高齢化、後継者不足など、農業を取り巻く環境は一層厳しさを増していくと思われ、益々集落営農が重要となってきます。県の農業普及所や農協など関係機関との情報交換や打合せを定期的に行いながら、重点推進集落の選定、集落単位での研修会・座談会などを開催し、農用地利用改善団体への誘導など集落営農の推進を図ってまいりたいと考えております。

次に、米粉についての町の取組みのご質問にお答えいたします。

国は食料自給率の向上を図る中で、平成20年から本格的に、新たな米利用としての米粉の利用促進、普及拡大を推進しております。また、国の新たな制度として、今年から水田農業の経営安定と食料自給率の向上を目指し、国が農家へ直接支払いにより所得補償を行う戸別所得補償制度が始まりました。今年度実施されているモデル対策のうち水田利活用自給力向上事業では、新規需要米として、米粉用の水稲の作付けも交付金の対象となっており、10アール当たり8万円交付されるものです。

過剰米対策の一環としてはかなり有利な転作制度ではありますが、交付要件として、米粉の利用者との出荷契約などが必要ということで、実際に確実な需要がないと交付金に該当しないこととなっております。

その需要については、製粉技術や加工技術の発展で、パン・麺・菓子などさまざまな食品への利用が広がっており、小麦の国際価格の変動で消費者や食品メーカー・外食産業などの米粉への関心も高まっていますが、小麦と比べたコスト的な課題から本格的な需要

が見込めないのが現状であります。

水稲が基幹作物である本町としましては、米粉用の水稲の作付けは基盤整備田や農業機械など既存の資源を有効利用でき、生産調整へも認定され、遊休農地の利活用にもつながるものであります。

町でも、地元の特産品とするべく、去年は米粉を利用したハンバーガーの新規開発などへの支援をしておりますが、今後も農協などの生産者団体と連携して、米粉の利用者・販売先の開拓に努めていきたいと考えております。

次に、農作業委託の推進についてのご質問にお答えいたします。

農作業委託料の助成については、担い手農家へ基幹5作業、耕起・代かき・田植え・稲刈り・乾燥調整のうち、2作業以上委託した場合に、農作業を頼んだ方、委託者へその作業委託料金の3分の1以内、10アールあたり上限で2万円で助成するもので、平成21年度は産地確立交付金として、町内農家75名に486万6千円が交付されております。

一方で今年度からは、新たに始まった戸別所得補償制度の中の米戸別所得補償モデル事業により、米の作付け面積全体を対象に、自家保有米分を除き、10アール当たり1万5千円が国から交付される仕組みとなり、米作りに係る経費については、戸別に直接補償されることになりました。なお、この事業は生産調整の達成が条件であり、農作業の委託の有無に関わらず交付されるものであります。

町としましては、担い手農家への農地の集積や農作業委託を推進することが、安定的かつ効率的な水田農業を進めるためには有効であることから、産地づくり対策の始まった平成16年度より事業項目の中から選択し、昨年まで当該農作業委託料の助成を行ってきました。

しかし、今般の国の制度の変更により、戸別所得補償制度で生産に要する費用が補償される全国一律の制度になりましたことから、今年度のモデル対策の実施状況及び畑作も含めた来年度からの本格実施される制度の利用状況を見守りながら検討していくべきと考えております。

○議長 1番、目黒一君。

○目黒一 再質問をさせていただきますが、まず農業振興についてでございますが、先ほど課長の答弁において、牛尾集落の次は高目集落が予定しているということの答弁がございました。それで、私は一応、ミニライスセンターをつくったわけでございますが、その中で、やはりいろんな面で経費が相当かかっているということも現実でございます。それで、今後、この事業に取り組む地区については、町単独の経費も上乘せして対応することが望ましいと思っておりますが、町の考えについてお伺いいたします。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 再質問にお答えいたします。

牛尾集落の取り組みについては、今後の水田農業を推進していくにはモデル的なケースであると考えまして、今年度については、牛尾集落の事業費のうち、事業主体の負担となりました借入金についての経費の一部を町が助成することで計画をしております。なお、今後制度がいろんなふうに変ってきますので、その内容については、支援内容については次年度以降の国の方向性などを合わせながら検討していきたいと考えております。

○議長 1番、目黒一君。

○目黒一 今、課長から次年度についてはいろんな国の制度をみながら進めていくという答弁でございました。これはやってみないと分からないわけですが、なかなかやるにもいろんな問題点が数多くあるわけですが、やはり生産者というか、そういう組織を育成させるためにも、町としては何らかの応援対策が必要と思いますが、町長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 今回の牛尾集落営農改善組合が組織をされて、そしてミニライスセンターをつかったわけでありまして、拝見をさせていただきました。これからこうした取り組みが各地域で起こっていくんだなというふう感じたところでありまして、そのモデルとなっていると思われまして。

実際に全体で2,500万かかったわけでありまして、その半分は国、そして地元の分、そしてそれを借り入れする分についての一部を利子補給として町で対応していたわけでありまして。しかし実際のところ、運営をしていく段階、建てる段階において、敷地、この道路の問題とか、あるいはそうしたことさまざまな付随する内容等も出てきているのではないかなというふうに思います。そうしたことは、やはり町としてできる限り協力をしてまいりたいし、そしてこれから、今ほど課長が答弁したように、ランニングコストの中で、本当に大変な部分もあるかと思うんであります。これからいろんなところでそうした組合ができてきましたときに、総合的に統一できるような課題というものについて、みんなで検討していただいて、そして町と協議をして、その中でこれから検討していくべきではないかなというふうに思いますので、そうした課題別ごとに、これからこうしたモデルを形成した場合について、町としても取りまとめをしてまいりたいと、今はそういう段階ではないかなというふうに思っております。

○議長 1番、目黒一君。

○目黒一 今の町長の答弁でおおむね理解したわけですが、欲をいえば、またもう1点なんですけど、利子補給が何割か、利子補給の何割かは町で補給するという流れで、一応始めたわけですが、この利子補給もけっこう団体組織をつくって償還しなくちゃならないという場合には、負担の一環にはなっているのは事実でございます。

まして最近、米の値段が、今年の仮渡金より相当下落していると、仮渡金が下落した中で支払いするというような流れが報道でされているわけですが、それらについても、やはり農家は非常に厳しいような現状にあるということも理解していただいて、町の来年度の対応については、十二分に検討してやっていただかれることをお願いいたします。

なお、2番目の米粉の利用の問題でございますが、この件については、いろいろマスコミ等でも報道されておりましたが、やはり経費の面、それから加工業者の件、いろいろ双方の話し合いが必要になってくることは当然だと思います。それで、一步でも進んでいけるように、現在、その米粉を比較的、発展的にこの米粉事業に推進している県があれば、お聞かせ願いたいと思います。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 全国的に課題は同じでして、やっぱり需要がないところに生産はできな

いということで、J A会津いいでとしても今年度は積極的な取り組みをなされなかったのが現状であります。来年度からのその制度の中で、米粉施設の整備等の支援等も検討されているようでありますので、それらを十分踏まえながら、また先ほど申しましたように販路の確定とか、そういう部分についても検討していきたいと思いますが、現実的には、先ほどから申し上げているとおり、需要拡大が一番の課題でありますので、それは全国的な課題となっております。

○議長 1 番、目黒一君。

○目黒一 先ほど米粉の答弁の中で、地元の特産品とすべく、昨年は米粉を利用したハンバーグの新規開発など支援をしておるということでございますが、これは管内の中で進めていたということでしょうか。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 町内における取り組みであります。昨年、会津大学の学生と、それから町の商店におきまして、会津大学より米粉バーガーの提案がありまして、それを地元産の米を使って、地元のパン屋さんがパンを製造し、それを商店において、地元産の野菜をつかって一つの商品化とした取り組みでありまして、その取り組みから製品化にいたるまで、町も一緒になってその作業を支援してまいりました。

結果ですが、大変消費者の皆さんに喜ばれる商品となりまして、現在道の駅におきましても、土日の目玉商品となって販売をされております。

○議長 1 番、目黒一君。

○目黒一 課長の答弁をお聞きして理解したわけでございます。この米粉についても、西会津産のコシヒカリは非常に評判がいいということは、皆さんがたも承知であります。そういう米を使って地産地消の開拓にまい進していただくことを希望申し上げておきたいと思えます。

次に、農作業委託の件でございますが、産地づくり交付金につきましては、昨年度まで実施したということで、町の答弁もあったわけでございますが、やはりこれからは農家の従事者が高齢化、ますます高齢化になっていくというようなことで、担い手がだんだん少なくなるということは目にみえているかと思えます。

それで、やはりこういう機械貧乏を防ぐためにも、利用組織、または認定農業者、担い手農家等に依頼をしていただいた課題については、何らかの手助けがあれば機械貧乏は防げるのではないかというふうに考えられますが、再度その点についてお尋ねいたします。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 昨年まで実施をされておりました農産業受託の助成を含めて、産地づくり交付金が町内全体では、約 1,700 万円ほど交付されておりました。今年度から戸別所得補償モデル対策が実施されたことによりまして、おおよそ町内で現在の加入状況からすると、8,200 万円ほどの交付金が町内全体に交付される予定であります。それは、戸別にその経費について助成をするという方向でありますので、今年度のこの戸別補償モデル対策の実施と、それから来年度以降、畑作を含めた事業の実施を検討しながら、具体的な支援については検討していきたいと考えております。

○議長 1 番、目黒一君。

○目黒一 今、課長の答弁でおおむね理解したわけですが、農業行政は非常にこれから厳しい、ますます厳しくなるかと思っておりますので、十二分に頑張っ、町当局の指導を期待して私の一般質問を終わりたいと思っております。

○議長 4番、荒海清隆君。

○荒海清隆 皆さんこんにちは。4番、荒海清隆でございます。

このたびの定例会に過疎地域自立促進計画が上程されておまして、これから審議をされるわけですが、事前に計画書の仕様が配付され、また、町民に対しての意見公募等もありました重要な議案であります。今後のわが町の振興を左右するものと考えております。

以上の観点から、私は5点ほどの質問を通告しておりますので、町当局のご答弁をお願いするものであります。

まず第1点目として、農産物に付加価値を付けるために加工に取り組むとのことですが、町はどこにどの程度の加工施設を整備する考えなのかをお伺いするものであります。

次の質問ですが、奥川地域交流施設整備事業であります、旧保育所と旧寄宿舎の利活用を考えておられるようですが、その内容はどのようなものなのでしょうか。これからの奥川地域の活性化を図る上で大変重要な計画でもあり、また地区民として大きな期待をよせているものであります。

続きまして観光についての項目の中で、飯豊山の豊かな資源を活かした観光の推進を図るため、登山道の整備をするとあります。具体的にどのような内容のものなのでしょうか。また、鏡山等についての記載がなかったようですが、鏡山についての計画があったら併せてお伺いするものです。

続いて奥川の溪流釣りの名所として育成していく計画についてであります、その内容等もお伺いをしたいと思います。

最後に、過疎地域自立促進計画案について、意見公募がなされたわけですが、その結果はどのようなものだったのでしょうか、お伺いいたします。

これで私の通告をいたしました一般質問とさせていただきます。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 4番、荒海清隆議員の過疎地域自立促進計画案についてのご質問のうち、1点目の農産物加工施設の整備に関するご質問にお答えいたします。

農産物加工は農作物の付加価値を高め、農業所得の向上を図るとともに地域の活性化につながる大変有効的な取り組みであり、町内においても現在数名のかたが加工品の製造・販売に取り組んでおられます。また、新たに奥川地域づくり会議の皆さんによる特産品づくりの勉強会や、町内企業の野菜をつかったパウダー化の事業、菌床栽培者による加工の検討など、最近、加工に対する関心や機運の高まりをみせております。

現在までの町の取り組みとしては、加工場の視察研修実施や、平成19年度に保健所職員を講師にむかえ加工の許認可・表示等に関する研修会の開催、同年度から町のふるさとまつりの農業まつり部門において、農産物加工コンテストを実施しており、今まで多くの皆さんが加工品の試作に取り組んでおられます。

今年度の事業としては、町の特産品となるような加工品を開発するために、加工品の製

造から販売までに必要な一連の知識と加工技術を習得するための研修会を開催し、受講後は実践できる人材の育成を図っていきたいと考えております。また、今後は実際に取り組む人達により加工組合組織の立ち上げ等も検討し、支援していきたいと考えております。

この研修事業等の取り組みを進める中で、町民のかたがたの農産物加工に対する意向や課題、どのような施設の整備が必要なのか、町としてどのような支援ができるのかなどが明確になると思われます。このようなことから、現在のところは、具体的な加工施設の計画までは到っていない状況ですが、今後は、積極的に検討を進めてまいる考えでありますのでご理解願います。

○議長 商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長 4番、荒海議員のご質問のうち、奥川地域交流施設整備事業、飯豊山の豊かな自然資源を活かした観光の推進、奥川の溪流釣りの育成についてのご質問にお答えいたします。

まず、奥川地域交流施設整備事業についてであります。議員もご承知のとおり、人口の減少や少子高齢化が進む奥川地区において、地域の活性化を図ることを目的に、昨年6月奥川地域づくり会会議が発足されました。この奥川地域づくり会会議は、発足から現在まで、旧奥川保育所や奥川寄宿舍を利用した食堂や農産物直売所の試行、花の植栽などによる景観整備、農林産物や山菜に付加価値をつけるための加工施設整備の検討などに取り組み、そば祭りの開催や郡山市の親子約30人が、一泊二日で魚つかみや竹の水鉄砲作りなどを体験したグリーンツーリズムの受け入れなど、着実に成果をあげているところであります。

町といたしましては、このように地域の活性化に取り組む団体につきましては、積極的に支援してまいる考えであり、今後、旧奥川保育所や奥川寄宿舍を活用した事業の運営方針等が具体的に決定されれば、食堂の整備や宿泊施設としての整備などつきましても支援してまいる考えであります。

次に飯豊山の持つ豊かな自然資源を生かした観光の推進についてであります。町では日本百名山にも選定されている飯豊山を町観光振興の一つの柱として位置付け、いいでの集いの開催をはじめ、観光パンフレットの作成、ホームページでの紹介、登山道や駐車場の整備、案内版の設置、祓川山荘の管理などに取り組み、全国の登山愛好者に飯豊山の持つ豊かな自然や素晴らしい景観を体験していただくとともに、町の観光振興に努めてまいりました。

今後につきましても、より多くのかたに来ていただき町の活性化が図られるよう、施設の整備やPRに努めてまいる考えであります。

また、県の百名山にもなっております鏡山につきましても、飯豊山同様に素晴らしい景観を有していることから、毎年、西会津山の会が主催となり開催しております鏡山山開きを引き続き支援するとともに、施設の整備やPRに努めてまいる考えであります。

次に奥川の溪流釣りの育成についてであります。ご承知のように奥川は釣り愛好者の間では有名な溪流釣りの場として知られております。町といたしましても、これまで飯豊山同様に観光パンフレットの作成やホームページでの紹介、案内板の設置などに努めてまいりました。

今後におきましても、清流の保全など、現在有している素晴らしい環境の維持をはじめ、西会津地区非出資漁業協同組合等の関係団体との連携強化により、より多くのかたに来ていただけるよう、努力してまいりたいと考えております。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 4番、荒海清隆議員のご質問のうち、町過疎計画に対する意見公募に関する質問にお答えしたいと思います。

過疎地域自立促進計画策定にあたっての、町民の皆さんへの意見公募は、7月13日から8月9日にまでの4週間、28日間にわたり実施してまいりました。このたびの意見公募は、町役場・公民館・新郷連絡所・奥川支所の4カ所に縦覧用の計画書を配置したほか、町ホームページでも閲覧できる体制で臨みました。また、このことにつきましては、全戸にチラシを配布したほか、ケーブルテレビでもお知らせをしまいたところでもあります。

その結果であります、町に提出された意見は、残念ながら1通のみであり、その内容につきましても、どちらかといえば町活性化に向けての提案的な内容でありました。計画に対しての直接的な意見ではありませんでしたので、計画書の修正などの作業は行っておりませんが、本意見に対する町の回答は、去る9月3日から町ホームページで公表させていただいているところでございます。

○議長 4番、荒海清隆君。

○荒海清隆 それでは、ご答弁いただいたわけではございますが、最初にご答弁いただきました加工施設についてお伺いをいたします。

加工施設は、事業主体が加工組合となっておりますが、加工組合とは、具体的にどこの組合を指しているのでしょうかお伺いをいたします。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 先ほどの答弁でも申しましたように、個々の事業について支援するのではなく、今後計画している研修会を通じて、どのような取り組みをしていくのか、どのような組織で具体的な施設整備をしていくのかが形になってくると思われま。

町としては、個々の事業になるのか、組織化をするのか、現在のところは確定してはおりませんが、できるだけそういう意向を持つかたちで組合等を組織していただいて、その組織について支援をしていきたいというふうに考えております。

○議長 4番、荒海清隆君。

○荒海清隆 ただいまご答弁いただきましたが、加工組合を、できたらそこに支援するんだということだと思っておりますが、それは分かるんですが、その加工組合を組織するまで、そして組織する大変なものがあると思うんですよ。その辺をもう少し具体的に支援はできないものかということなんですが、どうでしょうか。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 現在のところ、その組織化ができるのか、個人の実施になるのかがまだ明確になっておりませんので、方向性を見極めながら、支援についても具体的に検討していきたいと考えております。

○議長 4番、荒海清隆君。

○荒海清隆 ということは、できなければ支援はしないんだということに取れるんですが、

それでよろしいんですか。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 加工場の建設等といろんな補助については、個人に対する補助、それからある程度集約した形での補助、いろんな実施があると思いますが、できれば、意向を持つかたたちが共同で行うような取り組みを望んでおります。できない場合は支援しないのかということではありますが、それらについては、具体的な検討段階になって検討していきたいと考えております。

○議長 4番、荒海清隆君。

○荒海清隆 いつもそうなんですけれども、前にも生ごみの堆肥化、私も取り上げてきたんですが、やっぱり町でやるという明確な答えはなかったんですね。それは、何人かのグループ、組合をつくってやってくれば町として支援するんだという考え方なんですよね。そこが問題なんです。組合でも個人でもいいんですけれども、そこにやるまで、組合をつくるまで、そして例えば加工の機械を入れるまで、いくらだいたいかかると思います、その加工するまで、大変な金がかかるんです。それを個人とか、ある程度、組合ですか、それを出しあってやればいいんですけれども、それができないのが現状じゃないかと思うんですが、その辺どのように認識されておりますか。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 具体的な事業費等なんですけれども、検討した、例えば新しい施設をつくる場合、それから使われていない施設を改造して漬物、切り餅等の加工に取り組む場合、おおよそ課として試算した中では、500万程度の事業費がかかるものと見込んでおります。基本的には町が施設を整備し、それを利用させていただくという方法もあるわけですが、近隣の加工施設の利用状況などをみてみますと、町が施設を整備して利用させていただくような形としているところと、個人のかたが直接自分たちで立ち上げた施設、周辺町村の状況をみてみますと、みずから立ち上げてみずから運用していこうという加工施設が、現在はうまく運用しているような状況もありますので、できるだけ加工したいというかたがたが自分たちで計画を立ち上げ、それで町も一緒になって支援をしていきながら実施に向けて、両方で計画実施に向けていきたいと考えております。

○議長 4番、荒海清隆君。

○荒海清隆 あと私は、近隣町村の真似をしなくてもいいんじゃないかと思うんです。西会津は16年に自立宣言をして、自分の町は自分たちでやっていこうと、そして20年にはまちづくり基本条例を制定して、町民が主役になってやっていく、そういうこと考えれば、協働のまちづくりですね、それに向けてやるならば、まだまだ町と町民、それから議会と三者でやることも、選択肢もあるんじゃないかと思うんですが、どうでしょうか。

○議長 副町長、和田正孝君。

○副町長 お答えしたいと思います。

加工場を通しまして、いわゆる地域づくりでありますとか、というところは必要なのかなということで、今回このような内容となっているところでございます。地域づくりにおきましては、やはり地域のかたがたが主体的に動かれるということが、結果として事業の展開なり、地域の活性化なりということにつながっていくというのは、これは成功例など

というのをみますと、多く報告されているところでございまして、西会津におきましても、このような動きがあるということでございますから、町として積極的に活動内容にかかわりながら、議員おっしゃるように、西会津独自のやり方というのを検討していきたいなどというふうに、方向性を今決めたいというところで考えているというところでございますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長 4番、荒海清隆君。

○荒海清隆 くどいようですが、まず町では方向性を見極めるということですよ。その方向性なんです、地域で加工場をつくってやってみたいというかたはおります。だが、なかなかそこについていけない、今やるから500万を集めてやりますかといって、今500万を用意できる人、何人いると思いますか。民間の活力を利用してなんていわれていますが、今、民間では活力ほとんどないのが現状だと思いますよ。どういう業種にしても。その中で出してやってくれって、それを見極めるというようなことであります、町はなんか逃げていっているような気がしてなりません。

前にも申し上げましたが、振興公社の活用、これは農家のリスクを、あるものを、それを最初からそのリスクを背負ってやるのが振興公社の役目だったと思うんですが、そういう選択肢もあるんですが、そういうことはやっぱりできないんですか。

○議長 副町長、和田正孝君。

○副町長 確かに立ち上げには必要な資材と人員というものが必要になってくるわけでございます。ただ、すべて、例えばですけれども、加工組合を設立するとし、その加工員のかたが出すということではなくて、今ですと、いわゆる過疎中山間地域の振興という形で、県などにおきましても、特別に手厚く、その直売所、加工場などの立ち上げに必要なサポート事業を行っているところでもございますので、そういった面では、加工場といってもいろいろそのレベルはあろうかと思いますが、以前に比べればハードルは低くなってきているのかなというふうに感じておるところでございますし、それとあと今、道の駅のよりっせのところのお話かなと思いますが、西会津町の振興公社ですね、ができないのかということでございますが、これまでは先導的な取り組みということで、いろいろ事業を展開してきましたが、現在やっている事業の動向なども十分考えた上で、それとマッチするのかどうかということ併せて考えながら、進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長 4番、荒海清隆君。

○荒海清隆 振興公社で、実はマコモの栽培をされているようであります。これは今栽培しているわけなんです、刈り取りをして製品になるまでには相当な工程を踏んで製品化しているようであります。例えば乾燥施設、それから切断して、あとは粉砕機とか、今やっておられるわけなんです、どの辺までおやりになるんだか、ちょっと分かりませんが、その辺のことを考えてみれば、やっぱりそういう施設があって、そこにあったところに町民のかたなら持ってきてできるような施設をつくっていただきたいと、これが私の希望なんです、町民の皆さんもそのように考えておられるんじゃないかと思います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 加工施設は、町として整備したいと私は思っています。その段階において、現在

行って、今回の補正かな、ちょっと付けているのは、加工施設というのは、ある日突然誰もができる、あるいはつくるというわけにはいきませんので、今回、食品安全衛生法や、あるいは加工する技術、こういったところについて少し勉強してみようと、それは今、加工施設で何かつくりたいというかたがたについて、これから呼びかけをいたします。そして勉強会をし、そして施設をみてまいります。とりあえずどこから西会津町は加工をできるか、例えば実際、自分の家でも加工施設を持っているわけでありましたが、300万くらいかかるわけです、実際に。そして保健所が来て、ことこまめに指示されるわけでありまして。したがって、これ個々にやったのでは、なかなかこの非常に大変でしょうと、それでこの加工施設として適当な場所というものを、これから町として、あるいは地域の皆さんといろいろ検討させていただくことになるかと思っております。

その一例として奥川、旧給食センターがありますけれども、あの中の一部をそういう加工施設として地域の皆さんに開放しながら、そこでいろいろ加工していただくことも一つの検討する材料の一つだというふうに考えておりますので、地域の人たち、今、さまざまな形でそういう形を取りたいというふうに声があがっておりますので、そういう声を大事にしなが、実現に向けて取り組んでまいります。

○議長 4番、荒海清隆君。

○荒海清隆 町長、直々にお答えいただきましてありがとうございます。町長がいわれることでありますから、これは間違いのないことだと、これを確信しておりますので、一日も早い加工施設できるようにお願いするものであります。

続きまして、奥川地域交流施設の整備であります。これはグリーンツーリズムですか、そういうものを想定しておられる。そこに宿泊もできるというような、そういう施設を整備するというようなことでよろしいですか。

○議長 商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長 先ほどの答弁でもお答えいたしましたけれども、奥川地域づくり会議、奥川地区のかたが、今後、旧奥川保育所であれ、奥川寄宿舍であれ、その施設をどのように活用して、地域の活性化を図られるのかという方針がきちんと決まりまして、これでいけるというものであれば、はじめて施設の整備に町は支援するというところでございまして、現在、意欲のある奥川地区のかたが、そばまつりでしたり、軽トラ市でしたり、あとはグリーンツーリズムの受け入れでしたり、試行的にされているわけですが、今後見通し、方針がきちんと決まって、これでいけるというものが決まりましたら、町としても施設の整備について支援してまいりたいということでございます。

○議長 4番、荒海清隆君。

○荒海清隆 ただいまの観光課長のご答弁、地元の熱意があれば、どんなことにも応えてやるんだというようなことで理解しておきます。

続きまして、飯豊山の振興であります。登山道の整備、あとは看板ですか、そういうような整備をするというように、飯豊山については理解をいたしました。それで、鏡山なんです。私たまたま9月の4日に鏡山に登ってきました。同級生が仲間4人ほど連れてきたものですから、登ってきたわけなんです。鏡山、あそこの林道と作業道ですか、分かれておりますが、あそこの整備が全然なされていなかったと、私、以前にも鏡山

の山開き前にも整備をちょっとやったらどうかというようなこともご提案申し上げたわけなんです、あれ以降、全然整備がなされておらず、道路であっても普通乗用車ではまず行けない。四駆のジープみたいなのでなければ行けないような状態でした。たまたま郡山からきたという 50 代くらいの女性 3 人が登っておりまして、そこで素晴らしい山だというようなことで、盛んに喜んでいきましたが、何せ車が、道路が悪いものですから、なかなか行くのか大変だったというようなことであります。そんな点についてなんです、なぜもう少しそういう整備ができないのか、私、以前から疑問に思っておりまして、その辺のことをお伺いいたしたいと思います。

○議長 商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長 鏡山の登山道についてのご質問にお答えいたします。

登山道につきましては、荒海議員のほうから道路が悪いというお話で、前からお聞きしまして、今年 8 月に作業道の監督部署であります関東森林整備局会津森林管理所に担当職員がいきまして、その整備について協議をしましてまいりました。まずその作業道につきましては、森林管理所の管理の部分でございまして、町がいくら作業道が悪いといっても、町が独断で補修をすることはできません、というお話で、まずその協議をしていただいて、測量なんか必要であると、場合によっては町がその作業道を借り受けてもらう場合もあるというお話でして、そういった話で、今後、管理所と協議をしまして整備といたしますか、補修ができるのかどうか、今後、検討してまいりたいということでございます。

それとあともう 1 点、鏡山につきましては、途中に駐車場がないということで、あと道路も狭いということで、さまざまなかたから駐車場の整備についても検討していただけないかというようなお話がございまして、駐車場の候補地といたしまして、弥生自治区の所有地がございまして、それから森林管理所の土地もございまして、弥生自治区の土地につきましては、今後弥生自治区との協議、あとは工事費等もかかりますので、そこら辺協議をしまして、検討いたしまして、整備ができるということでしたら、今後整備をしましてまいりたいと考えております。いずれにしましても、その駐車場用地、弥生自治区と森林管理所の 2 カ所あるわけでございますけれども、その先の道路につきましては、非常に狭いと、道路もだいぶ傷んでいますけれども、狭いということで、山の会等の話を聞きますと、すれ違いができないくらい狭いということでもありますので、その先の車の通行につきましては、安全上からも町としては好ましくないと考えております。できれば駐車場を整備できまして、そこまで車、そこに車を置いていただいて、その先は道が狭いわけでもありますので、そこからは歩いていただくというふうに安全上からは考えてございます。

○議長 4 番、荒海清隆君。

○荒海清隆 鏡山の道路については、以前はどうだったかちょっと分からないんですが、確かバックフォーをあげて路面を整地する。あるいは終点近くにはコンクリート舗装までほどこしているわけでありまして。そういう道路を利用しないで、そのままにして崩れたら崩れたままにして、それで危険だとか、通れないんだというようなことでは、なんか後ろ向きではないかなと思います。

今の登山する人というのは、観光にきたような感じで、そんなにその下から大きな荷物を背負って登山するというような考え方ではなくて、車できて、さっと登って、また着替

えて帰るといような感じでやってきているんですよ。だから、せっかくの道路があるんですから、やはり道路を整備しておくべきだと思うんですが、どうでしょうか。

○議長 商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長 登山道の整備につきましては、先ほども答弁いたしましたとおり、森林管理所の管轄でございますので、町としてできるかどうか、今後きちんと協議した上で、直すのが可能であれば直しますし、あと逆に、先ほど申し上げましたが、道が大変狭もうございます。その先、行ってもいいよというようなことで、もしすれ違いができなくて、車が落ちたとか、そういった管理上の責任もございますので、道幅が広げられるのであれば、車の通行ができるのであればその先まで行くのも可能だと思いますけれども、現在の道幅ではすれ違いができないということで、安全上の面から先まで行くのは好ましくないというふうに町は考えております。

○議長 4番、荒海清隆君。

○荒海清隆 狭くて危険だということは分かります。狭くて急だったからコンクリート舗装もしたわけなんですよ。だから、崩れたところは直せばいいんじゃないんですか。本当にその観光という意味で考えるならば、そういうチャレンジするということがなくては、ただ単に観光化できたらということだけで終わってしまうんじゃないか、こういうことは森林管理所も公の組合であります。そういう意味からおいて、町とやっぱり対等の立場でわたりあって、こういう観光を町はやるんだから、どうしても道をつくらせてくれと、もっとも強い気持ちで進めなくては、本当の観光というのとはできないんじゃないかと思っておりますので、これから森林管理所と交渉して、どこまでできるかということになると、まず秋までにはできないというようになってしまうんですが、あそこに登った人の感想を聞くと、いい山だという、素晴らしいというような話なんですけれども、道路が悪くてはきたくてもこれないのではないのかなと、そのように思っておりますが。

あとそれともう一つ、インターネットに鏡山のホームページですか、それが載っておりましたが、インターネットには水飲み場の案内がなかったと、細かいことなんですが、やっぱり都会からくるという人たちは、そういう細かいところまで気にしているんですよ。たかが水飲み場なんですけれども、それによって持ってくる物とか、大きく変わるんじゃないかと、そんなふうに思います。これから観光に力を入れる、国をあげて観光に力を入れている、県もそうです。じゃ町もその観光に力を入れてということであるならば、やはり積極的に観光に関して取り組んでいかなければならないのではないかなと思っておりますので、町長どうでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 今回の鏡山開きに私も参加してまいりまして、集落から相当大勢なかが参加しましたので、車で行くのに駐車場がないということですから、集落から先、登山口まで約4キロ近くありましたけれども、ずっと歩いてみました。かつては、本来町で整備すべきのような道路も確かにずっとありまして、それは、やはりその下をみると、当時はここに田畑があったんだなど、確かに分かるところがいくつもあるわけです。したがって、これは町が、やはり農作業としてだいたい整備をしてきたんだなど、しかし今は、本当に登山道だけで、やはり整備をしなければならない所、そしてまた集落の人が、本来その道路を

砂利を敷いたり、木を切ったり、あるいは草を刈ったりして、本来的にやっていたと思われるところでありますが、しかし年々年々この、ご存知のように高齢化して、集落の中も、草も刈れる状況ではないということがこの前、いわゆる弥生の皆さんとの集落の話の中で出て、実はまいりました。

したがって、登山として、鏡山として非常に素晴らしい山を持っているけれども、私たちにとっては非常にこの、なかなかそこまで整備するというのは難しいという話も、実は聞かれてきたわけです。したがって、本当に車で行けるところの部分については、これは砂利を敷いたり、あるいは舗装という部分まではいかないかもしれませんが、一定程度の整備はしなければならないのかなというふうに思っております。

しかし、相当数、よくよくこの登山口の、登山の下まで車で行ける状況になるかという、非常に厳しいということで、その線引きはきちっとしていきたいと思っております。したがって、先ほど課長がいましたように、その集落でもっている空き地があり、そこに大きな駐車場が、10台くらいとめられる場所があれば、そこから先は、やはり歩いていただくと、歩いていただく中で危険な箇所をどこなのかということも定めながら、山の会の皆さんと相談をして、そして対応していきたいというふうに思っておりますので、その検討はさせていただきたいと思えます。

水飲み場所の話がありましたけれども、途中に水飲み場所というのは、相当上に上がって、下っていかないと見つからない場所がありましたけれども、しかし1カ所だけございました。ただ、そこはちゃんと、ここは水飲み場所ですよと掲示をしておけばいいのかなというふうに思いますので、そういったことは、インターネットで行っていくということは、それは簡単なことでありますので、その辺のところについてはきちっとしておきたいし、また山の会の皆さんとの話し合いもしていきたいなというふうに思っています。

○議長 4番、荒海清隆君。

○荒海清隆 鏡山の件につきまして、町長からお話ありました。できるところまで整備するというようなことで理解しております。できるならば、道があるんだから終点までというふうに考えております。そこにもかなり投資をしているわけなんですから、当時どういう経緯で舗装までできたんだか分かりませんが、かつてできたわけですから、これからもできないというようなことはないと思っておりますので、どうか森林管理所と協議をしていただいて、道路ができることを期待して私の一般質問を終わります。

○議長 暫時に休議します。(11時56分)

○議長 再開します。(13時00分)

5番、清野佐一君。

○清野佐一 5番、清野佐一でございます。私は、今定例会に2点ほど通告しておりますので、順次質問をいたします。

まずはじめに福祉政策のうち、この夏の猛暑における高齢者への熱中症予防の対策、対応についてお伺いをいたします。

今年の夏は梅雨明けと同時に一挙に気温が上がり、連日の猛暑続きとなりました。気象庁の発表によると、全国各地にある気象台や測候所154カ所のうち、半数を超える85カ所が観測史上最高を記録し、これは偏西風の吹く位置が北に偏り、太平洋高気圧が北に張

り出したためや、大陸からチベット高気圧の勢いも強くこれが太平洋高気圧と重なって、安定した高気圧になったためといわれております。そしてさらに、地球温暖化に伴う長期的な気温上昇が背景となっている可能性があるということでもあります。

この記録的な夏の猛暑と降水量の少なさは、農作物の生育生涯や家畜の死亡、熱中症などによる人の健康面にも大きな影響をもたらしました。消防庁の調べによると、熱中症により搬送された人数は全国で5万 2,017名、これは5月31日から9月5日までの合計でございます。そして亡くなられたかたが168名、福島県においては956名で、3名のかたが亡くなられております。ちなみに喜多方広域消防本部においては、管内の熱中症による救急搬送が30件、これは6月1日より8月18日の間であります。これは前年同期の5倍にあたるという驚きの数字であり、高齢者といわれる65歳以上のかたが60%を占めるということでありました。そして9月5日現在では、さらに増加して44件となり、本町に関しては4件であり、幸い大事にはいたっていないとのことでありました。

このように、今年の暑さはまさに桁外れのものでありました。このようなときこそ、体力的に不安を抱える高齢者のかたがたへの心温かい配慮が必要ではないかと思えます。特に高齢者世帯や、一人暮らしの高齢者などには、自治区長や民生委員の声かけによる安否確認や、保健師による健康チェックや生活指導などが大切ではないかと思われます。

こんにちまで、町としてどのように熱中症予防など対応されたのか、また、今後も続くであろうと思われる暑さへの対策、対応をお伺いするものであります。

次に農業政策のうち、中山間地域等直接支払制度にかかわる問題についてお伺いをいたします。

この制度は、平成12年度より実施され、中山間地域特有の傾斜地に急傾斜、緩傾斜と区分を設け、耕作条件不利地域に対して5年間継続して耕作、管理等を行うことを条件に集落や農業者に、該当面積に応じた金額が交付されるものであります。

このことにより、農道や水路の整備、機械の共同利用やその他集落の環境整備など、それぞれの地域に応じた取り組みがなされてきました。平成17年度からは、第2期ということで、21年度まで実施されました。本年度からは、第3期目として始まり、今まで必須条件としてきた転作を撤廃するなど、条件の緩和がなされました。この新しい制度となつて、どのような変化があったのか、次のことについてお伺いをいたします。

一つ目として、集落協定の第3期分の申し込み実績の件数、面積、金額、それと2期分との比較であります。

二つ目として、個別協定の第3期分の申し込み実績の件数、面積、金額と第2期分との比較についてであります。

三つ目として、今回から転作要件が撤廃されました。このことによるメリット、デメリットはどのようなことが考えられるかお伺いをいたします。

また、現在4年目をむかえている農地水環境保全対策事業については、事業費の4分の1を町が負担し、この制度をフルに活用するために、町全体を対象とした西会津方式といわれるような独自の取り組みを展開してきました。この事業については、転作を町全体で100%達成することが必須条件となっています。転作要件撤廃による影響が懸念されますが、その対応についてお伺いをいたします。

以上で私の一般質問といたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 5番、清野佐一議員のうち、中山間地域等直接支払制度についてのご質問にお答えをいたします。

本年度より第3期対策が始まり、今月末、町の認定に向けて最終的な取りまとめをしているところであります。現在のところ集落協定では、2期と比較して3協定増え43協定、対象面積は462ヘクタール、交付金額は6,277万円となる見込みであります。

次に、個別協定では、協定数は2期と変わらず12協定、対象面積は68ヘクタール、交付金額は623万円となる見込みであります。全体として2期対策と比較しまして、協定数、対象面積ともに増えたこととなります。これは、本年度から新たに開始される第3期対策では、特に高齢化の進行に配慮した、より取り組みやすい制度に改正されたことによるものと考えております。

次に、交付要件が、生産調整達成が撤廃されたことによる、多くの集落で取り組みが可能となりました。現在のところ要件緩和により新規に取り組みをはじめるのは集落協定で3協定ございます。これらの取り組みについて、デメリットということの内容であります。現在のところはございません。

次に転作未達成による水土里事業、農地・水・環境保全向上対策事業への影響についてであります。農地・水事業は、農地・農業資源は国土保全など多面的な機能を有する社会共通資源としてとらえておりまして、農業者だけでなく地域住民が一体となって行う共同保全活動に支援を行う事業であります。

したがって、町としては、当初から生産調整とは関連がございませんでしたので、制度的には事業実施に影響はございません。今後も町としては、中山間事業と同様に農地・水事業についても、引き続き積極的な取組みを促進してまいりたいと考えておりますのでご理解をいただきます。なお、議員が事業等の詳細に質問される場合については、農林振興課長に、その他の質問につきましては担当課長に答弁をいたさせます。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 5番、清野佐一議員のご質問のうち、福祉政策のご質問にお答えをいたします。

ご質問の中にもありまましたように、今年はこれまでの年に比べまして、気温の高い日が続く異常気象の年となっております。この影響で全国において、熱中症が原因と思われる痛ましい事故が多数発生しております。熱中症は、屋外・屋内を問わず高温多湿の状況下において、運動や労働を行うことなどにより、循環器機能、代謝機能及び体温調整機能に著しい失調を来す急性障害であります。

今年、町内に居住するかが熱中症と思われる症状によって救急車が出動した件数は、西会津消防署によりますと、6月・7月・8月にそれぞれ1件、合計3件であります。そのうち屋外が2件、屋内が1件となっており、年齢別では65歳以上の高齢者が2名、20歳代が1名となっております。幸いにも、いずれも軽症だったようでございます。

ご質問の高齢者世帯や一人暮らし高齢者をはじめとした熱中症の予防対策につきましては、これまで広報にしあいつ7月号やケーブルテレビでの注意喚起のほか、総合検診や敬

老会の各会場、そして保健師の戸別訪問時に熱中症の予防に関する注意や説明を行ってきました。また、在宅健康管理システム利用者への月間レポート送付時にも熱中症予防のメッセージを添えるなど、注意を促してきたところでもあります。さらに、保健指導員の研修会を開催し、熱中症の予防について学んでいただき、地域で声かけをするなどの指導を行ったところでもあります。

このほか、地域の見守りネットワークが組織されている自治区では、自治会や老人クラブ、そして民生委員などにより、またそのほかの自治区でも民生委員が中心となって、高齢者世帯や一人暮らし高齢者への声かけをはじめ、朝の新聞紙の取り込みや夜の明かりの点灯を確認するなど、安否を確認する作業を行っているところであり、何かあった場合にはその都度、町や地域包括支援センターに連絡するような体制をとっているところでもあります。

今年は9月いっぱい暑さが続くと予報されておりまして、今後も引き続き熱中症に関する予防や対策を進めて行くほか、保健師による訪問活動等を強化しながら、高齢者等への健康指導を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 5番、清野佐一君。

○清野佐一 それでは、中山間地域直接支払制度についてご質問させていただきます。

今、町長からの答弁の中で、農地・水・環境保全向上対策事業については、転作要件はないというようなことでありまして、これは私の認識不足だったかなというようなことで、改めたいと思っております。

それで、平成12年に始まったこの中山間地であります。当初は該当地を、これは金額だけしか記憶していないんですが、多分、該当地全部やると仮定した場合に、8,000万円のお金が町に入る予定だったと思っております。その後、いろいろ説明会等々ありまして、結果的には半分の4,000万、3,900万だったと思っておりますが、そのくらいの実施であったというふうに記憶しております。あとは今の、毎年を全部チェックしたわけではございませんが、平成17年、これについては6,600万の当初の、本来8,000万入る予定のうち、協定を結んだ中身だと思っておりますが、6,600万くらいであったということでもあります。今まで1期、2期と10年間やってきたわけです。これを仮に8,000万を全額今までやってくれば、相当額のお金が町に入ってきたということになります。いろいろ農業生産なり、あと商工業関係の生産で、これだけの収入といいますか、町にお金を持ってくる、言い方を変えれば外貨の獲得ともいいますか、そういうこととなれば、本当に相当なお金になるわけです。

ですから、これらの取り組みもいろいろ、いろんなそれぞれの集落において5年間という一つの条件がありまして、高齢化とともに、やはりちょっと弱気になるというか、心配事があるって取り組めないという状況もあるかと思っておりますが、今回の場合は、いろいろ緩和条件があって、次にその変わる人が、またその農地なりを継承といいますか、それを保護していくというようなことがなされれば、またそれも加入できるというようなことでもありますので、それらも踏まえて、これから取り組んでいってほしいなど、この3期目の1年目ということではあります。今後に向けての考え方を聞きたいと思っております。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 まず私から基本的な取り組み方で、これまでの対応のしかたについて若干申し上げ

げたいと思います。

議員おっしゃるとおり、この該当する地域で、すべての集落で、あるいは個人で取り組んでいった場合に、詳しい金額は分かりませんが、8,000万といわれれば、そういう金額が入ってきたんだと思います。しかしそこには、減反という、あるいは転作という条件がありまして、一つの条件に沿って、そこにきちっと対応したところが、この今までの中山間の直払いの制度だったわけですね。

したがって、最大限努力した中で、これまで6千、4、5百万円の、それぞれ町として、それなりの対応をしてきたところでもあります。実績は、2期までの実績の中で、そういう状況であったということは事実だろうと思いますが、じゃあこれから第3期の内容になりますと、今度は米作りの制度も変わってまいりました、戸別補償の問題。あるいは今度の中山間の条件緩和もなされてきたわけでありまして、その条件緩和というのは、これまでの転作とか、そういうところの撤廃をされたということで、非常に多くの団体や集落が参加するのかなと思う、実はおりましたら、以外とそんなに多くなかったのかなと実は思いました。しかし、今ほど答弁した中で、若干は多くなっておりますけれども、そこにはいろいろ課題があるようでありまして、まずは高齢化しているということと、それから事務的に、これはなかなかその地域の中できちっと事務処理をできるかたがどうしても必要になってくるのかなというふうに思っています。そうしたいろいろな要件が、実はまだありまして、あるいは中には取りやめていきたいというようなこともあるそうですから、そんな状況を十分集約しながら、町としての取り組みも、新たな取り組みの制度ですので、町として何をこれから対応すべきなのかなということを、担当課と今、話し合いを実は今しているところでもあります。

したがって、今後そういう事務的な内容とか、なかなかできる人がなくなったという場合について、いったいこれからどうしていけばいいのかなというふうに実は思っているところでもあります。これは例えばの話でありますけれども、そういう実務的にきちっと能力のあるかたが、やはり指導員や、あるいは支援員、こういうようなかたがいて、いろいろ事務処理をしてくれるようなかたが、きちっと対応していれば、もう少しこの今の、この中山間の直払いの制度がうまく活用できるのではないかと、うまく方向があるのではないかなというふうに思いますので、そういったことも含めながら、これから町としても、まだ期間がありますので検討していきたいというふうに思っています。

○議長 5番、清野佐一君。

○清野佐一 今の町長の答弁でありましたけれども、それを広げていく場合に、やはり今、水土里事業の場合は、町が主体となって、もう全部、各集落のいろんな事業について、町が取りまとめをしていると。だから、そういう形を、やっぱり中山間地においても、もし各地区の代表者を集めて、まず事務処理の指導をされると。またその、それ以上の、さらに難しいことについては、町側が協力していただくというようなことで、少しで環境整備にもつながることありますし、いろんな農地保全等も含めて、発展的になるのかなというふうに思います。

あと、集落に中山間地に入ってきたお金の半分は、集落のいろいろな事業に使うということになっております。そういうお金でもって、例えば高齢化が進んだ場合、村だけでや

るんじゃないくて、そういうのをやってもらえる人を、そういうお金でお願いをして、それをまた雇用にもつながるといようなことで、一つのお金がいろんな形で動くことによって、いい形ができるのかなというふうに思いますし、あとは各集落のいろんな取り組む戸別の事業ですか、そういうのも各集落ごとの情報交換するよな、それも代表者、とりあえず代表者の集まりをもっていただいて、おれたちはこういうことをやっているんだと、農業機械の共同利用だとか、あとは集落の環境整備をやっているということの実例を交換し合うことによって、いろんなことが、簡単にというと語弊がありますが、取り組みやすくなるのかなというよなこと思っているわけですが、そういうことを今後進めてもらえる考えがあるかどうか、ちょっとお伺いします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 水土里事業については、各それぞれの自治体ごとに取り組む課題とか、あるいは計画的に取り組んでおりますので、基本事業とか、あるいは重点事業、いろいろありますから、ただ課題はこれから少しありますけれども、全然そういう高齢化になって取り組めないというよな集落も実際に出てきてまいりますので、そういったところについても、やはり水土里事業全体の会議の中で、いろんな課題を出してあって、本来やらなければならぬけれども、なかなかできないところについてはどうすべきか、そういったところで話を詰めてもらえばいいのかなというふうに思っております。

それと同等に、私と議員の取り組み方については違いはないというふうには思っております。これから、本来集落で、あるいは個人でもいいんですけれども、維持管理をどこでもやっているわけですね。土手の草を刈ったり、きちっとした適正な管理をしているだけで、ある程度面積がまとめまれば、集落ごとにこういう直払いの制度を活用できるという利点があるわけですから、どんどん進めて本来はいくべきだろうというふうに思っています。

それで、その使い道だって、やはり議員おっしゃるとおり、各集落ごとに集会所施設の中で、その費用に充てるとか、あるいはいろんな集落ごとに使い道を共同で考えているという事例もたくさんありますから、そういった有利な対応というのは、どうしても町としても取り組むべき課題の一つだと思っています。

ただ、今ほどいいましたように、なかなかこの事務的に、処理的にしてくれる人がだんだんいなくなっているんですという話も聞いておりますから、そういったことを含めて。ただ職員にその肩代わりをさせるということになってくると、現在の持っている分野というものが、今度また重くのしかかってまいりますので、じゃ、そういった対応はどういうふうにするべきなのかということ全体で知恵を絞りながら、これから担当、あるいはそういう実務的に、あるいは一旦お勤めを辞めて、そういう実務者的にやってくれる人があるならば、そういった制度を活用して、何か事業をやって、肩代わりしてやっていただくかとか、そういう新たな制度もこれから検討していくことが必要なのかなというふうに思っておりますので、このところについては、もう少し検討させていただきたい、そんなことでこれから各課と詰めた話をしていきたいというふうに思います。

○議長 5番、清野佐一君。

○清野佐一 この中山間地域等直接支払制度については、本町においては出戸集落という

本当にお手本があるわけですから、それをさらに町、あとはその地域が一体となって、積極的な取り組みで、本当に制度としていただける、そういう交付金については、100%いただけるような意気込みを持って取り組んでいけるよう、ご指導方お願いをしたいと思います。

それから次に、熱中症についての質問をさせていただきます。

先ほど課長より、本当にいろいろ対応されたというような報告をいただきました。それで、町長の提案理由の説明の中で、在宅健康管理システムですか、それを250台、設置をしたということでございます。これらは、そういう一人暮らしの高齢者のかたとか、あとは高齢者世帯等には何台くらい設置されたものですか。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 このたび新しく250台、在宅健康管理システムを各家庭に設置いたしました。その設置の基本的な考え方は、まず一人暮らし高齢者のかたもおりますけれども、循環器系の疾患で指導が必要なかたということでございまして、そちらをメインに設置したわけでございます。今、議員が質問されました一人暮らし高齢者等への設置は何台かという件につきましては、今ここに資料がございませんので、あとでご報告申し上げたいと思います。

○議長 5番、清野佐一君。

○清野佐一 これらの管理システムですか、これらもそういうかたがたに多く設置されれば、また日ごろの健康管理等も有効なのかなと、そしてまた、それが使用実績がなくなったというようなことが、いち早くキャッチ、健康上の理由があるんじゃないかとかということもキャッチができる、一つのそのシステムの、また別の意味の利用もできるんじゃないかというふうに思います。これらについては、まだまだ「うらら」の場合は700台だったですか、まで設置されたと思いますが、まだ今のところは250台ということでございますので、いろんな角度から設置ということも検討された上でのこととは思いますが、それらも踏まえて今後の設置の一つの検討材料にいただければと思います。

あとは、先般、ラジオやテレビでちょっと、あるいは国のほうからでしたか、高齢者関係ですが、エアコンの設置をしていないところに、エアコンを設置する場合の補助金を出そうかなというのを、正式な話というか、具体的な話まではいっていませんが、そういう報道がなされました。だから、もうすでに今のこの地球温暖化、今年のこの猛暑というか、というのはもうすでに気候そのものが亜熱帯化しているんだというような報道もありまして、それを先取りした形の、これからそういう政策を取るのかなというような感じは持ったわけですが、あとは町として、今まで冬期間においては、季節限定ではありますが、灯油の、高齢者宅にね、灯油を購入費を更新したというようなこともあったわけですが、その夏版といいますか、冬期間の反対の夏用の、そういう町独自の支援というものも今後、形はいろいろあるかと思いますが、必要だと思いますがいかがですか。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 一人暮らし高齢者等への、例えばエアコンの設置などはどうかということでございますが、この件に関しましては、今初めておうかがいしまして、まだわれわれ健康福祉課内、あるいは町長ともその話は全然しておりませんので、今後少し検討し

てみたいなというふうに考えております。

○議長 5番、清野佐一君。

○清野佐一 今のは、それを、そういう報道があったからやってくれということではなくて、これは国から直接とかなんかじゃなくて、そういう報道が、そういう支援もすべきだろうという話があったんですね。それが出てくるといことは、やはりこれからの毎年毎年暑い日が続くんだよと、毎年ね、そういう前提のもとのことかなということのを思ったものですから、それに対して、今後、エアコンに限らず、そういう対応が必要ではないですかということなんです。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 町は福祉の観点から、そういう一人暮らし高齢者等に福祉の施策が必要ということであれば、年間を通していろんな支援もあるだろうと思いますので、その辺はこれから検討させていただきたいということでありまして。

○議長 5番、清野佐一君。

○清野佐一 あとは、いろいろと暑さ対策の一環であります。本町ではケーブルテレビで天気予報の専門チャンネル持っているわけです。そういう中に、やはり節になると花粉情報だとか、紫外線情報だとか、いろいろあるわけですが、そういう中に、ちょうど見つけたんですが、日本気象協会のほうで出している熱中症指数というのがあるんですね。これらを熱中症の指数の凡例からいうと、ほぼ安全とか注意、警戒、嚴重警戒、危険とかいって、日本全国の地域によってこういう指数で表すことをやっています。ですから、本町の場合はそういう専門チャンネルがあるわけですから、それらもそこに加えてやれば、またいろんな情報を、一つ余計にキャッチすることによってそれぞれの健康管理に役立つというふうに考えますが、これも健康福祉課長にいても、これは本当はケーブルテレビ関係で、質問範囲からちょっと違う課にいったらうのかなとは思いますが、ただ、暑さ対策というか、健康上の面からもしお答えいただければ、今後の取り組み。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 まず現在、ケーブルテレビの9チャンネルでやっているお天気チャンネルは、あれは東京のほうの気象専門の会社が、いろいろデータを持って、映像をつくって町の9チャンネルに提供しているということございまして、もしそういう、今提言ありましたような熱中症指数というものが、そのテレビに入るようであれば、そういう要請もあるのではないかとこのように思います。

なお、5チャンネルであります今のさゆりチャンネル、これ自主放送でありますけれども、その中では、特に熱中症の対策につきましては、健康福祉課、あるいは保健師が専門でございますので、機会あるごとにケーブルテレビの中で情報を提供していきたいというふうには考えております。

○議長 5番、清野佐一君。

○清野佐一 いろいろ予防対策には、先ほどいろいろ訪問して安否確認等やっていたというのでありますので、やはり直接こう会って、そのかたの顔色をみるというか、また話をする、そういうことが本当に大切なことだと思います。今、先ほど私申し上げました、自治区長さん、民生委員のかた、あとは今日の質問の中にも、質問か答弁にも

出てきました包括支援センターの職員の皆さんとか、ヘルパーさんとか、それぞれの立場で高齢者なりいろんなかたと接する機会が多いかたおられるわけですね。そういうかたがたの統一したマニュアルと申しますか、そういうのがあって予防対策ができればというふうにも考えますが、その辺のところはどのように考えておられますか。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 本町では、高齢者の一人暮らし世帯が、7月現在ですけれども、492世帯ございます。高齢者だけの世帯、夫婦世帯が282、合わせて774世帯がそういう世帯でございます。この中には、当然介護サービスを受けたり、ケアされたりするかたもおりまして、そういう状況につきましては、町、それから保健センター、そして包括支援センター、毎月必ず情報、それぞれの個人の情報を共有いたしまして、どういうサービスがいいのかというものを検討して実施に移しております。

それ以外のかたにつきましては、先ほど申し上げましたように、いろんな機会をとらえて、保健師がそういう啓蒙していると。さらにそこに、必要な家庭に関しては定期的に訪問して、顔をみながら保健指導するというようにしておりますので、今後ともそういうものを充実させていただきたいということで考えております。

○議長 5番、清野佐一君。

○清野佐一 本当に今年は、大げさにいいますと人類といえますか、日本人ですか、経験したことがない猛暑を経験したわけでございます。今後には備えまして、やはり町一丸となって、いい制度、政策等をしていただいて、町民の健康、あるいは安全安心を確保していただくことを希望いたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長 6番、渡部昌君。

○渡部昌 6番、渡部です。一般質問通告書により内容を具体的に通告しました。私は、質問の前に一言お話したいと思っております。町民の皆さんがよく理解できるよう答弁をお願いします。

今年は例年と違って毎日猛暑が続き、全国各地に熱中症で倒れた人も多く、野菜、果物等に被害が出始めたことが心配されます。今、国ではこの暑さに負けにくいぐらい与党民主党が国民不在の代表戦の熱い戦いの真っ只中です。明日あたり決まるようでございます。総理大臣も換わることもあるかも知れません。社会は依然として不景気が長引き、不安定で回復の兆しはありません。特に福島県の会津は、一番景気が悪いといわれております。そんな厳しい社会情勢の中に、昨年の8月に西会津町に新しい町長が誕生して1年になりました。伊藤町長に対し、多くの町民の皆さんは夢と希望を期待をしているところでございます。この1年間は、町長も町民の熱い期待と負託に応えるため、一生懸命に努力と奮闘されたことと思っております。私は町の行財政と執行状況について、質問に重複することもあります。順次質問をいたします。

町長は就任して1年経過しました。町長はこの1年、町政を担当してどんな感想をお持ちですか、質問いたします。

町長のマニフェストでは、「みずから改革を実行します」「活気に満ちたまちをつくりまします」「人づくりと安全安心な生活を保障します」と、町長はこの1年間でどのくらい公約を実現できたかと思っておりますか、質問します。

町長は 22 年上期に、町民が望む施策を事業として何十件ほど実施しましたかお尋ねします。

4 月に西会津町総合計画がスタートしました。計画の中で町の現況に多くの問題点や課題等が示されています。町長として、今この町で一番やらなければならない重要な問題とは何ですか、質問いたします。

5 番目としまして、限界集落として 19 カ所の自治区があると聞いております。すぐに対象となる自治区はいくつあり、住民の声や要望など、町に響いて、町はどんな施策を考えていますか、質問します。

福島民報が 7 月 23 日に県内市町村の今年度の普通交付税、臨時対策債の決定を発表しました。本町は前年度比で 4.3% の増で、私の仮の計算では普通交付税では約 7,700 万円、臨時対策費で 5,080 万円ほど、計約 1 億 2,800 万円程度増額です。西会津町は福祉の町として全国に知られています。この増額分は、いくらかでも福祉事業の充実に使ってはどうですか、質問いたします。

本町の人口シミュレーションによると、10 年後の平成 32 年には、6,059 人。10 年後では約 1,400 人減少します。さらに 20 年後には 2,572 人減少します。町の人口は 4,897 人となります。町の 20 年後の将来を考えたら、20 年、30 年先でも結構ですけれども、夢も希望もなくなります。町長は人口減少の歯止め対策を本気で考えるときです。

また、どんな西会津町をつくるのですか、町民の皆さんは、今の町長はどんな町をつくるのかと、分かりませんということです。町長は、町はどんなものをつくるのか町民に示すべきだと思います。お尋ねします。

以上、質問を終わります。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 6 番、渡部昌議員のご質問にお答えをいたします。

私は、昨年 8 月 5 日に町長に就任したところでありまして、今日まで 1 年 1 カ月が経過をいたしました。率直にその感想であります。首長の職務は非常にハードであると感じているところではありますが、町内にあっては、常に町民の目線で対話を重ね、町外にあっては町を代表している顔として、西会津町が活気に満ちて日々進展する自治体として、自信と確信を持って何事にも対処できるよう、今後も誠心誠意努めてまいりたいと考えております。

次に、私の町長選におけるマニフェストについての質問にお答えをいたします。

私は先般の町長選挙に多くの公約を掲げ臨みましました。このうち町長報酬の 50% カットや、黒塗り高級車、町長車の廃止、町長交際費の公表、保育料 2 人目無償化、結婚祝金の創設、町民提案制度の創設、町政懇談会の開催、町民バス未運行地区の解消、雇用対策窓口の設置などを実施してきたところでありまして。また、小学校の統合、野沢まちなか活性化事業、グリーンツーリズムの推進による地域活性化などについても、実現に向けて各種作業をスタートさせているところで、おおむね順調に進展していると考えているところでありまして。その他の施策についても、実現に向け一つひとつ前向きに取り組んでいきたいと考えておりますので、今後とも議員にはご協力をいただきたいと思います。

次に、本年度上期に町民が望む施策をどれだけ実現したかという質問でございますが、

私は予算に計上した事業については、すべてが目的をもって計上したものでありまして、ひいては町民が望む施策であると考えており、それらを数として表すことは困難であると考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

次に、本年4月からスタートした西会津町総合計画の中で、早急に取り組むべき課題についての質問であります。総合計画は町の将来のあるべき姿を想定し計画したものであります。具体的には基本計画や実施計画として各年度に事業費を計上し、予算を編成しております。今一番に行わなければならない事業と考えておりますが、特に雇用の確保や、地域経済の活性化等につながる事業については、臨機応変に対応してまいりたいと考えております。

次に、限界集落についてのご質問がございました。まず一般的に限界集落とは、「住民の50%以上が65歳以上で、生活道や森林の整備、冠婚葬祭など共同体としての機能を果たせなくなって、維持が限界に近づいている集落」とこういわれております。議員がただいま申されました19集落は、平成18年度調査の結果でありまして、高齢化率だけで換算しますと、本年4月1日現在の本町における、いわゆるこの限界集落は28集落となります。

これらの集落のすべてが、すぐに崩壊するような状況にはございませんが、町としても早急な対策を講じていくことが必要であると考えておりまして、特に状況が厳しい集落の住民の生の声を聞くための集落座談会や、集落代表への聞き取り実態調査などの作業をスタートさせております。これらの結果に基づいて集落が真に望む支援のあり方について、本年度中に検討し結論を出していく考えでございます。なお、この限界集落というのは、私自身あまりいい言葉ではないなとこう考えておりまして、これは調べたら、行政用語でもなんでもないわけでありまして、これは、ある学者が、この数字に沿って行けば、将来的に非常に危険な集落と、こういう内容で申されたのが、いわゆる一般的に限界集落というふうに言って、その先は崩壊集落というふうな位置付けをしておりますけれども、いずれにしても、こうした集落の状況というのは厳しいことは間違いありませんけれども、元気で、そこでも、お年寄りになっても、みんな元気で住めるような、そんなまちづくりを実は考えているところでございます。

次に地方交付税・臨時財政対策債に関する質問にお答えをいたします。

地方交付税及び臨時財政対策債につきましては、去る7月23日に決定をみましたが、議員は前年度と比較した数値で申されましたけれども、当初予算と比較した数値で申し上げますと、地方交付税は3億4,633万2千円増の25億7,433万2千円で、臨時財政対策債は1億8,165万9千円減の2億8,534万1千円でありまして、総額では1億6,467万3千円の増となったところであります。「これら増額配分となったお金を福祉施策の充実のために使用しては」との提案がございましたけれども、町では必要な事業につきましては実施計画に登載するとともに、当初予算に計上して、計画的な事業執行を図ってまいりました。また、年度の中で浮上した事業についても、必要と判断された事業については、補正予算で対処してまいりました。今後もそういったスタンスで事務事業を執行して行く考えでありますのでご理解いただきたいと思ひます。

次に、人口減少の歯止め対策についてのご質問にお答えをいたします。

総合計画の将来推計人口では、議員が申されたように、10年後には6,059人に、20年

後には 4,897 人に本町の人口が減少することが示されております。人口減少の歯止め対策を本気で考える必要があるのではというご指摘でありますけれども、これは私にとってもまったく同感でございます。極端な減少とならないように、都市部との交流、グリーンツーリズムの推進、地域づくりによる交流人口の促進、あるいは農業や林業などの振興と地場産業の創設、そして雇用の確保などに積極的に取り組んでいくことが最大の対策であるというふうに考えてございます。どうかこれらの施策について十分ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 6 番、渡部昌君。

○渡部昌 ただいま町長から大変いいお話をお聞きしました。それで、人口がこれからどんどん減っているわけですね、町としても一番大きな問題となるのは、地域の活力が減退していくわけですよ、低下していくわけですよ、活性化にならないわけですよ。そしてまたもう一つは、生産する活動がどんどん縮小されます。ということは、農業の後継者も少なくなり、いろんな働く人が少なくなるわけですよ。そうすると、今まで町の自主財源であった税金も入らなくなると、将来、20 年、30 年、私は 10 年くらいしか生きないかもしれないけれども、30 年先を考えた場合は、本当にその夢も希望もなくなるのではないかなと考えております。そのためには、どういう政策、施策をするのかということが、今、町民の皆さんは一番知りたいと私は聞いております。

それで私は、ちょっと調べてもらったんですけども、これは平成 18 年度の資料なんですけれども、今、空き家が 170 軒あると聞いております。あれから 4 年経過していますから、200 軒くらいになっているんじゃないかと、それで今、福島県でも盛んに進めている定住、二地域居住ですか、そういうものを、空き家を町としていろんな面で、安く、修繕改良、リフォームして、そういう人を PR して、よんで、200 軒あれば 2 人ずつ来ても 400 人ですか、それはそういうことにはならないと思いますけれども、今、都会には 21 年から 23 年から 24 年生まれの、団塊の世代という人がたくさんいるわけですよ。私の知っている人でも、たくさん団地におります。例えば西東京の町田団地、そういうところに 30 万人くらいおるわけですよ、その人たちが、各自分のふるさととか、あちこちらばっているような状態です。そういうものをターゲットにして、町に呼び込むような政策を考えられませんか、どうですか町長。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 人口の減少というのは、今はじまったものではありませんで、やっぱり高成長時代を通り越して、この間、地方が年々と減少し、人口、あるいは経済活力がなくなってしまった。農業そのものが、いわゆる後継者不足という、本来、食糧を生産するところがこういう危機的状況になっていること自体、私は非常に問題としているところであります。本来であれば、やはり上流が栄えて、本当に下流も栄えるわけでありますが、下流だけが栄えて上流が荒廃をするということについては、これは一番大きな政治的、日本の政治的課題ではないかなというふうに実は思っているところであります。

こうしたところについて、地方自治体の果たす役割というのは大変であります。国としても、やはりそういったところにもう少し積極的に目を向け、そして積極財政を投入していくということが必要ではないかというふうに思います。今後ともそういう課題を地方

から発信してまいりたいと、まず日本のそういう政治姿勢、仕組みを地方から発信してまいりたいというふうに思っているところでもあります。

わが町においた場合、確かにシュミレーションしてみますと、20年後、30年後、あるいは議員もいわれている50年後は、そういったことからすれば、増える要素がなくて減少するだけでいけば、ある年代にはこの町が、10人か20人くらいになってしまうというような計算になってくるわけでもあります。私は、そういうまちづくりであってはならないということで、今、何をすべきなのかということで、西会津町の総合計画を策定いたしました。この総合計画の中で、具体的に数字を入れて、人口の数字も入れながら対応するという事は、非常に私は厳しい環境にあると思います。

しかし、それに、総合計画に基づく、基本的なものに基づくように、これから地方設計をし、そして実施計画に移していく、少しでもそこには経済活力をどう高めていくか、それによってもっと町が活力を生み出していく、そんな仕組みをつくっていききたいというのが西会津町の本当の姿であろうと思いますし、そうしたことの一つ一つを、やはり今、努力をしているところでもあります。

町は、すべての予算については、単年度主義で行っておりますので、その事業の単年度の中で、できる限りそうした具体性をもって、これからのまちづくりに取り組んでいくというのが実態であります。

なお議員がおっしゃりました二地域居住の問題であります。県のほうでも、あるいは現在6次産業といわれるなかで、いろんな施策を今講じているところでありまして、西会津町においても、そうしたことに乗り遅れないように対応していききたいというのが私の考え方であります。

そこで、空き家対策についても、今、各課のほうで調べさせてありますけれども、実際に空き家がございます。その空き家の一つ一つをみると、すべて提供していただけるところと、そうではなくて、この仏壇があるからとか、あるいはこの部屋だけはどうも開放したくないとか、そういういろいろな個々の空き家別ごとに実態の、そういう実情があるわけでありまして、すべてが統一された空き家体勢になっていないというのが現状であります。

しかし、すべて提供してもいい、あるいはこれを二地域居住に使ってもいいというような、そういうかたであれば、積極的に町としても団塊の世代、先ほどいいましたように、ターゲットすべきはどこかといえ、確かにこの団塊の世代といわれるわれわれの世代のほう、お金もあるし暇もあるというかたも多いと聞いておりますから、そうしたかたがたをいかに西会津町によんでくるかということも、これは行政としてもっとも取り組む課題の一つだと思っております。現在、西会津町としてもそれはまったく手を付けていないというわけでは決してありません。そういったことも含めながら、今後、取り組みを進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

そして、都市部との交流ということについては、もう何回もいう必要はないかと思っておりますけれども、この間、世田谷区、あるいは横浜市、あるいはいわき市、そうしたところといろいろ積極的に今取り組みを進めているところでもあります。それには、まずその市長さんとの話し合いを進め、そして目的別ごとにこれからどういう人たちが、どういう課題

でその地域の人たちと具体的に結びついていくか、今そういう作業、あるいは取り組みをしておりますので、ある日突然どんとくるような話ではありません。少しずつ、やはり地域の皆さんと活性化に向けて取り組んでいる最中でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長 6番、渡部昌君。

○渡部昌 大変いいお話を聞きました。今、去年の例でいいますと、わが町は出生者が40人足らずなんですよね、年間。亡くなる人がだいたい150人くらいいるわけですよ。そうすると、これはあくまでもシミュレーションの数字ですけども、もっとも減る可能性もあるし、減らない可能性もありますけれども。それで、例えば、子どもの出生率の向上政策、これは大切です。それから、若者の定着も大切です。そして若者の働く場所をつくるのも大切です。でもね、これだけ減っていくとなれば、企業を、西会津にくるといふのはなかなかぼくはないと思ふんですよ、実際は。とすれば何をしなければいけないかということなんです、とすれば、今の考えをやっぴりある程度、180度くらい発想を変えないと、西会津町はなかなか生き残れないんじゃないかと、私はそう考えています。

それで、この前、過疎地域自立促進特別措置法が、今年の3月から27年の3月まで延期になりましたね。その間に、その人口の歯止め政策ですか、そういうのをその間にきちんと基本構想の中に取りまとめてはかがですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 まず大事なのは、何回も言うようでありますけれども、西会津町で足りないものといえば、やっぱりこれから産業をどう興すか、雇用をどう創出するか、そして人口の歯止めをどうかけていくかということ、確かにいわれるとおりでありますから、その一つ一つに対して対応していきたいということは、あるいはいくということは当然のことです。

そして、人口の問題でありますけれども、これはある日突然、人口を輸入してくるとか、すぐにきていただけるということは非常に厳しい状況でありますから、まず今言ったように、産業や、あるいは雇用の創出をどう図っていくかということ、連携しながら考えていかなければならないと思っておりますし、そうした取り組みを今後行っていきたいと思ひます。

それから、まず若い人に魅力のあるまちづくりをどういうふうにつくっていくかということが、やっぱり最大の課題だと思ひます。そこで、今、西会津町も他のほうと連携をしながら、そういったことも今後含めながら、西会津町独自でも、婚活事業をやってみようということで、今度の予算の計上の中に、若干ではありますけれども、計上させていただきました。西会津町としてお嫁さんの問題というのも真剣に考えていく必要があるだろう、お婿さんの問題を考えていく必要があるだろう、手をこまねいてはしようもないということで、今、これから具体的にどのような形にしていくべきか、これは西会津町独自でひとつ考えて、予算計上させておきましたので、この中で十分担当課、あるいは地域の皆さんと話し合いながら、進めていきたいと。そうした少しずつ少しずつですね、この取り組んで、効果の上がるような対応をとっているところでもありますので、極端な人口の減少にならないように進めていきたいというふうに思ひます。

非常に私も今苦勞しているのは、議員のおっしゃるとおり、年間、最近特に死去されるかたが多ございますので、そういったことに伴いながら、もっと健康の問題ということについても、十分認識を新たにして取り組んでいきたいというふうに思っています。

○議長 6番、渡部昌君。

○渡部昌 大変、徐々に徐々に歯止め対策をしていくというふうに私は聞いております。それで、私は先ほどの限界集落とか、崩壊集落なんですけれども、これは高齢化率が50%に達すると、その自治区なり、あれは崩壊すると、これは前の岩手県の知事が限界集落というのを発表したわけですよ。その19年とか、その前にも私のほかに何人かも限界集落について質問しておりますが、その先ほどもありましたけれども、その28カ所の自治区があるわけですね、この人たちの、住民の声というのはどういうことを言っていますか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 まずこの限界集落というか、将来的に後継者について非常に苦慮している、あるいは厳しいなと思われる中において、いろいろな大学生と、そして教授と、4、5年間にわたって調査をし、その集落の皆さんと取り組みをしてきた経過があります。いわゆる出戸集落でありますけれども、そこに私も何度かおじゃまをしまいいりました。実際のところ、その出戸集落の状況については、もういわれるとおり、一般的にいう限界集落になっているわけでありまして。しかし、そういう中においても、これから悲観するのではなくて、どうこれから生きていくかということについて、一生懸命集落の中では取り組みを進めているわけです。いわゆるこの営農集落、あるいは機械化、そしてみんなで共同で生産をする、こういうことでその地域全体が一つの生産体制を確立をしながら、みんなで支えあって生きていく、あるいは結い、絆というものについて、今、改めてそういった大切さというのを、あの集落の中で見本になっているというふうに私は思っているところであります。

これからやはり、そういった集落が今後28くらいあるとするならば、まさにそうしたことで今おかれている厳しさから、少しでも将来的な、これからの生きる力というものをどう打ち出していくか、まさにそうしたことを見本にしながら、私は取り組んでいく必要があるのではないかなというふうに思っているところであります。

今すぐ若い人がくるというのはなかなか厳しいでしょう。しかし、そういった中でこれから将来の天候の問題も、あるいは冠婚葬祭もみんなで共同で行うことによって、自信と確信をもって生きていける、そんな集落を私はつくっていくことが必要だなというふうに思います。

そして、その集落の皆さんについては、特別町でこうしてくれということでは決してありません。その地区には、いわゆる一般的なインフラ整備というものもありますけれども、しかし、みんなが共同で生きている範囲の中で、やはりどうしても必要な交通の便とか、足の確保とかありますから、当然町としてやらなければならないことについてはお手伝いをしますけれども、あとは地域の皆さんで力を合わせて生きていくと、こういう話でありました。

あるいは弥生集落の皆さんの話し合いも実はしてまいりました。座談会の中です。はっきり言って町に対して何々をしていただきたいというのはなかったんであります。私は非常にある意味では、もう進んでいるんだ、進んでいるのかどうか分かりませんが、

やっぱりそこにおいては、あのバスを通してくださいという話がありました。それで、ただこのバスがそのまま住民の本当の足になっているかということは、若干、非常に使い道が非常に悪いというような話もありましたけれども、しかし、そういった、町がいざというときに対応してくれる、そういう安心感を与えてくれるようなまちづくりであれば、私たちはここでしっかりと生きていきますとこういう話でありましたので、そういったことを踏まえながら、今後とも集落の皆さんと一緒に話し合いをして、対応していきたいというふうに思っています。

○議長　　6番、渡部昌君。

○渡部昌　　大変、私も出戸部落について、生き残りをかけた政策ですか、いろんな冊子を出したと、いろんな新聞にも出ておりましたし、町長のあれも読みました。出戸部落のように、そういう部落だけならいいんですけれども、あと大半は65歳以上過ぎて、部落自体が半身麻痺のような状態ではないかと思うんですよ。だからそういう部落を、やっぱりみんなの声を聞いて響かせるような、そしてそれをやるにはどうしたらいいかといったら、ある地方自治体では、役場の職員が2人ほど部落に1カ月なら1カ月、自治区長でもないけれども、一応、行政側と連絡を取って、いろんな便宜を図って助けているという自治体もあるわけなんです。だから、町長がいわれたのは、反応がないということは、もうおそらく諦めているんじゃないかなと、これは私の考えですけれども、だからそういう夢と希望を持たせるためにも、本音をいわせるような懇談会なり、集会をしてはどうですか。

○議長　　町長、伊藤勝君。

○町長　　例えば例に弥生集落の話をあげましたけれども、諦めているということでは決してないんです。自分たちのやれるところというのはすべて限界的に分かっているわけですよ。ですから、そういった中で、すべてがこうしてほしい、ああしてほしいということではありませんと、私たちが本当に必要としているときに、安心安全な態勢がとっていただけるならば、ここで生活、できるだけ生活していきますという自立の心を持って、あるいは対応を持って生活をできるわけですから、諦めたなんていうことになってくると、これは非常に誤解がありますので、決してそういうことではございません。

それから、町でこれから具体的に私は考えていくのは、職員の皆さんの対応もさることながら、これから元気な人たちでもって、地域の人たちで、集落支援制度ということもこれから必要だと私は思っているんです。そういう集落を、ただお年寄りのところに行くのではなくて、その集落周辺という人たちのやり方、工夫というのは、まず元気にどうさせるかということ、あるいは地域づくりにその人たちの持っているノウハウをどういうふうにして提供し、一緒にやっていくかということでもあります。民生委員と同じような仕事ではないわけですから。そうした中で、集落の全体支援を、やはり先ほど5番議員が言いましたように、中山間直払制度を取り組む場合において、そうしたきちっとしたかたがたが配置をしていけば、みんなで取り組めるんだなというような課題がいくつかあるわけです、各地区ごとに。そうした役割を担っていただけるような、そんな支援制度というものを、これからはもうける必要があるんだなと。

そして、その集落だけで私は任せるのではなくて、サロンのな、グループ的なものをその地域にきちっと対応していくということが必要だと思っています。そして、みんなで週

1回集まって、お互いの元気を確認をする。そしていろんな話し合いをする。そしてそこで一番課題になっているものを、やはりみんなで話し合いながら出していく、そういう集落全体を、みんなで包括的にみていけるような、そんな地域づくりを目指したいなというふうに考えておりますので、今後、新たな取り組みとして、具体的に提供していかなければならないというふうに思っています。

○議長 6番、渡部昌君。

○渡部昌 今、町長から、これからはそういう細かいところまで支援をするという話を聞きましたので安心しました。

それで、今、西会津町は、高齢化時代に突入したと思うんですよ、だいたい3,000人も4,000人近くも65歳以上の人がいるんですから、それで、西会津町は全国どこへ行っても、トータルケアの町として、医療、保健、福祉と、充実されているわけですよ、これは町長もご存知のように、有名なわけですよ。それに今、先ほどいいました、一人暮らしが私もちょっと調べてもらったんですけども、492人と、高齢者の夫婦が280何人でしたか、それだけの人がいるわけですよ。それで、これ上野尻のことをお話ししては悪いんですけども、上野尻自治区は、老壮クラブとタイアップして、平成10年から一声掛け運動とか、それから夜の迷惑掛け行為とか、その新聞が溜まっていたらやるとか、そういうことを今から、平成10年から老壮クラブと自治区がタイアップしてやっているわけです。

ところが、この前、7月ですか、支援センターと私らと老壮クラブと自治区と、打ち合わせやったんですよ。ところが、今、高齢者夫婦、これが老老介護になると思うんですよ。これが一人のかたは、名前はいえませんが、プライバシーの問題ですから、病院に入院していると、その奥さんが夜中にベッドから落ちて倒れていたと、それが訪問介護して、8時間か9時間後に発見されたというようなことがあるわけですよ。だから、私がさっき言ったのは、福祉施策を充実するためにも、いくらかでもやっぱり支援をしなればいけないのではないかというようなことで、老老介護支援政策ですか、そういうものと一人暮らしの、先ほど福祉課長からもいい答えがありましたけれども、そういう充実するためにも、ほかの地方団体からもモデルになるような施策を一つやってはいかがですかということですよ。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 西会津町の福祉政策については、私も十分認識しておりますし、これから今ほどいわれた老老介護等々、あるいは一人暮らしの世帯、こうした厳しい環境におかれる世帯というのは、私は増えてくることは間違いないというふうに思います。基本的には、そうしたかたがたが施設に入ればよいという考え方から、今度はそうではなくて、その地域の中で、あるいは家族介護の中で十分それも活用もできるような、そういう制度ということについても十分充実していくように取り組んでまいりたいというふうに思っております。

最近、デイサービスを地域でつくって、宿泊までできるような対応も最近できておりますし、そうした考え方も一つの案ではないか、やはりお互い地域の中で支えあって生きていく、そういうまちづくりというのは、福祉の中でもっとも必要なことでありますので、そうしたことが地域の中で積極的に対応できる、あるいは対応していけるということについては、町としても十分にその地域の皆さんと連携を図って取り組んでいきたいと思いま

すし、必要な予算措置があれば、そういったことについても十分対応してまいりたいというふうに思っています。

○議長 昌さん、だんだん時間的なものもありますので、質問の的を絞ってください、全部やっていたら時間足りないですよ。

○渡部昌 何時まで。

○議長 正確に申し上げますと、45分だからあと10何分もありますけれども。

○渡部昌 はい分かりました。

○議長 6番、渡部昌君。

○渡部昌 それでは、町長の安全安心という言葉から言いますと、町民の皆さんも喜んでいと思います、今の言葉を聞いて。

それで、もう1点は、先ほど提案理由の説明の中でも10日の日ですか、いろんな執行は全部だいたい予定通りに進んでいると、それは分かりました。それで、それに対して行政評価とか、検査というのは、今度つくるといような話ですけれども、それはいつころまでにつくられるわけですか、それによっては私らもみて評価したいと、基準ですか、そういうものはいつつくられるんですか。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 行政評価の関係でございますので、私のほうから答えさせていただきたいと思えます。

金曜日の日に若干申し上げましたけれども、第15次の行財政改革大綱を策定いたしまして、議員の皆さまにもご説明申し上げたところでございますけれども、これは3年間の中で、これからしっかりやっていきたいということでございます。そのためには、議員おただしのように、その事務事業の評価検証というものが非常に重要になってまいりますので、そのシステムをしっかり構築した中で、この3年間の中で評価検証をして見直しを図っていきたいということでございます。

○議長 6番、渡部昌君。

○渡部昌 そのときはあれですか、外部の評価委員というんですか、仮にですけれども、そういう外部の評価委員とか検査委員というのは入れるお考えですか。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 評価にあたりましては、まず内部評価をしていくというのがまず第1段でございます。その中で、外部の町民の皆さまのご意見、こういったものも踏まえて判断すべき事項があれば、町民の皆さんと一緒に考えていただく機会をもうけたいと考えております。

○議長 6番、渡部昌君。

○渡部昌 それでは、だんだん時間もきているようですから、最後に町長にお尋ねします。

町長は、町長の描く町全体ですね、西会津町はどういう西会津町をつくりたいんですか。町民のかたは、今の町長はどういう西会津町をつくるのか発信されていないというんですよ。それは、町民の声は審議会とかいろんなところで出てきますけれども、伊藤町長としては西会津町の将来はどんな町を描いていますか。質問します。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長　私は第一に、何といても、どんな地域でも子どもの声の聞こえるようなまちづくりをしていきたいなというふうに思います。そして、若い人がこの町に住んでよかったと思えるような、まずまちづくりであり、そして人が出て行く町からくる町にしなければならない、こういうふうにしていきたい。そのためには、何といても地域の活性化でありまして、ここに雇用がある、そしてお嫁さんももらえる、そしておじいちゃんやおばあちゃんも一緒に暮らせるような、そんなまちづくりを想定をしているところであります。せっきくの西会津町のインフラ整備がなされているわけでありますから、インターを活用し、そして道の駅に多くの人たちがくる。そして商店街も活性化をする。農業にも若い人が従事をする。そうした活気のあるまちづくりを描けるような町をつくっていききたいなというふうに考えているところであります。

政治とはまさに町民に夢と希望を与えなければならない、そのことによってやはり大きく町は変わっていくであろうというふうに思いますので、そんな目標に向かって取り組んでまいりたいと思います。

○議長　6番、渡部昌君。

○渡部昌　今、町長の力強い、描いている町は分かりましたけれども、例えば「みんなの声が響くまち、にしあいづ」、それから「心豊かな人を育むまちづくり」、「豊かな魅力あるまちづくり」、「人と自然にやさしいまちづくり」と、これは抽象的であり、概念的であり、象徴的な言葉だと思うんですよ。私は、もう一歩突っ込んで、例えば、西会津町は10年、20年後には、今250万の年収であったら、300万くらいにするとか、もっと具体的に描いた夢と希望を与えるような構想を私は聞きたかったんです。その点どうですか。

○議長　町長、伊藤勝君。

○町長　そうしたことが数字に表せるように努力をしてまいりたいと思います。

○議長　6番、渡部昌君。

○渡部昌　私も今、力強い町長の、次回また質問するときがありましたら、質問したいと思います。今日は大変盛り上がった、結構いい声を聞きましたので、これで質問を終わります。

○議長　お諮りします。

本日の一般質問はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。(14時30分)

平成22年第6回西会津町議会定例会会議録

平成22年9月14日(火)

開 議 10時00分

出席議員

1番	目黒	一	6番	渡部	昌	12番	長谷川	徳喜
2番	多賀	剛	7番	五十嵐	忠比古	13番	清野	邦夫
3番	青木	照夫	9番	武藤	道廣	14番	清野	興一
4番	荒海	清隆	10番	大沼	洋平			
5番	清野	佐一	11番	長谷沼	清吉			

欠席議員

8番 佐野悦朗

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊藤 勝	建設水道課長	酒井 誠明
副町長	和田 正孝	会計管理者兼出納室長	高橋 謙一
総務課長	伊藤 要一郎	教育委員長	矢部 征男
企画情報課長	杉原 徳夫	教 育 長	佐藤 晃
町民税務課長	成田 信幸	教 育 課 長	大竹 享
健康福祉課長	藤田 潤一	代表監査委員	廣瀬 渉
商工観光課長	新田 新也	農業委員会長	齋藤 太喜男

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 佐藤 健一

議会事務局主査 齋藤 正利

第6回議会定例会議事日程（第5号）

平成22年9月14日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

日程第2 議案第1号 西会津町監査委員条例の一部を改正する条例

日程第3 議案第2号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第3号 西会津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第4号 西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

散 会

（各常任委員会）

（一般質問順序）

1. 長谷川 徳喜 2. 清野 興一

（各常任委員会会場）

○総務常任委員会……〔議員控室〕（第1会議室）

○経済常任委員会……〔議会委員会室〕

○議長 平成 22 年第 6 回西会津町議会定例会を再開します。(10 時 00 分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸報告をいたします。

8 番、佐野悦朗君から欠席する旨の届出がありましたのでご報告いたします。

日程第 1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、順番に発言を許します。質問者は順次質問席に着席し、発言を求めてください。

○議長 12 番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 それでは、順次質問をさせていただきます。

まず最初に、伊藤勝町長の町政執行の計画はというようなタイトルで、これから内容を申し上げます。伊藤勝町長が誕生して 1 年を経過したが、当面の課題の取り組みと今後のビジョンについての考えを伺いたいと思います。

その中で、具体的に申し上げますと、行政改革、いわゆる伊藤町長は、行政改革で無駄のない町政をしたいというのがマニフェストの一環でもありましたし、そういうことでここにあげてみたんですけれども、まず 1 番目に、西会津町振興公社独立、振興公社独立をする考えはないのかどうかということになります。

二つ目に、役場職員の削減はどうかということですが。

三つ目に、人口も 7,000 人そこそこに、7,000 ちょっとしかいないんですけれども、7,700 と発表しておりますけれども、実際学生とか出稼ぎとか、そういったかたがたを除けば、7,000 ちょっとくらいしかいないと私は思うんですよ。そういう中で、この前もあったように、議員の数を減らせとか、日給制にしるとかという町民のそういった投書というか、あれがありましたので、そういうことを含めて、どんな見解であるのか、それを聞いてみたいと思います。

あとは、これは財政の圧迫からみても、以上のこの点につきましては、やはり改革というか、見直しの時期がきているのではないかと私も思われる点がございましたので、一つこれにもあげてみました。

次に農業問題、農業に従事している人が高齢化して、今後の農業の維持に不安が出てきているため、今後、これらに対応することから、田や畑の集団化をするとか、特に田の耕作を個人個人で、個々で維持ができないことから、土地の荒廃につながるおそれがあります。そこで、これは例なんですけれども、野沢、尾野本、群岡、新郷、奥川といったような各地区に、小規模でもいいから、やはりライスセンターを含めた小型農業センターをつくって、地区ごとに委託をするようなシステムにするべきではないかと、こういうことからこの問題をあげてみました。

そして 3 点目になりますが、これは昨日もお話ございましたが、高齢化対策でございます。少子高齢化は全国的にこれは問題にはなっておりますが、特に西会津町でも高齢化が進み、福島県でも昭和、金山、三島に次ぐような高齢化の町となっております。特に心配されるのが、一人暮らし世帯であります。町としては、それぞれの区長や民生委員等によって見守らせているようだが、もっと行政が積極的に指導、見守りをするべきと思われる

ることから、特に保健指導員なんかは、以前には1年に1回とか2回とか、家庭訪問をしたんだけど、最近の指導員さんは、私を見る限りでは、そういう姿は見当たらない。ということから、そういうことにもひとつ町のほうでも、指導するのが大事ではなからうかと、こういうことから質問項目にあげました。

それで、質問と答弁含めて、1時間以内と設定されておりますので、あまり長くくどくど答弁はいりませんから、要点だけを簡明にしてください。以上です。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 12番、長谷川徳喜議員のご質問のうち、行政改革についてお答えをいたします。簡潔に要件のみということですが、また再質問されると困りますので、十分に内容を分かりやすく説明をしたいと思います。

今回の私の提案理由の中でもご説明申し上げましたが、町では、この度「西会津町行財政改革大綱・第5次」を策定したところであります。この大綱策定の背景には、平成12年4月に地方分権一括法が施行されて以来、国全体が中央集権から地方分権の時代へと、大きく変革してきたところであります。

本町では、これまでもいくどとなく国の仕組みや社会構造が変化する中であって、時代の潮流に左右されることなく、その都度、町民の皆さんへのサービス向上と安定・持続可能な行財政運営が図られるよう行政改革に取り組んできたところであります。

今次の行財政改革大綱は、平成20年4月に施行された「西会津町まちづくり基本条例」と本年4月にスタートいたしました「西会津町総合計画」に基づき、町民の皆さんが夢と希望を持ちながら、安心して暮らせる豊かなまちづくりを実現するため、行財政全般にわたって見直しを行うことといたしました。この推進期間であります、本年度から平成24年度まで、3年間と定めたところであります。

見直しにあたっての基本姿勢といたしましては、一つは、行政への町民参加と情報共有・情報公開による行財政の透明化。二つ目は、不断の事務事業の見直しによる安定・持続可能な行財政運営。三つ目は、職員の意識改革による行政サービスの向上。この3点を基本として、改革の推進するということとしております。

さて、第1点目のご質問であります、町振興公社の独立についてであります。ご承知のとおり、西会津町の町振興公社は地域経済活性化の先導的な担い手として設立されたものであります。この設立にあたりましては、さまざまな事業展開ができるようにということで、株式会社として設立をし、町は出資者の一員ではあります、いわゆるまったくの独立した組織であります。

町といたしましては、現在、指定管理者制度によって、施設の管理運営を委託しておりますが、町とは別個の組織であることから、振興公社の自主性を尊重しながら、今後も多種多様な事業の展開と健全な経営が図られるよう、お互いに連携を強化してまいりたいと考えております。

次に、第2点目の役場職員の削減についてであります。

職員の定員管理につきましては、これまで人件費の抑制を基調とした定員適正化計画を定め、計画的に職員数の削減を図ってきたところであります。具体的に目標設定を申し上げますと、平成16年度から平成26年度までの10年間で、職員数を145名から25名削

減して、120名とするものであります。本年4月1日現在の職員数は127名と、計画よりやや先行しているというところがございます。当面は、この定員適正化計画を基調として職員の削減を図っていくということにしておりますが、地方分権による権限移譲や多種多様化する行政需要に対応するために、業務量は年々増加しているという現状でございます。

今後は、行財政改革大綱に基づいて、スリムで機能的な組織運営と、事務事業の簡素化・効率化を図りながら、業務量と職員数のバランスを見極めながら、行財政の、あるいは行政サービスの低下をきたさないように、適正規模の職員数としていきたいと考えております。

次に、3点目の町議会議員の定数の見直しにつきましてのご質問がありました。これまでも議会の皆さんが主体的に、これについては取り組まれてきた事項であるというふうにご認識しておりますので、今後の見直しにつきましては、議会の中で十分にご議論していただくべきものと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

その他のご質問等につきましては、担当課長より答弁をいたさせます。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 12番、長谷川徳喜議員の農業問題についてのご質問にお答えいたします。

ご質問の中にもありますとおり、農業従事者の高齢化や後継者不足、それに起因する耕作放棄地の増加については、今後の農業を考えたときに大変大きな問題であると認識しております。それらの対策として有効的であると考えられるのが集落営農であり、本町としましても、喜多方農業普及所、JA会津いいで、町農業委員会等関係機関と連携して推進をしているところであります。町内でも下小島、出戸、牛尾、高目集落には、すでに農用地利用改善団体が設立されており、話し合いを中心として農地の集積や農作業の受委託などを集落の認定農業者など担い手や受託組織等に位置付け、地域農業を地域全体で守っていく取り組みを実践しているところであります。

また、農作業を受託する組織や機械を共同利用する組織の育成確保も地域農業を支え継続していくうえで大変有効な取り組みであり、集落営農に取り組もうとしている集落の座談会などに参加し、組織化に向け積極的に支援を進めてまいりたいと考えております。

各地区に小型農業センターを設置し地区ごとに委託するシステムをつくる考えはないかのご質問についてであります。ご承知のとおり町内においては、奥川ライスセンター、原ライスセンターがすでに整備されており、JA会津いいでが昨年立ち上げた農業生産法人も、西会津町内のライスセンターや集落営農組織の受託事業の補完も役割として設立されております。

また、本年度は牛尾集落と町内担い手農家個人が国の補助事業等を活用して整備したライスセンター2カ所も本格稼働する予定であります。牛尾集落の取り組みは、集落内の話し合いの中から生まれたものであり、地域農業を継続していくために、みんなで手を繋ぎ集落営農組織として国の制度を活用し、ライスセンターの整備に取り組んだもので、今後の町内における水田農業のモデルケースとなるものであります。

町といたしましても、各地区・集落ごとの状況や意向を踏まえながら、地域に合った取り組みを、関係機関と連携しながら進めていくと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 12番、長谷川徳喜議員のご質問のうち、高齢化対策についてのご質問にお答えいたします。

一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が、住み慣れた地区、地域で安心して暮らし続けていくためには、地域で支え合う見守り体制を充実していくことが重要であります。本町は、都市部などのような希薄な隣近所付き合いに比べ、隣近所の付き合いがまだ深く残っておりますが、さらに、民生委員などが中心となり、高齢者への声かけや見守り活動を行っております。

保健指導員が積極的に家庭訪問し、健康管理等の指導をすべきとのご質問であります。保健指導員につきましては、町民の健康づくりのため町と町民とのパイプ役をお願いしており、任期は2年で116名のかたがたに委嘱をしております。各種活動のうち、年間5回の研修会において、保健師から認知症や生活習慣病、熱中症など時期に合った研修を行い、知識の向上に努めているところであります。

しかし、保健指導員は保健師とは異なり専門知識や資格はありませんので、地域のかたがたに直接健康管理等の指導は行うことができませんが、研修会や日ごろの活動を通じて必要に応じ周知や啓発を行い、何かあった場合には、その都度保健師に連絡するような体制をとっているところであります。

今後も高齢者が住みなれた地域に安心して住めるよう地域全体で高齢者を支えるため、保健指導員も含めたネットワークを強化するとともに、保健指導員との連携をさらに強化しながら保健師による訪問活動等を進めてまいりたいと考えております。

○議長 12番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 今ほど町長が答弁の前に、再質問されると困るからとこう言っておられましたが、これ一問一答になっておりますので、再質問、再々質問、これは当り前のことなんですから、それ勘違いのないように。例えばその中で、伊藤町長がそれぞれの答弁をされましたけれども、私の言っているのは、伊藤町長が誕生して1年経過して、そろそろ、こういう表現はどうか分からないけれども、伊藤勝カラーを出してもいいんじゃないかということから、そういう発想で当面の課題は何なのか、そして、5年、10年後のビジョンはどうあるのか、これを私は聞いているんですから、だれが答弁を書いたか分からないけれども、そんなちぐはぐな答弁では困るよ。その点どうなんですか。一問一答だからな、この辺から入っていきましょう。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 1年1カ月になります。まだまだ自分には荷が重いし、未熟だと思っているところでありまして、おっしゃられる行政カラーというものについては、どういうものかまだ明確に、自分なりに判断しかねるところでございます。ただいえることは、行政というのは、やっぱりすべてのもの、例えば健康にしても、生活にしても、経済にしても、いろんな分野の中でバランスをやはり取りながら運営していくということが、この自治体にとっては一番大切なことではないかというふうに思っているところであります。

バランスの中においても、それぞれその自治体においては重点的に取り組まなければならない課題も山積しておりますが、当面、私としては、やっぱりこの西会津町の地域経済

というものについて、もっと多くの皆さんによって活発なまちづくりを進めていただきたいということを常に思いながら、そういうところに一つの重点的な課題を見出して取り組んでいるところであります。

これが2年、3年、あるいは1期終わったときに、はじめてその効果というものが若干なりとも表れてくるのではないか。そうしたことが継続していくことによって、一つのカラーというものができあがってくるんじゃないか、このように考えております。

○議長 12番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 私は、まだ1年そこそこで、やっこの町長という位置についた、そういうところであって、まだまだどう判断をすればいいのか迷っている点もあるところ言っておられますけれども、これはやむを得ないですよ。まだ1年そこそこで何もかにも全部、すべて町民が満足するようなわけには、あなたではなくて、これは神様、仏様じゃないとできないよ。がしかし、1期4年というのは決まっているんだから、あなたは5年やるんだか、10年やるんだか分からないけれども、あと3年残された中で、やっぱり山口町長と伊藤町長の差はこうでたんだというようなことを、やはり示してもらいたいと、そういうことから私、質問しているんですから。

例えば、あなたが就任して、生活町民バスが国道を通っていたのを縄沢の村を通したとか、それで福祉バスが小杉山とか弥生とか、そういうところに週何回出たとか、それは確かに以前になかったことをやっていますよ。がしかし、そういうもんでも、問題はものすごく山積しているんだから、一言でいえば私は、口は悪いからあまりいいたくないけれども、経済だって人口からみたって、西会津なんて本当に、悪い表現か分からないけれども、もう底に落ちているんですよ。これを盛り上げるというのは至難の業ですよ。がしかし、あなたが、私が町長になってこうしたいあほしいという目標、マニフェストがあるんだから、それをこの4年間できちっと出してもらいたいと、そういうことを私は申し上げているんですから、その意思があるのかないのかで結構ですから。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 何事に付けても、やはり計画性を持って取り組まなければなりません。そこにおいては、やはり順序というものがああります。例えば、ホップ、ステップ、ジャンプでありますよ。やっぱり今は、ホップの、助走の段階であると、次にそれから飛躍をしていく、そういうやはり取り組みを私は必要としているところでありますので、あるいはどれくらいこの経済的に、あるいは効果があがってくるか、その4年間の中でのジャンプの時代、あるいはその時期にどういう効果があがってくるか、まさに行財政改革大綱の中でいう検証、あるいは事業見直しの中での効果というものが、少しなりとも明確にされてくるのではないかと、そう期待しているところであります。

○議長 12番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 今おっしゃるのは十分理解はできますけれども、ざっくばらんに私は申し上げますと、そろそろそういう批判もだいぶ耳にしますから、例えば、伊藤勝が町長になったって前と同じことやっているんじゃないかと、中身は変わっていないとかという人もあるし、私はこういうふうに言いたくないんだよ。そうすると、お前は伊藤町長のあれに対して反対しているのかなんて言う町民もいるしね。がしかし、そうではないの、われわれ

れ議員というのは、やはり 50 億という総予算の中で、執行部、あなたがたが予算を組んでその中で執行されるチェック役ですよ。早くいえばそのご意見番。そういう役目にあるのが私どもでもよ、はっきり言って。だから常に、あなたがたのやっていること、あなたが行使していること、それが果たして正しいのか、場合によっては最初いいと思っても途中で大した効果がないというのなら、やはり議員としてそれをやめさせる権利もあるんだから、はっきり言って。だからそういうところを、あなたがたに反対しているのではなくて、いかにこの予算化の中で、7,000 人の町民が、いわゆる均等な行政の、そういったいわゆる恩恵を受けているか、そういうことを見守っているんです。知らない人は、1 年 4 回出るといいんだと、だからそんな人がいないとか、日給制にしるなんて、そういう苦情があるけれども、私は、よその議員さんは分からないけれども、私は常にあなたがたの行動をみているんですから、それで悪いものはだめだと、真正面からいいますよ。決して反対しているわけではないし、そういう意味ですから、しっかりとした目標を立ててやってほしいと、こう思います。

次に、議題を変えます。

それで、役場職員の削減については、これは役場職員だって、いわゆる生活がかかっているんだから、今何人、127 名とか、だけどそれは、適切に平成何年までに合理化を進めて、その見直しをするんだということだけで具体性がない。だけどこれ人事問題、人間関係は私もいえないしあなたもいえない。がしかし、今国のほうでも公務員が多すぎると、国家公務員は 2 万人削減するといっているんでしょう。それで将来は道州制、そういうの導入された場合には、当然それはなるんですから。がその前に、基準なんていうものは、これはあなたにいうには満遍なくやるようなそういうような体制を取っているというけれども、根拠がないんだなあ、あなたの言っているのは、例えば、私これ調べているんだから、町会議員なにやっているんだといわれているからね、これはこの前坂下について、坂下の町の行政を調べてまいりました。例えば坂下の町民は、9 月 1 日現在で 1 万 7,946 人、わが町は 7,000 そこそこですから、1 万人坂下は多いんですよ。だいたいメモしてるな、せっかく調べてきたんだから。それでその中に、1 万人も多い人口の中で、坂下の職員は 177 名、それに対して西会津町はさっき言った 127 名といったでしょう。多いか少ないかと私は言う立場にないから、比較をする必要があなたがたにあるんじゃないかという参考までにお知らせするんだから。そういうことですので、今後、そういうことも含めて、その検討委員会か何かあるけれども、やっぱりそれで検討してもらったほうが正解だよ。

前に、これ余談になるかも分からない、関連あるけれども、前に二瓶町長という人の時代に、保育所の保母を、無資格保母を、悪い言い方で首切ったんだよな、だけどその反発はすごかったんですよ。だから、こういう職員の数を減らすとか、それで役職を取るとか大変なんだから、だからそんなに手を付けない、私はそんなことをいわないから、ただ参考までにこの坂下のことをお知らせしただけであって、だから、いずれは職員の見直しということもこれはあるんですから、そういうことで私は質問しているんですから、決して今日の明日のとは申しません。そういう時代に見合った、そういうその政策と申しますか、町長としての人事権の発揮をどこでどうするかはあなたが考えることであるんだから、そういうことで、ひとつこれ職員の見直しをあげたわけですから、答弁いるかい。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 各自治体、市町村それぞれ定数というものを持っておりまして、現在、西会津町においての定数は、先ほど申した内容であります。それもどういふところから一職員当りを計算をはじき出しているからいふ基準を持って現在やっておるところであります。いわゆる事務文書の中において、一職員数に対する事業量の問題を各それぞれの課の中においてほしいこの事務をこなす場合においては、どのくらいの人員が必要か、こういうことを定めながら現在取り組んでおるわけでありまして、当然これから新たな行政課題が出てくる、あるいは住民サービスが必要となってくる、こういった場合については当然、この増えることも想定しなければ、実はならないということもござります。あるいはこれからもっと電算化が進んでまいりますと、その分、人員的にも削減するところも出てくるかと思ひます。

そうしたことを想定しながら、これからの人員計画というものを適正に図っていきたいと。これは単に内部的な検証や評価だけではなくて、いわゆる外部的な、まさにこうした内容については、外部的な人の話も聞かなければならない一つの対応ではないかというふうを考えておりますので、この人員計画については慎重に対応していきたい。それが何といても、やっぱり住民サービスが低下してはだめだということを基本に据えてかからなければならぬと思ひます。住民サービス、あらゆるところがありますので、それが単なる人がいないからできないというようなことであってはならないというふうに思ひますので、町民の住民サービスを重点にしながら、同時にこの人員問題を検討していかねばならないということでありまして、十分にその点も考慮しながら検討してまいります。

○議長 12番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 住民サービスを怠れなんて言っていないんですよ、はっきり言って。私はどこまでも行財政改革の中で、国のほうでも2万人削減するというそういうご時世の中で、いずれはわが町もそういった波が押し寄せてくるんだろうと想定のもとに言っているんですから、住民サービスを悪くしろなんて私は一言も言っていない。それでもって職員の、坂下は1万7,000人に対して177名、西会津は7,000そこそこにして127名、それ比較はなかなか職員の皆さんいるんだから、西会津はこれで妥当だとか、そんなふうに判断してください。

それで質問を変えます。

次に、町議会議員の定数の見直しについてといったこのタイトルですが、これは議員の皆さんで検討してくださいとあなたはおっしゃったけれども、これは4年前、18名いた議員の数を、やはり私どもは削減しました。この前、4年前だったと記憶しているんだけど。そこで18名を14名にしましたけれども、それでも町事務局だと思ひただけけれども、議員は14名いないから半分にしろなんて、7名、そして月給はやめて日当にしろ、そういった苦情があるから私は質問したんですよ。だからあなたは、議会の問題だから議員の皆さんで話し合いなさいとこういうけれども、中には名古屋市長みたいなものもいるんだよ、分かっているでしょう、名古屋市長。あの定数を半分にすると、給料も半分にすると、ああいう首長もいるんだから、だからあなたは逃げているんだよな。そのくらいの力量と度胸があるかないかはあなた次第なんだから、そういうことを私は聞いたんだけど、こ

れ以上やるといじめなんていうからね、あなたの支持者が。言わないけれども。ああいう場合もあるんだよ。九州だってあるでしょう、議会を招集しないで、専決処分であなたがた執行部が全部あれしちまったのね、こういうこともあるし。だから、そういうことも含めて、やはり首長たるはどういうものかということ、もう一度点検しなさい、足元から。そういう意味で私は申し上げるんだから、あなたのために私は悪くいわれているんだから、勝の協力しないなんて、それは結構ですよ、私は。

そういうことで申し上げたんですから、それで議員の定数は非常に難しいんですよ。それで西会津には、ジックスとか、前例があるんですよ、議員の定数を減らしたときに限って、先に立ったものは落選するんだよ、はっきり言って、前からみていると。この前もおれ先に立ったら、一番ビリ、危なかったの。だからこんな私は正面切って削減しろなんていいません。がしかしこれも、坂下の例を申し上げますと、私は聞いてきたんですから、坂下も先ほど申し上げたように人口は1万7,900人というように1万人多いですよ。その中で議員の数は16名だそうです。わが町より2名多いと、そういうところから考えても、やはりこれは一応検討しなければならないかなという感じもあるわけで申し上げたんですから、あなたそれ以上言えないでしょう。議員を敵にまわすというのは執行できないから、反対されるからな。それでなくたってあんまりいいムードではないから、そのくらいでおさえおきます。

それで、答弁しろって無理だろうから、議題を変えます。

次は、農業問題、農業問題は、あなたが十分その地区の座談会とか、そういう中でいろいろ検討していると、そしてわが町においては奥川にもライスセンターもあるし、原にもあると、あなたはおっしゃった、そういうのを尾野本、野沢、群岡、そういう地区、ないところに小さい規模でもいいからつくってはどうかと。今、農業に従事しているかたがたの年齢は若くて60代、70代でしょう。あと5年、3年はなんとかもつはな、がしかし、その人たちが今、亡くなったとか弱ったらどうするんだと、それも転ばぬ先の杖ということがあるんですよ。やはりそういうことはもっと、突っ込んで政策を取らなければだめだよ。あなたかだは机に座ってあくびしているけれども、今、尾野本、野沢みてきなさい。あの集中豪雨で雨にたたかれて、稲はみんな倒伏してね。むしろ敷いたみたいにびたっと倒れている。そこに水溜まっているんだよ。ああいう米の値段は1万2、3千円でしょう。1町歩つくったって百2、3十万、粗利益で。その中で肥料代もあれば経費もかかるんだよ。実際農家に入るのはわずかなんだよ。それが、わずか100万そこそこの収入を得るのに1,000万も2,000万もかけて、トラクター買ったり、田植え機買ったり、稲刈り機買ったり、乾燥機買ったり、そういうことをみんなやっているんですから、その買ったかたがた、今、機械もつたいないとかやっているけれども、いずれはこんなのはとても後継者がいないのは当たり前だ、やはりこの土地の集約化というかな。

そしてライスセンターとか、そういうその農業センターとかつくって、ああいう個々の経営ではなくて、それにいわゆる委託とか、そういう形にもっていかなければ、西会津の農業は壊滅してしまう。あなたは出ヶ原だな、出ヶ原だってそうでしょう、あの小杉山入り口の登り口、田んぼだよ、あれ荒れているの。荒れているでしょう、みている。聞いているのか、あれ田んぼみんな荒れているんだ、小杉山の登り口な。今は山間地の、いずれ

は野沢、尾野本、こういった平坦地にも及んでくるんだよ。そういうのを目の前にみえているから、今のうちから手を打ちなさいと、こういうことなんだから。それをしっかりした対応をする考えがあるかないか、もう一回。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 再質問にお答えいたします。

野沢、尾野本、群岡地区では、そういう中核となるような施設がないんじゃないかというご質問なんですけれども、昨年、尾野本地区においては、牛尾の集落営農の取り組みによりまして、ライスセンターが整備されましたし、野沢地区においても、担い手農家、個人の取り組みではありますが、牛尾集落と同じ規模のライスセンターが整備されて、この二つについては、今回の収穫作業から稼働する予定であります。

議員ご指摘のとおり、群岡地区においてはそういう中核となる施設はありませんが、地区ごとにいろんな後継者の問題、それから田んぼの、農業基盤の問題等、異なっておりますので、それぞれの地区に合った適切な取り組みの仕方があると思います。今後そういう点について集落などの話し合いを通じて組織化ができればいいと考えておりますので、各集落に入っただけの話し合いを積極的に進めてまいりたいと思います。

あと農地の集積の関係のお話も多少出ましたのでお話ししたいと思います。今回、国の補助事業によりまして、農地利用集積円滑化事業を実施することになります。これは、農地を貸したい人、それから借りたい人の仲介役をするという事業でありまして、今回の補正に計上しまして、実際の担い手協議会でその事務を進めていきたいと考えております。

今回の雨の被害の話がありましたのでお話をしたいと思います。日曜日をはじめとして3回の大雨によりまして、町内全域で本当に刈り取り前の稲が倒されて、今後の収穫に大きな影響が出るものと思われまます。農業に対してその自然条件の厳しさを目の当たりにしまして、誠に残念であります。今後は、天候の回復を願いながら、農家の皆さんは田んぼの条件が大変悪くなっておりますので、農作業に十分注意をされて刈り取りをされるようお願いをするものでありますし、専門員を通じてその辺の早期の刈り取りに情報の伝達をしていきたいと考えております。

○議長 12番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 今、農業課長がもろもろ答弁あったけれども、十分、粛々と対応しているんだとそういう意味だと思ってくれるけれども、私からみたらやっていない。はっきり言って今、尾野本、野沢地区でやっているのは、あれは委託でしょう。多い人は10町歩くらいよその田んぼ委託を受けてやっているそうだけれども、そういったかたがたも今、高齢化しているから、そういうかたがたがいなくなったらどうするんだという、そういう想定のもとに質問しているんですから、完全じゃないよ、はっきり言って。そういう姿がみえないから、町で予算がなくてできなければ、先ほど町長が言ったように、JA、農協、ああいうところと第3セクターでもいいし、共同みたいな形でもいいから、そういうふうな、やはりそのシステム、そういうものをつくりなさいと、つくる考えはないかと、まして西会津には工業団地で売れもしないのがあるんだから、ああいうものを利用して、やはりこれからは委託を受けて、そしてそこに雇用して、それで採算の取れない農業の個々の経営から脱皮するような方法を取らなければだめだということを行っているんですよ。そうしな

ければ田や畑は荒れますよと、畑なんか相当荒れていますよ、はっきり言って。だからあなた、そもそもそれに対応したなんて、そんないい加減なことを言うんじゃないよ。もっとしっかりしないとだめだよ。そんないい加減な答弁では困る。

それで、質問を変えます。

最後になりましたが、これは老人対策であります、その前に私は言っておくんですけども、これは私の過ち、保健指導員と通告書には書きましたけれども、私の申し上げたいのは、保健指導員ではなくて、町の保健師がもっと積極的にかかわって指導していきなさいとこういう意味なんだ。保健指導員なんて、あの辺に固まって、あなたはどうか、あなたはそんなって言うけれども、ああいうことではなくて、昔は、名前は出さないけれども、保健師は1年に1回とか2回とか、各家庭を訪問して、どうですか体の調子は、家庭訪問したんですけれども、今やっているの。それは確かパイプ役だといえ、共同検診、あれの手続きかなんかやっていますよ、前の保健師よりも、そういう姿が薄くなったから、もっと足を使って、そういうその困った人たち、歳をとって、誰にも相談できないような人に積極的に乗り込んで健康相談を受けるなり、そういうことをやりなさいと言ったんだよ、おれこれ保健指導員、間違った保健婦だ。その点もう1回。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 保健婦ではなくて、今は保健師といいますがけれども、今現在、今の地域支援、健康支援係には7名の保健師がおります。もう1名は、地域包括支援センターのほうに1名行っておりますけれども、現在、これまで町が健康づくりの町を進めてきました。町民の皆さんに大きな意味での健康づくりの啓蒙ということで、町民の皆さんの健康意識があがってきたということは、これは間違いのないと思います。

今議員がおっしゃられましたように、その中で、集落へ出向いて、集団に対する健康のための運動教室、あるいは介護予防教室、さらに今、群岡の旧群岡中学校で行っております介護予防のための運動教室、そういうふうに、いろんな集団的にやっておるのが現状です。今議員、申されましたように、過去、昔の保健師の活動に比べて、確かに訪問の回数は現在減っていると私も思っております。私も今、保健師に対して、もう少し地域に出向いて、個々の相談、健康相談、あるいはお話、こういうものをぜひいただきたいということを指示しておりますので、今後はそのようなことも重点的に進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長 12番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 だから、前と違って健康診断はやっているし、そのために早期発見で、その効果は出ていると、あなたは言っているな。確かにそうですよ、例えば子宮ガンでありましても、やはり昔の女性は控えめでありまして、子宮ガンの検診なんて恥ずかしい、やられてないなんていうのが結局その発見したときにはもう遅かったと、こういうたびたびありますよ。そういう面では、現在は、やはりその健康診断がありまして、乳ガン検診とか子宮ガン検診とか、一般検診とかあってですね、そのために胃ガンが発見されたとか、大腸ガンが見つかったと、そういうかたがたも話には聞いています。そんなの当たり前です。ここ西会津ばかりやっているわけじゃないんだから、全国的にやっているんだから。さも恩に着せる、そんなことやっているなんて言う必要ない。

それよりもむしろ、名前を出したくないな、過去の人だから、保健師。私の記憶では、1年に1回か2回きて、「なじよだよ」とか、「食い物はどんなもの食っているんだよ」とか、そういうやはり専門的な知識のある者が、各家庭を訪問して、そしてまた心ケアもあるでしょう、人にもものも言えない、なにも言えない、そういう相談も受けるのも、これも一つの保健師の役割に入ってもいいんじゃないか。そういうことから私は申し上げるんであって、指導しているとはどの程度指導しているの。手で表せばこのくらいかい。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 今、検診の話も出ましたけれども、非常にうちの町は検診率が、県の平均から比べますと非常に高いわけです。実際の数字は66%、これは保健師が常に情報を提供しながら、そして集落へ行けば、あるときはバスによって送り迎えしながら、そういうこともうちの町の保健の検診率の高さがあるわけです。これによって非常に予防医療になっているということが非常に大きなこともございます。

今議員から提案ありましたように、じゃ各地域に行ってどうなのということがございます。先ほど私いいましたように、前から比べて若干、今その各家庭、個々の家庭に訪問するという回数は減ってきているのかなということでありまして、今後もう一度見直して各家庭への訪問を強化するというところでございます。

○議長 12番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 10分そこそこになりましたから、終わり、まとめとしまして、ひとつ申し上げておきます。

今までそれぞれの町長はじめ農林課長、健康福祉課長の答弁もありましたが、私からいえば、やはり行政はそういうもろもろの問題、そして力のない弱い存在のかたがたの手助け、そのためにあるんですから、もっとそういう細々と申し上げますか、山間部の人であろうと、手の届かない人であろうと、一人暮らしであろうと、もっと細かく、やはり町民の、結局その見守りと申しますか、先ほど民生委員がやっているとか、区長がやっているところでは、民生区長なんか微々たる報酬でやっているんですよ、年間5、6万で。それよりむしろ行政が積極的に乗り出して、そしてその参加をなさいと私は言っているんですから。それで、われわれが文句を言っているんじゃない。議員というのは、そういうもろもろの、やはり町民側の立場になって、弱い人の立場になって、そして貧困生活もみながら、今、西会津の現状はこうなんだよと、それをあなたかだに訴えて、行政指導するのが私どもの役目なんですから、嫌われるほうは私だけど、嫌うほうがおかしいんだよ。私のほうが正解なんだから、以上をもって質問を終わります。

○議長 暫時休議します。(10時52分)

○議長 再開します。(11時05分)

14番、清野興一君。

○清野興一 14番、日本共産党の町議会議員、清野興一でございます。私も3点ほど通告いたしておりましたので、順次質問しますが、この9月14日という日は、自民党から政権が替わった民主党の2代目の総理大臣候補が誕生する日であります。国民にとっては、どなたが総理大臣になろうが、今この閉塞感のある日本の経済にしろ政治にしろ、もっと明るい展望の持てるものにしてほしいと、こう願っているのが大多数ではないかと思いま

す。

それで私は町民の懐をどう温める町政をやるのか、こういうことを主眼に考えてきました。町長は幸い、3カ月やそこらで改選なんていうことがないのでありますから、マニフェストの呪縛に陥らずに、もっとどんと腰を据えて、私はこういう町をつくっていくんだということを大きく構えてやってほしいと、1年そこらで何やったかにやったなんて、それも大事でしょうけれども、おれについてこい方式ではだめなのだと思いますので、それこそみんなでこの町をつくってこいこうやと、こういうことで町政に今後もあたってほしいとお願いながら、さっそく質問に入ります。

1番目の質問は、ケーブルテレビの高度化事業についてであります。提案理由の説明では、第1期工事で、伝送路、総延長194.56キロメートル、195キロメートルもあるそうありますが、実際にできたのは、その41.75%、42%ですね。加入者のカバー率というのは、提案理由でも説明あったように、57%でしょうけれども、この第2期工事のほうが長くて時間がかかるものと思われまます。第1期工事は20年度と21年度の2カ年にわたってやられました。その竣工日はいつだったのか。竣工届けの受理したのはいつなのか。さらには竣工検査を実施したのはいつなのか。なお、その竣工検査の実施者は町職員なのか、あるいは第三者によるものなのか。

なぜこういうことをお尋ねするかといえば、竣工日は多分、22年の3月の25日ころだと記憶しているんですが、手直し工事として、お盆近くまで仕事をされていたようであります。じゃいったい、その手直し工事というものが終わったのは何月何日なのか。手直し工事が終わらないのに、5月の12日に2億3,218万円というこの竣工支払いというのはなされているようであります。この支払いというのは正当な支出なのか、今まで私の経験したことでは、期日までにできなかつた場合、正式名称どういったかな、工事遅延違約金というような名目で、その請負業者からお金を取ったことがあるんですよ。そういうことを契約書に記入する旨、財務取り扱いでは書いてありますが、今でもそういうことは生きていると思うんですが、請負契約書には、そのことが明記されていたかどうか。いたとすれば、こんな違約金を徴収しなければならないような第1期工事の請負業者をなぜ指名したのか、幸いにも不調に終わったからいいようなものの。この業者は、第1期工事で請け負った業者は、請負から自動的に除外されたのでいいと思うんですが、聞くところによると、この2期工事の指名にあたって、2度も入札が不調になっていると、こういうことをどう思っておられるのか。

最後に地元業者育成のために、ジョイントベンチャーということは考えられなかったのか、水道のときはジョイントベンチャーで地元業者が相当育成されたのと、こういう経験を持っているわが町であります。これらのことについてお答えをいただきたいのであります。

次に2番目は、町民目線から住宅改修等の補助制度の改善を要望するわけですが、これは要望というより提案と言ったほうがいいかもしれません。町では、住宅改修に、克雪住宅の改修に補助を出すと、こういうふうに要綱ができており、この要綱ができたのが平成9年であります。できた当時は、少しは希望があったのであります。ここ最近では全然希望がないと、こういうことであります。非常にこう要綱をみても、使い勝手の悪い、町民からみれば使い勝手の悪い補助対象なんですね。例えば、融雪、屋根に改修した

ら補助対象ですよとか、高床式にしたら補助の対象にしますよとか、あとは二重サッシにしたらそれも補助対象にしますよとかという、つくった当時はそれなりの要望はあったんでありましょが、今、町民からみれば、屋根のペンキ塗りでさえままならないと、だからこの際思い切って、家1軒を全部みると、屋根の塗装から、窓の入れ替えから、畳の入れ替えまで、とにかく家のリフォームに対しては、予算の許す限り補助をしますよと、そういうようなリフォーム支援の制度にすべきと思うんでありますが、町の考えを伺いたいのであります。

次に3点目が、西会津町青年の山造成条例というのがありますが、これは昭和40年につくられまして、この1回も改正もなければそのままずっときているんでありますが、この条例を活用されているのかどうか、まずはじめに聞いておきたいと思います。

最近、町は条例や要綱の全般にわたって見直したとおっしゃっておられますから、多分これは必要性があっっておかれた条例だと思うんです。私も常任委員会の変更があつて、それで久しぶりに総務委員会にいきまして、さてわれわれの所掌する範疇はどうかということで、教育のことをみたらこの条例をみつけたんですよ。まったく不勉強で、私もこんな条例があったなんていうのは、はじめてつい最近知ったわけではありますが、この条例を今見直して、社会教育の面からこの条例は成り立っていますが、しかし今、林業全体をみても、大変こう植林意欲も沸かないほど材木の値段というのは低迷しておりますが、しかし、この山の手入れがされないだけに、大変荒れてきて、カシノナガキクイムシが思う存分飛び跳ねているというような状況も出ております。

森林組合のほうでは、従事者が高齢化して大変だというようなことも聞かされております。技術者を育成しておかないと、今後山の手入れもできなくなるというのを隣の組合長から聞かされました。最近、国や県では、間伐も、間伐のしっぱなしではなくて、それを利用しようと、それには補助金を出しますよとか、作業道路などの搬出のための整備、あるいは広葉樹林の利活用計画、こういうものを利活用すれば、補助対象にしますよというようなことが計画されているようであります。こういう制度も見据えながら、この青年の山造成条例を見直して、今、仕事のない人、これの働き場の確保にしてもいいのではないかと思います。町の考えをお尋ねして一般質問といたします。以上であります。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 それでは、14番、清野興一議員の景気対策としての住宅改修等の補助制度についてのご質問がありましたのでお答えをいたします。

まず最近の雇用情勢であります。一昨年の金融危機に端を発した景気の低迷に伴い、全国的な雇用情勢の悪化が現在も続いております。8月の福島県内の有効求人倍率は0.43倍と若干持ち直しているものの、会津地方においては0.39倍と、依然厳しい状況であります。特に喜多方管内においては0.28倍と、会津管内で最も低い倍率となっております。このような厳しい経済状況が続く中、議員おただしの住宅新築に慎重なかたが増えていくということも事実であり、さらにはハウスメーカーの進出もあるということで、町内の建築業に携わるかたがたの仕事量が減少してきているのも実情かと思えます。

現在町で行っております住宅等についての補助事業についてであります。確かに議員おただしの克雪住宅等普及促進事業がございます。本事業は融雪式住宅や省エネルギー式

住宅等に補助をするということでありまして、雪に強い住宅の普及を図ろうとしたものであります。しかし近年、高気密高断熱住宅が一般化してきたことなどから、この事業の初期の目的は達せられたというふうに考えております。

おただしの景気対策としての住宅改修に対する補助事業についてであります。議員がいう住宅リフォーム支援、これについて、従来行ってきた雇用創出事業のほか、新たな産業を創造することは非常にこの地域の経済にとっても重要であると考えておりまして、この工事費の一部を補助することによって住宅改修や修繕が進んで、町民生活の環境が整備されるということは、地域経済の活性化に結びつくものと考えております。今後、この克雪住宅等普及促進事業の見直しと併せて、住宅改修工事に対する、いわゆる住宅リフォーム工事に対する補助制度について具体的に現在検討しておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 14番、清野興一議員のご質問のうち、ケーブルテレビ高度化事業に関する質問にお答えします。

はじめに、第1期整備工事の竣工日と竣工届の受理日についての質問にお答えします。本工事の契約工期は平成21年9月8日～22年3月30日となっております。竣工届についても同日3月30日に工事関係書類等を添えて提出されております。なお、本工事については、専門知識が必要とされる工事でありますことから、現場監理業務を工事の設計業務につきましても委託しました、株式会社イ・エス・エスに委託し実施したところでありまして、本業者からも3月27日にすべての工事が問題なく完成したことを示す検査報告書が提出されているところであります。

次に、竣工検査にかかる質問にお答えします。本工事の竣工検査は、西会津町財務規則第131条の規定によりまして、町長から指定を受けた町職員が、設計監理業務委託業者の立会のもと3月31日に実施しておりまして、設計図書に基づき適正に工事が完成したことを確認したところであります。なお、工事代金の請求書は4月19日に提出されたところでありまして、工事代金の残金2億3,218万200円は、5月12日に支払いが行われております。

次に、手直し工事についての質問にお答えします。第1期整備工事は、青坂受信点設置工事、局舎内の放送系送出設備・通信系送出設備、8万1,245メートルの伝送路設置工事、1,656戸の宅地内引き込み工事、既存伝送路撤去工事などを含む一式工事であります。議員がただいま指摘されました「手直し工事」が行われたのは、宅地内引き込み工事の不具合修正工事と、光レベル調整の作業でございます。これらにつきましては、竣工検査時に各家庭で異常なくテレビが視聴できていたことや、工事業者から提出された光信号の測定記録がいずれも基準値内に収まっていたことから、工事が適正に完了していると判断したところであります。

その後、4月下旬頃から、一部加入者宅からテレビの映像が悪くなった等の情報が寄せられたり、新在宅健康管理システムの設置作業を実施した際、光信号のレベルが低下している事例が発見されたりしたことから、西会津町工事請負契約約款第41条の「かし担保」に該当するものと判断し、請負業者による手直し工事を実施いただいたところであります。

この修補作業であります。一部作業は6月中から開始していましたが、本格的には7月13日から7月29日の約2週間にかけて実施されたところでありまして、7月30日に完全に正常化がされたことの報告があり、町としましても確認作業を行ったところでもあります。

次に、第2期整備工事の入札にかかる質問にお答えいたします。第2期整備工事につきましては、本町にとっては最大級の工事であり、携帯電話エリア整備事業にも影響することから、できるだけ工事が早期発注できるよう作業を進めてまいりましたが、8月3日に執行した条件付一般競争入札、9月1日執行の指名競争入札とも落札がなく不調となってしまったところであり、法令にもとづき随意契約にて仮契約を締結させていただいたところでもあります。

工事業者等に聞き取りをしましたところ、昨年の秋に国の補正予算が組まれたことや、来年7月でアナログ放送が終了することなどが要因し、本年は例年に比較し、工事量が大変多いとのことでありまして、そのことが本町の入札にも影響を与えたものと判断しているところでございます。

次に、工事業者の選定についての質問にお答えします。1期整備工事の遅延工事業者をなぜ指名したかのお話がありましたが、町では、今次実施した手直し工事は、一部不具合工事の修補工事として実施させたものでありまして、本工事が工期限内に完成できなかった遅延工事とはとらえてはおりません。また、指名停止処分を課するような状況にはありませんでしたので、他の業者と同等に対処させていただきました。

次にJVいわゆる建設共同企業体についての質問にお答えします。本工事につきましては、事業種目が通信設備に該当する工事となります。本町業者の中で、この通信設備の登録を持っている業者はありません。このようなことからJV、に関する検討は行っておりません。

なお、質問の中で遅延工事に対する措置についてのおただしがありました。遅延工事につきましては、契約書に特に明示しているわけではありませんで、先ほども申し上げました、工事の際に契約にあたっての基本事項、工事を進めるにあたっての基本事項を定めました西会津町工事請負契約約款、その中で遅延工事についての規定が定められております。そういったことでありまして、特に契約書にはそういったことは明示していないということでございます。そんな形で実施したということでございます。ご理解を願いたいと思います。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 14番、清野興一議員のご質問のうち、西会津町青年の山造成条例の見直しについてのご質問にお答えいたします。

本条例は、林業を志す町内の青年のために、実地で知識や技能を修得するため、働きながら学べる場として指導林を造成することを目的に昭和40年に制定されたものです。条例の施行に伴い、40年4月に男女合わせて33名の若者の参加により、青年の山の開山式が行われ事業がスタートしました。実習地は野沢字滝ノ沢地内の原町財産区が所有する山林で、財産区と分収林契約を締結し50アールの面積に杉を植栽し、その後は下草刈りなどの実技講習も行われていましたが、年数が経過し手入れの必要がなくなったことや参加した青年が所期の目的を達成し、それぞれが林業に従事したことから、昭和50年代に自

然消滅的に活動が終了して現在に至っております。

青年の山の現在の状況ですが、植林してから 45 年が経過していることから、下草はほとんどなく、杉は胸高直径で 20～30 センチに成長しております。中には 50 センチを超える大木も何本かありますが、約 30 年も間伐などの手入れがされていないこともあり、多少込み入っている状態となっております。

この条例については、過去に廃止等の検討もされましたが、青年の山が現存しており、その契約も平成 27 年までとなっていることから、見直しはされずにきております。

この事業を景気対策として見直し、少しでも働く場の確保を図るべきではとのご質問ですが、現在、林業を取り巻く情勢は、林業従事者の高齢化や国産材の価格低迷により経営環境が悪化し、林業そのものから離れる人が出てくるなどして、森林の管理や林業後継者対策は大きな課題となっております。

町としても、今後は森林の利活用と合わせてこの対策について検討していかなければならないと考えております。

また、雇用の場の確保についてですが、町では 4 月から福島県緊急雇用創出基金事業を活用して、町森林組合に森林管理担い手育成事業として業務を委託し、現在 2 名を雇用し作業従事者の育成に取り組んでおります。また町森林組合でも、昨年度は緑の雇用制度により 2 名の作業従事者を雇用し、本年度は福島県ふるさと雇用再生特別基金事業を活用し 6 月から 3 名を雇用しており、町と合わせて 5 名の林業作業従事者の育成に取り組んでおります。今後も継続して、各種事業の活用を検討しながら雇用の確保を図って行きたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

なお、青年の山の活用については、伐採をして搬出する作業道もないことから、契約期間内に十分検討して活用をしていきたいと考えております。

○議長 14 番、清野興一君。

○清野興一 それぞれ前向きな答弁をちょうだいいたしましたが、町長に 1 点お尋ねしてみたいんですが、今、具体的に検討しているということではありますが、だいたいこれが検討が終って、いざ出発しようというのは、その時期なんかはいつごろとお考えですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 実は、去年は臨時的に雇用しようということで、9 月の補正でご議決をいただいたところではありますが、今回、担当するほうと、そしてまたこういう事業を実際に取り組んで。

(「住宅改修だよ」と発言する者あり)

○町長 住宅改修。

取り組んでおられる自治体の例もありますので、十分にその間、検討して現在いるところでもあります。

そして、まだ部局といろいろ詰めた話はしておりませんが、私としては、多分 11 月ごろに臨時議会が開催をされるということですので、そのころに、もし緊急的に雇用、あるいはリフォームというようなことがまとまれば、そうした予算も含めて提出をしてみたいなというふうに考えておりますが、これは十分に、まだ検討してございます。その時期的には、目安としてはそういうようなことを、今、自分自身は考えているところ

であります。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 企画情報課長にお尋ねしますが、設計に携わった業者を検査に入ってもらったということだったんですか、検査やった人は誰かということでお尋ねしたときに。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 答弁でも申し上げましたように、町の検査員が検査をしておりますが、本工事につきましては、設計管理業務というような形で設計監督につきましても業者に委託しております。したがって、業者のほうでも検査をして、検査報告書を出してくるというようなことでございます。それから、町の検査にも立会いただいて、町の検査員は、なかなか専門知識、持ち合わせておりませんので、指導いただきながら竣工検査を行ったということでございます。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 1回ね、私ら素人には分からないんですが、光信号の検査のときは十分にレベルが達していたと、それが、1カ月も過ぎないうちですか、4月の下旬になったらレベルが低下したと、こんなことって通常ありうるんですか。それは、私らが考えるには、十分な工事でなかったからそういうことが起きたんじゃないのかと思うんですが、その点はどうでだったんですか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 テレビ等につきましては、今回の工事につきましては、宅地内の引き込み工事をやりますと、テレビまで映るように切り替えをするわけでありまして、ですから、その時点でテレビはきちんと映ったという形で確認作業をしておりますので、それが何日もおくわけにはいきませんので、テレビはきちんと目で確認できるという形で、そういった工事をしながら確認をしていくわけです。

あと、業者からその光信号の管理表といいますか、ここの住宅はこれだけのデータでした、これだけのデータでしたという報告が出るわけでありまして、検査はすべての住宅を確認したわけではございませんで、それらのデータをもとにして適切に入っているなど。それから何点か調査をした中で、ここは大丈夫でしたというような形で確認作業をしていくというようなことでもあります。

それで、今回、手直しをした引き込み工事につきましては、引き込みの場所がちょっと悪かったりして、雪崩の、屋根の雪がまともにかかるようなところがあって、そういったもので障害が出たというケースもありましたので、そういったことも含めて見直しをして、かし工事という形で手直しをいただいたということでございます。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 私は、車のナンバーでしか確認しなかったけれども、これを請け負ったのは富士通かも分かりませんが、実際に工事にあっている業者というのは、土浦ナンバーであったり、名古屋ナンバーであったり、そうなんですよね。ナンバーだけでは判断するわけにはいきませんが、そういう業者を使うというのは、元請から町には許可願いでいたんですか。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 下請けのことについてでございますので、私のほうからお答えいたします。

業者につきましては、下請けについては、下請け通知書ということで、うちのほうに通知書があがっております。それを承認したという形で工事を行っております。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 西会津の特性なんていうのは十分に説明されたのかどうか。許可した以上、おそらく雪のない地方からきた人が、屋根から落ちる雪の力なんていうのはどんなもんかというの分からなかったと思うんですよ。だから、一冬越せば、そういう不具合が発生するんですよ。だから、終ってしまったことはしかたないけれども、これから第2期工事が始まるんですよ。この第1期工事の教訓というものは十分活かして、遺漏のないようにやってほしいと思います。そしてまた、第2期工事で残りの何キロメートルになるかな、100キロ以上の伝送路、これが完全に終了完成するのはいつと予測しておられますか。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 工事の終了につきましては、平成24年の3月15日をもって完成したいと考えております。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 次に移りますが、農林振興課長にお尋ねします。この40年、発足当初、植林した持分権というのか配当というのか、町が6割だの地権者が4割だのって取り決めがなされていると思うんですが、その条例規則でそういうことを定めて、多分あれ規則でしたね、定めておりますけれども、それはいまだに活着しているとお考えになっておられるのかお尋ねをいたします。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 原町財産区と町との間におきまして、分収林の契約をしております、そこでは5割ずつの分収ということで契約しております。90年までの、昭和90年、平成27年度までの契約となっておりますので、継続してこの条項は生きているものと考えております。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 それは分かりましたが、つまるところ、この条例は私のもっともこう聞きたかったことは、この条例を見直して、働く場の確保のためにならないかということですが、町では2名雇った、森林組合では3名雇ったというお答えはありましたが、それだから、この条例は見直ししなくても、雇用対策としてできるんだというお考えなんですか。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 この条例が制定されました昭和40年当時と、随分森林を取り巻く、林業を取り巻く環境が変わっていますので、同じような目的でこの条例を活かしていくことはなかなか大変な現状であります。議員がご指摘のとおり、内容等の検討も必要かと思われませんが、今の林業の状況、それから新しい事業等の活用を検討しながら、合わせて考えていきたいと思っております。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 この条例が社会教育の第11類の分類のところに入っていて、11類というと

教育委員会なんですよ、社会教育の一環としてやるのかなと思ったら、町のほう携わっていると、これが解せないんですけども、それはどういうふうに考えたらいいんでしょうか。つまりは経済対策として町のほうでも考えておられたんじゃないかと思うんですが、その辺どうですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 議員からおただしのあった内容について、担当課と、あるいは教育委員会といろいろ協議をして、適切な答弁というのはどういうふうにするべきか、まず現状をみてきなさいと、私、担当課にいいました。そうしたら課長みずから行って、写真まで現在どういう状況なのかと、あとで撮って持ってきたわけでありまして。実際のところ、成木されておるところには先ほど答弁ありましたように、太いのも細いのもまばらにあって、実際にこれ手をかけてやるべきものかどうかということとはちょっと、実は牧の六郎治に行くところ、川を越えて行かなければならない。つまりその下は高速が通っておりまして、そこに行く道路もない状況なんでありまして。搬出するといってもなかなかこれ厳しいのかなというふうに思いまして、実際、教育委員会のほうに尋ねてみたところ、その文献らしきものはまったく残っていないというのが教育長の話でありました。したがって、これはもう当時は、いわゆる若い当時の青年の皆さんが、森林というそのことについて、教育的な科目の中で、やはりこれから木を植えようじゃないか、そして若い人たちの労働力をそれに向けて、これから新しい産業を興そうというようなことも多分あったでしょう。それからもう木材が価格が下落してしまって、非常に厳しい環境にあるというのが昨今の状況でありまして、これは確かに文書上、分類は教育委員会の所管に実はなっておりますけれども、しかし、これを担当するところというのは、実際は農林振興課のほうに適正であろうということで、現状を報告して、今後、協約にかかっているその間だけは、やはり活かしていくべきではないかというふうに思いますので、そこに年度が定まっておりますので、その年度が過ぎた時点でいろいろ原町財産区と町と検討しながら、適切な処置を講じていくべきではないかというふうに考えているところであります。

そして雇用との関係であります、実際にあの場だけで雇用というのは非常に私は難しいというふうに思っております。そして町単独でこの森林の関係で雇用を促進しようというのも、これは町の事業の中では難しいのかなと。やはり国や、あるいは町で行うとしても、これは森林組合とのそういう技術的なものがありますから、その技術を森林組合に委託しながら、そういう技術をそこで習得していただくという事業については、これから継続していくべきものかというふうに思っております。

○清野興一 終わります。

○議長 以上をもって一般質問を終結いたします。

暫時休議にします。(11時53分)

○議長 再開します。(13時00分)

日程第2、議案第1号、西会津町監査委員条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 議案第1号、西会津町監査委員条例の一部を改正する条例についてご説明を

申し上げます。

本案につきましては、毎月実施しております出納の例月検査日について、検査を受けるための各種資料の作成上、現在の 12 日では現実的に間に合わないことから、毎月変更をしながら行ってきたところではありますが、実態に即した検査日とするため、本条例の一部を改正するものであります。

それでは、改正条文についてご説明を申し上げますが、併せまして、条例改正案新旧対照表の 1 ページをご覧くださいと思います。

第 4 条は、出納の例月検査日を定めるものでありますが、毎月 12 日を 25 日とするよう改正するものであります。

次に、附則であります。施行期日でありまして、平成 22 年 10 月 1 日から施行するものであります。

以上で、説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これで討論を終ります。

これから議案第 1 号、西会津町監査委員条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 1 号、西会津町監査委員条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 3、議案第 2 号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長　議案第 2 号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、急速な少子化の進行等を踏まえ、労働者が就業しつつ、子の養育を行うための環境を整備し、その雇用の継続を図りやすくすることを目的として、「育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」及び「地方公務員の育児休業等に関する法律」の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

それでは、改正条文についてご説明を申し上げますが、併せまして、条例改正案新旧対

照表の2ページをご覧くださいと思います。

第8条の3は、育児または介護を行う職員の早出遅出勤務について規定するものでありますが、職員の配偶者の就業等の状況にかかわらず、職員は育児のために早出遅出勤務の請求と、時間外勤務の制限の請求をすることができるように改正するものであります。

第8条の4は、育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限について規定するものでありますが、新たに第2項として、「3歳に満たない子を持つ職員が、その子の養育のために深夜勤務または時間外勤務をしないための請求があった場合について、当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、時間外勤務をさせてはならない。」とする規定を追加するものであり、この第2項の追加に伴いまして、項番号及び引用規定等の整理を行うものであります。

次に、附則であります。施行期日でありまして、公布の日から施行するものであります。

以上で、説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

12番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜　今、総務課長の説明あったのは、私は理解できないんであって、この条例の改正案は国の法律上そう定めたので、それに準ずるといふそういう形なのか、西会津独自のものなのか、その辺どうなんですか。

○議長　総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長　ただまの議案説明の中でも申し上げましたように、法律の一部が改正されたことに伴いまして、本条例を改正するものであります。

○議長　14番、清野興一君。

○清野興一　公布の日というのは、いつごろになるのか。

それと、公布の日現在でいいですから、この改正によって対象となる人というのはどのくらいおられるんですか。

○議長　総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長　まず公布の日でございますけれども、公布の日は、ご議決をいただきましたならば、速やかに公布をしてまいりたいというふうに考えております。

それから対象者でございますが、正確に今、ちょっと手元にはございませんが、5名ないし6名程度かなというふうに考えおります。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第2号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第3号、西会津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 議案第3号、西会津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

本案につきましても、ただいまご議決をいただきました議案第2号と同様に、急速な少子化の進行等を踏まえ、育児と就業の両立を支援するため、育児休業法等の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

それでは、改正条文についてご説明を申し上げますが、併せて、条例改正案新旧対照表の5ページをご覧くださいと思います。

第2条は、育児休業をすることができない職員について規定するものであります。職員の配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無の状況にかかわらず、職員は育児休業をすることができることとし、併せて非常勤職員、臨時的任用職員についても育児休業ができないとする規定から削除するものであります。

第2条の2は、新たに育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間について規定するものであります。育児休業法第2条第1項は育児休業の承認に関する事項を規定したもので、ただし書では人事院規則で定める期間、具体的には子の生まれた日から57日間以内に、最初の育児休業をした場合、特別の事情がなくても、再び育児休業をすることができることとしておりますが、実際の期間については、条例で定めることとされていることから、本条例において57日間と規定するものであります。

第3条は、再度の育児休業をすることができる特別の事情について規定したものであります。見出しを新たに「育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情」に改め、夫婦が交互に育児休業等をしたかどうかにかかわらず、職員が育児休業等計画書を提出して最初の育児休業をしたのち、3カ月以上経過した場合については、再度の育児休業を取得できるよう改正するものでありまして、併せて文言の整理を行うものであります。

第5条は、育児休業の承認の取消事由について規定するものであります。職員以外の子の親が、通常の状態でその子を養育できることとなった場合でも、育児休業の取消事由には当たらないこととするよう改正するものであります。

第7条は、育児短時間勤務をすることができない職員について規定するものであります。職員の配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無の状況にかかわらず、職員は育児短時間勤務を取得することができることとし、併せて非常勤職員、臨時的任用職員につ

いて育児短時間勤務できない規定から削除するものであります。

第8条は、育児短時間勤務の終了日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情について規定するものでありますが、夫婦が交互に育児休業等をしたかどうかにかかわらず、職員が育児休業等計画書を提出して最初の育児短時間勤務をしたのち、3カ月以上経過した場合については、前回の育児短時間勤務の終了から1年以内であっても、育児短時間勤務をすることができるよう改正するものであります。

第11条は、育児短時間勤務の承認の取消事由について規定するものでありますが、職員が育児短時間勤務により子を養育している時間に、職員以外の子の親が、その子を養育できることとなった場合でも、育児短時間勤務の取消事由には当たらないこととするよう改正するものであります。

第18条は、部分休業をすることができない職員について規定するものでありますが、職員の配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無の状況にかかわらず、職員は部分休業を取得することができることとし、併せて非常勤職員について部分休業できない規定から削除するものであります。

第19条は、部分休業の承認について規定するものでありますが、部分休業の法令根拠を加えるものであります。

次に、附則であります、施行期日でありまして、公布の日から施行するものであります。

以上で、説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

12番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜　これも総務課長の説明を聞いて、分からないというか、理解できない部分が相当ある。例えば、これは人事院、二言目には人事院からこうだあだというけれども、これは本当に、私からいわせれば、また一般の人にいわせれば、これは公務員の優遇という話かな、一般企業、またはその他の商店、そういったところに勤めている人は、こんな優遇を受けるわけにはいかないんだから、すべてにおいて人事院であろうと何であろうと、公務員の、あんまり私は優遇しすぎるとの一言を申し上げたい。それだけ。

○議長　総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長　今次の条例の改正にあたりましては、議員が今ご質問ありましたように、公務員の優遇を図るということではありませんで、これは日本社会が抱える少子化という大きな問題を解消していこうということでこの法律が改正されたものでありまして、この法律は公務員のみならず、一般の民間の皆さんも法律の適用をすることができるということで、それに合わせて地方公務員の育児休業等に関する法律も改正されたということで、今次の条例改正になったということですので、議員がおただしのような公務員だけを対象とした法律の改正ではないということをご理解いただきたいと思います。

○議長　12番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜　総務課長は、国の施策でもって公務員だけじゃないと強調されております

けれども、私の聞いた範囲内では、一般民間企業でこんな優遇策はまだなされていない。したがって、人事院ということを出せば、何でも通ると思っている、あなたがたの考えはちょっと私は理解できない。そのことを言うておく。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 重ねて申し上げますけれども、この今次の改正にあたっては、公務員だけではないと、民間の皆さんも同じ適用を法律によって受けるということでございますので、この法律については、過般、施行されてございますので、それに合わせて今次改正するものでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 2番、多賀剛君。

○多賀剛 今次定例、この条例改正によりまして、随分この取得育児休業、取得しやすいような状況になっていると思うんですが、全国においては、男性の首長みずからが率先して育児休業を取っているところも実際ございます。本町においては、男性職員が育児休業等の取得をしているケースはありますでしょうか。

あと今の現在の実績をお知らせいただきたい。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 全国の中では、今、議員がおただしのように首長みずから取っているところもあるようでありますけれども、本町におきましては、現在のところ男性職員については育児休業の実績はございません。女性については、女子の職員については、出産をして産前産後休暇が終わってから育児休業を取るというケースがほとんどであるということであり

ます。人数につきましては、先ほど申し上げましたけれども、今手元に正確な資料はございませんが、現在、5名ないし6名が育児休業を取得しております。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これで討論を終ります。

これから議案第3号、西会津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号、西会津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第4号、西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 議案第4号、西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

本案につきましては、町長が提案理由で説明申し上げましたように、後期高齢者医療制度が平成20年度に開始されたことに伴う、国民健康保険税での減免の措置を延長し適用させるために改正を行うものであります。

その減免の内容であります。社会保険等に加入していた人が、75歳となり後期高齢者医療制度へ移行した際、その扶養となっているかたは、国民健康保険に加入することとなりますが、そのうち65歳以上のかたについては、所得割と資産割は全額が減免となり、均等割についても半額に減免するというものであります。この措置には、平成20年度から2年間とされておりましたが、後期高齢者医療制度の保険料軽減措置が当分の間、継続されることとなったことから、国民健康保険税での減免についても、2年間の期限を撤廃し継続させるため、条例の一部を改正するものであります。

それでは、条文をご覧いただきたいと思っております。併せまして、条例改正案新旧対照表の1ページもご覧いただきたいと思っております。

西会津町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

第25条は、この国民健康保険税の減免について規定したものであり、その第3号中に、2年間という限定した期間を記しておりましたが、これを削ることで継続させることとしたものです。

次に、附則であります。第1項は施行期日、第2項は平成22年度分からの適用を定めたものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議のうえ、原案のとおりご議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。
(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。
これで討論を終ります。
これから議案第4号、西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第4号、西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。
以上で本日の日程は全部終了しました。
議員の皆さんに申し上げます。このあと、各常任委員会を開催します。委員会会場を申し上げます。総務常任委員会、第1会議室。経済常任委員会、議会委員会室であります。

本日はこれで散会します。(13時25分)

平成22年第6回西会津町議会定例会会議録

平成22年9月15日(水)

開 議 10時00分

出席議員

1番	目 黒 一	6番	渡 部 昌	13番	清 野 邦 夫
2番	多 賀 剛	7番	五十嵐 忠比古	14番	清 野 興 一
3番	青 木 照 夫	9番	武 藤 道 廣		
4番	荒 海 清 隆	10番	大 沼 洋 平		
5番	清 野 佐 一	11番	長谷沼 清 吉		

欠席議員

8番 佐 野 悦 朗 12番 長谷川 徳 喜

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊 藤 勝	建設水道課長	酒 井 誠 明
副 町 長	和 田 正 孝	会計管理者兼出納室長	高 橋 謙 一
総 務 課 長	伊 藤 要一郎	教育委員長	矢 部 征 男
企画情報課長	杉 原 徳 夫	教 育 長	佐 藤 晃
町民税務課長	成 田 信 幸	教 育 課 長	大 竹 享
健康福祉課長	藤 田 潤 一	代表監査委員	廣 瀬 涉
商工観光課長	新 田 新 也	農業委員会長	齋 藤 太喜男
農林振興課長	佐 藤 美恵子	農業委員会事務局長	佐 藤 美恵子

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 佐 藤 健 一 議会事務局主査 齋 藤 正 利

第6回議会定例会議事日程（第6号）

平成22年9月15日 午前10時開議

開 議

- 日程第1 議案第5号 平成21年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第2 議案第6号 平成21年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 議案第7号 平成21年度西会津町商業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 議案第8号 平成21年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第9号 平成21年度西会津町下水道施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第10号 平成21年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第11号 平成21年度西会津町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第12号 平成21年度西会津町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第13号 平成21年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第14号 平成21年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第15号 平成21年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第12 議案第16号 平成21年度西会津町簡易水道等事業特別会計歳入歳出決算の
認定について

日程第13 議案第17号 平成21年度西会津町水道事業会計決算の認定について

日程第14 議案第18号 平成21年度西会津町本町財産区会計歳入歳出決算の認定につ
いて

日程第15 議案第1号 事務検査に関する決議

延 会

(各常任委員会)

(各常任委員会会場)

○総務常任委員会…… [議 員 控 室] (第1会議室)

○経済常任委員会…… [議会委員会室]

○議長 平成 22 年第 6 回西会津町議会定例会を再開します。(10 時 00 分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち諸報告をいたします。

8 番、佐野悦朗君から欠席する旨の届出がありましたのでご報告いたします。

12 番、長谷川徳喜君から欠席する旨の届出がありましたのでご報告いたします。

日程第 1、議案第 5 号、平成 21 年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第 14、議案第 18 号、平成 21 年度西会津町水道事業会計決算の認定についてまでを一括議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

事務局長。

(事務局朗読)

○議長 議案第 5 号から、議案第 16 号までの説明を求めます。

会計管理者、高橋謙一君。

○会計管理者兼出納室長 議案第 5 号、平成 21 年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定及び議案第 6 号から議案第 16 号までの各特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。説明に先立ちまして、提出いたしました書類、資料のご確認をお願いいたします。

地方自治法第 233 条第 3 項及び第 5 項並びに同法施行令第 166 条第 2 項に規定する書類として、「平成 21 年度西会津町歳入歳出決算書」同じく「歳入歳出決算事項別明細書」同じく「実質収支に関する調書・財産に関する調書」であります。その他の資料として、「予算の執行実績調書」、「一般会計決算の状況」、「主なる施策の執行実績調書」を提出しております。

はじめに、平成 21 年度決算における本町の財政状況について申し上げます。

「予算の執行実績調書」、「一般会計決算の状況」をご覧いただきたいと思ひます。

「予算の執行実績調書」の 1 ページをご覧ください。

歳入歳出決算総括表であります。一般会計から各特別会計の決算額につきましては、記載のとおりでありまして、一般会計から各特別会計のいずれの会計におきましても、歳入歳出差引額は、黒字で決算することができました。なお、一般会計から簡易水道等事業特別会計までの歳入総額は、92 億 2,667 万 3 千円、歳出総額は、89 億 8,506 万 2 千円となり、歳入歳出差引額は、2 億 4,161 万 1 千円となりました。

次に決算の財政状況について申し上げます。

「一般会計決算の状況」の 1 ページをご覧いただきたいと思ひます。

歳入決算額の状況であります。平成 21 年度一般会計の歳入は、59 億 3,136 万 8 千円となりました。この構成比を見ますと、地方交付税が全体の 48.7%を占め、続いて町債が 11.1%、町税が 10.3%、国庫支出金が 7.9%、県支出金が 5.5%などとなっております。

2 ページをご覧ください。

この歳入の財源構成の状況であります。一般財源と特定財源に分けますと、使途が特定されずに、どの経費にも充当できる、言い換えれば、何に使ってもいい財源として町税、

地方交付税、地方譲与税、利子割交付金、地方消費税交付金等の一般財源の構成比は 75.1% となりました。使途が特定されている財源としては、国庫支出金、地方債、分担金等で 24.9% であります。

次に自主財源と依存財源は、財政基盤の安定化と行政活動の自主性を測る指標のひとつになっております。自主財源には、町税、使用料・手数料などがありますが、自治体が自らの意思と努力によって調達できる財源であります。21 年度は 23.3% となり、前年度より 2.9 ポイント増加しております。また、依存財源は、国県等より交付される地方交付税、地方譲与税、国県支出金、地方債等ではありますが、76.7% となり、前年度より 2.9 ポイントの減少となりました。

次に歳出について申し上げます。

3 ページの歳出決算額の状況をご覧ください。

歳出の決算額は、57 億 8,087 万円となりました。この歳出の全体的な財政構造や動向を見るのに必要な目的別決算額と性質別決算額について申し上げます。

行政目的別に分類した目的別決算額については、1 款の議会費から 12 款の公債費までであり、記載のとおりであります。

4 ページの性質別決算額をご覧ください。

歳出の性質別決算額を義務的経費と投資的経費に分類しますと、義務的経費は人件費、扶助費、公債費であり、歳出全体の 36.6% を占め、投資的経費は、普通建設事業費と災害復旧事業費であり、18.8%、その他の経費は、物件費、補助費等であり、44.6% となっております。

次に 5 ページ決算収支の状況であります。実質収支額は、歳入決算総額から歳出決算総額を差し引いた額から翌年度に繰越すべき財源を控除したものであり、平成 21 年度は、1 億 2,654 万 7 千円の黒字になりました。単年度収支額は、当該年度の実質収支額から前年度の実質収支額を差し引いた額であり、2,981 万 4 千円の黒字となりました。

また、単年度収支額 2,981 万 4 千円から、財政調整基金取り崩し額 1 億 9,948 万 8 千円を差し引き、財政調整基金積立額 3 億 6,686 万 3 千円を加えた実質単年度収支額も 1 億 9,718 万 9 千円の黒字となりました。

これは地方交付税が前年度よりも増額となったことも要因のひとつではありますが、日常業務において経常経費の削減に努めたことや、各種事業の実施においては、有利な補助事業を導入したこと。また、起債を借り入れる際には、普通地方交付税への算入率の高い有利な起債を借り入れたことなどにより、実質単年度収支が、大幅な黒字となったものであります。

次に財政指数の状況であります。経常収支比率は、前年度と比較しまして 1.9 ポイント改善し 89.9% となりました。この改善の要因も今ほど申し上げましたような状況からであります。

次に 6 ページ 公債費比率等の状況をご覧ください。

各項目とも前年度と比較して数値が改善しております。起債制限比率、公債費比率、公債費負担比率、準公債費比率は、いずれも年々数値が改善しております。

次に地方債の年度末現在高であります。地方債 いわゆる起債であります。起債は

ご承知のように公共的施設など社会資本の整備をはじめ災害復旧などの事業費に充当するための長期の借入金であり、地方財政法第5条に規定する地方公共団体の財源であります。

地方債の平成20年度末現在高は、68億4,388万円でありましたが、平成21年度末では、67億8,927万円となり、前年度と比較し、5,461万円の減額となりました。

また、このうち、64.8%の43億9,944万7千円を、国が普通地方交付税で交付してくれますので、町が今後実際に負担する額は35.2%の23億8,982万3千円となります。

起債の借り入れにあたりましては、元利償還金が地方交付税で交付される割合の多い起債、辺地対策事業債や過疎対策事業債、補正予算債などを優先的に選択し、後年度において財政負担の軽減が図られるよう努め、その他の起債については極力抑制するよう配慮しているところであります。

次に債務負担行為の翌年度以降支出予定額につきましては、4億7,291万2千円となりました。ここには、20年度に設定した債務負担行為のケーブルテレビ高度化事業第1期工事分と町道野沢柴崎線橋立2号橋工事分の3億9,459万9千円が含まれております。

次に同じく6ページ下段をご覧ください。

健全化判断比率の状況であります。この比率は、夕張市の財政破綻をきっかけとして、企業などの連結決算の考え方を取り入れ、地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表を行い、その比率に応じて地方公共団体が計画を作成することにより、財政の健全化を図ることを目的とするものであります。

平成19年6月22日に公布されました地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、地方公共団体の長は、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付して当該健全化判断比率を議会に報告し、かつ当該健全化判断比率を公表しなければならないことになりました。

一つ目の実質赤字比率、二つ目の連結実質赤字比率であります。一般会計と一般会計を含む特別会計など全会計も含めた実質赤字額の標準財政規模に占める比率を表すものであり、本町は全ての会計が黒字決算となりましたことから比率は算定されません。

三つ目の実質公債費比率であります。これは平成17年度決算から起債の許可同意基準として用いられている比率であります。前年度より0.5ポイント改善し、17.1%となりました。なお、起債の許可団体となる18%を下回っておりますので、県知事の許可団体から引き続き同意団体となります。

四つ目の将来負担比率であります。将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、前年度より28.1ポイントと大幅に改善し、158.0%となりました。また、資金不足比率につきましても全ての会計が黒字決算となりましたので、比率は算定されませんでした。

以上のように健全化判断比率はすべて、早期健全化基準の範囲内となっており、一般会計及び特別会計を含め、健全化判断比率は年々改善しており、本町財政の健全性は保たれておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

続いて、議案第5号、平成21年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。説明に入る前に申し上げます。ご承知のように決算の認定の対象とな

りますのは「歳入歳出決算書」であります。よりご理解をいただくために「主なる施策の執行実績調書」により説明させていただきますので、よろしくご理解をお願いいたします。

はじめに、平成 21 年度一般会計決算の主な特徴点を申し上げます。

平成 21 年度の歳入決算額は、59 億 3,136 万 8 千円となり、前年比 4 億 7,875 万 4 千円の増、8.8%の伸びとなりました。これは平成 20 年度の国の補正予算・経済対策による交付金事業等の繰越事業にかかる既収入特定財源を含む繰越金が大きな要因であり、前年比 2 億 4,765 万 9 千円の増、331.6%増の大きな伸びとなりました。また、地方交付税も、臨時財政対策債を加えた実質的な額が、前年比 1 億 7,406 万 1 千円の増、5.9%増の大きな伸びとなりました。

歳出決算額は、57 億 8,087 万円となり、前年比 6 億 5,060 万 8 千円の増、12.7%の伸びとなりました。これは平成 20 年度の国の補正予算・経済対策による交付金事業等の繰越事業が大きな要因であり、投資的経費は、前年比 4 億 6,097 万円の増、73.9%増の大きな伸びとなりました。なお、平成 20 年度から 21 年度への繰越明許費繰越額は、4 億 7,966 万円となり、また、平成 21 年度から 22 年度への繰越明許費繰越額は、5 億 1,910 万 8 千円となります。

「主なる施策の執行実績調書」の 1 ページをご覧ください。

1 款町税、1 項 1 目個人町民税の決算額は、1 億 7,850 万 2 千円となり、前年度より 1,018 万 1 千円の減額で、収納率は 96.72%、前年比 0.87 ポイント減となりました。

1 項 2 目法人町民税は、2,010 万 9 千円となり、前年度より 1,232 万 4 千円の減額で、収納率は 97.59%、前年比 0.87 ポイント減となりました。2 項 1 目固定資産税は、3 億 5,959 万 2 千円となり、前年度より 680 万 2 千円の減額で、収納率は 90.91%、前年比 1.19 ポイント減となりました。なお、町税の不納欠損額としましては、361 万 6,910 円を処分いたしました。延べ 95 人、218 件分であり、前年度より 119 万 1,787 円の増額となりました。

また、収入未済額は、3,936 万 5,547 円となりました。延べ 484 人、2,076 件分であり、前年度より 481 万 6,137 円の増額となりました。

2 款地方譲与税、1 項 1 目地方揮発油譲与税は、1,689 万 1 千円で皆増となりましたが、これは、平成 21 年度から道路特定財源の一般財源化に伴い、地方道路譲与税の名称が地方揮発油譲与税に改められたことによるものであります。

2 項 1 目自動車重量譲与税は、7,615 万 4 千円で、前年度に比べ大幅な減額となりましたが、これは景気低迷による自動車販売台数の減とエコカー減税によるものであります。

3 項 1 目地方道路譲与税は、1,159 万 8 千円となり、大幅な減額となりましたが、これも平成 21 年度から道路特定財源の一般財源化に伴うもので、改正前に課税された地方道路税による譲与額であります。

6 款 1 項 1 目地方消費税交付金は、6,779 万 3 千円となりました。

7 款 1 項 1 目自動車取得税交付金は、2,001 万 5 千円で、前年度に比べ大幅な減額となりましたが、これも自動車重量譲与税と同様に景気低迷による自動車販売台数の減とエコカー減税によるものであります。

8 款 1 項 1 目 地方特例交付金は、1,109 万 6 千円で、前年度に比べ大幅な増額となりましたが、これは自動車取得税交付金の減収の一部補てんによるものであります。

9 款 1 項 1 目 地方交付税は、28 億 8,922 万 8 千円となり、前年度と比較しまして 8,796 万 1 千円の増額となりました。

普通地方交付税で、2,905 万 6 千円の増、特別地方交付税で、5,890 万 5 千円の増であります。

次に、2 ページをご覧ください。

11 款 分担金及び負担金、2 項 2 目 民生費負担金は、1,572 万 8 千円の決算額となり、主なものは、保育所運営費負担金などです。分担金及び負担金の収入未済額は、208 万 4,760 円でありましたが、野沢保育所運営費負担金で 168 万 3,760 円。繰越明許費、未収入特定財源の総務費分担金で 40 万 1 千円です。

12 款 使用料及び手数料、1 項 1 目 総務使用料は、7,084 万 3 千円となり、主なものは、ケーブルテレビ使用料、インターネット使用料などです。

1 項 4 目 土木使用料は、3,450 万 2 千円となり、主なものは、町営住宅・定住促進住宅使用料などです。使用料及び手数料の収入未済額は、1,258 万 2,655 円であり、ケーブルテレビ使用料、へき地保育所使用料、住宅使用料などです。

3 ページをご覧ください。

13 款 国庫支出金、2 項 1 目 総務費国庫補助金は、8,956 万 5 千円となり、主なものは、平成 21 年度国の第 1 次補正予算による経済対策、地域活性化・経済危機対策臨時交付金 8,331 万円、同じく国の第 2 次補正予算による経済対策、地域活性化・きめ細かな臨時交付金 625 万 5 千円などです。

2 項 4 目 土木費国庫補助金は、1 億 1,938 万円となり、主なものは、町道整備に係る地域活力基盤創造交付金などです。

4 ページをご覧ください。

2 項 5 目 教育費国庫補助金は、1 億 6,512 万 3 千円となり、主なものは、野沢小学校耐震補強事業にかかる安心・安全な学校づくり交付金などです。

14 款 県支出金、1 項 1 目 民生費県負担金は、8,129 万 2 千円となり、主なものは、国保税の軽減分に対する国民健康保険基盤安定負担金、保険料軽減分に対する後期高齢者医療保険基盤安定負担金などです。

2 項 1 目 総務費県補助金は、4,594 万 2 千円となり、主なものは、電源立地地域対策交付金などです。

5 ページをご覧ください。

2 項 4 目 労働費県補助金は、2,540 万 9 千円となり、緊急雇用創出事業・ふるさと雇用再生特別交付金事業です。

2 項 5 目 農林水産業費県補助金は、1 億 380 万 1 千円となりました。主なものは、中山間地域等直接支払事業、森林環境交付金事業、林道整備に係る森林居住環境整備事業などです。

3 項 3 目 土木費委託金は、2,264 万 9 千円となり、主なものは、国県道除雪委託金などです。

15 款財産収入、2 項 1 目不動産売払収入は、495 万 1 千円となり、徳沢駅前分譲地、4 区画の売却代金であります。

2 項 2 目物品売払収入は、321 万 1 千円となり、主なものは、町史本巻等売却代金、通史Ⅱ近代・現代などであります。

6 ページをご覧ください。

16 款寄付金、1 項 2 目ふるさと応援寄付金は、10 件で、225 万 1 千円となりました。

17 款繰入金、2 項 1 目財政調整基金繰入金は、1 億 9,948 万 8 千円となりました。

7 ページをご覧ください。

20 款町債、1 項 3 目臨時財政対策債は、2 億 4,210 万円となりました。この町債は、本来、普通地方交付税により交付すべきものが、国の財源不足から補てん措置として町が借り入れし、後年度の償還金を地方交付税で交付するものであります。普通地方交付税と臨時財政対策債を合算した前年比、普通地方交付税相当額は、1 億 1,515 万 6 千円の増額で、4.4%の増であります。

歳入総額は、59 億 3,136 万 8 千円となり、前年度より 4 億 7,875 万 4 千円の増額でありました。

次に、8 ページの歳出をご覧いただきたいと思えます。

2 款総務費、1 項 5 目財産管理費は、3 億 9,801 万 4 千円となりました。主なものは、財政調整基金積立金 3 億 6,686 万 3 千円などであります。なお、平成 21 年度末の財政調整基金残高は、5 億 1,722 万 9 千円となりました。

1 項 10 目ふるさと振興費は、2 億 1,517 万 5 千円となり、主なものは、平成 20 年度からの繰越事業として温泉健康保養センターと屋内温水プール修繕等事業費 9,200 万 8 千円、温泉施設管理業務委託料、さゆり公園管理業務委託料などであります。

9 ページをご覧ください。

1 項 11 目ケーブルテレビ運営事業費は、3 億 876 万 9 千円の決算額となり、主なものは、ケーブルテレビ高度化事業第 1 期整備工事費 2 億 3,218 万円などであります。平成 20 年度から着工した第 1 期工事は、野沢地区、尾野本地区など、加入者全体の 57%をカバーし、21 年度で完了いたしました。

1 項 12 目生活バス運行事業費は、6,549 万 6 千円となり、主なものは、生活バス購入費、20 年度からの繰越事業で、高速バス停用トイレ設置工事費などであります。

10 ページをご覧ください。

3 款民生費、1 項 1 目社会福祉総務費は、1 億 5,884 万 7 千円となり、主なものは、国保特別会計施設勘定繰出金、出産祝金などであります。

11 ページをご覧ください。

1 項 3 目老人福祉費は、3 億 7,292 万 3 千円となり、主なものは、介護保険特別会計繰出金、後期高齢者医療療養給付費広域連合負担金などであります。

12 ページをご覧ください。

2 項 2 目児童福祉費は、2 億 2,934 万 8 千円となり、主なものは、野沢保育所、へき地保育所 4 施設の保育所業務委託料、児童手当などであります。

13 ページをご覧ください。

4 款衛生費、1 項 2 目予防費は、2,104 万 3 千円となりました。主なものは、高齢者インフルエンザ予防接種事業、新型インフルエンザ予防接種事業などがあります。

1 項 4 目健康推進費は、4,474 万 9 千円となり、主なものは、基本検診や胃がん検診等の検診委託料などがあります。

14 ページをご覧ください。

5 款労働費、1 項 1 目労働諸費 3,209 万円となり、主なものは、緊急雇用創出事業・ふるさと雇用再生特別交付金事業の補助事業で、2,540 万 9 千円、町単独の緊急雇用創出事業で、660 万 2 千円などがあります。

6 款農林水産業費、1 項 3 目農業振興費は、1 億 1,704 万 3 千円となり、主なものは、中山間地域等直接支払事業、集落協定 40 地区、個別協定 12 人、耐雪型パイプハウス整備事業、17 棟分などがあります。

1 項 5 目農地費は、1 億 502 万 2 千円となり、主なものは、農地・水・環境保全向上対策事業などがあります。

15 ページをご覧ください。

2 項 1 目林業総務費は、8,675 万 3 千円となりました。主なものは、森林病虫害防除事業委託料、森林環境交付金事業、里山林整備 7 地区他、菌床栽培ハウス整備事業、7 棟分などがあります。

2 項 2 目林業振興費は、6,039 万 5 千円となり、主なものは、林道岩井沢檜ノ木平線開設事業、林業集落内防火安全施設整備事業、防火水槽 2 基などがあります。

7 款商工費、1 項 2 目商工振興費は、3,214 万 5 千円となり、主なものは、商業活性化緊急対策事業補助金、中小企業振興資金融資制度貸付金などがあります。

16 ページをご覧ください。

1 項 3 目観光費は、2,300 万 2 千円となりました。主なものは、20 年度からの繰越事業として観光施設等修繕工事費などがあります。

8 款土木費、1 項 2 目道路維持費は、1 億 5,753 万 8 千円となり、主なものは、除雪費 1 億 3,680 万 5 千円、20 年度からの繰越事業、防災パトロール車購入費などがあります。

1 項 3 目道路新設改良費は、1 億 9,693 万円となり、主なものは、町道野沢柴崎線橋梁下部工工事費などがあります。

17 ページをご覧ください。

9 款消防費、1 項 3 目消防施設費は、2,869 万 1 千円となりました。主なものは、小型動力ポンプ 2 台の更新、20 年度からの繰越事業、防火水槽設置・消防施設用備品費などがあります。

10 款教育費、1 項 4 目町史編さん費は、826 万 8 千円となり、主なものは、町史第 2 巻・通史Ⅱ、近代・現代の印刷製本費などであり、通史Ⅱの発刊をもちまして町史は、全 13 巻を全て刊行いたしました。

18 ページをご覧ください。

2 項 1 目小学校学校管理費は、3,692 万 7 千円となりました。主なものは、20 年度からの繰越事業、小学校 2 校の耐震診断委託料、同じく野沢小学校下水道接続工事費などがあります。

2項2目小学校教育振興費は、3,826万3千円となり、主なものは、20年度からの繰越事業、学校施設デジタル化整備費、複式学級緩和対策事業費などがあります。

2項3目小学校施設整備費は、2億2,876万5千円となり、主なものは、20年度からの国の補正予算繰越事業、安心・安全な学校づくり交付金事業、野沢小学校耐震補強工事費などがあります。

3項2目中学校教育振興費は、3,667万9千円となり、主なものは、20年度からの繰越事業、学校施設デジタル化整備費などがあります。

19ページをご覧ください。

4項2目公民館費は、1,481万3千円となり、主なものは、20年度からの繰越事業、公民館外壁修繕工事費などがあります。

以上の結果、一般会計の歳出総額は、57億8,087万円となりました。前年度より、6億5,060万8千円の増額となり、歳入総額から歳出総額を差し引いた額は、1億5,049万8千円となったところであります。

次に特別会計の決算につきまして、「主なる施策の執行実績調書」によりご説明をいたします。

「主なる施策の執行実績調書」の20、21ページをご覧ください。

議案第6号、平成21年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

平成21年度においては、誘致工場がなく用地の分譲はありませんでした。現在保有している用地は、2万6,871平方メートルであります。

歳入であります。2款1項1目繰越金、1万8千円は、前年度からの繰越金であります。歳入総額は、1万8千円となりました。歳出はありませんでしたので、歳入歳出差引額は、1万8千円となりました。

議案第7号、平成21年度西会津町商業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

22、23ページをご覧ください。

21年度は、残地のA区画、853平方メートルの活用方針等について関係機関との協議を行ってきたところであります。

歳入の2款1項1目繰越金、1,680万5千円は、前年度からの繰越金であります。歳入総額は、1,682万円となりました。歳出はありませんでしたので、歳入歳出差引額は、1,682万円となりました。

議案第8号、平成21年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

24、25ページをご覧ください。

21年度は、1区画の分譲がありました。全体で68区画のうち49区画を分譲しておりますので、残り19区画であります。

歳入の2款財産収入、2項1目不動産売払収入は、1区画分637万1千円あります。歳入総額は、658万2千円となりました。歳出の1款事業費、1項1目住宅団地分譲事業費は、543万7千円となり、主なものは、一般会計繰出金443万1千円などあります。

歳出総額は、543万7千円となり、歳入歳出差引額は、114万5千円となりました。

議案第9号、平成21年度西会津町下水道施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

26、27ページをご覧ください。

本事業は、国土交通省所管に係る特定環境保全公共下水道事業として平成5年度から実施しており、21年度は野沢処理区の塚田地内・芝草新田地内の管渠工事などを実施いたしました。21年度末の加入戸数は、前年度より2戸増えまして、水洗化戸数は471戸となり加入率は47.6%になりました。なお、公共下水道、農業集落排水事業、個別排水処理事業に個人設置の合併処理浄化槽を含めた汚水処理普及率、全人口のうち何らかの汚水処理施設が完了し、使用可能となった人口に占める割合であります。21年度末では、67.3%と前年度と比較し12.7ポイント上昇しております。

歳入の1款使用料及び手数料、1項1目下水道使用料は、2,625万5千円となり、前年度より22万5千円の増額となりました。なお、下水道使用料の収入未済額は、52万1,592円、延べ30人、158件であります。

2款国庫支出金、1項1目汚水処理施設整備交付金2,500万円は、野沢処理区下水道事業費の国庫補助金であります。

5款繰入金、1項1目一般会計繰入金は、1億3,172万4千円となりました。

8款町債、1項1目下水道事業債は、2,510万円となり、歳入総額は、2億1,199万3千円となりました。

歳出の2款施設整備費、1項1目下水道施設費は、6,272万1千円となりました。野沢処理区、塚田地内及び芝草新田地内の管渠布設工事費などです。歳出総額は、2億1,140万3千円となり、歳入歳出差引額は、59万円となりました。

議案第10号、平成21年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

28、29ページをご覧ください。

本会計は、小島、森野、宝川、白坂、笹川、野尻地区の6処理施設の維持管理経費ならびに野尻地区における管渠布設工事などに係る特別会計であります。6処理区の加入戸数は、前年度より126戸増え、626戸となり、加入率は72.0%となりました。

歳入の1款使用料及び手数料、1項1目下水道使用料は、2,620万3千円となり、前年度より、345万3千円の増額であります。なお、下水道使用料の収入未済額は、200万7,615円、延べ32人、386件であります。

2款国庫支出金、1項1目汚水処理施設整備交付金は、8,029万5千円となり、5款繰入金、1項1目一般会計繰入金は、8,118万2千円となりました。

8款町債、1項1目下水道事業債は、6,810万円となり、歳入総額は、2億7,924万4千円となりました。

次に歳出ですが、2款施設整備費、1項1目農業集落排水処理事業費は、1億8,247万3千円となりましたが、これは、野尻地区管渠布設工事費などであり、平成21年度をもって事業が完了いたしました。前年度より7,496万2千円の減額であります。歳出総額は、2億7,659万5千円となり、歳入歳出差引額は、264万9千円となりました。

議案第 11 号、平成 21 年度西会津町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

30、31 ページをご覧ください。

本事業は、環境省所管の事業として平成 16 年度より実施しており、個別排水処理施設、合併浄化槽により、汚水・生活雑排水の処理をするもので、その施設の維持管理費及び整備費などの特別会計であります。平成 21 年度は、30 基を設置し、これまでの整備分と合せ 186 基となりました。平成 30 年度までに 800 基の整備を計画しておりますので、事業の進捗率は、設置戸数ベースで 23.3%となります。

歳入の 1 款使用料及び手数料、1 項 1 目下水道使用料は、690 万 1 千円となりました。前年度より 50 万 2 千円の増額であります。なお、下水道使用料の収入未済額は、39 万 7,449 円、延べ 13 人、86 件であります。

2 款国庫支出金、1 項 2 目循環型社会形成推進交付金 1,214 万 9 千円は、平成 21 年度からの国庫補助金であります。

7 款町債、1 項 1 目下水道事業債は、1,070 万円となり、歳入総額は、4,098 万円となりました。

歳出の 2 款施設整備費、1 項 1 目個別排水処理施設費 3,003 万 1 千円は、30 基分、梨平集落ほか奥川地区 23 基、野沢西平地区 5 基、群岡地区 2 基の工事費であります。

歳出総額は、4,018 万 9 千円となり、歳入歳出差引額は、79 万 1 千円となりました。

議案第 12 号、平成 21 年度西会津町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

32、33 ページをご覧ください。

本会計は、75 歳以上の高齢者のかたがたに対する医療費等を給付するための特別会計でしたが、医療制度改革に伴い、平成 20 年 4 月より後期高齢者医療制度に移行したことから、20 年度から 22 年度までの 3 カ年間、過年度分の医療給付費等を精算するための会計であります。2 年目となりましたことから、20 年度と比較しますと歳入歳出とも大幅な減額となりました。

歳入の 1 款支払基金交付金、1 項 1 目医療費交付金は、社会保険診療報酬支払基金からの交付金でありまして、19 万 3 千円となり、前年度より 5,519 万 8 千円の減額であります。

5 款 1 項 1 目、繰越金 741 万 4 千円は、前年度からの繰越金であります。

歳入総額は、780 万 6 千円となり、前年度に比べ 1 億 9,003 万 7 千円の減額であります。

歳出の 1 款医療諸費、1 項 1 目医療給付費は、24 万 5 千円となり、前年度より 9,803 万 1 千円の減額であり、2 款諸支出金、1 項 1 目償還金は、739 万 1 千円となり、前年度より 7,677 万 5 千円の減額であります。歳出総額は、777 万 9 千円となり、前年度より 1 億 8,265 万 1 千円の減額であり、歳入歳出差引額は、2 万 7 千円となりました。

議案第 13 号、平成 21 年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

34、35 ページをご覧ください。

本会計は、医療制度改革に伴い、75 歳以上の高齢者を対象に医療費等を給付するための会計として、平成 20 年 4 月より開始されたものであります。県内全ての市町村が加入す

る福島県後期高齢者医療広域連合が、保険料の決定、医療給付、保険証の交付などを行い。町は保険料の徴収、申請書等の受付、保険証の引渡などの窓口業務を行っております。被保険者数は、平成 22 年 3 月末現在で、2,025 人であります。

歳入の 1 款後期高齢者医療保険料、1 項 1 目特別徴収保険料は、年金から特別徴収、天引きされたもので、4,233 万 7 千円となり、1 項 2 目普通徴収保険料は、納入通知書等により直接納入いただいたもので、1,610 万 2 千円となりました。なお、収入未済額は、4 万 9,300 円、延べ 6 人、13 件でありました。

2 款繰入金、1 項 2 目保険基盤安定繰入金は、3,542 万 6 千円となりました。

3 款諸収入、3 項 1 目健康診査受託事業収入は、401 万 2 千円となり、歳入総額は、1 億 233 万 1 千円となりました。

歳出の 2 款保健事業費、1 項 1 目保健事業費は、385 万 2 千円となり、特定健康診査にかかる町の委託料であります。

3 款 1 項 1 目、後期高齢者医療広域連合納付金は、9,560 万 1 千円となりました。これは保険料や保険基盤安定繰入金等を広域連合に納付するものであります。

歳出総額は、1 億 216 万 7 千円となり 歳入歳出差引額は、16 万 4 千円となりました。

議案第 14 号、平成 21 年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

36 ページをご覧くださいと思います。

平成 20 年度国の医療制度改革により、国民健康保険制度が大きく変わり 2 年目を向かえた平成 21 年度事業勘定の決算では、20 年度と比較し歳入で、408 万 7 千円の減額となり、歳出では、1,063 万 2 千円の増額となりました。なお、平成 21 年度末現在の町国保被保険者数は、2,623 人、1,424 世帯であります。診療施設勘定につきましては、西会津診療所の X 線 C T 装置を更新するなど、医療設備の充実に努めたところであります。

はじめに、事業勘定の歳入であります。1 款国民健康保険税、1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税は、2 億 7 万 5 千円となり、1 項 2 目退職被保険者等国民健康保険税は、1,774 万円となりましたが、国保税全体では、前年度より 1.7%の減額となりました。国民健康保険税の収納率は、現年度分で 92.03%となり、前年度より 1.48 ポイント減となりました。不納欠損額は、814 万 1,900 円、延べ 84 人、325 件を処分いたしました。なお、収入未済額は、5,630 万 1,020 円、延べ 309 人、2,180 件であります。

3 款国庫支出金、1 項 1 目療養給付費等負担金は、1 億 7,169 万 9 千円となり、2 項 1 目財政調整交付金は、6,752 万 3 千円となりました。

4 款 1 項 1 目療養給付費等交付金は、3,734 万 2 千円となり、前年度より 1,075 万円の減額となりました。

5 款 1 項 1 目前期高齢者交付金は、2 億 7,860 万 6 千円となりました。これは、医療制度改革により 65 歳から 74 歳までの前期高齢者の割合が、平均を上回り、全被保険者に占める割合に応じて交付されるものであります。

6 款県支出金、2 項 1 目県財政調整交付金は、3,949 万 3 千円となりました。

7 款共同事業交付金、1 項 2 目保険財政共同安定化事業交付金は、1 億 657 万 4 千円となり、高額医療費にかかる国保連合会からの交付金であります。

9 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金は、6,048 万 9 千円となりました。

2 項 1 目国民健康保険給付費支払準備基金繰入金 2,000 万円は、国保税の減税財源として充当するため支払準備基金より繰り入れたものであります。

10 款繰越金、1 項 2 目その他繰越金は、前年度からの繰越金で、5,885 万 9 千円となり、前年度より 2,685 万 9 千円の増額となりました。歳入総額は、11 億 89 万 7 千円となり、前年度より 408 万 7 千円の減額であります。

次に歳出であります。38 ページをご覧ください。

2 款保険給付費、1 項 1 目一般被保険者療養給付費、医療費は、5 億 5,157 万 8 千円となり、1 項 2 目退職被保険者等療養給付費、医療費は、3,136 万 5 千円となりました。

3 款 1 項 1 目後期高齢者支援金は、1 億 2,669 万 1 千円となり、6 款 1 項 1 目介護納付金は、4,817 万 3 千円となりました。

7 款共同事業拠出金、1 項 1 目高額医療費共同事業医療費拠出金は、2,391 万 2 千円となり、1 項 2 目保険財政共同安定化事業拠出金は、1 億 518 万 1 千円となり、いずれも高額医療費にかかる拠出金であります。

8 款保健事業費、1 項 1 目特定健康診査等事業費は、916 万 1 千円となりました。医療制度改革の一環として特定健康診査、特定保健指導が義務付けられたことによる町国保被保険者にかかる経費であります。

9 款基金積立金、1 項 1 目国保基金積立金は、1,472 万 3 千円となり、21 年度末基金残高は、2 億 7,024 万 9 千円となりました。歳出合計は、10 億 5,709 万 8 千円となり、前年度より 1,063 万 2 千円の増額となりました。

歳入歳出差引額は、4,379 万 9 千円となりましたが、翌年度へ繰り越すべき財源、繰越明許費繰越額が、459 万 9 千円ありますので、実質収支額は、3,920 万円となりました。

次に、診療施設勘定であります。39、40 ページをご覧ください。

歳入の 1 款診療収入、1 項 1 目国民健康保険診療報酬収入は、7,191 万 3 千円となり、国保連合会からの診療収入であります。

1 項 2 目社会保険診療報酬収入は、3,790 万 3 千円となり、社会保険診療報酬支払基金からの診療収入であります。

1 項 4 目後期高齢者医療診療収入は、1 億 8,753 万 9 千円となり、75 歳以上のかたがたにかかる診療分で広域連合からの診療収入であります。

1 項 5 目一部負担金収入は、5,731 万 8 千円となりました。これは、外来患者の一部負担金、3 割・1 割の窓口収入などありますが、平成 21 年度の外来患者数は、延べ 3 万 5,271 人、西会津診療所 2 万 5,369 人、群岡診療所 7,792 人、新郷診療所 1,093 人、奥川診療所 1,017 人でありました。

4 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金は、6,125 万 8 千円となり、2 項 1 目事業勘定繰入金は、1,079 万 9 千円となりました。

7 款町債、1 項 1 目過疎対策事業債は、2,740 万円となり、西会津診療所の X 線 C T 装置などの更新に係るものであります。歳入総額は、5 億 1,575 万 3 千円となり、前年度より 5,263 万 6 千円の増額となりました。

歳出であります。2 款医業費、1 項 1 目医療用機械器具費は、5,171 万 6 千円となり

ました。西会津診療所のX線CT装置1台、超音波診断装置、エコー1台、大腸ファイバースコープ1台の更新費3,922万8千円などであります。

1項3目、医薬品衛生材料費は、2億4,340万1千円となりました。

4款公債費は、医療機器整備にかかる過疎対策事業債の元利償還金1,188万2千円であります。

歳出総額は、5億1,536万3千円となり、前年度より6,232万5円の増額で、歳入歳出差引額は、39万円となりました。

議案第15号、平成21年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

41ページからご覧いただきたいと思っております。

平成21年度は、第4期介護保険事業計画の初年度でありました。平成12年度より施行されました介護保険制度も、制度の定着が図られ介護サービスの利用や介護保険給付費は年々増加しております。

歳入であります。1款保険料、1項1目第1号被保険者保険料は、1億2,949万7千円となりました。これは65歳以上の第1号被保険者の保険料であり、収納率は、99.05%となりました。不納欠損額は、14万3,428円を処分いたしました。延べ6人、38件分です。なお、収入未済額は、109万9,559円となり、延べ44人、233件です。

2款国庫支出金、1項1目介護給付費負担金は、1億4,575万3千円となりました。

3款支払基金交付金、1項1目介護納付費交付金は、2億5,188万4千円となり、4款県支出金、1項1目介護給付費負担金は、1億2,997万5千円となりました。

6款繰入金、1項1目介護納付費繰入金は、1億600万4千円となりました。

歳入総額は、9億2,001万5千円となり、前年度より2,798万6千円の増額となりました。

歳出は、43ページからご覧ください。

2款保険給付費、1項1目居宅介護サービス給付費は、2億3,668万8千円となり、前年度より1,593万5千円の増額となり、1項3目施設介護サービス給付費は、4億3,980万円となり、前年度より1,763万円の増額となりました。

3款基金積立金、1項1目介護給付費準備基金積立金は、677万円となりました。

歳出総額は、8億9,879万1千円となり、前年度より2,044万9千円の増額で、歳入歳出差引額は、7,122万4千円となりました。

議案第16号、平成21年度西会津町簡易水道等事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

45、46ページをご覧ください。

本会計は、簡易水道施設7施設、奥川、新郷、宝川、高陽根、尾登、杉山徳沢、小綱木と飲料水供給施設3施設、青坂、松峯、八重窪、合わせて10施設の管理運営を行うための会計であります。

歳入の1款使用料及び手数料、1項1目水道使用料は、2,830万8千円となり、前年度より59万3千円の減額であります。なお、水道使用料の収入未済額は、202万3,914円となり、延べ99人、579件でありました。

2 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金は、6,130 万 3 千円となり、前年度より 342 万 8 千円の減額であります。歳入合計は、9,286 万 6 千円となりました。

次に歳出であります。1 款水道費、1 項 1 目一般管理費 2,212 万 9 千円は、施設の維持管理経費などあります。

2 款公債費は、簡易水道事業債の元利償還金であり、元金利子 合わせて 6,724 万 1 千円となりました。

歳出総額は、8,937 万円となり、歳入歳出差引額は、349 万 6 千円となりました。

次に、「実質収支に関する調書」及び「財産に関する調書」につきましては、記載のとおりであります。重複する部分もありますので、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、提出いたしました各会計の決算につきまして、ご認定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長 議案第 17 号の説明を求めます。

建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 議案第 17 号、西会津町水道事業会計決算の認定についてご説明申し上げます。

決算の説明に入ります前に西会津町歳入歳出決算事項別明細の「水道事業会計決算に関する説明書」にて、事業概要のご説明申し上げます。

251 ページをご覧ください。

1 は事業の概況です。(1) 総括事項には本事業の概要を取りまとめて記載しております。まず、アの給水です。平成 21 年度の年間総配水量は 59 万 9,500 立米であり、前年度に比較し 2.2%、1 万 2,920 立米の増加となりました。年間総有収水量は 46 万 4,920 立米で、前年度に比較し 0.3%、1,400 立米の減少となりました。給水人口は 73 人減の 4,272 人となり、給水普及率は 0.3 ポイント増の 82.92%となりました。給水件数は 3 件増え 1,658 件でありました。給水件数はわずかに増加しておりますが、給水人口は減少傾向にあります。

次にイの維持管理です。本施設の配水管については、老朽化が進んでおります。施設点検の定期実施や地域からの通報により漏水の早期発見・修繕に努めました。なお、昨年度は 49 件の漏水補修工事を実施しています。

次にウの経常収支です。平成 21 年度の収益的収入は、前年度に比較し 3.7%増で 1 億 5,758 万 214 円であり、支出は 1.2%増の 1 億 5,198 万 8,766 円となり、収支差引で損益計算において 559 万 1,448 円の黒字となりました。

資本的収支では、収入が 645 万 1,076 円、これは、農業集落水処理事業特別会計、下水道施設事業特別会計及び福島県からの繰入金です。支出が量水器購入費ほか以下の費用の合計額で 8,709 万 5,565 円で、収支差引不足額は 8,064 万 4,489 円となりました。この不足額は、当年度分損益勘定保留資金 2,747 万 9,681 円、減債積立金 3,512 万 7,703 円、建設改良積立金 1,721 万 7,237 円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 81 万 9,868 円で補てんしました。なお、これにより本会計の実質収支は 7,505 万 3,041 円の赤字となっております。

252 ページをご覧ください。

(2)は議会の議決事項です。記載のとおり6件の議案を提出し、それぞれご議決を賜りました。

(3)の行政官庁認可事項につきましてはありませんでした。

(4)の職員に関する事項であります。前年度と変わらず職員3名により運営をしています。

(5)の料金その他供給条件の設定、変更は行っておりません。

次に2の工事についてです。21年度は農業集落排水事業関連の補償工事2件、福島県が実施しております中山間地域総合整備事業関連の工事補償1件、特定環境保全公共下水道工事関連の補償工事1件、大久保及び小島浄水場ろ過材交換工事を実施しました。

次に3の業務です。まず(1)の業務量について説明させていただきます。給水人口・給水量等の20年度との比較です。前段で説明しましたので本表の説明は省略します。なお、下記に示しましたとおり、本事業の1立米当りの供給単価は、206円24銭となりまして、1立米当りの給水単価は324円69銭となっているところでありまして、この差の118円45銭分は、一般会計からの補助金を受け運営をしていることとなります。

254、255ページをご覧ください。

まず、(2)の事業収入に関する事項について説明いたします。営業収益は給水収益以下の合計額で9,692万5,960円となりまして、前年度に比較し24万8,330円の増収となっています。これは受託工事の増収によるものと考えています。

次に営業外収益です。受取利息及び配当金以下の合計額で6,065万4,254円であり、事業収入の合計額は、前年度に比較し564万4,220円増の1億5,758万214円となりました。

次に(3)の事業費に関する事項について説明いたします。まず営業費用です。原水及び浄水費以下の合計で1億753万3,607円となり、前年度比370万540円増となりました。これは、交付金事業で実施した施設修繕工事によるものが主な要因です。

次に営業外費用につきましては、支払利息及び企業債取扱諸費で4,700万7,259円でありました。本費用につきましては、前年度比199万236円の減であります。企業債償還額の減が要因です。以上事業費合計額では、前年度に比較し171万304円増の1億5,454万866円となりました。

256ページをご覧ください。4の会計です。

(1)の重要契約の要旨であります。記載のとおり6件の請負契約を締結し事業を実施いたしました。

次に(2)の企業債及び一時借入金の概況であります。21年度は新たな借り入れはなく、6,342万7,252円の償還を行いました。結果21年度末の残高は15億3,264万3,566円となったところであります。なお、一時金の借り入れはありませんでした。

次に(3)のその他会計経理に関する重要事項です。収益的収入の中の他会計補助金6,030万円は、企業債利息及び職員給与費及び減価償却費にそれぞれ記載の額を充当しております。配水管移設負担金645万1,076円につきましては、課税仕入れに充当しました。

5の付帯事項であります。21年度の給水装置新設は8件でありました。

267ページの収益的費用明細書からの説明は省略させていただきます。決算書の説明に移ります。

決算書 75、76 ページをご覧ください。

なお、決算報告書は消費税を加算した額で計上しておりまして、前段で説明した決算に関する説明書とは金額が異なることになります。

まず、1 の収益的収入及び支出のうち、まず収入です。

1 款第 1 項の営業収益ですが、決算額 1 億 177 万 1,345 円であり、現計予算と比較し 175 万 3,655 円の減額となりました。

第 2 項の営業外収入ですが、決算額 6,065 万 4,254 円でありまして 23 万 4,254 円の増額でありました。

以上収入合計では、決算額で 1 億 6,242 万 5,599 円でありました。

次に支出です。1 款第 1 項の営業費用ですが、決算額 1 億 900 万 398 円となり、不要額は 704 万 1,602 円となりました。

次に第 2 項の営業外費用ですが、決算額 4,670 万 6,690 円であり、不要額は 1,690 円となりました。

次に第 3 項の特別損失、第 4 項の予備費の支出はなく、現計予算全額が不要額となりました。

以上支出合計では、決算額 1 億 5,570 万 7,088 円となりました。

続きまして 2 の資本的収入及び支出です。まず、収入です。

1 款第 1 項の補助金ですが、決算額 645 万 1,076 円です。これは、農業集落水処理事業特別会計、下水道施設事業特別会計及び福島県からの繰入金であり合計額も同額です。

次に支出です。

1 款第 1 項の建設改良費ですが、農業集落排水事業関連の補償工事 2 件、福島県が実施しております中山間地域総合整備事業関連の補償工事 1 件、特定環境保全公共下水道工事関連の補償工事 1 件、大久保及び小島浄水場ろ過材交換工事等の費用等で、決算額 2,366 万 8,313 円でした。

次に第 2 項企業債償還金ですが、決算額 6,342 万 7,252 円でした。

以上支出合計では、決算額 8,709 万 5,565 円となります。下段に資本的収支不足額補填の説明をしていますが、このことにつきましては前段でご説明いたしましたので重複しますので省略させていただきます。

77 ページをご覧ください。

損益計算書であります。1 の営業費用額は (1) から (3) の合計で 9,692 万 5,960 円でした。

次に 2 の営業費用ですが (1) から (6) の合計で 1 億 753 万 3,607 円となり、1,060 万 7,647 円の営業損失が生じました。

3 の営業外収益は (1) から (3) の合計で 6,065 万 4,254 円であり、4 の営業外費用は (1) から (2) の合計で 4,445 万 5,159 円でした。これによって営業外利益が 1,619 万 9,095 円となり、本年度の経常利益・純利益は 559 万 1,448 円となりました。この金額を加えた当年度末未処分利益剰余金は 900 万 1,161 円となっています。

次に 78 ページの剰余金計算書です。まず利益剰余金の部ですが、減債積立金が 0 円、建設改良積立金が 3,777 万 3,313 円で積立金合計額は 3,777 万 3,313 円であります。未処

分利益剰余金につきましては、600万円を減債積立金として処分し、当年度利益剰余金を加えたことにより、当年度末処分利益剰余金は、900万1,161円となりました。

次に資本剰余金の部です。国庫・県補助金は前年同額であり、一般会計補助金は、645万1,076円増え1億8,257万7,917円となり、負担金につきましては前年度と同額となります。これを加えた翌年度繰越資本剰余金は6億6,482万6,352円となっております。

79ページをご覧ください。

剰余金処分計算書であります。当年度末処分利益剰余金900万1,161円の内、600万円を減債積立金として処分することとし、翌年度繰越利益剰余金は300万1,161円となります。

次に、80ページの貸借対照表をご覧ください。

1の固定資産と2の流動資産を合わせた資産合計額、3の流動負債と4の資本金、5の剰余金を加えた負債・資本の合計額とも25億5,186万3,232円となっております。なお、流動資産の中に1,387万9,003円の未収金が計上されていますが、3月分の納期限未到来使用料799万7千円が含まれており、2月分までの実質使用料未収金は588万2千円となっております。

以上で、平成21年度西会津町水道事業会計決算書の説明を終わりますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおり認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長 議案第18号の説明を求めます。

会計管理者、高橋謙一君。

○会計管理者 議案第18号、平成21年度西会津町本町財産区会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

平成22年3月31日をもって西会津町本町財産区議会が廃止され、平成22年4月1日から管理会制に移行したことに伴い、平成21年度西会津町本町財産区会計歳入歳出決算の認定につきましては、西会津町議会においてご審議、ご認定いただくこととなりますことから、ご提案申し上げます。

決算内容の説明の前に資料の確認をお願いいたします。資料といたしましては、「平成21年度西会津町本町財産区会計歳入歳出決算書」同じく「歳入歳出決算事項別明細書」「実質収支に関する調書」「財産に関する調書」を提出しております。

決算認定の対象となりますのは、「本町財産区会計歳入歳出決算書」ですが、よりご理解をいただくために「本町財産区会計歳入歳出決算事項別明細書」により説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。なお、「事項別明細書」でございますが、決算書の4枚目からが「事項別明細書」になってございます。

歳入であります。1ページからご覧をいただきたいと思っております。

1款は、財産収入であります。2ページ中ほどの収入済額で申し上げます。

1款財産収入、1項1目 財産貸付収入は、11万7,245円となりました。これは、本町財産区民48名のかたがたからの一般貸地料10万6,430円などです。

3款繰入金、1項1目基金繰入金117万6千円は、本町財産区基金からの繰入金であります。

4款繰越金、1項1目繰越金3万2,601円は、前年度からの繰越金であります。

歳入合計は 132 万 6,225 円となりました。

次に歳出であります、6 ページ中ほどの支出済額で申し上げます。

1 款議会費、1 項 1 目議会費は、43 万 8,490 円となりました。これは、議員報酬、5 議員分 40 万 9 千円、議会定例会、臨時会の費用弁償旅費 2 万円などであります。

2 款総務費、1 項 2 目財産管理費は、9 万 280 円となりました。賃金 7 万円は、浅岐・願治苜作業道の刈払い作業で 6 万円、本町財産区有林看板設置で 1 万円を支出したものであります。

3 款諸支出金、1 項 1 目町一般会計繰出金 45 万 4,080 円は、一般会計への事務費分の繰出であります。

歳出合計は、98 万 8,230 円となり、歳入歳出差引額は、33 万 7,995 円となりました。

次に、「実質収支に関する調書」、「財産に関する調書」につきましては、記載のとおりであります。重複する部分もありますので、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議いただきまして、ご認定くださいますようお願いを申し上げます。

- 議長 説明がありました議案第 5 号、平成 21 年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第 18 号、平成 21 年西会津町本町財産区会計歳入歳出決算の認定についてまでの決算審査について、監査委員の意見を求めます。併せて財政健全化判断比率等審査の意見、定期監査報告及び財政援助団体等監査報告もしてください。

監査委員、廣瀬渉君。

- 代表監査委員 それでは、平成 21 年度分決算審査意見書、財政健全化判断比率等審査意見並びに監査報告につきまして長谷沼清吉監査委員とともに審査・監査した結果を申し上げます。なお、先ほどの説明と重なるところもあるかと思いますが、よろしく願います。各意見書、報告書につきましては、要点を絞りながら説明を申し上げます。

それでは「意見書報告書」の 1 ページをご覧ください。

一般会計、特別会計決算審査意見書。地方自治法第 233 条第 2 項及び同法第 241 条第 5 項の規定により、審査に付された平成 21 年度西会津町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算、また、これと併せて提出されました関係書類を審査した結果とその意見は次のとおりであります。平成 22 年 9 月 10 日、西会津町監査委員、廣瀬渉。同じく、長谷沼清吉。

それでは、次のページをお開き願いたいと思います。

平成 21 年度決算審査意見書。

1、審査の概要について、審査の対象につきましては、西会津町一般会計歳入歳出決算並びに以下に記載されております 11 の特別会計歳入歳出決算であります。

2、審査の期間は記載のとおりであります。

(3)審査の手続き、審査にあたっては、町長から提出された「各会計歳入歳出決算書」並びに付属書類である「各会計歳入歳出決算事項別明細書」、「実質収支に関する調書及び財産に関する調書」が関係法令に準拠して調製されているか、財政運営は健全か、財産の管理は適正か、さらには予算が適正かつ効率的に執行されているか等に主眼を置き、関係諸票及び証拠書類との照合など通常実施すべき審査手続きを実施したほか、必要と認める

その他の審査手続きを実施しました。

審査の結果。審査に付された「各会計歳入歳出決算書」、「各会計歳入歳出決算事項別明細書」、「実質収支に関する調書及び財産に関する調書」は、法令に準拠して作成されており、決算計数は関係諸票及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認めた。

また、各基金の運用及び管理についても、関係諸票及び証拠の書類と符合しており、誤りのないものと認めました。

3、審査の意見。

(1)総括。

○議長 議長を交代します。

○代表監査委員 (1)総括。西会津町一般会計及び特別会計の総決算額は、先ほどお話ありましたように、記載のとおりであります。なお、一般会計及び特別会計を合わせた実質単年度収支は1億6,737万3千円の黒字となり、対前年度比、1億518万8千円の増となっております。

次のページをお開き願います。

平成21年度の歳出決算額は一般会計においては12.7%の増加となり、特別会計においては、4.3%の減となっております。各表についてはご覧いただきたいと思ひます。

5ページをご覧ください。

②予算の執行状況について。ア、歳入について、調定に対する収入済額の割合は93.2%でありました。なお、調定額には、次年度への繰越明許分、5億995万7千円が含まれておりますので、この分を除いた調定に対する収入済額の割合は98.3%であります。

歳出について、執行率は96.9%、対前年度費1.1ポイント減であります。総体的にはおむね適正な執行でありましたが、議会で補正予算を議決する前に執行したものがあつた、これは手続的に不適切であつたと思ひます。

③町債の状況と実質公債費比率について。ア、町債の発行について、対前年度比20.5%の増となつており、発行額は7億9,220万円であります。

7ページをご覧ください。

町債の償還額について。対前年度比で1.4%の減となつております。償還額は10億8,720万7千円であり、このうち地方交付税に算入された額は6億6,650万3千円で、償還額全体の61.3%でありました。

実質公債費比率について、対前年度比0.5ポイントの減となり、17.1%となりました。前年度に引き続き18%を下回り、起債の発行についても前年度に引き続き県知事の同意団体となります。

④収入未済額と不納欠損額について。以下の表のとおりであります。なお、収入未済額につきましては、一般会計、特別会計合計の対前年度比は12.9%の増となっております。

次のページをお開き願います。

そのうち、一般会計のうち、主なものは町税で3,936万6千円、特別会計のうち、主なものは国民健康保険税5,630万1千円が収入未済となつております。収入未済額が前年度に引き続き1億円を超えました。このことは財政運営に影響があると思ひますので、税や使用料等の徴収には一層の努力と工夫が必要であると思ひます。

イ、不納欠損額について。対前年度比 78.8%の増の 1,190 万 9 千円となっております。不納欠損処分の対象は、すべて各法に規定する事項に該当しており、その金額に誤りはなかった。しかし、差し押さえを実施することなどにより、その金額の減少や時効が中断し、のちの就業等により支払い能力が回復することも想定されるので、不能欠損処分額が極力少なくなるよう対応されたい。

⑤主な基金の状況について。ア、財政調整基金につきましては、一般会計では標準財政規模のおおむね 10%の積み立てが必要であるといわれておりますので、平成 21 年度末現在高は適正な金額であるといえます。

ウの国民健康保険給付費支払準備基金につきましても、適正な範囲となっております。

(2)一般会計について。記載のとおり実質質収は 1 億 2,654 万 7 千円の黒字となっております。

次のページをお開き願います。

①歳入について。財源構成はグラフ、表のとおりであります。自主財源は 23.3%で対前年度比 2.9 ポイント増となっております。今後とも自主財源の確保に努められたい。

11 ページをご覧ください。

②歳出について。義務的経費と投資的経費については表のとおりであります。イ、経常収支比率について。市町村において通常 70 から 80%が良好な財政といわれておりますが、本町では 89.9%となり、対前年度比 1.9 ポイント減少して、前年度に引き続き改善はしているものの財政は硬直化しているといえます。

債務負担行為支出予定額について。翌年度以降の支出予定額は、4 億 7,911 万 2 千円であり、その内訳は記載のとおりであります。

次のページをお開き願います。

エ、一般会計から他会計への繰り出し額について。性質別による他会計繰出金は、6 億 9,741 万 1 千円で、対前年度比、4,584 万 2 千円の増となっております。

(3)特別会計について。特別会計の総合的な予算の執行状況は、おおむね計画的に執行されているものと認めました。特別会計全体の収入未済額は 6,240 万円で、その 90.2%が国保税となっております。収入未済額は前年度と比較して 660 万円増加している状況にあります。

それでは、各会計について申し上げます。

工業団地造成事業特別会計。当該年度の用地売却はなく、残地は 2 万 6,871 平方メートルとなっております。分譲地全体の 36.5%が未分譲でありますから、今後とも情報収集や PR 活動により分譲に努められたい。

商業団地造成事業特別会計。歳入においては用地売却はなく、そのほとんどは前年度の繰越金であります。歳出は、委託料 500 万円の予算を計上しておりましたが、平成 20 年度に引き続き執行はされませんでした。今後 A 区画の活用方針を十分検討し、町の商業拠点となるように努められたい。

住宅団地造成事業特別会計。当該年度は 1 区画の分譲があり、637 万 1 千円の財産売却収入がありました。平成 21 年度末で 19 区画残っており、引き続き創意工夫を重ね販売促進に努められたい。

下水道施設事業特別会計。加入率、歳入歳出の主なものは記載のとおりであります。

次のページをお開き願います。

使用料につきましては 52 万 1,592 円の収入未済が発生しております。野沢処理地区の加入率が 44.7%であることより、今後も計画事業が進捗するよう努力されるとともに、加入率向上に努められたい。

農業集落排水処理事業特別会計。平成 21 年度に野尻処理区が供用を開始いたしました。歳入歳出ともに対前年度比約 20%の減となっておりますが、これは共に野尻地区の汚水処理施設整備事業費の減によるものであります。当該年度も使用料収入未済が 200 万 8 千円発生しております。長期延滞にならないよう徴収に一層努められたい。

個別排水処理事業特別会計。整備数は表のとおりであります。平成 21 年度まで合計 184 基整備されております。当該年度の収入未済額は、対前年度比 21 万 8,497 円増の 39 万 7,449 円となっております。料金の収納に一層努められることを望みます。

老人保健特別会計。本特別会計は清算事務のためのもので、平成 22 年度で廃止となります。このような状況のため、医療諸費は 32 万 8 千円で、対前年度比 99.7%の減となっております。

後期高齢者医療特別会計。歳入歳出の主なものは記載のとおりであります。当該年度の現年度分の保険料収納率は 99.95%で、県内で 11 位と上位であります。滞納繰越分も含め、4 万 9,300 円の収入未済が生じております。長期延滞にならないよう保険料の収納に努力されたい。

16 ページをご覧ください。

国民健康保険特別会計、事業勘定につきましては。当該年度の実質収支は、3,920 万円であり、前年度実質収支額 5,851 万 9 千円を差し引いた単年度収支は、1,931 万 9 千円の赤字となっております。歳入歳出の主なものは記載のとおりであります。

本特別会計の運営につきましては、被保険者医療費、後期高齢者医療制度、介護保険制度の動向を踏まえ、計画的な運営に努められるよう望みます。

17 ページをご覧ください。

章の下の文章ですが、国保税全体の収納率は対前年度比 2.99 ポイント減の 77.17%であります。収入未済額は対前年度比では 529 万 1 千円増加しており、新たな滞納者も見受けられ、収納率が 80%を割っておりますので、徴収にさらなる努力されたいと思います。

当該年度の国保税の不納欠損額につきましては、814 万 2 千円であり、対前年度比 429 万 6 千円増加しました。不納欠損処分の対象者は 65 人であります。その理由は、低所得、負債、行方不明、死亡などとなっており、いずれも地方税法に規定する時効に該当し、処分を行ったことを確認いたしました。

次のページをお開き願います。

診療施設勘定。歳入歳出の主なものは記載のとおりであります。歳入歳出差引額は 39 万円の黒字となっております。ここで、歳出で医薬品に関し、前年度購入分の支出があり、会計処理上、不適切な状況がみられた。今後とも、町民の健康や生命を守るため、医師の確保や医療の安全性に確保、サービスの向上に努められたい。

介護保険特別会計。被保険者数、要介護認定者数の推移は表のとおりであります。歳入

歳出の主なものは 19 ページに記載のとおりであります。歳入歳出差引額は 2,122 万 4 千円の黒字となっております。

本町では、健康寿命延伸事業などを通して介護予防に当たっており、今後さらに給付費の増加を抑制し、財政的に安定した運営が望めます。また、当該年度は前年度に引き続き介護保険料が不納欠損処分されており、その金額は 14 万 3,428 円であり、その理由としましては、低収入、死亡等であり、時効による不納処分であります。

簡易水道等事業特別会計。歳入歳出の主なものは記載のとおりであります。使用料の収入未済額は 202 万 4 千円となっております。長期延滞にならないように努められたい。

(4) 実質収支に関する調書。当該年度の一般会計では歳入歳出差引額は 1 億 5,049 万 8 千円であります。翌年度に繰り越すべき財源は、2,395 万 1 千円であり、実質収支額は 1 億 2,654 万 7 千円の黒字であります。実質収支比率は 3.5%となり、対前年度比 0.7 ポイント改善いたしました。

特別会計の実質収支額は 8,651 万 4 千円で、対前年度比 25.6%減と大幅に減少しております。この主な要因は国民健康保険特別会計の黒字額の減少であります。

(5) 財産に関する調書。当該年度における財産の記録記載については公有財産、基金等の内容を種目別に審査したところ正確であることを確認いたしました。なお、年度中における主な財産の増減は下記のとおりであります。公有財産については記載のとおりであります。

②基金について。財政調整基金は、年度末で 5 億 1,722 万 9 千円となり、この運用に当たっては適切に活用されていた。その他の基金についても地方自治法第 241 条第 5 項に基づき審査した結果、その運用の状況を示す台帳は適正に整備、記載されていることを確認いたしました。なお、生活援助貸付基金及び高額医療費支払資金貸付基金におきましては、返済期限を経過した未返済金がありますので、その回収に努められるよう望みます。

それでは、23 ページをお開き願います。

水道事業会計決算審査意見書。

1、審査の年月日。2、審査の手続きについては記載のとおりであります。

3、審査の結果。審査に付された決算諸表は、水道事業の経営成績及び財政状況を適正に表示し、計数に誤りがないことを認めました。

4、審査の意見。収益的収支においては営業損失 1,060 万 8 千円があり、営業外利益 1,619 万 9 千円をもって黒字となっております。資本的収支は赤字となっており、実質収支も赤字となっております。今後、効率的かつ計画的な事業運営に努め、引き続き衛生的で安全な水の供給に努められるよう望みます。

次のページをお開き願います。

未収金は決算の時点で 1,387 万 9 千円ありますが、このうち納期限未到来分を除いた水道料金の未収金は 588 万 2 千円であります。今後未収金の発生防止とその回収に努められたい。

企業債につきましては、昨年度より 6,342 万 7 千円減少し、平成 21 年度末残高が 15 億 3,264 万 4 千円であります。一時借入金はありませんでした。配水管には、石綿管が使用されており、老朽化が進む中、今後計画的に更新、改善されることが望めます。

5、事業の状況。(1) 経営成績については表のとおりであります。

25 ページをご覧くださいと思います。

差引純利益は 559 万 1 千円となりました。純利益の対前年度比は 307%で 377 万円の増となっております。これは収益費用とも増加しておりますが、特に営業外収益が 539 万 6 千円増加したためであります。

水道事業の経済性及び資本的収支については表のとおりであります。

次のページをお開き願います。

決算合計の実質収支は 7,505 万 3 千円の赤字となっております。

(2) 貸借対照表による経営分析。貸借対照表の推移については、別表 27 ページ、28 ページのとおりであります。

資産負債の信憑性を確かめるための貸借対照表の各項のバランスは一致しており、預金等の残高、未収金の残高も確認し、未払金の内訳についても照合した結果、相違のないことを確認いたしました。

29 ページをお開き願います。

(3) 施設の利用状況及び業務実績については表のとおりであります。

次のページをお開き願います。

(4) 総括。総体的には給水制限や断水もなく、安定的に水を供給できたことを確認した。しかし、現金預金の残高が減少しており、この状況で推移すれば事業運営に支障をきたすことが懸念されるので、計画的な運営に配慮されたい。なお有収率が年々低下しておりまして、全国平均と比較して 3.75 ポイント低い状況となっております。施設等の維持管理については、配水施設、配水管の老朽化が進む中、職員による巡回漏水調査や業者委託による漏水調査も行っております。しかし、平成 21 年度に漏水事故は 49 件あり、平成 20 年度の 2 倍以上となっております。配水管の法定耐用年数が間近となっており、その更新計画の策定についても検討すべきであります。

それでは 31 ページをお開き願います。

本町財産区会計決算審査意見書。先ほどありましたけれども、平成 22 年 3 月 31 日で本町財産区の議会は解散しましたので、町議会に報告することになりましたので、よろしくお願いたします。

1、審査の年月日は記載のとおりであります。

2、審査の結果。平成 21 年度西会津町本町財産区会計歳入歳出決算書、平成 21 年度西会津町本町財産区会計歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書の計数と調書及び証書類等を照合した結果、その計数に誤りがないことを認めた。

財産に関する調書については、公有財産の計数を審査した結果、適正なものと認めました。

3、審査の意見。歳入歳出は記載のとおりですが、厳しい状況での財政運営となっております。基金残高は平成 21 年度末で 0 円であり、歳入歳出差引残額は 33 万 8 千円となっております。

次のページをお開き願います。

平成 22 年度からは議会制を廃止し管理会制に移行しましたが、今後も区民の理解を得

ながら適切な管理運営に当たられることを望みます。

次に 33 ページをお開き願います。

財政健全化判断比率等審査意見。

1、審査の年月日。

2、審査の手続き。

3、健全化判断比率等の状況につきましては記載のとおりでありますし、表をご覧くださいと思います。

次のページをお開き願います。

4、審査の結果。(1)健全化判断比率等の算定の基礎となった書類等は適正に作成されていた。

(2)法令等に基づき、適切な算定要素が計算に用いられていた。

(3)法令等に照らし、健全化判断比率等の算出過程に誤りはなかった。

審査の意見。(1)実質赤字比率・連結実質赤字比率については、実質収支が黒字であり、それぞれの比率は表示されなかった。

(2)実質公債費比率は、平成 20 年度は 17.6%でありましたが、当該年度は 17.1%に改善し、早期健全化基準も下回っております。なお、先ほどもありましたが、起債の発行につきましては、18%未満でありますので、県知事の同意団体となります。

(3)将来負担比率については、対前年度比 28.1 ポイント改善し、158%となり、早期健全化基準も下回っております。

(4)資金不足比率については、資金不足はなく、比率は表示されなかった。

(5)以上により、健全化判断比率等については、すべての財政指標が早期経営健全化基準を下回っております。また、公債費比率及び将来負担比率ともに前年度より指数が改善しております。これは地方交付税の増額などが主な要因であると思います。今後とも適正な財政運営に努められるよう望みます。

35 ページをお開き願います。

定期監査報告書。1、監査の実施期日については記載のとおりであります。

2、監査の対象。平成 21 年度において執行された各課等の事務及び事業の中から別紙 36 ページの 11 件を抽出し監査を行った。

3、監査のねらい。監査の実施にあたっては、事務及び事業が合法かつ効果的、効率的に行われたか、また住民福祉の増進に寄与したかに主眼を置いた。

4、監査の結果。事務の処理、事業の施行はおおむね所期の目的を達成しているものと認めた。なお、改善を要すると思われた事項については定期監査講評としてまとめ、担当部局に指示をいたしました。

37 ページをお開き願います。

補助金等交付団体監査報告書。1、監査実施期日は記載のとおりであります。

2、監査の方法については記載のとおりであります。及び対象とした団体等は、別紙 39 ページの 9 団体であります。

3、監査のねらいについては、記載のとおりであります。

次のページをお開き願います。

4、監査の結果。(1) 財政の援助の決定の適否等。財政援助の決定については、関係要綱等に準拠し、適正に行われているものと認めた。

(2) 補助金等の交付時期。交付の時期については、おおむね適正であると認めた。

(3) 補助金等の目的外使用。補助金等はその目的外に使用された事実は認められなかった。

(4) 会計経理の状況。団体等の帳簿、その他証書類の保管、記帳及び経理内容はおおむね良好と認められた。なお、一部の団体において、会計帳簿が暦年のみで作成されており、年度でも作成するよう指摘をいたしました。

(5) 補助金等、交付団体等の事務処理状況。事務処理の状況はおおむね良好であった。

(6) 補助金等交付団体への指導監督。所管課においては当該補助金等の目的に沿った指導監督がなされており、おおむね良好と認めた。

(7) 監査の意見。補助金等の効果的な活用のために補助金等交付団体の状況を十分把握し、今後とも適切な指導・監督がなされるよう望むものであります。また、補助金等交付要綱の一部に、実態にそぐわない部分があったので、実態にそうよう改善すべきであります。

次に 41 ページをお開き願います。

指定管理者・出資団体監査報告書。

1、監査実施期日については記載のとおりであります。

2、監査の方法については記載のとおりであります。

対象とした団体。指定管理者は社会福祉法人にしあいづ福祉会。監査の対象とした公の施設、西会津町へき地保育所。出資団体は、株式会社西会津町振興公社、西会津町森林組合であります。

次のページをお開き願います。

3、監査のねらい。指定管理者については条例の定めるところにより管理運営が適切に行われているかどうか。出資団体については主に経営状況を重点に監査を実施いたしました。

4、監査の結果。(1) 管理運営の状況。指定管理者については町との協定に基づきその趣旨に沿って施設の適切な管理運営がなされていた。出資団体については、経営において努力の成果がみられたが、経営状況はまだ厳しいと判断した。施設の管理についてはおおむね良好であった。

(2) 会計経理の状況。団体等の帳簿その他証書類の保管、記帳及び経理内容はおおむね良好と認めた。

(3) 指定管理者及び出資団体への指導監督。所管課においてはその目的に沿った指導監督がなされており、おおむね良好と認めた。

(4) 監査の意見。指定管理者及び出資団体は町の貴重な財産等の管理運営を受託しており、なおかつ町から補助金の交付等、財政援助を受けているので、適正かつ効率的な運営が図られるよう今後とも町は適切な指導監督を行うよう望むものであります。

なお、西会津町振興公社には累積欠損解消のためにさらなる努力と改善を求めました。

以上で審査意見並びに監査報告を終わります。

○副議長 暫時休議します。(12時08分)

○副議長 再開します。(13時01分)

日程第15、議会案第1号、事務検査に関する決議を議題とします。

本案の説明を求めます。

13番、清野邦夫君。

○清野邦夫 それでは、事務検査に関する決議につきましてご説明を申し上げます。なお、提出者は議会運営の委員でございますか、11番、長谷沼清吉議員は監査委員でありますので、提出者になっておりません。あらかじめお断りしておきます。

それでは、議会案をご説明させていただきたいと思っております。なにぶんにも、このことにつきましては、個人のプライバシーに関する事柄でございますので、慎重に取り扱っていただきたいと思います。それでは、朗読をもって説明に代えさせていただきます。

事務検査に関する決議案。標記の議案を、西会津町議会会議規則第13条第2項の規定により、別紙のとおり提出いたします。

提出の理由。町税や国民健康保険税等の収入未済額は年々増加傾向にあり、このことは、町にとって重大な問題である。したがって、適正な徴収事務がなされているか検査するため、決議案を提出するものであります。

事務検査に関する決議。地方自治法第98条第1項の規定により、次のとおり事務の検査を行うものとする。

記。

一つ、検査事項。(1) 滞納状況(収入未済)に関する事項。

(2) 不納欠損処分に関する事項。

2、検査対象。(1) 滞納状況(収入未済)に関する事項については、平成21年度の町税及び国民健康保険税。

(2) 不納欠損処分に関する事項については、平成21年度処分したすべての事項。

大きな3でございますが、検査の方法でございます。検査の方法。(1) 関係書類の提出を求める。

(2) 本会議で議員全員が検査する。ということでございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をいただきまして、満場一致いただくようお願いいたしまして説明を終わります。

○副議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○副議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○副議長 討論なしと認めます。

これから議会案第1号、事務検査に関する決議を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長 異議なしと認めます。

したがって、議会案第1号、事務検査に関する決議は、原案のとおり可決されました。
お諮りします。

ただいま可決されました事務検査については、秘密会にしたいと思います。秘密会とするには、地方自治法第115条の規定により、出席議員の3分の2以上の者の賛成を必要とし、かつ討論を用いないで可否を決することに規定されております。出席議員は11人であり、その3分の2は8人であります。事務検査について、秘密会にすることについて採決します。この採決は起立によって行います。秘密会にすることに賛成のかたは起立願います。

(起立者3分の2以上)

○副議長 ただいまの起立者は3分の2以上です。

したがって、事務検査については秘密会にすることが可決されました。
事務検査には関係課長のみの出席とします。関係課長以外は別室で待機願います。
それでは、準備のために暫時休議いたします。(13時07分)

(秘密会)

○議長 再開します。(13時50分)

これで事務検査を終わります。
お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

皆さんに申し上げます。このあと各常任委員会を開催します。委員会会場を申し上げます。総務常任委員会、第1会議室。経済常任委員会、議会委員会室であります。

本日はこれで延会します。(13時51分)

平成22年第6回西会津町議会定例会会議録

平成22年9月17日(金)

開 議 10時00分

出席議員

1番	目 黒 一	6番	渡 部 昌	13番	清 野 邦 夫
2番	多 賀 剛	7番	五十嵐 忠比古	14番	清 野 興 一
3番	青 木 照 夫	9番	武 藤 道 廣		
4番	荒 海 清 隆	10番	大 沼 洋 平		
5番	清 野 佐 一	11番	長谷沼 清 吉		

欠席議員

8番 佐 野 悦 朗 12番 長谷川 徳 喜

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊 藤 勝	建設水道課長	酒 井 誠 明
副 町 長	和 田 正 孝	会計管理者兼出納室長	高 橋 謙 一
総 務 課 長	伊 藤 要 一 郎	教 育 委 員 長	矢 部 征 男
企画情報課長	杉 原 徳 夫	教 育 長	佐 藤 晃
町民税務課長	成 田 信 幸	教 育 課 長	大 竹 享
健康福祉課長	藤 田 潤 一	代表監査委員	廣 瀬 涉
商工観光課長	新 田 新 也	農業委員会会長	齋 藤 太 喜 男
農林振興課長	佐 藤 美 恵 子	農業委員会事務局長	佐 藤 美 恵 子

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 佐 藤 健 一 議会事務局主査 齋 藤 正 利

第6回議会定例会議事日程（第8号）

平成22年9月17日 午前10時開議

開 議

- 日程第1 議案第5号 平成21年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第2 議案第6号 平成21年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 議案第7号 平成21年度西会津町商業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 議案第8号 平成21年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第9号 平成21年度西会津町下水道施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第10号 平成21年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第11号 平成21年度西会津町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第12号 平成21年度西会津町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第13号 平成21年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第14号 平成21年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第15号 平成21年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第12 議案第16号 平成21年度西会津町簡易水道等事業特別会計歳入歳出決算の
認定について

日程第13 議案第17号 平成21年度西会津町水道事業会計決算の認定について

日程第14 議案第18号 平成21年度西会津町本町財産区会計歳入歳出決算の認定につ
いて

散 会

(議会運営委員会)

○議長 平成 22 年第 6 回西会津町議会定例会を再開します。(10 時 00 分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち諸報告をいたします。

8 番、佐野悦朗君から欠席する旨の届出がありましたのでご報告いたします。

12 番、長谷川徳喜君から欠席する旨の届出がありましたのでご報告いたします。

日程第 1、議案第 5 号、平成 21 年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

なお、皆さんに申し上げます。質疑は一般会計については、最初に総括、そのあとにおいて歳入の款ごと、次に歳出の款ごとということで質疑を進めたいと思いますので、ご協力をお願いします。

それでは総括に入ります。

○議長 4 番、荒海清隆君。

○荒海清隆 監査委員にお尋ねをいたします。今回の決算の意見書の中に、相対的におおむね適正な執行であったが、議会で補正予算を議決する前に執行したのがあり、これは手続き的に不適切であったというような意見がありました。これはどのようなことですか、内容をお聞きしたいと思います。

○議長 監査委員、廣瀬渉君。

○監査委員 今、荒海議員より質問がありましたことについてお答えを申し上げたいと思います。

過日、報告いたしましたように、歳出、予算の執行につきましては、おおむね適正であったということを申し上げました。ただ、9月の議会でしたか、町長車の件で執行する議決を受ける前に執行したのがあるという意味でございます。予算の執行につきましては、計上されて、議会で議決を受けて執行するという形になっております。また、最終的には、あの件も議決されて、執行されたわけですけれども、監査の立場からみましたときには、やはり執行する場合には、その金額にもよるとは思いますけれども、議会の議決を受けてから執行するというのが正しい執行の仕方であるのではないかとということで、監査の立場としましては、これは手続き的に不適切であったということでもありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 4 番、荒海清隆君。

○荒海清隆 ただいま監査委員からご答弁ありましたが、監査の立場で意見書を、このように記録に残すというようなことは、大変重大なことではないかと私は認識をしております。このことについて町長のご所見をお伺いしたいところでございます。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 4 番のご質問にお答えをしたいと思います。

この件につきましては、確か9月の議会の中で、いろいろとご質問やご指摘をいただいたところであります。そこで、当時、私は次のような対応をとって、そのことについて議会にご説明を申し上げたところであります。当時の議案第 19 号の内容でございまして、補正予算に計上しておりました当時の町長車のリース契約の解約補償金についてでありま

した。本来であれば、議会の議決をいただき、予算処置後に解除すべきところでありましたけれども、その手続きに遺漏があったということで、議会に多大なるご迷惑をかけましたということでございまして、そのことについてご説明をいただいたところでございました。そして、ご議決をいただいわけであります。

したがって、二度とこういうことのないように十分に注意をしながら対応してまいりたいというふうに思っておるところであります。

○議長 4番、荒海清隆君。

○荒海清隆 ただいま町長からご答弁を受けました。二度とこのようなことのないようにというようなことではございますので、適正な執行にあたっていただきたいと思っております。以上です。

○議長 3番、青木照夫君。

○青木照夫 総括で2点ほど質問させていただきます。

一つ目は、町長は昨年7月に町長に就任以来、マニフェストに従って町政を執行されてきたと思われまます。決算状況の中で、どのように反映されたと思われまますかお尋ねいたします。

2点目、昨年の9月、町長としては初めての提案理由を説明されました。その中には、商店街の活性化として具体的に街並改善事業を取り上げられましたが、決算状況からみて、どのような形で表れておりますか、お尋ねします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 私からは、その姿勢について申し上げたいと思っております。なお、マニフェストに沿ってどのような内容で決算がされたということについては、事業にかかわることではありますので、総務課長に答弁をさせたいと思っております。

まずマニフェストの中で、街並改善を目指すということではあります。これについては、個別な対応で申し上げたものではございません。いわゆる街並全体をどういうふうにして今後変えていこうかということで、これから新しい街並の景観をつくりながら、活気あるまちづくりを進めていこうという内容で、この取り組んできたということではあります。また、個々に具体的に形としては出ておりませんが、これまでの経過の中においては、議員もご承知のように、比較的若い人たちが参加をしていただいて、まず野沢街並景観をどうするかということで、その会議をもっているところでございまして、今後、その会議がまとまり、一つ一つ具体的にご提案が出てくれば、それについて全体的な計画をつくり、そして予算に計上していくと、こういう運びで考えているところであります。

したがって、これから単年度でそれが終るかどうかわかりませんが、やはりいろんなかたがたのご意見を聞くなり、あるいは専門的な見地から、いろんなそうしたお話を聞くなどしながら、みんなでその街並をつくっていききたいというふうに考えているところであります。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 マニフェストの関係についてお答えを申し上げたいと思っております。

まず町長が掲げたマニフェストの中で、歳入にかかる分がございまして。それは保育料の第2子以降の無料化ということでございまして、これにつきましては、おおむね380万ほ

どのマニフェストによる影響額というような形でございます。それ4月からでございますけれども。

それから、町長から就任されて間もなくでございますけれども、9月議会におきまして給料の50%の削減の提案をさせていただきました。これによって、半分ですから800万くらいの差額が出ております。

それから、これも新年度からでございますけれども、町長の交際費、これも100万ほど削減をしております。そのほか、特別敬老祝金の見直し、出産祝金の新たな支給、これも3段階に分けての支給ということと、それから生活バスの運行につきまして、これも4月からでございますけれども、これまで行っていなかった集落への運行というようなことがございまして、これは町長のマニフェストの関係で、新年度から発足する部分がかなりございましたので、当初予算でちょっと比較をさせていただきますけれども、歳入では380万ほど減額になりますけれども、歳出のほうでは1,400万ほど削減の効果が出ているということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 3番、青木照夫君。

○青木照夫 今、説明を受けましたが、具体的なマニフェストの中身をうかがいましたが、町長みずから行政改革ということで、みずから律するというので、今、課長がいわれたように給料の50%削減、また黒塗りの車の廃止ということで実施されました。手法は今、4番がいわれた内容でありましたが、その中の町長の実現だと思っておりますが、そんな中で、行政改革の中で、従来というか、大課制が小課制になって、さらに昨年度町長になってからは、5人の課長が8人になったというわけでありまして、その見直しの中での、町長は就任以来リセットをするという言葉は何べんも聞かせていただきました。リセットというのは、おそらく一般質問の中でも質問いたしました、中にはゼロベースが、予算があるのかなと期待したものがありましたが、今のように増分主義というような形で表れていますが、その効率的、効果的な決算状況はいかがですか。今の配置の増やした分ということについて伺います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 ただいまの青木議員の具体的な私の行政評価、これについては、私ははじめて、この4月からスタートしたわけでありまして、今の議案の中身というのは、私もこの9月からでありましたから、まったく関係ないとはいいませんけれども、いわゆる予算編成上においては、それは引き継いできたということであります。その中での一部は、やはりいろいろ行政改革を行った対応もございました。あるいは、もっと全面的に明らかにしなければならない、透明性という問題についても私は取り組んでまいりました。例えば、町長交際費を公開しようということで、ブログによって、今の西会津の内容によって明らかになっているわけでありまして、そうした透明性に関して、あるいは一部はこの決算の中に表れてきておりますけれども、議員のおっしゃる内容については、むしろ新年度から出てきた内容でありますので、今度の22年度決算の中で、そのことについて十分に検証していただければ、お答えできるものも多分出てくるのではないかとこのように思っております。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 全体的にみると、財政指数を示す係数でも、かなり好転の兆し、これが表れて、大変、意を用いてやってこられたんだなということで、まず敬意を表したいと思うんですが、そのうちで、当初予算に比べて、歳入の面では14億4,100万余の追加できたんですが、しかし、執行率は91.5%であったと、つまり5億5,422万3千円の歳入欠陥が生じたわけですが、この主なるものはどんな内容になっていますか。

そしてまた、歳出では、歳出も同様14億4,100万円というこの補正を組んだ、しかし、執行率は98%にとどまった。この98%の中には、翌年度に繰り越すべき額5億1,900万を含めて、22年度に引き継いだと。それで2%、未執行に終わっているわけですが、この2%の金額は、約1億2,000万くらいですか。これはどういうこの事業を未執行だったのか。

それと、監査の意見書の中にもありますが、町税、これの収納率がどんどん落ちている。つまりは、町民の懐具合は本当に冷えきっているんじゃないか、こういうふうと思うんですが、暮らし向きをよくしていくというのがもっとも身近な町政の大きな役目のはずであります。直接町民の暮らし向きを応援する施策、21年度にはどういう事業をやられましたか。私は税にしろ、使用料にせよ、1億を超える未収があるということですが、町全体の会計をみると、繰越額で1億400万だけ、いくらだっけな、1億を超す繰越が出ていますね。だから、こういうものを繰り越して、財政調整基金に積み立てるとということも確かに健全な財政運営上は必要なことかも知れませんが、しかし財政調整基金に、単に積み立てるというよりは、今現在の財政調整基金というのは、5億を超えているわけですね。適正な財政調整基金は、標準財政規模の約10%といわれておりますが、わが町の標準財政規模は35億8,460万円そこらね。そうすると、3億5,600万あれば、財調の額がね。それは20年度末に3億5,600万になっているんですよ。あえてこのなんぼ積んだっけな、1億くらい、実質取り崩して積んだから3億は積んでいるけれども、2億ぐらい21年度には積んだんですが、これを私は、今、本当に国保にしろ、町税にしろ、使用料にしろ、申請減免というものを本当に考える時期ではないのかと思っているんですが、そういうようなことはお考えにならなかったか。

あとは事項別明細で聞きますので、以上です。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 21年度の決算にあたりまして、執行率等につきまして、今ご質問をいただきましたけれども、今回、執行にあたりまして、おおむね予定した事業は予定通り終了したわけでございますけれども、議員もご承知のように、昨年度、国の第1次補正、それから第2次補正がございました。その中で約5億からの繰越事業が生じたということでございまして、議員がおただしのありましたように、収入のほうで、収入未済が5億5,000万ほどございますけれども、そのうちの4億9,500万は繰越明許にかかる収入未済ということでございます。

一方、歳出のほうでございまして、これも翌年度繰越額5億1,900万ほどございます。これもそのほとんどは国の第1次及び第2次補正ということでございまして、その中でも特に地球の温暖化に対する事業だとか、あるいは公共施設の修繕関係だとか、そういうことで、特に公共施設の修繕につきましては、町内の余り大きくない業者の皆さんが受注できるようにということで手続き、国のほうでもその補正予算を組んだということがござい

まして、その実施に向けて現在進めておりますけれども、今回繰り越し、執行率で大きく執行率に差があるというのは、その繰り越しの関係ということでございます。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 少し答弁漏れがございましたので、お答えをしたいと思います。

財政調整基金についてのご質問もいただきました。議員がおただしのように、財政調整基金の適正規模につきましては、標準財政規模のおおむね10%ということでございまして、35億の10%程度でありますと3億5,000万程度が、いわゆる適正值というふうにいわれております。今回、最終的には5億1,700万ほどの積み立てという形になりましたけれども、これは、これまで事務事業の遂行にあたりましては、不要な支出については極力抑制するという姿勢で取り組んできたところでございますけれども、必要な事業の執行にあたって、必要な経費については、これからも計上していきたいというふうに考えておりますけれども、これまで地方交付税が非常に厳しい時代がございましたけれども、ここに来て地方を重視する国の政策等によりまして、地方交付税も徐々に伸びてきているということがございます。

それと併せまして、財政を預かる担当者としまして、その現在の健全な財政をきちんと守っていくという姿勢で取り組んでおりますので、そういったところで執行残が生じた部分については、とりあえず財政調整基金に積み立てをさせていただくということで処理をさせていただいたところでございます。

それから、それに併せまして申請減免の考えはということでございますけれども、税につきましては、議員もご承知のように公平公正の原則という部分がございます。それで、21年度につきましては、年度途中において、そのような経済情勢は非常に厳しい中ではございますけれども、その申請減免についての検討というところまではいたっていないということでございます。

(「生活応援の部分で何かあったら」と発言する者あり)

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 生活応援ということでございますけれども、昨年度、9月議会の補正予算におきまして、町単独で1,000万の緊急雇用事業を実施したところでございます。これによりまして、ある程度の雇用が進んだということでございます。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 ちなみに、その1,000万で何人雇い入れて、平均的な賃金はどのくらいだったわけですか。

○議長 商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長 町単独の緊急雇用についてお答えいたします。

昨年度、町単独で実施しました緊急雇用創出事業、事業で10件でございます。雇用されたかたが22名のかたです。それで総額で660万ほどであります。ですから1人当たりになりますと約30万ということです。以上です。

○議長 ほかにありませんか。

2番、多賀剛君。

○多賀剛 私も1点ほどお尋ねしたいんですが、収入未済額と不納欠損について1点お尋

ねします。監査委員の報告でもありましたけれども、収入未済額 1 億 1,600 万、対前年で 12.9%の増と、不納欠損にあたっては 21 年度 1,100 万、対前年 78.8%増加していると、大変危機的な状況であるというような話を伺いました。町長先頭に税等徴収対策チームでしようか、一生懸命取る対策をやっていると思うんですが、実際その成果は上がっているけれども、昨今の経済情勢の中で、それ以上に収入未済が増えてしまったのか、話の中では法的な手段を取りながらでも進めていきたい、あるいは時効の中断手続きもしていきたいというようなことでありましたけれども、実際にはその対策チームでの成果はどのくらいあったのか、それで、実際にその法的な手段というのは、どのくらいの件数あったのか、それを教えていただきたい。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 お答えをしたいと思います。

まず税に関しての収納の関係でございますが、議員おただしのとおり、平成 21 年度におきましては、前年度よりも徴収率が下がったということでございまして、町税、また国保税含めまして、かなりの収入未済というものが出ております。これの原因でございますが、先ほどもありますように、景気の低迷及び前年度の所得がやはり減ったということも大きな原因でございまして、特に平成 21 年度は、前年度やはり景気が悪かったということがございまして、企業関係、こちらからの税、俗にいう法人の町民税、これについてかなり大幅に減ったというようなこともございまして、徴収率の低下とともに全体の額が落ちたというのが今回の大きな原因でございます。

そのお話の中で、税等については徴収対策本部ということで、平成 20 年度に設置をいたしました。この会議については、もともと徴収の連絡会議というものがありまして、それを格上げをいたしまして、昨年度からは町長を先頭にいたしまして、本格的に徴収対策に取り組むということで進めておりました。実際のその取り組む内容でございますが、お互いに連携をするとともに、管理職が先頭に立ちまして、管理職の徴収というものをしながら進めてきております。なお、計画的にこの徴収対策を進めるということでございまして、昨年度はそれらの基準、またはやり方について作成をするということが中心で、本年度から本格的に、先ほど議員からもありましたように、差し押さえなり、また分割納入なり、また法的な手段という形を駆使しながら徴収対策を強化していくというふうに進めているところでございます。

○議長 9 番、武藤道廣君。

○武藤道廣 私も 3 点ほどお聞きしたいと思います。

まず 1 点目は、今ほど同僚議員から質問ありました収入未済と不納欠損についてであります。ほぼ理解できました。ただ、対策本部、あるいはその徴収方法についてでありますけれども、今、いろんな課題等がありました、出てきたと。その中で、昨年はその課題についての対策、実施された対策はどういうものであったのかと、今ほどの話では今年度からそれに対する、やるということですが、実質、徴収にあたっての、徴収というのは個々の問題もありますので、私としては、その個々の相談をしながらどのような方法で、より徴収率を高める方法をとったのかという部分をお聞きしたいと思います。

もう一つは、同僚議員の質問にもありましたけれども、制度の改正といいますか、新設、

あるいは生活支援という形での問題でありますけれども、本当にどうしようもないという判断をされた場合、どういう担当の部署で、どのようなそういった相談に応じているのかというのをまずお聞きしたいと思います。

2点目は、一般会計における交際費、食糧費の総額と内訳をお聞きします。

3点目では、ケーブルテレビの第1期高度化事業の実施についてでありますけれども、光ファイバーの伝送路の交換ということの工事内容であります。先日、企画ですか、いろんな業務が含まれているということも理解できたわけであります。しかしその中で、当初予算の中で、既設伝送路の撤去という部分の予算がなされていて、途中で確か、全額補正したような記憶もあるわけですが、撤去予算が全額補正したけれども、工事はなされたというような経過があります。これについて契約、あるいはそのいきさつについての説明を求めるものであります。以上であります。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 税に対する、あるいは町税に対するこれからの姿勢ということでもありますので、その税収と対策への、その長である私のほうから申し上げたいと思います。

昨日、議会の皆さんが議決をし、そして未収、あるいは不納欠損の内容について、秘密会で調査をされたということでありました。実態を見ていただいた内容のとおりでございます。私も町長になって、一番苦慮して、あるいはこれからどう取り組むべきかということで悩んでいるのが、まさに未収や、あるいは不納欠損のあり方についてでありました。このことは、今までは実務者、あるいは副町長を先頭にして取り組んできたわけですが、しかしこれからはそうであってはならないと、やっぱり税の公平公正を旨として、多くの皆さんからいただいて、納めていただくということに対しては、やっぱりこれは町長みずからも職員任せであってはならないという姿勢のもとに、私はその税収等のキャップになって、取り組んでいくという姿勢を打ち出したところであります。

その姿勢の一つは、まず今回いろいろな角度からこれまでの滞納や未収の内容をいろいろ皆さんと分析を実はいたしました。その中で、皆さんのこのご覧になったと思いますけれども、これは件数にしては相当多い件数であります。例えば一般町税、あるいは国保税、使用料、あるいはケーブル、水道、こういったことについては、いろいろなかたがダブっているところが相当あるわけであります。まずこの税収等の会議の中で、皆さんからフリーにお話をいただいたところ、これまでそうした町民の皆さんに直接お会いをして、お支払になっていただくという話をする場合に、それはある目的という、これはどこに納めてくださいというのではなくて、現金をいただいけるところがあるわけであります。しかしこれ、いただいてきたのはいったいどこに振り分けていいのかということの話も、実際これは内部的な話でありますけれども、出てまいりました。そして、これまで幾度となくこのいろいろ督促をしても、なかなかそれに応えてくることができなかつた実例、あるいは昨年、一昨年と相当な経済の厳しい環境にあって、納めたくても納めることのできないということも、その話も出てまいりました。私はやはり、どこかで大きな改革もこれ必要なのかなというふうに思ったところであります。

それは、これから本当にいろいろ苦慮しても、どうしても収納していただくことができないような、誰がみても、これは実務者レベルでどうしようもないところについては思い

切って、これは不納欠損にして、新しく出発しようじゃないかということと、それからこの未収金のあり方についても、ただ、担当任せではなくて、課長みずから、やはり一緒になって対応しようじゃないかというようなことで、新しい年度からは、もう一つはやっぱりこの本当に納めたくても納められない人もいるだろうし、あるいはそのまま継続している人もおられるけれども、こういってはなんですけれども、悪質だと思われるようなかたについては、これは今までやったことはありませんでしたけれども、これは徹底的にやはり町としても厳しい態度で臨むと、こういうことも話をし、そしてその場合にどうするかという対応も実は検討しているところであります。最悪の場合、そういうことにならないように、いろいろと町民の皆さんにご理解をいただいて、税の公平性にご協力をしていただく、そして今回、この新しい出発のために、ある意味では改革のたびに思い切った不納欠損、こういったことについてご理解をいただくために、いろいろとご協議をさせていただいたということでございますので、新年度からはまるっきりこれがなくなるということでは決してありません。しかし、私も含めて最大限の努力をし、この未収金が1億もなるというようなことのないように努力をしていきたいということで、現在取り組んでいるところでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 交際費、それから食糧費の執行状況についてのご質問にお答えをいたします。

まず交際費でございますけれども、予算額400万に対してまして、執行額は225万7千円でございます。ちなみに昨年度、その前年度、平成20年度でございますけれども、同じ400万の予算に対しまして296万ということでございましたので、前年度から比較しますと70万3千円ほど少なくなっております。

それから食糧費でございますけれども、平成21年度の執行実績は、一般会計で110万3千円でございます。その前年度の20年度が131万9千円でございますので、21万6千円ほど減額したところでございます。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 ケーブルテレビの高度化事業第1期工事に関する質問にお答えします。

ケーブルテレビ高度化事業の1期工事につきましては、当初、請負金額3億1,080万円で契約をしたわけでありましたが、それを21年3月の議会定例会におきまして、1億1,962万円ほど増額したわけでございます。これは入札により大きな差金があって、それを増額して規模の拡大を図るべきだろうと、事業の推進を図るべきだろうという判断のもとでございます。その際、当初予算に895万6千円の撤去費、これにつきましては、この高度化事業の中にも含めることができないだろうという判断のもとに、町単独事業費として計上していたわけでありましたが、この増額の際に、この撤去工事もこの事業の中にも含めてやるということが可能だというようなことで、いろいろ調査した結果、そういったことになりまして、その中に含めてしまったということで、同じく3月の補正で895万6千円につきましては、そっくり減額させていただいたということでございまして、撤去工事もこの事業、1期工事の中にも含めてやってしまったということでございます。

○議長 9番、武藤道廣君。

○武藤道廣 今ほど町長のほうから答弁がありました。私も同じ考えであります。税の公

正性、それに対する町長の姿勢というものは、はっきり理解することができました。それに伴うわけですが、前年度、不納欠損額が急激に伸びております。これはそういった考えによる不納欠損処理と、そういうように理解してよろしいのでしょうかという点を再度質問します。

それから、交際費の件であります。まず前年度、前の年よりは全部減っているんだというような答弁であります。それは、その理由としてはどのような対応がなされた結果なのかということと、その交際費の中で、町長交際費の使途、目的の中でいろいろありますわけですが、特に町長が必要と定めたというような交際費の金額というものはどの程度になっておるのでしょうか。

次に、高度化事業の件でありますけれども、安くなったからそれが含まれてできたと、大変いいことであります。ただ、先ほども言いましたように、それは契約上なんら問題はなかったのかということと、あと会計処理上は問題なかったのか、それを再度お聞きします。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 税の不納欠損の関係でございますが、先ほど町長から答弁申し上げましたように、これより徴収対策、徹底的にやっていくという観点から、今回、不納欠損ということで、きれいにさせていただいたという内容でございます。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 交際費についてのご質問にお答えをいたします。

前年度より 70 万ほど減額ということになったわけでございますけれども、これまでもその食糧費の執行につきましては、適正なその執行に努めてきたところでございますけれども、昨年度、町長が代わりまして、町長交際費の公表という部分もございまして、新たに交際費の執行基準を定めたところでございます。その執行基準にもとづきまして執行した結果が、このような形に表れたのかなというふうに考えております。

それから、町長が特に認めるものという部分につきましては、その前に執行基準の中には、会費、あるいは祝い費、町費、協賛費といったいろんな区分がございましてけれども、そのほかの町長が特に認めるという部分のご質問かと思っておりますけれども、執行額が 225 万 6 千円のうち、11 万 3 千円ほどがその他という分類で区分をしております。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 高度化事業の再質問にお答えします。

撤去工事を含めたのが契約上問題ないのかというようにお話でございました。変更する際には、変更の設計書を定めまして、甲乙対等でございますので、協議をしながら、請負業者さんと協議をしながら、仕事の内容につきましてご理解をいただいて、変更契約を結ぶというようなことを取っておりますので、当然業者さんにつきましても、その辺の作業の内容についてはご理解いただいている。

さらに、今回、補助事業でございまして、過疎債だけで実施する事業でありますので、これらの中身につきましても、入れても、会計処理上も特に問題ないという判断をしたところでございます。

○議長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 それでは、総括はこの程度にとどめ、引き続き款ごとに入ります。

それでは、まず歳入の第1款町税、ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 2款地方譲与税。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 3款利子割交付金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 4款配当割交付金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 5款株式等譲渡所得割交付金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 6款地方消費税交付金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 7款自動車取得税交付金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 8款地方特例交付金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 9款地方交付税。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 10款交通安全対策特別交付金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 11款分担金及び負担金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 12款使用料及び手数料。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 13款国庫支出金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 14款県支出金。

14番、清野興一君。

○清野興一 農林水産業費の県補助金で、失礼。土木費委託金でお尋ねしますが、国県道の除雪委託金2,000万、それから県道除草委託金で187万5千円、これで町の持ち出しをなしにできるのかどうか。特に、スクールバス混乗、町民バスになってから、従来、朝1回しか除雪していなかったけれども、夜遅いということで、夕方も除雪しなければならぬようなことが発生してきましたね。そういう点で、本当にこの除雪委託の分でまかなっていくことができるのかということ、除草についてもそうであります。以上。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 まず国県道の除雪の委託金についてご説明申し上げます。

この2,026万4千円のうち、除雪費につきましては、県からの委託金でございます。こ

れが 1,814 万 8,678 円で、728 時間となっております。残の 211 万 4,700 円は消雪パイプの維持管理の委託金でございます。除雪につきましては、町で委託を受けて、その分、稼動した分につきましては、除雪をした時間につきましては、その時間、1 時間いくらで県からその金が入っておりますので、町の持ち出しはございません。

また、国県道の除草委託金につきましては、各路線で何メートル除草して、何平米草刈りをするというようなことで、うちのほうでそれで委託契約を結んでおりまして、その数量だけ町のほうで草刈りを行うわけなんですけど、これにつきましては、町の直営とシルバー人材センターのほうに委託をしておりまして、この金でそれはすべてまかなっております。町の持ち出しはございません。

○議長　ほかにありませんか。
（「質疑なし」の声あり）

○議長　15 款財産収入。
（「質疑なし」の声あり）

○議長　16 款寄付金。
（「質疑なし」の声あり）

○議長　17 款繰入金。
（「質疑なし」の声あり）

○議長　18 款繰越金。
（「質疑なし」の声あり）

○議長　19 款諸収入。
（「質疑なし」の声あり）

○議長　20 款町債。
（「質疑なし」の声あり）

○議長　続いて歳出に移ります。
1 款議会費。
（「質疑なし」の声あり）

○議長　2 款総務費。
（「質疑なし」の声あり）

○議長　3 款民生費。
（「質疑なし」の声あり）

○議長　4 款衛生費。
（「質疑なし」の声あり）

○議長　5 款労働費。
（「質疑なし」の声あり）

○議長　6 款農林水産業費。

14 番、清野興一君。

○清野興一　パイプハウス、21 年度は菌床、キノコも 21 年度でしたっけ。全部で何棟建てて、それでその利用状況、そしてあれは有償貸与ですから、その貸与の状況なり、その借り賃が滞っていることがないか。あるいはどの、今までだとミネラルに限るというよう

な縛りがあったんですが、21年度もそういうことでやってこられたのか、そういうことについてお尋ねをいたします。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 清野議員のご質問にお答えいたします。

町のパイプハウスリース事業につきましては、平成16年からミネラル栽培の推進ということで、21年度まで合わせて89棟のハウスが整備されております。町内各農家において友好的な活用をされております。利用方法については、ご質問にありましたように、ミネラル栽培に限るのかということでしたが、21年度のリースについては、土づくりに取り組む一般野菜のかたも可能ですということで募集をかけましたが、一般野菜のかたについては申し込みがございませんでした。菌床ハウスについては、昨年7棟整備をしまして、昨年度から今年にかけて菌床シイタケ及びキクラゲの栽培に農家の皆さんが取り組んでおります。

合わせましてリース料、合計で236万9千円ほどですが、それについては全員納入をされております。以上です。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 確認ですけれども、16年から21年まで89棟造ったほかに菌床が7棟なのか、この7棟というのは89棟の中に入っているのか、その点1点。

それと、だいたい作る作物によっても違うでしょうけれども、1棟で、菌床でないパイプハウスのほうね、それはだいたいどのくらいの生産額というか、粗生産でどのくらいあがるものなんですか、平均で。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 それでは、まずはじめの棟数の確認なんですけれども、野菜のハウスについて89棟、それから菌床のハウスについて7棟ということで、内数ではありません。

それから、89棟のハウスでどのくらいの生産があがるのかということなんですけれども、作る作物にもよりますが、一番、今のところ利用されているのがキュウリであります。キュウリの棟数、1棟当たりの棟数と合計しまして、だいたい。総体の25年度まで、総体の棟数で作った場合、町全体で5,500万程度の生産目標を掲げてやっております。今実際、キュウリ1棟については50万程度かと思われまして。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 冬期間も野菜作りができる、働けるようにということでこの導入の一つの目的があったと思うんですが、実際この89棟、これは21年に造ったのもあるから89棟稼働はしていなかったと思うけれども、冬期間も実際にこの作物を生産しているという実績はどんなものですか。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 現在、冬期間ハウスを利用して栽培をされているものは、主に葉物、それから軟白ネギ等、全体の3分の1程度かと思われまして。また、ハウスを利用して通常の夏秋物を11月末まで延ばす。または春先の物を春初め、早い時期から出荷するというように、利用されているかたが3分の1程度かと思われまして。全体で3分の2以上のかたは冬作に実際取り組んでおられます。また、昨年雪害等もありましたので、全体で3分の2

以上のかたが冬作の利用に取り組んでおられます。昨年雪害等がありまして、管理の困難なかたについては、状況をみて、どうしても取り組めないとかたについては、その辺は条件をみながら利用のほうをお願いするというところで話をしております。

○議長 3番、青木照夫君。

○青木照夫 6款でちょっとお尋ねします。林道岩井沢檜木平、継続でやられると思いますが、2,800万の。現在の進捗状況はどうなっておりますか伺います。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 林道岩井沢線の進捗状況についてのおただしにお答えいたします。

林道岩井沢線檜木平につきましては、進捗状況につきましては、ただいま20%程度でございます。

○議長 3番、青木照夫君。

○青木照夫 20%と言われましたが、これは名前のおり檜木平が最終延長線ということで理解してよろしいんですか。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 この林道につきましては、芹沼の分岐から檜木平までということで、延長が1万100メートルの全体延長となっております。

○議長 7款商工費。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 8款土木費。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 9款消防費。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 10款教育費。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 11款災害復旧費。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 12款交際費。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 13款予備費。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論がありますので、まず原案に反対者の発言を許します。

14番、清野興一君。

○清野興一 私はこの21年度当初予算のときに、4点の理由で反対いたしました。その一つは、まちづくり基本条例制定初の予算であるにもかかわらず、そのまちづくりとの関係が明らかになっていないということが一つ目。

それから、町民生活応援の予算になっていない。例えば町長交際費は、今結果として不用残を出しましたけれども、20年度同様の400万の計上、それから各種イベント、芸術

村事業など、あるいは計画はすべてコンサルタントに依頼するというようなことで、職員の思い、あるいは町独自の施策、こういうのをもっと打ち出すべきであろうと。それと、園芸ハウス事業で、ミネラル1本だと、こういうことを指摘し、使いたい人は、使う人は作りたい作物を自由に作る、こういうふうな使い方にしたらどうかというような提案もいたしました。

それと研修についての問題も提起いたしました。本当に各種審議会、あるいは協議会、こういう委員を委嘱しておりますが、必要な研修であれば、10割経費を町が負担すべきであろうと。にもかかわらず、7割、3割は自己負担してくれと、こういうのがまかり通ってきています。

学校の交流事業においてもまったくそのとおりでありまして、学校でいえば沖縄と、それからいわきと交流されておりますが、沖縄については、数多くいるの中からピックアップして希望者だけ実施している。それはホームステイ等いろいろな相手方の受け入れ態勢もあるであろうけれども、学年で丸ごといけるような、そういう態勢を取るべきであろうし、教育の一端であろうと思うので、義務教育無償の制度からしても、これは改めるべきだと、そういうふうに思います。

21年度決算をみましても、町民生活応援という点からすれば、わずかに町の単独予算1,000万、それで事業で10件やって、先ほどお答えのとおり、10件やって1人当たり約30万円程度が労働の対価としてもらっていると。私は一方において、予算で1億くらいだったっけな、1億以上の繰り越しあるんですよ。こういうときであるからこそ、町民生活応援、こういうふうに意を用いるべきであろうし、そしてこの、先ほど町長がお詫びしたから、これには触れないけれども、執行にあたってはまったく議会の軽視した内容も含んでいるということだけを申し添えて、この決算には認定することができませんので、皆さんがたのご賛同をお願いをいたします。以上です。

○議長 次で認定の賛成者の発言を許します。

13番、清野邦夫君。

○清野邦夫 ただいま、14番議員から反対の発言がございました。私は、これは職員のためにも私は、ちゃんとやっていることを認めてやらなければならないというような立場から、賛成の発言をいたします。

今、14番からいろいろ指摘がございましたように、この予算執行上、いろいろ課題、あるいは検討しなければならないことはあることは私も認めております。しかしまた一方で、あの厳しい財政の中で、職員定数を減らして、今128人ほどの定数にしております。今後ともそういう減らす予定というのは計画もございますので、そういう厳しい中で、ややもすれば公務員はいいなというような風潮もございます。そういう中で、西会津町の職員は人数を、定数を少なくして、昔からみれば4人でやったところを3人とか、あるいは2人でやる、そういうような実態にあるわけです。総じて他町村から見ても、決して負けない、あるいは特徴あるまちづくりを進めている、そういう中において。そういうことについては、やはりこれは正當に評価してやらなければならないというふうに思います。

先ほどの町長からの発言もありましたけれども、そういうこともありましたけれども、全体的には、やはり町政全般について職員が予算を、議決した予算に沿って、監査委員の

お話にもありましたように、おおむね適正な執行が行われているということでございますので、私もさらに町長をはじめ、やはり役職員全員が町民のために今後とも適正な予算の執行を希望いたしまして、賛成討論といたします。よろしくお祈りいたします。

○議長 これにて討論を終結いたします。

これから、議案第5号、平成21年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案は原案のとおり認定することに賛成のかたは起立願います。

(起立多数)

○議長 起立多数です。

したがって、議案第5号、平成21年度西会津町一般会計歳入歳出決算については認定することに決定しました。

日程第2、議案第6号、平成21年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第6号、平成21年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号、平成21年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算については認定することに決定しました。

日程第3、議案第7号、平成21年度西会津町商業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 これ、説明あったんですけど、1,682万円の予算を組んでいて、1円も出していない、多分500万で商業団地に、500万を調査費に上げていたんですが、これ1円の執行もなかったということについてもう少し説明してください。

○議長 商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長 商業団地の委託料500万についてお答えいたします。

昨年の決算、議会でも清野議員さんからご質問あったと思うんですけども、商業団地のA区画の整備方針等につきまして、整備方針、活用方針等につきまして、現在、町及び商工会、振興公社など関係団体によります検討委員会を組織いたしまして、副町長が座長ということで組織いたしまして、まずテナント方式であるとか、個別分譲方式であるとか、そういった整備方針、現在検討しております。さらに、年間約40万の利用者があります

「よりっせ」との連携による地域経済活性化が図られるような中身、業種等の中身、さらには運営形態等につきまして、現在、関係団体集まって検討してございます。この検討委員会の方針が決定されましたならば、早急に整備を図っていくという計画でございまして、その方針が決まれば、その予算についても必要な部分については執行させていただくということでございます。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 私は、この予算できる時も、そんな500万計上はだめだと言って反対した経過があります。しかし、今現在のやっていることは分かるけれども、これは21年度にやるということで予算を計上したわけです。今やっているようなことをなぜ21年度にやらなかったのか、やっても、予算の執行を伴わない事業をやっていたんだということで理解していいのか。

○議長 商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長 おただしにお答えいたします。

21年度当初予算、委託料ということで500万計上したわけございまして、その計上した際には、21年度に整備方針が決まれば、その予算を使わせていただいて、整備を進めるということで、21年度当初に計上させていただきました。議員おただしのように、作業は進めましたけれども、そこまでの方針が決定されないということで、結果、執行残となったということでございます。

○議長 3番、青木照夫君。

○青木照夫 今の内容ですけれども、今、年間40万こられるという内容であります、今、話ある、坂下か河東か分かりませんが、川の道という名前で。

(不規則発言あり)

いや関係あります。ができれば、私は年間40万ではそのちょうど距離的に西会津町で一服しようということでもありますので、結論は、テナントでも分譲でもいいから、やはりそういう形で表していかないと、私はおとととということであるのではないかなと思いますので、その点早く進めていただきたいと思います。

○議長 青木議員、これは決算審議の中ですので、それは、それに対する答弁はいかがかなと思います。

3番、青木照夫君。

○青木照夫 そういう中で、今、同僚議員からも、それはどうかということがありましたので、私はそういう中での判断は、もう一度行政のほうで強く、適切に判断、早くしていただきたいと思います。

○議長 ちょっと判断に困るな。私、議長としても、あなたのその意見に対しては、ちょっと判断しかねるところありますね。どうしてもその答弁を求める意向ですか、再確認します。

○青木照夫 そうです。

○議長 今日、あくまでも決算の認定についての審議ですので。

町長、伊藤勝君。

○町長 議決をいただきましたこの工業団地もそうでありますが、この商業団地についま

しても、過去何度となく議員各位からいろんな角度でご質問をいただいた内容であります。私は当初予算をつくる段階において、まずこれからどういうあり方がふさわしいのかということ、もう一度原点に立ち返って、そしてこのことについて進めていきたいということをお願いしたことであります。今回は決算でありますので、3番、青木議員の要望とも取れる内容であります。やっぱりいち早くこの空いているA区画を、なんとか形をして、そして本来のこの事業等々について、町民の皆さんに、全体で利活用できるような内容にと、現在検討を進めているところであります。

それにつけても、ただ行政だけの課題ではなくて、これを実際に利活用する、あるいは今後意見を求める団体として商工会等々と各種団体との話を副町長をキャップにして進めているところでありますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長　これで質疑を終ります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第7号、平成21年度西会津町商業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第7号、平成21年度西会津町商業団地造成事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第4、議案第8号、平成21年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

14番、清野興一君。

○清野興一　これ1区画売れた、売却できたと思うんですが、当初予算のとき説明だったか質疑だったかで、商業団地の帳簿価格はいくらあるんだということで、1億3,500万とこのようなお答えいただいたと思うんですが、今の帳簿価格というのは、売却した1区画を差引けば、帳簿価格だと。ところが、今、バブルはじけてから土地や家屋なんていうのは非常に下落しておりますわね。ちなみに実勢価格での見積りなんていうことはやったことありますか、ないですか。

○議長　商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長　お答えいたします。

昨年度1区画分譲ということで、21年度末で残が19区画でございます。その19区画の分譲価格の総額につきましては、1億3,038万5千円、それが現在残っている19区画の分譲価格であります。議員おただしの実勢価格につきましては、大変申し訳ございませんが、そこまでまだ調査をしてございません。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第8号、平成21年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号、平成21年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算については認定することに決定しました。

日程第5、議案第9号、平成21年度西会津町下水道施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

本案についての説明を求めます。

14番、清野興一君。

○清野興一 昨年21年度1年間かけて、加入者は野沢、あるいは大久保処理区とも1件だけなんです。各野沢処理区で1件。これ野沢処理区供用開始してから相当数経過しているんですが、いまだに50%に達しない、いったいこの加入してもらえない理由なんかは、内部でちゃんと調査しているのか。今こういう不況の時代だから、加入しろといわれてもいつまで住んでるんだか分からない、息子のところにいく、子どものところにいくというような返答が返ってきたりする実態は分かりますけれども、何かこれ加入促進の方策というのはどう考えておられるんですか。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 下水道の加入促進について、どのように考えているかというご質問にお答えいたします。

21年度に緊急雇用で下水道の加入者について調査を行いました。それで、議員おただしのおと、高齢になってなかなか加入できないということと、野沢町内においては、家が長細くなっていて、下水道をつなぐまでに家屋内のコンクリートを壊したりすることで、大変高額なつなぎ込みに金がかかるというようなことで、加入が遅れているような状況でございます。それにつきましても、加入促進ということで、町の下水道の指定業者さんとお話し合いをいたしまして、その家で加入するにはどのくらいかかるのかというようなことを、金額の見積り等をいたしまして、金額の提示をすることによって、また思ったより工事費がかからないというようなことになれば、加入促進につながるのかというようなことで加入促進を図っております。

またそのほかに、加入については、100万円を限度に利子補給というようなことで町でもやっておりますので、その辺のことで加入の促進を図ってまいりたいと考えております。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 ちなみに野沢町内だと大通りに本管入っていて、南裏線は入っていなかったんでしたっけ、南裏線に入っていれば、もっと加入が促進できるのか。私のほうの地区の話をするのもなんですけれども、今、トイレまで改修できないので、人に迷惑をかけない

ように生活排水だけ入ろうと、そういう家庭がいっぱいあるんです。そうであれば、たいしたお金がかからない、トイレの改修等で大変お金がかかるんだと思うので、自然環境保護ということも、川をきれいにするというようなこともありますし、生活雑排水だけでも入ってくれと、そういう勧誘の仕方もあるんじゃないか。

今、浄化設備の、処理場か、処理場の運営で、おそらく赤字でしょう。これが値段、使用料をもっと安くしたら入るのか、いや加入者が多くなっても、現在のように50%満たないような状態で運営しているよりは、もっと安くして、使用料を安くして、それでどんと使用料を増やすといったほうが加入促進にもつながるんじゃないかと思うんですが、それは一般質問でないから、そこまではお答えいりませんが、そういう使用料金の見直しなどということも考えるべきではないのかなという感じを受けるんですが、そういうことも課内では話になりませんか。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 下水道のご質問にお答えいたします。

本管につきましては、野沢町内のメインの道路と、南裏の道路に本管が設置してございます。メインの道路につきましては、メインのほうから宅柵がありますので、家の前のほうについてしまって、どうしても水の出るところが後ろのほうになるというようなところで、工事費がかさむというようなことでございます。

あと、下水道の加入についてでございますが、要するにトイレも水洗化してしやっていたらそれが一番いいことではございますが、とりあえず生活雑排水だけつなぎたい、それについても、それをつないでいただけるということならば、うちのほうはそれでやっていただきたいと思えます。

なお料金については、ちょっと課内のほうでも、下げるということについては検討しておりませんでした。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第9号、平成21年度西会津町下水道施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号、平成21年度西会津町下水道施設事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第6、議案第10号、平成21年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 10 号、平成 21 年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 10 号、平成 21 年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第 7、議案第 11 号、平成 21 年度西会津町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

14 番、清野興一君。

○清野興一 個別排水は当初、スタートするときの計画では、平成 30 年までに 800 基という計画でスタートしたということは、この監査委員の報告にも書いてあります。今現在 184 基できているんですが、あと 616 基、計画通りやろうとすれば、616 基残っているわけですね。そうすると、年間 70 基くらい残された期間造っていかねばならなくなるんですが、これは、申し込みが少ないから 21 年度でも 30 基しかできなかったのか、あるいは国県の補助が付かないからできないのか、理由は、原因というのはどこにあるんですか。本当にこの 800 基、平成 30 年までに造るという計画は生かしていくんですか、その計画そのものを。その二つをお尋ねします。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 個別排水処理事業の浄化槽の設置についてのご質問にお答えいたします。

個別排水処理事業につきましては、いままでは集落である程度まとまったらその集落ごとにやるというようなことで進んでまいりましたが、だんだん新築もなされるかたとか、家を改造するというかたがたに対しての補助も、設置枠を広げるということで 21 年度は進めてまいりました。それによりまして、だいたい希望者につきましては、だいたい今のところだんだん 30 基程度ということで、今推移しております。年間に希望が多くて 50 基も 60 基もやってくださいというような要望がございませんので、今、30 基というようなことで推移しておりますので、今後につきましても、すべてのかたが入っていただければよろしいと思うんですが、高齢化等いろいろございますので、このまま 30 基で推移していきたいというふうに考えております。

○議長 14 番、清野興一君。

○清野興一 そうすると、あと 9 年あるんだから 30 基だと 270 基、単純に考えれば。そうすると、はるかに 800 基からはほど遠い、当初計画よりはほど遠くなるんですが、全体計画、個別排水処理事業の全体計画も、じゃ 400 基程度に、半分に訂正をするということなんですか。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

- 建設水道課長 個別排水につきましては、皆さんが入っていただけるというのが、やっぱり全体計画だと考えております。800基というのは、そのまま残しておきたいというふうに考えております。
- 議長 町長、伊藤勝君。
- 町長 今までは集落単位ごとに、実は農業集落排水事業でやっていたんですが、これを町のこれからの方針では、取りやめをいたしました。これはなぜかといいますと、農集排で、やはりまとまってやるということについてと、もう一つは高齢化の問題もありますし、申し込みもいろいろありますが、全体的経費が相当個別よりも、いろんな試算をしてみた結果、高いということでありまして、これからは、この事業は野尻地区でしたね、最終は野尻地区で終って、あとは個別で切り替えていこうという方針に、実は切り替わって、これから取り組んでいこうという計画でおりますので、800基になるかどうかは、これは計画を現在定めておりますけれども、できるだけこれからそうした対応、これは野沢地区とはまたちょっと違いますけれども、この公共下水道からはずれた部分については、今度は個別で対応していこうと、こういうふうな取り組みを進めていきたいと。
- 議長 14番、清野興一君。
- 清野興一 なかなかこれ一回下水道計画を出すと、厚労省ですか、認めてくれないみたいなことがあるんですけども、例えば町長のお住まいになっている牧地区なんかも公共下水道の計画区域なんですよね。ところがあそこまで管を延長してやるなんていうよりも、個別排水で対応したほうがいくら安くなるか分かんないと、多分5分1程度で、町の持ち出しというのは5分の1程度だというのが一般的な試算ですが。これ公共下水道の計画も見直して、下水道内にあったとしてもそこは除外して個別でいいですよということをしないう限り、なんというか、町全体からの下水道加入率なんていうのは向上しないと思うので、やっぱりこの際ですから、公共下水道区域、あるいは農集排の区域内であっても、もう一回見直しして、それぞれの省庁と計画の練り直しをやっていくというような方向に進んでいったほうがいいんじゃないかと思うんですが、その見直しなどについてはありますか。
- 議長 町長、伊藤勝君。
- 町長 公共下水道の区域の中での、いわゆる当初試算の中で、この運営等というものについて多分試算されていると思うんですね。ですから、例えば野沢地区において半分であっても、これから計画しているところの区域を全体でまとめていけば、ある意味では経営分岐点がだいたいどの程度かちょっと分かりませんが、100%でなくてとも公共下水道の中で、ほぼ運営できる計画で実はいると思うんです。ですから、そういったところも今後の下水道処理区の現在の野沢地区全体をもう一回検討し直すとかということについては、もう一度検討し直して、担当課と十分話し合いを進めていきたいと。先ほど議員おっしゃるとおり、非常にまだまだ個別で対応しなければならないところたくさんあるわけでありまして、これからの、農集排の中にあってもその地区がまとまらないで、例えば大きい集落でも、まだ残っているところがたくさんあるわけでありまして、今後はそうしたところは個別で対応していきたいというふうに思っています。
- 議長 これで質疑を終わります。
これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 11 号、平成 21 年度西会津町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 11 号、平成 21 年度西会津町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

暫時休議にします。(11時53分)

○議長 再開します。(13時01分)

日程第 8、議案第 12 号、平成 21 年度西会津町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 12 号、平成 21 年度西会津町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 12 号、平成 21 年度西会津町老人保健特別会計歳入歳出決算については認定することに決定しました。

日程第 9、議案第 13 号、平成 21 年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 13 号、平成 21 年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 13 号、平成 21 年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については認定することに決定しました。

日程第 10、議案第 14 号、平成 21 年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

9 番、武藤道廣君。

○武藤道廣 この会計の認定にあたり、私は 2 点ほどの問題点並びに質問を行います。

まず 1 点目は、国保運営上、医療品の名目で、12 月、3 月に計 6,000 万程度の補正が生まれ、処理されたということでもあります。医薬品に関し、前年度購入分の支出があり、会計処理上不適切なものではなかったのかということでもあります。この対応処理は、医療の維持、あるいは運営上やむを得ないとの判断で、議会としましても議決し、平成 22 年度予算に 2,000 万円を運営経費として一般会計から繰り入れして、現在にいたっているというのも承知しております。

当時、原因の究明や再発防止対策等の対応策が示されましたが、本来、やはりあるべき会計処理ではないと、そのように思っております。その後、町や担当課の責任の所在、そういう認識等、チェック体制の見直し、指導はどのようになされたのでしょうか。

また、全体的な業務や事務に携わる職員の日々の仕事に対する職員教育はどのように、何回行われたのかを併せて伺います。

次に今次の定例会において、町長の提案理由の説明の冒頭において、徴収ミスの件で陳謝と対応が説明されました。その後、対外的にも情報公開と対応策との説明がありました。しかし、この件に関しましても、チェック体制の甘さがあったのかと思われます。再発防止に対する姿勢と責任の所在のあり方をどのように考えておられるのかを伺うものであります。

決算の認定に関しましてはいうまでもなく、過去の財政運営を通して、問題点を発見し、将来の財政運営にこれを反映させることや、例えば認定しなかったとしても、すでに行われた予算執行になんら効力が影響しないということも承知をしております。しかし、長の政治的、道義的責任も大きいものとされているものであります。

そこで、今回の決算は、現在徴収が間違っていましたとはっきりしているわけであります。私としましても、間違っているものを認定していいものかどうか、大変難しい、そのように思っております。この間違いはいつの時点で発見され、どのようにわれわれに報告されるまでに対処されたのか、この点と、もう一つは、先ほども申しましたが、人間、間違いは誰にでもあります。しかし、判明した時点で対処すればよいという安易な姿勢になりはしないかという危惧もしているわけであります。業務、あるいは事務遂行にあたり、日々の緊張感を持ち、常に見直し、確認を図る。そのような組織のあり方や環境整備について、どのように町長はお考えでしょうか。以上であります。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 まず、2 点ほどの質問がございましたけれども、私からは基本的な予算執行上にあたっての方針というか、考え方について申し述べ、なおもし再質問で個々に詳しく聞きたいということであれば、それぞれの担当のほうでお答えをしたいと思います。

まず第1点目の決算の中で、薬品関係で約6,000万、これが明らかになってきたわけがあります。これは国保の中でも、審議委員会の中でも、あるいは議会の中でもこの種の問題については当時お話をしたとおりであります。この件については、実は私が町長に就任して、この補正の中で審議をしたときに、実は薬品代がたまりにたまって6,000万円ございましたと、これは担当のほうからその内容等について説明があったわけでありまして、よくよくこれを調べてみますと、これは単年度で処理できるような、当時できるような問題ではなくて、いわゆる長年の薬品代の積み重ねが表面に出てこないままに、この決算がされていた。私からとれば、粉飾とも取れるような実は内容でございました。

しかし、これを早めに解決をしなければ、また次の新しい年度でこの薬品代を食うことでありまして、この件については、やっぱり皆さんに明らかにして、そしてこの間違いを正すべきところは正し、この財源については、一般会計の中から処理をしようということで、これをすべて2回に分けて3,000万円ずつを計上し、処理をしてきたという経過がございました。

これはなぜこういう状況になったのかということについては、これはむしろ私よりも担当、あるいはこれを具体的に取り組んできた財政のほう詳しいのか分かりませんが、本来いくら負債であっても明らかにすべきところが明らかになっていなかった。薬代が高いということについては、それは当時いろんなことでこういう結果になってきたんでありまして、しかし、それがやはり隠すことなく、すべて単年度の中で明らかにして、そしてそれに対応すべきだったということでありましたけれども、それがなされてこなかったというところに今回の課題が実はあるわけでありまして、今後、そうしたことの無い、経理上の問題もありますので、今後一切こうしたことについては、すべて明らかにするように指導しているところでございます。

二つ目の国保税の誤りの件、課税誤りの件であります。これについても議会の冒頭で、あるいは全員協議会の中でこの内容について詳しく議会の皆さんにご説明を申し上げ、あるいはまた町民の皆さんについても、この内容について申し上げたとおりでございます。重複いたしますけれども、誠にこれは入力ミスであったことでありまして、申し訳なかったということございまして、今後こういったことのないように対応してまいりたいということでございます。

そもそも、本来やるべき後期高齢者というこの制度ができた時点で、20年に遡るわけがありますけれども、そうした時点でしっかりと対応していれば、こういう結果にはならなかったということでありました。そのまま踏襲をしてきたということに、やはり私は行財政改革の中でも申し上げましたように、ただ単に踏襲するというだけではなく、やっぱりこれから検証するチェック体制をする、そういうことが一番大事なことだということでありまして、改めて各課のほうに、今後事務事業の中においては、こうしたチェック体制というものは、各班全般にわたって対応するようということに指導をしているところでございます。

今回の誤りについて、決算でこれを認める認めないということについては、議会の皆さんのご判断でございますけれども、誠に申し訳なかつたというふうに思っているところであります。

○議長 9番、武藤道廣君。

○武藤道廣 今ほど町長のほうから説明と、それに対する考え方、取り組みをお聞きしました。先ほど私が細かい質問の中でもありましたように、まず1点目は、部署のほうにお聞きしたいと思いますけれども、その後、まず担当課ですか、担当課としては、この責任の所在、あるいはどんな注意、町としての注意を喚起を促したかということと、どのような対策といたしますか、具体的にこういう方向でこうやっていますよというのがありましたら、1点目、2点目についても、それをお答え願いたいと思います。

もう一つは、全体ですから総務になりますか、全体の職員というような形での、そういった対応は取られたでしょうか。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 昨年の会計の中で、薬代の不足におきまして、一般会計から6,000万円弱の繰り入れということの予算を計上いただきました。決算ではそれをすべて使用したわけではなくて、5,366万という形で500万ほどは使わなかったわけですが、それにしても5,000万余の一般会計繰り入れをいただきました。それによりまして、これまで、ただいま町長が申しあげましたような、長年の積み重ねてきた薬代につきましては、とりあえずペイしたということになりました。本当に申し訳なく思っております。

なお、その、まず薬につきましては、レセプトコンピュータの導入により、毎日しっかりした管理、それから毎月の棚卸ということをしっかり行っております。それから、診療所は薬だけではなくて、器具、その他いろいろ町民との接点がございますので、まず「ヒヤリハット」という制度をつくりまして、その日何かあったらすぐその用紙に書き出して、それを夕方、終りましてみんなで検討する。それから、毎月の定例会において必ず意識の引き締め、これをやっております。さらに今年はアドバイザーを招致いたしまして、1日休診のときに、先生を含め全員が接遇等の研修を受け、その一人一人のレポート、感想を出させて、私もすべて読んだところです。みなさん職員につきましては、改めて原点に戻り、仕事の大切さ、接遇の大切さ、チェックの大切さを感じたというふうに書いておりますので、今後はこういうことはないというふうに私からも申しおいておりますので、その辺は今後とも、私も含めてしっかりした気持ちで運営していきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 2点目の国保税の課税誤りということでございまして、平成20年度に後期高齢者医療制度ができたときに、税の軽減措置ということでできたものについて誤りがあったということで、大変申し訳ございませんでした。この件につきまして、先ほど町長が申しあげたんですが、その後の対策ということでございまして、まず第1点目は、何と申しまして今回の場合、入力ミスということで、入力をしなかったというのが一番の原因でございまして、まず確実にこういうものについては、電算を中心とした操作を行うというのがまず第1点目でございますので、それはまず徹底するというのが一つでございます。

二つ目としまして、こういうミスが起きたのは、やはり仕事に関する知識、そういうものを日ごろから勉強しながらやってこなかったという点があったのかなというふうに思わ

れますので、その職務、仕事内容に対して職員によく勉強し、それから携わっていただくということが2点目でございます。

3点目、今回の場合、入力しなかったことで出力されていたもの、これはなんらかの形で確認、チェックができていれば、ある程度未然に防げたのかなということもございませので、確認というこの三つをまず徹底していきたいというふうに考えております。

国保につきましては、税が町民税務課、制度、会計等については健康福祉課のほうでやっておりますので、お互いの課の緊密な連携というものを、やはりこれから取っていきながら、決してこういうことがないように進めていきたいというふうに考えております。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 それでは、職員全体に対する対応策はというご質問でございましたので、私のほうからお答えをさせていただきたいと思ひます。

まず、その前に、今ほど町長、それから担当課長からお話申し上げましたように、財政を担当する立場からも、このような不適切な支出、それから間違いということがありましたことに対しまして、大変申し訳なく思っているところでございませ。

町全体としてその対応策として、まず一つ取り組みましたのは、職員の行動基準というものを策定をいたしました。これは各課ごとに、その政策目標、それから行動目標、そういったものを提出させまして、それをさらに全庁的な政策調整会議において、全庁、全職員を対象とした行動基準というものになるように、5つの基準を定めたところでございませ。

その中の一つに、私たち公務員として倫理観、責任感、情熱を持って行動しますということで、公務員として高い倫理観と責任感のもとに行動をしていきたいと思いますということで、全職員を対象として意識を一つにしたところでございませ。

○議長 9番、武藤道廣君。

○武藤道廣 対応その他、大変理解することができました。しかし、先ほどの質問の中にも申し上げましたけれども、担当者に対する注意、あるいはそういったことは分かったわけでありませけれども、チェック、どうもその辺がまだちょっと不明確、担当者の行った業務やそういったことに対するチェックは、どの時点でまず行われているのかというのが、ちょっとまだはっきりしないのかなと思ひます。

それと、注意等を今、本人の注意、あるいは管理者の注意とありましたけれども、町としてはどのような担当、あるいは担当部署に対する注意はされたでしょうか。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 ただいまの確認、チェックという点についてお答えを申し上げたいと思ひます。

国保税に関しましては、基本的に税の担当というのがございまして、まずその点で1回行いませ。役所は、職務職階制になっておりますので、その上には当然、係長というのがございまして、そちらで一旦チェック、最終的には課長がチェックという形でやっておったわけですが、算定はやはり電算で行ってきたということがありませ、電算自体誤謬性は基本的にはないということがあったことと、知識の面で弱かった面があったので、こういう形で2段階、3段階という一応チェックの態勢はあったわけですが

が、残念ながら今回、本年度の8月まで発見できなかったという状況でございます。

○議長 9番、武藤道廣君。

○武藤道廣 先ほどの答弁漏れですが、今、8月という、先ほども質問したのだけど、今になって答弁きたのですが、8月の時点で分かって、この決算書をつくったわけですね。それで、これは間違っただけの決算書ですよという説明があったわけですね。その間、この決算書を作成するにあたり、何らかのこの決算書を、正しいというのか、間違っただけというのか、そういうふうな対処はできなかったのかと、それだけお願いします。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 決算という形から申し上げますと、この特別会計、基本的には4月から3月という形の会計でございますので、今回、8月に発見はいたしましたわけでございますけれども、決算には特に支障はないというふうに考えております。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

答弁漏れございました。

昨年度の会計は4月から3月ですが、出納整理期間ということで5月までございますので、そこで確定したものでございますので、ご了承いただきたいと思っております。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 2点ほどお尋ねしますが、監査委員が国保の保険給付費の一覧、推移ということで平成17年度から報告されておりますが、この総額では分かりますけれども、もし分かれば1人当りの推移というのはどういう、保険給付費の1人当りの推移というのが分かれば、ここで経年にお示し願いたいということと。

それから、施設勘定で、大変二つの診療所や、二つじゃないとおっしゃるかもしれないけれども、西診と群岡診療所、それぞれに医師が配置され、看護師、あるいは事務員とこう配置されておりますが、合わせて、この会計でみているその人数、それぞれ何人、何人体制で診療所を運営されておられるのか。その中で、なおかつ正規職員と委託職員、あるいは臨時職員というふうな色分けになろうと思うんですけれども、その実人員をお示してください。以上です。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 はじめに保健給付費の総額が、監査委員の資料に年度ごとに出ておりますけれども、正式に1人当りの医療費の算定につきましては、全国の国保連合会中央会で資料として出しております。現在、手元にありますのは、平成19年までの資料でございます。これには一般被保険者、それから退職被保険者、そして老人医療という形で示されております。

総体的にみまして、一般被保険者につきましては、一時、全国の1人当りの医療費から減じましたけれども、ここ2、3年、全国の1人当りに比べて高くなったと、1人当りの医療費は高くなったというデータでございます。

それから退職につきましては、これも非常に上下がございまして、退職被保険者数の数が少ないものですから、1人が大病しますと、本町のように百何十人の被保険者の場合、ぐんとう1人当りの医療費が上がってしまうということで、ばらつきはありますが、だいたいうちの町の退職の被保険者の医療費は、近年、やっぱり全国よりも高くなってきた

ということであります。ただ、今度、後期高齢者医療制度になりましたが、当時、老人医療の1人当りの医療費は、これは全国、県から比べましても非常に1人当たり少ないというような結果になっております。平成20年から後期高齢者になりましたので、実は一般と退職だけの合計があればいいんですけれども、現在もここにありませんので、それはあとで示したいと思います。

それから、施設勘定であります。まず群岡診療所、それから西会津診療所の医師を含めた職員の人数であります。21名でございます。そのうち、職員として医師2名、薬剤師1名、看護師6名、レントゲン技師1名、臨床検査技師1名、事務員2名でございます。ですから職員が13名です。それから次に、委託職員であります。医師が2名、看護師2名、事務員が4名の8名でございます。それから臨時職員が看護師1名と、計21名となっております。以上でございます。

失礼しました。22名でございます。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 療養給付費、保険給付費か、これ監査委員がここに、報告書の16ページですけれども、ここに報告の数字というのは、退職と一般と合計額で記載されているんでしょう。だから、私はその一般だ、退職だということに分けずに、1人当たりどのくらいかかっているのかということでお示し願いたいんですが、それは今ないというのであれば、それはあれして、お答えいただければありがたいです。

それと、施設勘定のほうで、22名体制で町民の健康を直接守っているということですが、そんな大事な職種を委託なり、臨時職員で対応しているということが、事業に支障をきたしているんじゃないかということが不安なんです。そういうことで、22名のうち、9名も臨時で、あるいは委託で対応している、そのことによって運営そのものに支障はないのかどうか、なかったのかどうかということをお尋ねをいたします。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 まずはじめに、1人当りの医療費でありますけれども、今、資料がありましたので申し上げますけれども、退職と一般を含めた1人当りの医療費であります。平成17年が38万6,859円。平成18年、39万456円。平成19年、39万9,080円。平成20年、下がりまして28万8,187円。これあの、10万円ほど下がりましたけれども、退職の対象年度が変わりましたので、その辺で変わった数字です。

それから、委託、臨時の職員、臨時職員は産休の代替でありますけれども、委託職員医師2名、看護師2名、事務員4名。医師2名は委託ということによろしいかと思えます。看護師につきましても、現在お願いしておりますのは、正看1人と準看1人でありまして、看護師のしっかりした免許を持っておりますので、仕事上ではなんら問題はないというふうに考えております。ただ身分上の問題で、その辺はまた違った角度から考えれば、少し考えさせるところはあると思えます。それから事務員4名は、すべて窓口の事務でございます。これも職員は、あるときは2年、あるときは3年で転勤、配置換えになりまして、また一からレセプト、医療事務を勉強しなければいけないということがございますので、ここに委託としてお願いしている皆さんは、もうベテランでございまして、こういう医療事務に長けているということで、町としても非常に助かっているということがございます。

一つ例えば、身分的にこの職員、医師を除いた6名を職員にするとすれば、ある意味で人件費的なものも非常に加味しなければならないということもございますので、その辺は慎重に今後考えていかなければならないというふうに考えております。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 それは輕輕にね、すぐ正規にしますとかというのはできないと思いますけれども、ただ、一般質問でもありましたけれども、職員が多すぎるという風評というか、そういう、議員の中にも職員多いなんて一般質問ありましたけれども、健康を守っていくという、これにはやっぱりしっかりした体制で望まないはずだと思うんですよ。これは特殊な仕事であるから、委託料に1人で1,200万円も払っているという人もおられるわけでしょう。施設勘定の中でも。だから、そういうのは見直しをしたっていいんじゃないかというふうに思うんです。以上です。答弁はいいわ。

○議長 11番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 監査をしておりましたが、監査の対象としたのは、5月いっぱい締め切ったことでの監査でありまして、課税誤りというのは監査の対象外でありましたので、あえてお尋ねをします。

20年、21年度と2カ年誤ってしまったわけです。私はその21年で、なぜ課税の誤りを見つけることができなかつたのかという疑問を持つわけでありまして。後期医療制度、不詳がありまして、いろいろ国でも軽減措置だとか何とかかんとかだという目まぐるしくといいますか、制度は作ったが対応に関してはかなり皆さんの意見で訂正というか、修正というか、しておったわけでありまして、ましてその該当する人が年が変われば75歳に達する人は違ってくるわけでありまして、そこで完全にチェックしていれば、やはり21年度にはこれ防げたのではないかなと。

町民税務課長のご答弁ですと、コンピュータのチェック、それを信頼してしまった。そこから、やはり点検しなかつたからこういうことになったんでしょ、2年間も間違つた課税で国保会計を運営したということは、やはり大きなこれは問題だと思うんです。なぜそれが21年度の編成のときにチェックできなかつたのか、残念でありませんが、改めてそういう点での責任の所在というものも含めてお答えをいただきたいと思います。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 後期高齢者医療制度に伴います国保税の課税誤りということでございまして、議員おただしのおり、平成20年度から始まりまして、20年度、21年度という形で誤りが生じてございました。本年の8月になりまして発見したわけございまして、昨年、確かに発見をしておりましたなら、今よりは金額的にも、また対象となる町民のかたも少なかったということございまして。

昨年度発見ができなかつた理由といいますか、内容でございまして、やはり一つには、先ほど申しましたように電算というものに頼りきってきたのかなという点がまず1点ございまして。電算自体は基本的には誤りはないというような考えがございまして、それが第1点かなと。

2点目は、議員も申されましたように、後期高齢者医療制度ができた関係で、かなりいろいろな軽減措置ができたということで、複雑な確かに制度なっております。そういう点

はあったということと、やはり最終的には長い間チェックができなかったということでもありますので、これまでの誤りは誤りということで、やはりこれからの対策というものが一番大切だというふうに考えておりますので、何と申しましても、正しい入力、重なる確認、お互いのチェック体制ということで、対処していくというふうに考えておりますし、またそれによって、こういう誤りがないように進めていく考えでございます。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第 14 号、平成 21 年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長　異議がありますので、起立によって採決します。

本案は原案のとおり認定することに賛成のかたは起立願います。

(起立多数)

○議長　起立多数です。

したがって、議案第 14 号、平成 21 年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算については認定することに決定しました。

日程第 11、議案第 15 号、平成 21 年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第 15 号、平成 21 年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 15 号、平成 21 年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算については認定することに決定しました。

日程第 12、議案第 16 号、平成 21 年度西会津町簡易水道等事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 16 号、平成 21 年度西会津町簡易水道等事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 16 号、平成 21 年度西会津町簡易水道等事業特別会計歳入歳出決算については認定することに決定しました。

日程第 13、議案第 17 号、平成 21 年度西会津町水道事業会計決算の認定についての質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 17 号、平成 21 年度西会津町水道事業会計決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 17 号、平成 21 年度西会津町水道事業会計決算については認定することに決定しました。

日程第 14、議案第 18 号、平成 21 年度西会津町本町財産区会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 18 号、平成 21 年度西会津町本町財産区会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 18 号、平成 21 年度西会津町本町財産区会計歳入歳出決算については認定することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

議会運営委員の皆さんに申し上げます。

このあと、議会運営委員会を開催しますので、委員の皆さんは委員会室にご参集ください。

本日はこれで散会いたします。(13時51分)

平成22年第6回西会津町議会定例会会議録

平成22年9月21日(火)

開 議 10時00分

出席議員

1番	目黒	一	6番	渡部	昌	13番	清野	邦夫
2番	多賀	剛	7番	五十嵐	忠比古	14番	清野	興一
3番	青木	照夫	9番	武藤	道廣			
4番	荒海	清隆	10番	大沼	洋平			
5番	清野	佐一	11番	長谷沼	清吉			

欠席議員

8番 佐野悦朗 12番 長谷川徳喜

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊藤 勝	建設水道課長	酒井 誠明
副町長	和田 正孝	会計管理者兼出納室長	高橋 謙一
総務課長	伊藤 要一郎	教育委員長	矢部 征男
企画情報課長	杉原 徳夫	教 育 長	佐藤 晃
町民税務課長	成田 信幸	教 育 課 長	大竹 享
健康福祉課長	藤田 潤一	代表監査委員	廣瀬 渉
商工観光課長	新田 新也	農業委員会長	齋藤 太喜男
農林振興課長	佐藤 美恵子	農業委員会事務局長	佐藤 美恵子

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 佐藤 健一 議会事務局主査 齋藤 正利

第6回議会定例会議事日程（第12号）

平成22年9月21日 午前10時開議

開 議

- 日程第1 議案第19号 平成22年度西会津町一般会計補正予算（第3次）
- 日程第2 議案第20号 平成22年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第1次）
- 日程第3 議案第21号 平成22年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第1次）
- 日程第4 議案第22号 西会津町ケーブルテレビ高度化第2期整備工事請負契約の締結について
- 日程第5 議案第23号 西会津町過疎地域自立促進計画の策定について
- 日程第6 議案第24号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第7 議案第25号 本町財産区管理委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第8 議案第26号 西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについて
- 日程第9 常任委員会の管外行政調査実施申出について
- 日程第10 議員派遣について
- 日程第11 議会運営委員会の継続審査申出について
- 日程第12 議会広報特別委員会の継続審査申出について
- 日程第13 議会基本条例調査特別委員会の継続審査申出について

閉 会

（議会広報特別委員会）

○議長 平成 22 年第 6 回西会津町議会定例会を再開します。(10 時 00 分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち諸報告をいたします。

8 番、佐野悦朗君から欠席する旨の届出がありましたのでご報告いたします。

12 番、長谷川徳喜君から欠席する旨の届出がありましたのでご報告いたします。

日程第 1、議案第 19 号、平成 22 年度西会津町一般会計補正予算(第 3 次)を議題といたします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 議案第 19 号、平成 22 年度西会津町一般会計補正予算(第 3 次)の調製について、ご説明を申し上げます。

今次補正の主な内容であります。歳入では平成 21 年度決算の確定による繰越金の増と、普通地方交付税及び臨時財政対策債の額の決定に伴う増減のほか、緊急雇用創出事業や地域介護・福祉空間整備事業などを追加計上したところがあります。

一方、歳出におきましては、集会所建築に伴うコミュニティ育成事業やグループホームへのスプリンクラー設置事業、後継者対策事業、野沢小学校施設改修設計事業などを新規に計上するとともに、育児休業取得者等の増加に伴う臨時職員賃金や緊急雇用創出事業、菌床栽培ハウス整備事業、橋りょう長寿命化修繕計画策定事業などについて追加計上したところがあります。

これら歳入歳出の財源調整を行った結果、1 億 8,256 万 4 千円の剰余金が生じたので、全額財政調整基金に積み立てることといたしました。

それでは予算書をご覧いただきたいと思えます。

平成 22 年度西会津町の一般会計補正予算(第 3 次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 3,913 万 9 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 54 億 881 万円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第 2 条、地方債の補正は「第 2 表地方債補正」による。

補正の主な内容であります。事項別明細書でご説明を申し上げます。8 ページをご覧いただきたいと思えます。

まず歳入であります。8 款地方特例交付金、1 項 1 目地方特例交付金 20 万 1 千円の減であります。これは、児童手当及び子ども手当特例交付金で見込みより少なかったことなどによるものであります。

9 款地方交付税、1 項 1 目地方交付税 3 億 4,633 万 2 千円の増であります。これは、本年度の普通地方交付税が当初見込んでおりました 22 億 2,800 万円より多く交付決定になったことによる増額であります。平成 21 年度と比較いたしますと 7,471 万 4 千円、率に

して3.0%の増となったところであります。

次に、13 款国庫支出金、2 項 1 目民生費国庫補助金 315 万円の増であります。地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金で、グループホームへのスプリンクラー設置のための交付金であります。2 目衛生費国庫補助金 40 万 6 千円の増であります。女性特有のがん検診推進事業であります。3 目土木費国庫補助金 47 万 2 千円の増であります。地域活力基盤創造交付金と長寿命化修繕計画策定事業を増額する一方で、除雪機械整備事業については確定により減するものであります。

次に、14 款県支出金であります。まず 2 項 4 目労働費県補助金 696 万 7 千円の増につきましては、緊急雇用創出事業・ふるさと雇用再生特別交付金事業の増であります。9 目商工費県補助金 52 万 3 千円あります。県消費者行政活性化交付金の新規計上であります。

次に、15 款財産収入、2 項 2 目物品売払収入 16 万円あります。イメージキャラクターグッズの売払収入であります。

17 款繰入金、1 項 3 目介護保険特別会計繰入金 403 万 5 千円の増につきましては、精算に伴うものであります。

次に、18 款繰越金、1 項 1 目繰越金 6,654 万 7 千円の増であります。これは、平成 21 年度分の繰越金であります。当初予算で 6,000 万円を計上しておりましたので、その差額分を増額するものであります。

19 款諸収入、5 項 4 目雑入 16 万円の増あります。後継者対策事業への参加費であります。

20 款町債、1 項 1 目辺地対策事業債 340 万円の減あります。町道改良舗装事業の減であります。2 目過疎対策事業債 490 万円の減あります。町道改良舗装事業の減などあります。3 目一般単独事業債 10 万円の増あります。総合情報通信ネットワーク整備事業の増あります。5 目臨時財政対策債 1 億 8,170 万円の減あります。決定による減であります。

次に、11 ページをご覧くださいと思います。

歳出であります。1 款議会費、1 項 1 目議会費 23 万 8 千円の追加あります。議会基本条例調査特別委員会に係る研修旅費等あります。

2 款総務費、1 項 1 目一般管理費 1,072 万 4 千円の追加あります。産休及び育児休業等にかかる臨時職員賃金で 546 万 2 千円、印刷製本費で 100 万円、自動車運転業務委託料で 180 万円などあります。2 目の文書広報費 119 万 3 千円の追加あります。総合行政情報システム機器等の保守業務委託料あります。5 目財産管理費 1 億 8,366 万 6 千円の追加あります。施設修繕料 110 万 2 千円と財政調整基金への積立金 1 億 8,256 万 4 千円の追加あります。この結果、補正後の財政調整基金の積立残高でございますが、6 億 8,319 万 3 千円となる見込あります。次に、6 目企画費 105 万 6 千円の追加あります。統合小学校新築基本設計にかかる謝礼とイメージキャラクターにかかる消耗品費等あります。8 目自治振興費 400 万円の追加あります。西林自治区集会所建築にかかる補助金あります。10 目ふるさと振興費 272 万 6 千円の追加あります。さゆり公園施設及び芸術村にかかる修繕料等あります。11 目ケーブルテレビ運営事業費 128 万 5

千円の追加であります。ケーブルテレビ業務委託料の追加であります。次に、2項1目 税務総務費 178万3千円の追加であります。国税と地方税を連携させるためのシステム改修に伴う経費であります。5項2目各種統計調査費であります。国勢調査にかかる事業費の組み替えであります。

次に、3款民生費、1項1目社会福祉総務費 94万8千円の追加であります。後継者対策事業、いわゆる結婚活動支援事業にかかる経費であります。3目老人福祉費 671万1千円の追加であります。グループホームへのスプリンクラー設置にかかる修繕料などあります。5目障がい者福祉費 115万9千円の追加であります。障がい者自立支援等にかかる国県負担金の精算による償還金であります。2項2目児童措置費 5万4千円の追加であります。子ども手当にかかるシステム保守管理委託料などあります。

4款衛生費、1項1目保健衛生総務費 116万6千円の追加であります。安座自治区の簡易水道施設整備事業補助金であります。

次に、5款労働費、1項1目労働諸費 696万7千円の追加であります。県補助事業による緊急雇用創出事業・ふるさと雇用再生特別交付金事業であります。

6款農林水産業費、1項3目農業振興費 102万2千円の追加であります。農産物加工研修にかかる謝礼等と農地利用集積円滑化促進事業補助金などあります。2項1目林業総務費 356万円の追加であります。菌床栽培ハウス整備工事の追加などあります。2目林業振興費であります。林道岩井沢檜ノ木平線開設工事の事業費組み替えであります。

7款商工費、1項2目商工振興費 35万2千円の追加であります。横浜フェア他の出展にかかる所要の経費であります。4目消費者行政推進費 52万5千円の新規計上であります。消費生活相談体制の強化を図るための経費であります。

次に、8款土木費、1項2目道路維持費 395万6千円の減であります。除雪機械購入費確定による減であります。3目道路新設改良費であります。町道改良舗装工事にかかる事業費組替えであります。4目橋りょう維持費 673万4千円の追加であります。橋りょう長寿命化修繕計画策定に伴う委託料の追加であります。4項2目定住促進住宅管理費 33万円の追加であります。施設修繕料の追加であります。

次に、9款消防費、1項4目防災費につきましては、財源の移動でございます。

次に、10款教育費、1項2目の事務局費 42万8千円及び3目学校給食費の 54万9千円の追加であります。施設設備にかかる修繕料等あります。2項1目小学校の学校管理費 480万円あります。学校施設修繕料及び小学校統合に向けた野沢小学校改修のための設計監理委託料あります。3項2目中学校の教育振興費 4万1千円の追加あります。対象者1名の増によるものであります。4項2目公民館費 32万1千円の追加は、公民館の施設修繕料であります。

次に、5ページに戻っていただきたいと思えます。

第2表地方債補正・変更であります。まず、辺地対策事業費であります。町道改良舗装事業で 340万円減額し、限度額 3,890万円を 3,550万円とするものであります。次に、過疎対策事業費であります。町道改良舗装事業及び除雪機械整備事業で計 850万円を減額する一方で、菌床栽培ハウス整備事業で 360万円を増額し、限度額 4億 1,570万円を 4億 1,080万円とするものであります。次に、一般単独事業費の地域活性化事業であります。

が、総合情報通信ネットワーク整備事業で10万円を追加するもので、限度額500万円を510万円とするものであります。次に、臨時財政対策債であります。本年度発行額が決定したことから、1億8,170万円を減額いたしまして、限度額4億6,700万円を2億8,530万円とするものであります。起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

9番、武藤道廣君。

○武藤道廣　私はこの一般会計補正予算に対して数点質問したいと思います。

まず1点目は、総務費の総務管理費、13委託料であります。委託料180万円、自動車運転業務委託料追加についてであります。この予算の目的と内容及び期間等を説明いただきたいと思います。

続きまして、総務管理費のケーブルテレビ運営費の委託料であります。108万5千円、ケーブルテレビ業務委託料追加の目的と内容をお聞きします。

次に、民生費、社会福祉費、社会福祉総務費の94万8千円の目的と並びにその計画及び内容についてお伺いします。

最後に労働費の労働諸費の委託料577万8千円、緊急雇用創出基金事業委託料追加、この内容の目的、続いてその消費者行政推進費、これの目的と具体的な内容はどのようになっているのかお聞きします。

○議長　総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長　それでは、総務費の一般管理費の自動車運転業務委託料についてお答えをしたいと思います。

これは公用車の運転業務を担当する委託料でございますが、内容については町長車の運転業務を担当するものでございます。今次、180万の補正をお願いしたところでございますが、これは10月から3月までの6カ月分の委託料でございます。

○議長　企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長　2点目のケーブルテレビ業務委託料108万5千円の追加の内容につきましてお答えいたします。

ケーブルテレビにつきましては、今、公社に4人の職員が、公社職員4人に業務委託をしております。そのほか、アナウンサー2名につきましては、個人委託というような形で町から直接委託をするような形で運営をしているところでございます。これら2名のかたがたにつきましては、もうすでに11年経過している職員が1人、それから3年、個人委託をしているというような状況でございます。この辺、身分が公社の職員であったり、個人委託だったりとというようなことで、はっきりしないような形になっているということでございまして、公社に身分を移管しまして、同じ公社の委託というような形で今後運営をしていきたいというようなことでございます。

この108万5千円につきましては、個人委託の場合はないわけではありますが、社会保険の事業者負担、そういったものが個人委託の場合に比較しまして加算になります。108万

5千円は公社に追加しまして身分を移管したいというようなことで計上したものでございます。

○議長 商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長 ご質問のうち、まず後継者対策事業についてお答えいたします。

まず事業の目的でありますけれども、目的につきましては、本町在住の独身男性の出会いの場を創出しまして、定住の促進を図ると、そういった目的でございます。

続きまして、計画でございますが、この予算案、議決されましたら、11月の6日と7日、ふるさとまつりの開催日でありますけれども、その日に町内の独身男性20名、それから町内外の独身女性20名をオートキャンプ場のコテージで交流会をしていただきまして、出会いの場の創出を図るということでございます。

それから、次に緊急雇用創出基金事業の内容でございますが、今次、補正で計上いたしました部分であります。まずは新規事業として観光情報の収集、それから収集及び入り込み客数等の調査分析によりまして、観光の振興を図ると、そういった事業でございます。なお雇用は新規に4名、委託で考えております。そのほか当初で計上いたしました耕作放棄地の調査事業、当初6カ月で計上いたしました。さらに追加で6カ月、要望が通りまして、その分追加で計上してございます。さらに当初で計上しました放置された廃棄物の撤去委託ということで、その部分につきましては確定による減と、その三つの事業を合わせまして今次補正を計上させていただきました。

それから、最後に消費者行政の内容でございますが、消費者行政につきましては、近年、増加してございます高齢者の悪徳商法被害の防止を目的としまして、町民のかたにそういった被害にあわないような啓発事業を予定してございます。内容につきましては、啓発パンフレットの作成及び町内への配付。それから、ケーブルテレビを使いまして、そういった被害にあわないような周知といいますか、番組で流したいと考えております。以上です。

○議長 9番、武藤道廣君。

○武藤道廣 まず総務管理費、一応分かりました。6カ月間ということで、これは当初でも計上されたわけなんです。この普通ならば、当初予算で計上すれば1年間というような形で計上するわけですが、なぜこれが半年、6カ月間の契約であったのかという、その理由をまずお聞きしたいと思います。

続いて、ケーブルテレビ関係ですが、その委託料、職員の身分、あるいは社会保障の関係で振興公社の職員とするということでもありますけれども、今後そういった形で振興公社の内部組織として、そういった部署をきちっと設けるといふふうに解しているのか、それとも、新たにこれはこれとして、ケーブルテレビの職員のかたに対しては、新たな措置といいますか、きちっとした形でのものをお考えおられるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

それと、労働費の、労務諸費の委託料ですね。耕作放棄地の調査を継続してやるということではございますが、これは調査が終った時点で、どのようにきちっとした形で利用されるのか、その点について確認したいと思います。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 自動車運転業務委託料についてのご質問にお答えをしたいと思います。

議員もおただしのとおり、予算につきましては、年間予算を計上する、いわゆる総計予算主義ということで、1年間に必要な経費につきましては、その1年分を当初予算に計上するのが原則でございます。今回の委託料につきましては、当初予算の中でも一部検討したところでございますが、最終的に予算書になる段階までになかなか結論が出なかったということで、暫定的に予算を計上したわけございまして、6カ月、当初の予算の中では6カ月の契約ということでございましたので、今次、残り6カ月分につきまして補正をお願いするものでございます。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 振興公社、ケーブル職員の身分のことについての再質問にお答えします。

先ほど申し上げましたように、今、振興公社職員ということで4人派遣していただいております。今回、同じ身分に2名を加えまして、6名というような形でケーブルテレビの運営を振興公社職員という立場で実施していただくというようなことでございます。今かなり、インターネットなんかも普及してきまして、どんどん加入者も増えているというような状況でございます。今後、ケーブルテレビ、放送局、そして運営のあり方につきましては、町としてもいろいろ見直していく必要があるのかなというふうには考えているところではあります。まだ具体的な検討には入っていないわけでありまして。これからも十分検討していきたいというふうに考えております。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 耕作放棄地の件でご質問がありましたのでお答えしたいと思います。

この調査につきましては、農地の現況を調査し、現況を把握することが一番の狙いでして、それによって優良農地を確保する。または林地化して農地に復元できないようなところは、それに沿った形で農地から除外する。また耕作放棄地については、再生が可能な部分については農地の復元を図りながら有効な利用を図っていくということを目的に実施をしております。現在、農用地以外の農地のデータについては、昨年、農家の皆さんからアンケート調査をいただきましたので、そのデータを入力中であります。今後、農業委員会の農振農用地の農地パトロール結果等と合わせて、今後の利活用について検討を進めていきたいと考えています。

○議長 9番、武藤道廣君。

○武藤道廣 最後になりますけれども、その運転委託料ですが、これは私が6月の一般質問でも質問して、いろいろやりとりをしたことでもあります。今話を聞きまして、そしてその当時の答弁を聞きますと、短期間で町長が慣れるまでというような理由が示されたわけではあります。町長が就任して1年になるわけですね。そして、今の運転手とのあれで、やはり6カ月ずつの1年になります。私としては最初の所期の目的はもう達せられたのではないかなと、そしてこういうご時世でありますから、いろんな意味での若者、若い人、若い職員の育成とか、そういう意味で十分にその辺の目的は達せられたんじゃないかなというふうに思うわけですが、その辺はどうお考えですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 私が町長に就任して1年1カ月ちょっとになるわけですが、議員もご承知のように、これは土曜、日曜はほとんどありません。それが当然といえば当然なことでもあります。

日曜祭日、まったくないわけでありますから、その休みはどこかで日程が空いたときに1日、2日、いただいているということであります。その間、これは私個人的に行っているところはまったくないんです。これはもう日程表をみていただくと分かるわけでありますから、その中で、特にこの運転業務ということについては、まったくこれ町長と同じような行動を取らざるを得ないというのが内容であります。私も個人的に行きたい、個人でもいいということではありますが、いや、これはなんかあったときは、やはり町として責任を取らなければならないということで、公務である以上は、やはりきちっとした体制でもって対応していただきたいという内容でありますので、あえて行動をともにしていただいているわけであります。

したがって、当時は、私はどういう業務内容かというのは、私自身分かりませんでしたから、この半年間の中において、そのハードな面というのは、やはり私以上にあるでありましょうということであります。当時、この運転業務ということについては、職員として行ってまいりました。しかし、継続していただきたいかたについては、もう定年を迎えたわけでありますので、私が慣れるまでに、やはりいろんなところに行っていただくわけでありますから、その間について、いろいろと対応していただきたいということで、短期間について、これお願いをしてきたわけであります。

これ短期間というのは、3カ月とか4カ月とかということではありません。やっぱり半年です。半年を過ぎました。確かにいわれとおおり、私はこの運転業務というのは、ただ委託をすればいいということだけではないというふうに思っております。きちっとした身分の安定した中において、責任ある行動を取っていただくということでありますから、できれば、これはまだ部局と相談をしておりますけれども、詰めた話は来年の新しい予算編成の中において、やはりもう一度この件については見直して、そして新しい体制はどうすべきかということ、今度は予算編成の中で明確にしていくべきであろうと、その間、あと半年残っているわけでありますので、この間について、やはりこれまで同様、お願いをしたいということでありまして、この半年間の継続ということで、さらにこの6カ月間を延長させていただいたと、そしてそれを今回の予算に反映していただいたということでございますので、高いか安いかということについてありましようけれども、この業務内容に沿った、妥当な線であると私は考えておりますので、ご認識をいただいて、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長 3番、青木照夫君。

○青木照夫 1点だけお尋ねします。15ページの衛生費、簡易水道補助事業交付金ということで、116万があがっておりますが、安座部落ということなんですけれども、ご承知のとおり、安座部落は3地区に分かれていますと思いますが、この116万6千円というのは、どういう内容の補正なんでしょうか。その内容について教えていただきたいと思います。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 水道事業でございますので、建設水道課のほうから答弁いたします。

これは安座簡易水道組合の水道でございまして、安座川をまたいでおります水道管が、大雨によりまして崩落してしまったということで、それをもう一度、また安座川を横断するような形で水道管を敷設するということに対する補助金でございまして、事業費の80%

の補助金でございます。

○議長 3番、青木照夫君。

○青木照夫 質問が悪かったかなと思いますけれども、それぞれ独立して下、上、あともう1地区でやっていると思いますが、その地区のどこに値していたのかなというこの質問だったんですが。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 安座の水道組合につきましては、関根の水道組合と安座の水道組合で二つあるのかなと、ちょっとうちのほうでそういうふうな認識でございました。今回のものにつきましては、安座の簡易水道組合のものでございます。

○議長 11番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 それでは私からもご質問を申し上げます。

最初は歳入であります。今回、地方交付税が3億4,600万余、予算計上されましたが、西会津町にとっては本当にいいことだなと思っておりますが、先ほどの説明ですと、総務課長は当初の見込みが22億円とおっしゃったような気もしますが、22億円からみれば、27億円で5億円もの、普通だけで。いずれにしましても、見込み以上の地方交付税ではないのかと、ということは、一つは国の財政事情と、もう一つは町の予算の見積りが厳しすぎたからではないのかなと、安全に安定にという見方でしょうが、なぜ今回で3億4,000万もの地方交付税がこういうふうにして計上されたのか、いまいち理解できませんので、そこら辺の状況ですか、説明をしていただきたいと思っております。

それと、町債ですか、町債が1億8,990万円減額であります。ほとんどが臨時財政対策債であります。これとの関係も地方交付税との関係があれば、その関連をお聞かせいただきたい。こういうことによって、財政への支出といいますか、貢献度といいますか、それはかなりプラスになるのではないかなと思っておりますが、どういう見直しをお持ちでしょうか。

それから、歳出で、全般的なことでお尋ねをしますが、いわゆる財源の内訳ですか、区分けであります。これは新しい予算ですと、それなりの内訳、区分けをして、計上となるわけですが、今回、私のみているところでは、4点ほど移動が、組み替えがされております。4点、これはいかなる理由で財源の移動があったのかと。そのうちの2点は金額的には微々たるものでありますが、4万円は農林の水産業費ですか、林業費でありました。それから10万円は防災費、消防費でありましたが、14万、起債を新たに財源の移動で発行するということですが、今言ったような思いもかけないような地方交付税が入ってきておるならば、あえてこう変更しなくてもいいのではないのかと、これは約束通りといいますか、何があってこういうふうになったのかなということでもあります。

それから、個々の話になりますが、12ページに統合小学校新築基本設計業者選定業務提案謝礼、この提案というのが、どうも私には理解ができません。これは追加でもありませんし、減額でもありませんから、ここで新たにこの20万円という予算を計上したわけですので、この謝礼金についてもっと詳しく、特に提案というのはどういうことなのかというあたりをご説明をしていただきたいと思っております。

それから、その次のページで国勢調査費の報酬減ですが、これは予算の組み替えだとい

うご説明をいただきましたが、まだ実質的な国勢調査に入っていないんですが、こういう中で組み替えがなぜおこってきたのかなということを説明をしていただきたいと思います。

あと、これでやめようと思いましたが、今、武藤議員の質問に関連して私もお尋ねをしますが、いわゆるケーブルテレビに委託料を増額いたしました。その理由は分かりました。それは委託料そのものではなくて、それにかかわるということでしたが、こういうことをするときに、委託料そのものも見直しをしなかったのか、身分が直接から振興公社と、振興公社の職員、さゆり公園、町から委託を受けて働いている職員と、今、振興公社、派遣されているケーブルテレビの職員と同じような賃金体系でおられるのか、そこら辺に差があるのかなのか、この際お伺いしておきたいと思います。

それから私もこれはしゃべらないと思いましたが、今回、決算の認定でも 13 番の議員は町長のためじゃないんだと、一生懸命やっている職員のためにも決算は認定したいと、こういう発言をなされました。予算は課長が言ったように、当初、総計上なんですよ、これが、180 万というのは、やはり年間を見通して、これは当然計上したと理解するしかないわけです。それは 180 万のちゃんとした裏付けがあって、暫定という言葉もおっしゃいましたが、それは今の言葉であって、当初の予算では、年間を見通した予算であろうと、また暫定というならば、そうならば、今町長が答弁したように、今後半年をかけて 23 年度の予算で新たにというならば、この半年でなぜその町長運転手のあり方について議論をしてこなかったのか。もう一つ言わせてもらえれば、前の町長と今の伊藤町長での町長の運転手としての拘束時間といいますか、労働時間といいますか、そんなに大きな差はないと思っていますが、いかがですか。以上です。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 まず第 1 点目の普通交付税についてのご質問にお答えをいたします。

当初で見込んだ以上に、今次、3 億 4,633 万 2 千円ほど増額の補正をお願いしたところでもあります。これにつきましては、主な増額要因でございますけれども、一つは新しく平成 22 年度から雇用対策地域資源活用特例費というものがございます、それで 6,000 万ほど交付になってございます。それから、包括算定で面積と人口で、それぞれ計算する部分がございますけれども、これらも単位費用の伸びによりまして約 3,000 万ほど増額となっております。

それからもう一つは、町債のほうで、臨時財政特例債というものがございましたけれども、この臨時財政、失礼しました、臨時財政対策債ですね。これにつきましては、本来であれば普通交付税として国から交付はされるというものでございますけれども、国のほうで、いわゆる交付税として交付するだけの、交付するための財源が足りないということがございますので、その足りない分については、国と地方が、それぞれ半分ずつ負担し合うというような制度になってございます。この臨時財政対策債につきましては、地方で発行した分については、今年度地方交付税に元利償還金の 100%が算入されて交付されるというような制度でございますけれども、この普通交付税が今回伸びた一方で、臨時財政対策債が 1 億 8,000 万ほど減ってございます。これは、臨時財政対策債が減れば、その分、普通交付税が増えると、行ったり来たりの関係になりますので、そういったことで、今次増えたということでございます。

なお、国全体の動向を若干申し上げますと、平成 22 年度につきましては、前年度から比較いたしますと、普通交付税で 6.8%の伸び、それから、臨時財政対策債では 49.7%の伸びということで、この二つを合わせました実質的な交付税の伸びとしましては、17.3%が国の伸び率ということでございます。ただ、本町におきましては、いろんな算定要素がございますので、その中で最終的に普通交付税の伸びにつきましては、前年度 3%増という形になったところでございます。

それから、臨時財政対策債の減った要因といたしましては、これは国県のほうから予算編成の段階でいろんな情報がまいります。今ほど申し上げましたように、22 年度の伸び率が 49.7%の大きな伸びであるということがございまして、各市町村における見込みの伸び率が、国県から示されておりましたので、それに基づいて当初予算では計上したわけでございますが、決定したところをみますと、今回の形になったところでございます。臨時財政対策債が思ったより減りまして、交付税のほうで伸びたということでございます。

それから、この伸びた結果が財政指数にどう影響するかということでございますが、決算等の中でも若干説明申し上げましたけれども、いろんな財政指数がありますけれども、その一番基本となるのは、やはり交付税でございます。この交付税、それから臨時財政対策債合わせたこの伸び率が、いかに伸びるかによって、いわゆる計算する際の分母になりますので、その数が大きくなれば大きくなっただけ指数は低くなるということでございますので、平成 22 年度におきましては、全体で 4.3%の伸びということでございますので、本町にとっては、非常にありがたい結果であるというふうに考えております。

それから、財源移動の関係で 2 点ほどご質問がございました。一つは、林業費でございますけれども、これは先ほど議案説明の中でも申し上げましたが、林道の岩井沢檜木平線の工事費と委託料の事業費の組み替えということで、これは財源的にまったく移動がないということでございます。

それから、起債のほうで一般単独事業債が 10 万円増えたわけでございますけれども、これにつきましては、起債の借り入れにあたっては、10 万単位で借り入れするというところで、今次、事業費を精査した結果、10 万円プラスになるということでございます。この一般単独事業債につきましては、まったくのただ借りということではありませんが、今年度、元利償還金の 30%ではございますけれども、交付税に算入されるということでございますので、一般財源をまったく使うよりは、この 30%の有効な部分も活用しながら整備を進めていきたいということで調整をさせていただいたところでもあります。

それから、自動車運転業務の委託料の関係でございますが、先ほども申し上げましたように、本来であれば、総計予算主義の中で 1 年間の必要経費を計上するというところでございますけれども、いろんな町の事業の中にありまして、すべてが当初予算で計上しきれないというばかりではないという部分がございます。いろんな事業の中には、年度途中の中でその所要額の調整を図る場合もあるということでございます。今次の自動車運転手の部分につきましては、先ほど申し上げましたように、当初予算の中では全額を計上しきれなかったということで、今回、残り 6 カ月分の委託料をお願いするものでございます。以上でございます。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 質問にお答えしいたと思います。

まず1点目は、統合小学校の基本設計業務に関する質問でございました。適正配置審議会の答申に基づきまして、町では小学校を24年4月に統合するというようなことで決定をしたところでございまして、町の基本方針というのを決めました。その基本方針の中に、本年度中に統合小学校新築に向けた基本構想をつくっていくんだというような日程を示させていただきました。23年度には基本設計を実施していくんだというようなことで予定にあげさせていただいたわけでありまして、本年度、基本構想というような考えでいたわけでありまして、よその学校新築の事例などをみますと、基本設計を発注する際に、いろいろ業者を公募しまして、そこでプロポーザルなどを実施しながら、優秀な業者をその設計業者として選定していくといった作業をしている事例が多くあったということでありまして、来年度の基本設計をするにあたって、今年度は基本設計を発注する業者を決定する作業、そういった作業を今年度行おうということで考えたところでございまして、一つとしましては、謝礼という、統合小学校新築基本設計業者選定業務の謝礼ということで21万ほど計上させていただきました。これにつきましては、学校、当然、小学校統合推進委員会なる組織を、これから皆さんに、委員を推薦していただいているところでありまして、こういった皆さんに関わりながら、業者決定をしていきたいというふうには考えているわけでありまして、専門家の目でアドバイスをいただくかたが必要だろうということで、想定としましては、大学の先生とか、学校設計なんかに携わったことのある先生に、アドバイザーというような形で参加していただくというふうに考えております。それらの費用が5回ほどきていただくということで、21万ほど計上しております。

それから、業者謝礼ということで20万計させていただいておりますが、これはプロポーザルというような形で実施をしたいと思うわけでありまして、広く条件を付けまして公募をします。それで私も参加したいというような形で参加してきた業者から、第1次審査ということで5社ほど選定しまして、そのあと公開プロポーザルというような形で、推進委員の皆さんとか、皆さんの前で、私はこんな学校を設計して、こんな学校をつくりますというようなプロポーザルをしていただいて、優秀な業者を基本設計業者にしていくといった作業をしたいと思っております。

それで、そういった公開プロポーザルにかかる費用ということで、5社のうち4社は落選になります。落選する業者に対しては謝礼を出すんだというような形で、どこの市町村も実施しているようでありまして、謝礼という形で4社分、5万円かける4社分、20万円を計上させていただいたということでございます。こんな形で広く設計業者を公募しながら、小学校の校舎の設計にあたっていきたいというふうなところでございまして。

2点目は、国勢調査に関する質問でございました。報酬53万8千円ほど減額になっております。これは今回、県からの割り当て、調査員の人数が当初想定してましたより若干減ってまいりました。そういったことで、報酬が残ってしまいます。総体の金額は変わらないわけでありまして、それらにつきましては、需用費なりに、とりあえず移行させていただきまして、10月1日に実施されるわけでありまして、調査に支障のないような形で臨みたいというようなことで、組み替えをさせていただいたところでございます。

それから3点目は、ケーブルテレビ職員の関係の質問でございます。公社の職員の人件費、通常のロータスインなり、道の駅なりに勤務している職員と、ケーブルテレビの職員との人件費についてはどうなんだというようなご質問でございました。はっきりした数字は分かりませんが、通常のロータスイン等に勤務している職員よりは公社の職員は一步優遇されるような形で勤務をしているというようなことでございます。これらにつきまして、ご存知のとおり、特殊業務というようなことでありまして、放送業務にかかわっていただいているというようなことで、そういった人件費で支払っているというような実態でございます。

○議長 11番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 ケーブルテレビに関してはあとで、議会が終わったらならば、そこで働いている職員の人件費は、ほとんどは町の委託料でやっているわけですから、これは改めてお尋ねすることにいたします。

財政運営は、説明を聞いていると、固いなど、間違いないなど安心もしているわけですが、ただ、6億8,000万、7億近くの基金を持つようになったんだから、こういう場合は10万、20万だか知りませんが、やはり起債を減らすというのも、財政運営上、一つの方法ではないのかと、財政は好転してきていますが、思いもかけないという失礼にあたるかもしれません、これだけ地方交付税がきた半分以上を、1億8,000万も基金に積むわけですから、そういう選定もあつたって私はおかしくないなということで、お尋ねしたので、もう一遍そこら辺の観点を説明していただきたいと思えます。

それから、財源の移動であります、2点は起債との絡みでお尋ねしましたが、もう2点は特定財源と一般財源との変更がなされているわけですが、これは当初の見込みと違うわけですから、どのような要件で見直し、移動がなされたのかなということでありませぬ。

町長の運転手のこともいろいろありますが、やはり予算を編成するときには、当初予算は年間の総計主義だと、そういう思いといいますか、それをもってこれからあたっていたきたいということを要望しておきます。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 くどういふですけども、町長運転手に対して、非常に関心をお持ちでありますから、はっきりと申し上げておきたいと思えますが、私は、町長運転手が本当に職員としての、一職員でいいのかどうなのかということ考えた末に、今回のこうした変則的な対応を取らせていただいたわけでありませぬ。それはつまり、これから委託として対応していきたいというのが私の考え方でありませぬ。その委託というのは、外部の委託でありませぬし、内部で契約するのも委託であります。そうした中で、今回、職員のかたがずっと対応してきたわけでありませぬから、はじめてのケースなんです。したがって、こういうケースについて、ある意味では使用期間、あるいは試験的な期間であってもいいんじゃないかと私は思っているんです。それが、非常に大きな財政支出であったというんならまた別ですよ。しかし今回の場合は、半年間やってみて、そしてさらに半年間行い、そしてようやく来年度の新しい年度の中において、この町長運転手という部署について、ちゃんとした対応を取らせていただきたいということの暫定期間であるわけでありませぬから、そのとこ

ろくらい、やはりちゃんと議員の皆さんについてもご理解いただいてもいいのではないかと考えているところでありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 起債と財政運営の関係についての再質問でございますけれども、先ほど議員おただしのようひ、財政のいろんな進め方につきましては、中長期的な財政計画をみずから立てまして、その中で財政の健全性をいかに保つていくかということで運営をしているところでございます。地方交付税につきましても、本来であればもう少し当初予算でみられる要素はあつたかもしれませんけれども、あまり過大にみてしまいますと、いわゆる交付金決定割れということになりまして、これが県なり国なりから当初予算と比較して、過大に見積もつたんじゃないかというふうな指摘も受ける要素になりますので、少し固めにみてゐるのは事実でございます。そういった中で、交付税が伸びて、起債が 10 万程度であれば、それは借りないで一般財源で対応してもいいんじゃないかというご意見でございますので、その辺は今後、町としても財政状況の中で、その借入額について判断をしていきたいというふうひに考えております。

それから、財源の移動の関係でございますけれども、2 点ほどですか、先ほどお答えいたしました消防の防災費と道路橋りょう費のほうについては、起債と一般財源のいったりきたりということになりますが、それでよろしいでしょうか。

それでは、防災費につきましては、先ほども申し上げましたけれども、一般単独事業債の端数調整で 10 万繰り上がったということでございます。その分、一般財源が減つたということであります。

それから、18 ページの道路、8-1-3 の道路新設改良費の財源移動の関係でございますけれども、これにつきましては、起債の過疎対策事業債を減額しまして、過疎対策事業債とへん地対策事業債を減額いたしまして、一般財源に振り替えたということでございます。へん地対策事業債の部分については、これは事業費が減額になつたことよつての調整でございますが、過疎対策事業債分につきましては、これは町が例年借り入れております過疎対策事業債の枠が、おおむね 3 億程度の金額、3 億から 3 億 5,000 万程度ということでございます。そういった中で、現在ケーブルテレビの大規模事業も実施しておりますので、これも今後 5 年間の財政指数の推移をみた中で、過疎対策事業債をこのまま借りて、一般財源分を借りていきますと、財政指数が上がつてしまふおそれがあるということの一部考慮いたしまして、この一般財源で対応する部分がございます。そういったことで、この分が財源の組み替えということでありますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長 11 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 もうちょっと説明しやすい質問の仕方をすればよかつたんですが、例えば 15 ページ、児童措置費でございますが、補正額が 5 万 4 千円で、財源の内訳をみますと国県の支出金がマイナス 5 万 6 千円、一般財源がプラスで 11 万、こういうような財源の移動というのは、どういふ事由でなされたのかということを知りたいわけであります。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 それでは、児童措置費のところ、例を出されていただきましたので、それに基づいてお答えしたいと思ひます。

今回、補正額が5万4千円ということでございまして、財源内訳をご覧いただきますと、国県支出金で5万6千円の減、逆に一般財源が11万ほど増えるということでございます。これは補助事業で、9ページの県支出金をちょっとご覧いただきたいと思いますが、県支出金の一番上に民生費県補助金がございます。ここが5万6千円の減ということでございますけれども、これは地域に開かれた保育施設等の環境整備事業ということでございます。この内容といたしましては、いわゆるAED、除細動器でございますけれども、AEDの設置を各保育所に予定いたしまして、そのうちのAEDを保管する、いわゆる保管用の箱がございまして、それについては補助の対象外ということになりまして、5万6千円ほど減額となったところであります。

その一方で、講習会等を開く際のいろんな事務費、こういったもので逆にプラスになるということで、一般財源が逆にその分が増えてしまうということでございますので、補正額は増えるんですが、特財が減って一般財源が増えてしまうということでご理解をいただきたいと思います。

○議長 13番、清野邦夫君。

○清野邦夫 1点ほど聞きたいんですが、その前に確認しておきたいと思います。ケーブルテレビ運営事業費の委託料について、先ほど課長の説明だと、この委託料の108万5千円は、2名の個人委託を振興公社の職員にするための賃金じゃなくて、社会保険料とか、そういうふうなほうの経費だというようなことだったんですが、それでよろしいですか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 委託料のお話でございますが、今まで個人委託だった2名の職員を、ケーブルテレビの委託、同じ委託費の中なわけではありますが、そちらに身分移管をしたいということでございまして、個人委託の場合に比較しまして、厚生費というようなことで、町の負担が増えると、その108万5千円は、それら経費を上乗せして委託したということに伴う増でございます。

○議長 13番、清野邦夫君。

○清野邦夫 そこで質問するんですが、まず一つは、今、課長の説明だと同じ委託料だからというようなことで108万5千円しか載せなかったというような説明ですね。逆にいうと、私は身分保障ということで振興公社の職員にすることをどうのこうのと言っているんじゃない、非常にそれはいいこと。今、予算上でこれでいいかということが一つ。簡単にいうと、要するに、個人委託料でやっていた分で、設備も委託料だと、だから振興公社にやるのも委託料だから、福利厚生費の108万5千円しか載せなかったわけですね。だけれども、ここで108万5千円、業務委託料で108万5千円載せているんだから、会計上も、その例えば、議会通ってから、来月から給料も一緒に業務委託料ということにしなくいいのかという疑念が一つあった。それが一つね。お答えいただきたい。

それから、振興公社の今度は職員になるということだから、それはそれでいいことだと思うんですけども。今度は、給料だけ、ちょっと11番も聞いたんですが、ちょっと私分からなかったんで、もう一度質問するんですが、振興公社の職員というのは、純然たる振興公社職員と、それから、今言ったようなケーブルテレビの職員、あるいは運転手もいるかもしれません。あるいはさゆり公園の職員もいるかもしれません。そういうことで、

身分上は振興公社の職員ですからいいですが、今のケーブルテレビですが、ケーブルテレビの職員が振興公社の職員になったという場合は、給料体系どういような、例えば振興公社であれば、赤字とかそういう足りないときはボーナス下げるとかあるわけですよね、ケーブルテレビ職員は関係ないわけですね、一生懸命やっても。そういうときに、一概に振興公社の、身分保障ということで振興公社の職員にすることはいいことだけれども、どういうんだろう、ケーブルテレビ職員とか、純然たる振興公社の職員との給料体系とか、あるいはボーナスとか、そういうのはどうしているのか。そこら辺ちょっと聞きたいと思います。2点。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 今、13番議員がおっしゃられた中での、ケーブルテレビの職員と移動と賃金の問題ですが、いわゆる原則的には、ボーナス一時金も含めて、職員の給料分に見合うものについて委託をしている、そっくり。ですから、言ってみれば、身分的にどこに配属されているかというところが、実は便宜上振興公社の職員という身分の中において、身分の安定というものを現在保っているということでもあります。そこに加わる、いわゆる給料分ということについては、振興公社は経営はするわけですがけれども、その中で経由して本人にくるということでもあります。言ってみれば、じゃなぜそのややこしいような内容をしているのかと、こういうことになるわけでもあります。そのことについては、いわゆるケーブルテレビの運営の特殊性がずっとまだ続いているということでご理解をいただきたいというふうに思っているわけです。

つまり、本来、ケーブルテレビというのは、ちゃんとした一つの営業をしているわけがあります。本来でありますと、そこに人件費も含めて、きちっとその分で本来経理をするというのが建前であろうかと思うんです。しかし、これまで行ってきた内容については、一般会計の中でケーブルテレビ会計を実はみているわけでもあります。そういうことについては、いわゆるアナウンサーという身分、あるいは関係する職員について、いわゆるそれを別枠で出しているということでもありますから、結局その携わる職員というのは、つまりはケーブルテレビの業務を行っているにもかかわらず、この現在の振興公社の職員という身分で社会保障、いわゆる保険の関係とか、そういった関係をみているということで、これ非常に複雑のように実は思っておるわけでもあります。

したがって、おいおいこの件については、やはり見直していくべきであろうというのが私の率直な考え方であります。したがって、どういう形できちっとすべきなのか、これからぜひ検討して、例えばの話でありますけれども、本来、業務を行っているものであれば、一般会計から特別会計に出すという方法も必要でありましょうし、その中で、本当に皆さんから徴収している分、町から補てんしている分、あるいはいろいろと補助金の分、こういったことがケーブルテレビの運営事業費の中で明確に、人件費も含めて、その場合は明らかになってくるし、そしてその中で職員というものの職員数と、配置の基準というものも明確になってくるのではないかというふうに思っておるわけでもありますので、現在は、賃金はぐるっとまわってきているということでもあります。

それからもう一つは、給料表であります。これは振興公社給与表を採用しております。その中において、段階がありますので、格付けをどの辺にするかということで、いわゆる

一般の職員の皆さんと、ケーブルテレビの職員の皆さんの最初の格付けがちょっと違うということでもありますので、その格付けが毎年変わってきているので、若干の差があるということでもありますので、ちゃんとした給与表にもとづいて対応しているということでもありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 13番、清野邦夫君。

○清野邦夫 もう一つやっているんだけど、言い直すと、もう一つの質問は、要するに、委託、議会に出すのは款項だな、だから、節でいうと、委託料でやっているから、別に個人委託だって、振興公社委託だって同じだということらえ方で、だから、今増額分しか出さない、それでいいのかということ、簡単にいうと。要するに、振興公社に委託するんならば、残りの給料分も一緒に業務委託費で出さなくていいのかという疑問なんです。そういう質問。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 委託料の中には人件費、当然、給料、ボーナス、そういったものも全部含めて委託料という形で公社にお支払をして、公社のほうから支出していただいているということでございます。

○議長 13番、清野邦夫君。

○清野邦夫 今、業務委託するのは、福利厚生は108万5千円しか出さないわけだ、振興公社に出すのは、業務委託料。だから、それだけでいいのかということ、残りの給料とかそういうもの、それも業務委託料で出さなくていいのかということ。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 同じその委託料の中に、個人委託に今まで支出していた委託料があるわけです。そこに108万5千円をプラスしまして、公社のほうに委託料という形で上乘せしていくということになります。そういった形を取らせていただいています。

○議長 13番、清野邦夫君。

○清野邦夫 分かっているんだけど、要するに、108万プラスして委託料あるから、それでやるんだと。だから、この会計でも、この説明で問題ないんだというんでしょう。それならいいんです。ないんでしょう、問題。

何月から振興公社に委託するつもりなのか、そして、振興公社に委託する給料とか、そのもろもろのこの108万5千円も含めて、委託するんでしょう、振興公社に、その2人分を。2人分の給料と、もろもろの今の108万5千円も含めて委託するわけでしょう、それで、今は108万5千円しか出さないけれども、給料分は委託料として載せなくていいのかということなの。それで間違いがないのであればいいの。それもう一つ最後に教えてください。

それから、町長からさっきの職員の体系は分かりました。簡単にいえば、委託料として身分を安定させるけれども、給料だけは委託のそのままやってもらおうと、そういうことになってくるわけですね。それならさっきの最初の質問。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 この委託料の中には、何回も繰り返しになりますが、公社に委託している分、それから個人委託の2名の委託、同じく委託料という形で個人委託をしてまいりま

した。その合わせたもので委託料という形で当初予算には計上してございます。

そして、108万5千円を追加することによって、その2人が身分移管をされまして、公社職員という形で、10月1日から公社の職員というような形で活動していただくというような考えでございます。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 私も2、3お尋ねしますが、交付税、これは先ほど総務課長の説明だと、昨年よりも3.何%だか、8%だか、増額を見込めるという説明でありましたが、それは普通交付税だけみればそうかも分かりませんが、昨年の実績は28億8,922万何がしだったですね、決算で表れた交付税というのは。そうすると、今回ここでみているのは、27億6,400万余なんですよ。これは特交入っていないと、特交は当初で1億9,000万みたくけれども、今回、増額の要素というのはみれないんですか。そして、単純に計算すると、1億、ざっと21年度と比較して1億2,500万くらい減額なんですよ。これは、特交をみて、21年度実績は見込めるのかどうかというのが歳入での質問であります。

歳出では、財政調整積立金が非常にこう多くて、総務費全体の、総務費ではあれですか、2億600万程度の増額ですが、その8割方は、9割に近い88%ですから、9割に近い財調積み立て、総務課長の説明だと、財調では、この1億8,200万余を積み立てれば、6億8,319万3千円になりますという説明でしたが、21年度末で5億1,722万9千円あったわけですね。これは22年度になって取り崩したんですかどうですか。繰り入れしましたか。

それから、2款1項1目の、歳出に入りまして11ページですけれども、賃金、これは産休代替とか何とかという説明ありましたが、総務費だけで当初、1,163万2千円を見込んで、今度追加で546万2千円の追加、これは何人分で何か月分に相当する、業務内容はどういうことをしている賃金の追加なんですか。

それと、2款2項1目の、ページでいうと13ページ、税務総務費で委託料で174万3千円、これは国税連携システム改修委託料と説明がありますが、国税と連携するということは、どちらから、国税のほうからこういう連携しろよという指示があつての業務の委託が出てきたのか、しかもこの財源は、一般財源でまかなうということね、国県からの補助、あるいは負担金というのは一切ないんですけれども、この業務内容をお尋ねします。

それと、4款衛生費で保健衛生費、15ページ、この先ほど3番議員の質問で、簡易水道施設整備事業補助金というのが安座の飲み水のあれだということは分かったんですが、簡易水道施設といたら、町で三つだかあるあれを指すのかなという、新郷とか奥川簡水とか、それで、こういう名称が、説明の名称が正確なんでしょうか。飲料水の補助なんですよ。この補助率はどのくらいなんですか。それも併せてお聞きします。

もう1点は、緊急雇用創出基金事業、5款の労働費ですけれども、今回577万8千円の追加計上、当初で2,150万の予算を取っていました。これによって、どのくらいの人数が何日間くらい就労できたか、そしてまた、577万8千円で、どのような見込みを立てておられるのか。

商工費でもお尋ねします。わずか商工振興費で負担金補助金及び交付金についてお尋ねしますが、横浜フェア出展負担金追加とありますが、これ当初は5万3千円、今回5万2千円、約倍になっているんですが、これはいつごろ分かって、それでいつ横浜フェアには

行かれるのか、行ってきたのか。

土木費でもお尋ねします。工事請負費で町道野沢柴崎線の追加ですけれども、町道下野尻端村線は減額です、これね。減額しても当初計画どおり事業ができるのか、これを減額した理由というのと、完成するのはいつごろの予定なのかお尋ねをいたします。

最後に、書いてあったのは前のほうなんだな、企画費あたりだったかな、小学校は、統合小学校は、当分の間、野沢小学校を使用し、財政の状況をみてから、財源が確保してから新築するというこの説明であったんですが、この予算ではわずかですけれどもね。41万だかの補正ですけれども、増額。なんかすぐにでも建てるような、そんな感想として受けるんですが、明確に当初の計画、当分の間は野沢小学校を使って、財政に見通しができるといえるのか、余裕ができたなら新築と、そういう方針は変わらないんですかどうですか。以上です。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 それでは、私のほうから、まず交付税についてのご質問にお答えをいたします。

今次、補正によりまして地方交付税全体で27億6,400万ほどになるわけですが、昨年度の交付税の決定額が28億8,900万ということでございまして、その差額、補正後の現時点で申し上げますと、1億2,480万ほどの差がございまして。議員もおただしのよう、特別交付税が当初予算で1億9,000万ほど現在みておりますけれども、昨年度の決定の状況をみますと、3億8,900万ほど決定がなされております。この特別交付税につきましては、議員も十分ご承知のように、特に災害があったり、いろんな特殊財政事情が生じたところに比例配分的に支給されるというようなことでございまして、これから特別交付税どのくらいくるかは、これからの状況、いろんな豪雨災害だとか、あるいは除雪の状況だとか、そういったことで決定がされるということでございまして、現時点では、昨年度よりも1億2,400万ほど少ないわけですが、最終的には、昨年度3億8,900万でございまして、3億から3億5,000万くらいまではなんとかきいていただくと助かるなというふうに考えております。

それから財調でございまして、財政調整基金の状況につきましては、本年度、取り崩しの状況でございまして、当初予算で6,000万ほど繰り入れを行っております。

それから、8月の第2次補正におきまして、臨時議会でもございましたけれども、地域力創造アドバイザー事業ほかの事業が補正をお願いしまして、そのときに一般財源で財調から63万1千円ほど取り崩しをさせていただいております。その合計が6,063万1千円でございますが、その一方で、今次、補正を含めまして、積んだのが2億2,600万ほど積んでございまして。財政調整基金については、決算のときにも話がございましたけれども、標準財政規模の約1割が妥当の、最低でも保有額ということでございまして、それを超える額を保有しておりますが、今後、町の単独事業で、経済対策における単独事業の実施、そういったところに財政需要が生じた際には、財政調整基金の取り崩しを行いながら、事業の推進にあたっていきたいというふうに考えております。

それから、臨時職員でございまして、議員おただしのよう、当初予算で1,163万2千円ほど計上をさせていただきました。今次、1,700万ほど計上させていただきましたとこ

ろでございますが、当初予算では、事務補助で5人、プラス学校の用務員1名がございまして、計6名分を計上させていただいております。今回、産休、あるいは育児休業、それらとプラス病気休暇が若干出ておりましたので、これらによりまして4名ほどの臨時職員が、賃金が必要になったということでございます。これは、今後3月までの必要見込みを計算しまして、計上をさせていただいたところでございます。以上です。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 私からは2款2項の町税費の中で、国税連携システム改修の委託料というものについてお答えを申し上げたいと思います。

現在、税、国税、地方税ともに電子化ということが進んでおりまして、特に国税に関しましては、eタックスということで、申告についても電子化ということを現在進めているところでございます。今回のシステム改修の内容でございますが、今回の新しい申告の時期から、国税に関しましては、これまで所得税を中心に申告をやっていた情報を、これまでは紙ベースでいただいております。今回の申告から、そのデータが紙ベースから電子ベースになるということに伴いまして、国税のその所得税の情報を、市町村についてはそのデータをいただかなければならないということで、今回この連携のシステム改修ということで改修をする内容でございます。

この財源でございますが、一般財源ということで、すべて金額載っておりますが、これにつきましては、国から普通交付税で手当てがされておまして、また県のほうからも、県民税の取り扱い交付金ということで、上乘せがされておまして、ほぼ全額手当てがされているという内容でございます。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 まず4款の衛生費の簡易水道施設整備事業補助金についてお答えいたします。

この簡易水道施設整備補助金につきましては、町の西会津町簡易水道施設整備事業補助金交付要綱というのがございまして、その中に簡易水道については、水を、人の飲用に適する水を供給する施設ということでうたっております。なお、この中で簡易水道施設ということは、国県の補助対象以外のものということでうたっておりますので、この要綱の簡易水道を、今回これで使わせていただいたということでございます。

あと8款の町道舗装改良工事でございますが、この下野尻端村線につきましては減額ということでございますが、当初予定していた延長等については、ほぼできるのかなというふうに考えております。あと、下野尻端村線について、いつころ完成するのかということでございますが、今、国からの交付金はかなり不透明な状況であります。このままの補助金が、交付金がくるということで考えますと、平成28年には完成するのかなというふうに考えております。

(「補助率」の声あり)

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 大変失礼いたしました。簡易水道事業の補助金の補助率でございますが、80%が補助でございます、20%が簡易水道使用者の負担金ということになります。

○議長 商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長　ご質問のうち、緊急雇用創出基金事業における雇用人数と雇用期間についてお答えいたします。

今次補正で1事業追加いたしまして、合計で7事業になりました。委託、賃金それぞれあるわけでありまして、合計で19名のかたを雇用いたします。事業によって期間が1年のものでありまして、4カ月の事業であったりしますが、一応19人で、延べで132カ月分です。

続きまして7款、横浜フェアの負担金の増額でございますけれども、いつ負担金がかかったのかというご質問ですが、はっきりした日にちということにはちょっと今あれですけれども、7月中にあちらのほうから連絡がありまして、負担金の額が前年よりも増えて10万5千円になりましたというご連絡がありました。それから開催日でございますが、10月の16日から17日、2日間開催いたします。以上です。

○議長　企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長　小学校整備に関する質問にお答えします。

小学校につきましては、24年4月1日、野沢小学校を仮校舎に開校するというような方針を定めておまして、町の基本方針の中には、そのほか、新校舎につきましては、西会津中学校との小中連携を進められるような位置に整備をしていくんだというようなことも、町の基本方針の中にうたっております。それで22年、今年度中に基本構想を策定し、23年には基本設計業務を行うんだというようなことも基本方針の中にうたっております、それにもとづきまして、本年度、基本設計を決定するための業務をちょっと前倒してやるような形になりますが、来年度基本設計を計画どおりやっていきたいということでございます。

基本設計業務までは学校整備にかかる国庫補助の対象になりません。そこまでやって、準備をしておきますと、例えば補正予算とか、というような有利な財源が使えるというときに、すぐ取り組めるというようなこととなりますので、そこまでは準備をしていきたいというのが町の考え方でございます。その後、実施設計からは国庫補助の対象になるということでございます。

まだ、統合小学校の位置につきましては、中学校の隣接地というようなことは決定しているわけでありまして、どの場所にどういった形で建てていくのかというようなことが決まっております。場合によっては、用地の取得だとか、造成だとかと、そういった業務も必要になってくる可能性があります。したがって、早く学校をこんな場所に、こんな形で建てたいという、その大雑把な計画までは町のほうとしては準備をして、もっていききたいということでございます。

○議長　14番、清野興一君。

○清野興一　逆からいくか、答弁の逆からいって、今の企画情報課長に確認ですけれども、そういう基本的なことだけを設計しておいて、小学校ね。統合小学校。時期がくるまではずっと先延ばしになるんだというふうにとらえていいのか、おれの記憶が間違いなければ、財政の裏付けができて、初めてやりますと、新築に取りかかるということであったと記憶しているのね。その基本線は曲げないんだということで理解していいんですねということ。

それから、あとは、建設水道課長に私が聞きたいのは、その名称ね、この説明の名称、

簡易水道といったら町の簡易水道をすぐ思い浮かぶんですよ。それで、ああいうふうに集落でやっているのは、飲料水供給というあれでしょう、飲み水対策なんでしょう。

それと、もう一つは、先ほど3番への答弁で、関根水道と、安座水道とあるといったけれども、水源は一つなんだ、あれね。だから、私が非常に疑問だと思うのは、簡易水道というのは、供給対象人数が5,000人未満から、1,000人くらいまででしたっけか。そういうのを簡易水道というという決まりもあるんじゃないかなと思って、上水道というのは5,000人以上だと。そういうことからいって、その要綱にはそういう名前付いているかも分からないけれども、これはもうちょっと疑問が出ないような説明文のほうがいいのではないかという、ただそれだけです。

それと、商工費、これは同じスペースで、出展場所が同じスペースで、去年の倍になったのか、あるいは倍のスペースが必要になったから倍の出展負担金が発生するのか、そういうことです。

あとはいいです。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 それでは、小学校整備に関する質問にお答えします。

町の基本的な考え方、新築に向けての日程というのは、まだ定まっておりませんが、先ほど申しあげましたように、基本設計業務までは、いずれにしても町単独でやらなければならないということで、そこまでは準備して、今後の財政状況を見極めたいということでございます。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 簡易水道の名称についての質問にお答えいたします。

今回につきましては、その要綱に載っておりますので、簡易水道というようなことで予算書のほうに計上させていただきました。議員おただしのとおり、簡易水道につきましては、人口によりまして国県の補助等をいただく場合は、人口の1,000人とか、その中では簡易水道ですよと、それから下について、500人から100人までは飲料水供給施設事業というような名称を使っているような状況でございます。ただ今回につきましては、大変申し訳ありませんが、この要綱の中で簡易水道という言葉がございましたので、それを使用させていただきました。

○議長 商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長 横浜フェアの出展負担金でございますけれども、スペースは昨年と変わりございません。負担金だけが倍になったということでもあります。

○議長 これで質疑を終わります。

9番、武藤道廣君ほか7人から、修正動議の提出があります。

暫時休議します。(11時57分)

○議長 再開します。(13時00分)

本案に対して、9番、武藤道廣君ほか7人から、お手元に配りました議案第19号、平成22年度西会津町一般会計補正予算(第3次)に対する修正の動議が提出されました。

したがって、これを本案と併せて議題とします。

提出者の説明を求めます。

9 番、武藤道廣君。

○武藤道廣 議案第 19 号、平成 22 年度西会津町一般会計補正予算（第 3 次）に対する修正案の説明をいたします。

提案理由としましては、ただいまの各同僚議員や私の質問等にもありました。そして、6 月の一般質問にも取り上げて、この事例に対しては質問しております。今、雇用環境は新卒者のみならず、若い人、あるいは子育て最中の人にとっても、ますます厳しさが増している状態であります。6 月の一般質問にも提案しましたが、定年退職者を継続的に雇用する、そのようにして町長が業務に慣れるまで、短期間ということで予算を取って今までやってきました。このたびの補正において、委託という形で継続、180 万円の計上がなされております。しかし、私は、町長就任時から 1 年間を経て、その業務に対する所期の目的は達せられたものと判断するものであります。今ほどの質疑、答弁の中では、職員対応がいいのか、委託がいいのか、試行してというふうにありましたが、契約が 6 カ月ということもありまして、このたびそれが切れるわけでありまして、これをもって、私は若い人の職員の育成並びに雇用の場の提供という意味からも、この議案に対する修正をするものであります。

それでは、議案第 19 号、平成 22 年度西会津町一般会計補正予算（第 3 次）の一部を次のように修正する。

第 1 表、歳入歳出予算の一部を次のように改める。内容は総務費の総務管理費を 70 万減額し、予備費を 70 万増額するものであります。

それでは、2 ページ目をご覧ください。

2 款総務費、項 1 総務管理費、1 一般管理費の中の賃金、臨時職員賃金追加、ここに 110 万円を加える。そして、委託料 180 万円を減額するものであります。

続いて 13 予備費、項 1 予備費、1 予備費の一般財源 70 万をもって、70 万円を増額するものであります。

以上をもちまして、私の説明を終ります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 これから修正案について質疑を行います。

14 番、清野興一君。

○清野興一 自動車運転業務委託料というのを、これ先ほどの質疑では、町長の車を運転する委託料だという説明でしたが、修正案では、180 万そっくり削ってしまうと、そうすると、運転業務に支障をきたすんじゃないかと思うんですが、その分あれですか、臨時職員賃金を 110 万追加するので、臨時職員で対応してくれと。180 万を 110 万に減額したということは、これから 6 カ月ありますね、10 月からだと。そうすると、単純に 6 で割ると 1 カ月 18 万 3,333 円とこうなるんですけども、180 万を 6 カ月だと月 30 万、それを 18 万 3,333 円でいいということでの提案ですか。以上です。

○議長 9 番、武藤道廣君。

○武藤道廣 今の質問に対してお答えします。

委託料として 110 万を残すのではなくて、その臨時職員として、どの程度、もし職務遂行するに、人件費がどのくらいかかるかという試算した結果、6 カ月で 110 万くらいかかるだろうと。ただ問題は、先ほどもいいましたように、臨時職員で対応するのか、正職員

をもって町長運転手にするのか、その辺はまだ未定でありますけれども、私としましては、臨時職員で対応したいという形で 110 万円を臨時職員賃金のほうに追加しました。以上です。

○議長　これで質疑を終ります。

これから討論を行います。

討論の順序は、最初に原案賛成者、次に原案及び修正案反対者、次に原案賛成者、次に修正案賛成者の順に行います。

まず原案賛成者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長　次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長　次に、原案賛成者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長　次に、修正案に賛成者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長　これにて討論を終結いたします。

これから議案第 19 号、平成 22 年度西会津町一般会計補正予算（第 3 次）に対する修正案を採決します。

修正案のとおり決することに賛成のかたは起立願います。

(起立多数)

○議長　起立多数です。

したがって、議案第 19 号、平成 22 年度西会津町一般会計補正予算（第 3 次）に対する修正案は、修正案のとおり可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決します。

お諮りします。

修正議決した部分を除く部分については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、修正議決した部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

日程第 2、議案第 20 号、平成 22 年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 次）を議題とします。本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長　議案第 20 号、平成 22 年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 次）の調製についてご説明申し上げます。

今次の補正の主な内容につきましては、事業勘定におきましては去る 6 月議会でご議決いただきました税率改正に基づき本算定を行い、それに伴う所要額を計上いたしました。なお、被保険者の保険税の負担軽減を図るため、当初予算において支払準備基金から 2,000 万円を繰り入れしているところですが、さらに今次補正で 21 年度の決算余剰金の中から

2,000 万円を減税財源として充当したところでございます。また歳出の中で、町長から主要報告事項の中でご説明申し上げましたところでございますが、後期高齢者医療制度に伴う、平成 20 年度、21 年度の課税誤りにかかる 74 世帯分の保険税還付金 70 万円を計上いたしました。

次に、施設勘定であります。西会津診療所の修繕料にかかる経費などが主なものでございます。

それでは予算書をご覧いただきたいと思えます。

平成 22 年度西会津町の国民健康保険特別会計補正予算（第 1 次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,514 万 1 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 10 億 3,708 万 3 千円とする。

診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 246 万 5 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 5,840 万 9 千円とする。

2 項、事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第 2 条、地方債の補正は、「第 2 表地方債補正」による。

9 ページをご覧いただきたいと思えます。

はじめに事業勘定の歳入であります。

1 款国民健康保険税、1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税、補正額 4,116 万 9 千円の減額でございます。節であります。医療給付費分、後期高齢者支援分、介護納付分、すべて減額でございます。この主な要因は、ただいまご説明申し上げましたが、一番大きいものは、繰越金から 2,000 万円を充当したということが一番の要因でございます。2 目退職被保険者等国民健康保険税、212 万円の増であります。

次に 3 款国庫支出金、1 項 1 目療養給付費等負担金、179 万 8 千円の減額でございます。2 目高額医療費共同事業負担金、136 万 6 千円の増でございます。

次に 10 ページであります。

3 款国庫支出金、2 項 1 目財政調整交付金、68 万 7 千円の減額であります。普通調整交付金の減でございます。

4 款療養給付費等交付金、1 項 1 目療養給付費等交付金、1,859 万 5 千円の増でございます。これにつきましては、退職者被保険者療養費等の増となります。

5 款前期高齢者交付金、1 項 1 目前期高齢者交付金、128 万 5 千円の減でございます。県の 4 分の 1 分です。

6 款県支出金、2 項 1 項県財政調整交付金、981 万 6 千円の増であります。これにつきましては、レセプト点検、医療費通知、保健事業、その他特別事業にかかるものについて、県から交付されるものでございます。

7 款共同事業交付金、1 項 1 目高額医療費共同事業交付金、613 万 8 千円の減でございます。2 目保険財政共同安定化事業交付金、233 万 9 千円の増でございます。連合会から

交付されるものでございます。

9 款繰入金、2 項 1 目国民健康保険給付費支払準備基金繰入金、83 万 2 千円。これを繰り入れしますが、これにつきましては、去年交付されました介護従事者処遇改善臨時特例交付金分を今年度の税の軽減分に充てるために繰り入れるものでございます。

次に 12 ページでございます。

10 款繰越金、1 項 1 目療養給付費等交付金繰越金、1 千円の減でございます。2 目その他繰越金、3,919 万 9 千円の増でございます。繰越金の計は 3,920 万円となります。

11 款諸収入、3 項 5 目雑入、58 万 6 千円の増でございます。老人保健拠出金還付金でございます。

次に、13 ページの歳出でございます。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費及び 2 項 1 目賦課徴収費につきましては、補正額がございません。財源調整でございます。

次に、2 款保険給付費、1 項 1 目の一般被保険者療養給付費と 3 目の一般被保険者療養費につきましても補正額がございません。財源調整でございます。2 目退職被保険者等療養給付費、1,688 万 7 千円の増でございます。退職被保険者の療養給付費が伸びていることから計上いたしました。

次に 14 ページでございます。

2 款保険給費、2 項 1 目一般被保険者高額療養費、これにつきましても補正額はございません。財源の調整でございます。2 目退職被保険者等高額療養費、182 万 4 千円の追加でございます。

3 款後期高齢者支援金等、1 項 1 目後期高齢者支援金、647 万 8 千円の減額でございます。2 目後期高齢者関係事務費拠出金、2 万 1 千円の減額でございます。これは確定によるものでございます。

4 款前期高齢者納付金等、1 項 1 目前期高齢者納付金、18 万 5 千円の減。続きまして 2 目前期高齢者関係事務費拠出金、2 千円の減額。これも同じく確定したものでございます。

5 款老人保健拠出金、1 項 1 目老人保健医療費拠出金、10 万円の減。2 目老人保健事務費拠出金、5 千円の減。これにつきましても確定したものでございます。

6 款介護納付金、1 項 1 目介護納付金、629 万 8 千円の追加でございます。これも確定でございます。

続きまして 16 ページ。

7 款共同事業拠出金、1 項 1 目高額医療費共同事業療養費拠出金、546 万 5 千円の追加。2 目保険財政共同安定化事業拠出金、1,703 万円の減額でございます。これは見込みによるものでございます。

8 款保健事業費、2 項 2 目疾病予防費、3 万 7 千円の追加でございます。これは、今年度からジェネリック医薬品の差額通知の作成を国保連合会にお願いして、それを該当者に通知するというところでございます。月 100 件程度を予定しております。

10 款諸支出金、1 項 1 目一般被保険者保険税還付金、70 万円。これは先ほど申し上げましたように、後期高齢者医療制度に伴う 20 年度、21 年度の課税誤りによるもので、74 世帯分でございます。10 款諸支出金、1 項 3 目償還金、1,775 万 1 千円の追加でございま

す。これは国庫に返還する分、1,290万6千円、それから支払基金に精算して返還する分、484万5千円分でございます。

以上、歳入歳出とも2,514万1千円を増額し、総額10億3,708万3千円とするものでございます。

次に、20ページをご覧くださいと思います。

診療施設勘定です。まずはじめに歳入でございます。

1款診療収入、1項4目後期高齢者医療診療収入、157万6千円の増を見込みました。

5款繰越金、1項1目繰越金、38万9千円の増、合計39万。平成21年度の3月の最終補正で、一般会計から繰入金といたしまして2,938万2千円を運営費として計上いたしましたが、そのうち、500万円は繰り入れしませんでした。その結果、繰越金は39万円という形になりました。

7款町債費、1項1目過疎対策事業債、50万円の増でございます。医療機器、医療用機械器具の増ということでございまして、今年、大腸ファイバーを起債で購入することにしておりますけれども、機種の変更で50万円の増ということになります。なお、機種の変更は拡大機能付きで変更いたします。

次に歳出でございますが、1款総務費、1項1目一般管理費、194万円の追加でございます。主なものは西会津診療所にかかる修繕料、備品費のエアコン2台分が主なものでございます。

2款医療費、1項1目医療用機械器具費、52万5千円の追加でございます。先ほど申し上げました大腸ファイバーの機種変更により52万5千円を追加するものでございます。

以上、歳入歳出とも246万5千円を増額し、総額を4億5,840万9千円とするものです。

次に6ページに戻っていただきたいと思います。

第2表、地方債の補正です。変更であります。

起債の目的。過疎対策事業債でございまして、大腸ファイバーの機種変更に伴うものであります。限度額、補正前、240万円を50万円増額いたしまして、290万円に変更するものでございます。なお、起債の方法、リース、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決くださいようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

11番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　1点だけお尋ねしておきます。いわゆる課税誤りの関係であります。償還70万計上されましたが、それは今までのことと、それと22年度は期間内であるから、もう一回切符を発行してということになると思いますが、その経費がいかほどかかるのかというのが、補正予算に出てくるのか、事務費が、いわゆるその修正をするための事務費がどの程度かかるのかと調べてみていましたら、私には出ていないようにみえましたが、これ既決予算内でできるということか、それはそれでいいですが、どの程度、今の課税誤りのために事務的な支出しなければならないのかというのをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 ご質問にお答えをしたいと思います。

今回の国保税、後期高齢者の医療制度に伴います課税の誤りということで、本年度、平成 22 年度についても、やはり誤りがあるということで、議員おただしのように、これから更正ということで、金額を修正しました上で納付書をまた発行するというございます。

それにかかる費用でございますが、現在あります予算の範囲内でやることとしておりますし、また、内容としては、電算の中を動かすという形で、実際にプラスでかかるというのは納付書、紙ですね、それだけでございますので、金額的にはこの中で十分対応できるというふうに考えております。

○議長 11 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 だから、どの程度金額的には見積もっているのかということです。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 先ほどもお答えしましたように、多くかかるのは納付書の分ということで、ちょっと手元に細かな数字、持ち合わせてございませんので、はっきり細かな金額まで申し上げられないんですが、金額的には数千円からその程度かなというふうに考えております。

○議長 これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 20 号、平成 22 年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 20 号、平成 22 年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 次）は、原案のとおり可決されました。

日程第 3、議案第 21 号、平成 22 年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第 1 次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 議案第 21 号、平成 22 年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第 1 次）の調製についてご説明いたします。

今次の補正の内容は、平成 21 年度事業の確定による返還金等が主なものであります。それでは予算書をご覧いただきたいと思ひます。

平成 22 年度西会津町の介護保険特別会計補正予算（第 1 次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,122万3千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億5,196万2千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

それでは6ページをご覧いただきたいと思います。

はじめに歳入でございます。

7款繰越金、1項1目繰越金、2,122万3千円の増でございます。合計2,122万4千円とするものであります。

次に7ページの歳出でございます。

1款総務費、1項1目一般管理費、補正額はございませんが、役務費の内容の変更でございます。

2款保険給付費、5項1目高額医療合算介護サービス費、87万1千円の追加でございます。これは対象者の増によるものでございます。

3款基金積立金、1項1目介護給付費準備基金積立金、896万3千円の追加でございます。追加いたしますとこれで、基金の額の合計は、4,470万2千円ということになります。

次に8ページでございます。

6款諸支出金、1項2目償還金、735万4千円の追加です。21年度給付額確定による国県等への返還金でございます。6款諸支出金、2項1目一般会計繰出金、403万5千円の追加でございます。一般会計に繰り出す額でございます。給付費の精算で220万3千円、その他の繰り出し金で183万2千円ということでございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議いただき、原案のとおりご議決くださいませうよろしくお願ひ申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

11番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　年次計画によってこの会計が運営されておるわけでありましたが、そこでお尋ねをするわけです。今回、896万3千円を足して、今の説明ですと基金は4,470万2千円ということですが、これはほぼ計画通りにいっておるのかどうかということ。

それと、繰り出し金で一般会計に183万余を繰り出すわけですが、これはルールと申しますか、そういうルールがあつて繰り出しをするのか、なぜ一般会計に繰り出すかと、その理由をお聞かせください。

○議長　健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長　お答えいたします。

はじめに介護保険事業の運営の推移でございますが、ご承知のように平成21年度から第4期の介護保険事業となりました。21年、22年、23年、その3年間のサービス給付費に基づいて保険料を設定したわけでございます。平成21年度は初年度でございます。計画が8億数千万でございましたが、決算では、計画より1,200万円ほど剰余金が出たということでございます。ですから、8億の1,200万ですから、ほぼ計画通りかなというふうに思います。なお、第4期の保険税を決定いただくときに、やはり基金が3,000万円ほどあったわけです。その3,000万円のうち、2,000万円を保険税の軽減分として入れたわ

けでございまして、実は1,000万円くらい残ったわけですね。しかし、実際に決算してみますと、もう少し残ったと。つまり3,000万円ほど残ったということです。ですから、それにまた890万ですから、4,400万という形になりまして、これはまた来年度までありますので、不足が生じた場合は、以前のように県から借りないようにして、ここから充当したいなというふうに考えております。なお結果的に残れば、この基金はまた第5期の介護保険計画の保険税軽減のために充当するというような形になります。

次に、一般会計の繰り出し金でございますが、ここに二つ説明にはございます。

一つは、介護給付費繰出金、これは介護サービス給付費にかかる国県支払基金ほかに、町からの一般会計繰入金がございます。町分としては12.5%、これが結果的に220万3千円余ったという形になりますので、お返しするということになります。

もう一つ、その他の一般会計繰出金、これは給与、あるいは事務費等でございますが、実は一番今回大きかったのは、介護予防支援事業というものが、介護特会にあるわけです。それは、一般財源で事業を運営しておったわけですが、詳しく具体的に申し上げますと、「憩の家」でやっておりますミニデイサービス、いわゆる介護保険の対象者外、いわゆる元気なかがたが今30人ほど毎日行っておられますけれども、それを介護特会で去年運営しておった。しかし、去年の12月ころ県のほうから指導がございまして、それは介護特会ではなくて、一般会計でみるべきであろうということがあったので、去年、一般会計で、12月で一般会計で予算計上して、さらにここからは減額しなかったということがございまして、それでこの分が残ったわけです。そういう事業で今回403万5千円を繰り出すということにいたしました。

○議長 11番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 この会計、3カ年の計画のときには、初年度で黒字、2年度でとんとんといいますが、3年度でその1年度の黒字でということですが、今の説明を聞いていますと、21年度の予測をした金額よりも4,470万というのは、かなり高いような感じを私はもっているんですが、あなたたちの見込みはいかほどでしたか。初年度の、21年度の積立金はいかほどの最初予測で、今回の4,470万ですから、私はかなり予測よりも高いのではないかなとみているわけですが、そういう見方で間違いがあるかないかということです。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 お答えいたします。

20年度のときに、介護保険計画をつくったわけですね。そのときに、約3,000万くらい残るであろうということで2,000万を保険税軽減のために財源として考えたわけです。しかし、まず結果的に、20年度決算で3,000万ほど残ってしまった。3,000万余です。さらに21年度では結果的に基金から100万しか入れなかったんです。ですからこんなふうに残ってしまったと。つまり予想よりは大変多く基金として残ったという認識でございます。

○議長 これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第21号、平成22年度西会津町介護保険特別会計補正予算(第1次)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 21 号、平成 22 年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第 1 次）は、原案のとおり可決されました。

日程第 4、議案第 22 号、西会津町ケーブルテレビ高度化第 2 期整備工事請負契約の締結についてを議題とします。本案についての説明を求めます。

建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 議案第 22 号、西会津町ケーブルテレビ高度化第 2 期整備工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。お手元に入札結果及び説明資料をお配りしておりますので、ご覧いただきながらお聞きいただきたいと思います。

はじめに本工事の概要について申し上げます。町長の主要事項報告及び提案理由説明でも申し上げましたように、本工事は電送路のオール光ファイバー化を図るため、平成 20 年度から 21 年度にかけ実施した第 1 期工事に引き続き、債務負担行為を設定させていただきまして、本年度と平成 23 年度の 2 カ年にまたがり実施する第 2 期工事であります。工事の概要は、新郷荒木地区への第 2 受信施設整備、奥川中町地区への中継局の整備、情報カメラの更新、BS ハイビジョン対応機器の整備、第 1 期工事で残った未整備地区における 11 万 3,324 メートルの伝送路敷設工事、1,407 戸に対する加入宅への引き込み工事及び宅地内機器の設置一式工事であります。

本工事につきましては、地元には発注先のない工種の工事であるとともに、予定価格の金額が 4 億 3,000 万円を超える大型事業であることから、西会津町条件付一般競争入札実施要領に基づき平成 22 年 8 月 3 日に条件付一般競争入札を執行いたしました。応募業者が 1 社でありまして入札額が予定価格を上回ったことから、不調といたしました。この入札結果を踏まえまして入札参加資格を有する業者への聞き取りを実施しましたところ条件付一般競争入札の公告を承知していなかった等の話がありましたことから、指名競争入札として再度の入札を行ったところであります。

指名業者としては、町の有資格業者名簿の通信設備工事に登録され、かつ建設業法の電気通信工事業の許可を得ている者であること。通信設備工事の総合点が 900 点以上の業者であること。第 1 級有線テレビ技術者を有する会社であること。ケーブルテレビ関連機器を開発及び製造できるメーカーであること。ケーブルテレビ関連機器の保守及び、技術指導ができるメーカーであること。ケーブルテレビオール光化工事の施工実績があること。福島県及び関東・東北管内に本社、支社又は営業所を有する業者であることなどを基準として選定し、「沖電気工業株式会社東北支店」、「富士通ネットワークソリューションズ株式会社東北支店」、「日本電気株式会社福島支店」、「マスプロ電気株式会社仙台支店」、「DX アンテナ株式会社東北支店」、「パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社東北社」、「株式会社ブロードネットマックス」の 7 社を指名したところであります。このうち「富士通ネットワークソリューションズ株式会社東北支店」と「パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社東北社」を除く 5 社については入札辞退届けが提出され

ましたが、2社については入札参加の意思がありましたことから、予定通り去る9月1日に入札会を執行したところであります。

その結果、第1回目の入札額が予定価格に達しませんでしたので再入札を宣言しましたところ、2社とも入札を棄権いたしましたことから、本入札会は不調といたしました。2回の入札により落札者がなかったことから、第1回目の最低入札額で入札した「パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社東北社」に見積りを徴した結果、予定価格を下回る4億3,500万円の見積書が提出されました。このことにより地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定によりまして随意契約とし、見積額4億3,500万円に消費税及び地方消費税相当額2,075万円を加えた合計額4億3,575万円を契約金として9月3日付、「パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社東北社、社長櫻井理史」と工事請負仮契約を締結いたしました。なお本工事の竣工期限は平成24年3月15日であります。

これをもちまして説明を終わりますが、工事予定価格が5,000万円を超えることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いいたします。

○議長　これから質疑を行います。

9番、武藤道廣君。

○武藤道廣　2点ほど質問いたします。

中継点並びにアンテナですか、新郷の荒木、奥川の中町等に新しい施設を予定しているということですが、この用地とか、建物といったものはどういうふうに考えておられますか。

それと、情報カメラの更新ですが、これ前回やってからは何年くらい経っておりますでしょうか。

○議長　建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長　ただいまの質問にお答えいたします。

荒木の受信点設備につきましては、だいたいアンテナが1本建つだけでございますので、これは借地としたいと思えます。中町の増幅の中継点につきましては、奥川新郷線と459の交差点の近くに設置するわけなんです、あそこにNTTの中継点みたいのがあるわけなんです、あれのちょっと小さいような、そのようなイメージであります。

情報カメラにつきましては、平成10年にやっておりますので、12年ほど経っております。

○議長　9番、武藤道廣君。

○武藤道廣　中町の分の用地というのはどういうふうに考えていますか。

○議長　企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長　中町の中継施設の用地につきましては、当初、町の敷地に設置したいということで、当初予算に予算を計上していなかったわけです。その場所、ちょっとつくる場所が、よく調査しますとないということで、新たに用地を取得させていただくということで、今次の補正で予算を計上させていただきました。これから、用地交渉はすでに済ませているわけですが、これから買収をして業務に支障のないような対処をしてい

きたいということでございます。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 今、竣工期日を聞けば、平成24年の3月15日ということでありましたが、平成23年7月20日何日からは、アナログ電波はなくなるんですね。これで支障がないのかどうか、地デジ放送できちっと今までどおり鮮明な画像を届けられるのかどうか。これを、竣工期日を早めるというわけにはいかないんですか。以上です。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 ただいま、竣工期限の話がございました。来年の7月23日でアナログ放送が終りまして、地デジに切り替わるということでございますが、できるだけその期日に合わせたいというようなことで、できるだけ早く発注したいというようなことで作業を進めていたわけでありまして、2回の議会で不調になったりということ、今の9月議会での提案になったということ、7月23日まで終れるかということ、なかなか厳しいというような状況でございますが、もうすでにケーブルテレビは、奥川地区の皆さんにも、地デジ放送を送っております、すでに地デジは対応テレビをつけているかたについては、見られるような状況にはなっております。ただ、言っておりますように、伝送路につきましても、かなり老朽化が進んでいるということでもありますので、できるだけ7月23日の地デジ放送までは間に合わせていきたいというふうな目標を持って進めてはきたわけでありまして、大変厳しいような状況であります。

あとそのほか、伝送路の工事なりを終えて、さらには既存の電柱の撤去、そういったことまで全部含まれておりますので、3月までの工期になっておりますが、できるだけそういった伝送路、それから宅地内への引き込み、そういったものは早期に終れるように進めていくような形で業者に働きかけをしていきたいというふうに考えています。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 しかしそれは、町の都合でお願いはできても、工事の金額だとか、工事の内容等によって、この4億からの仕事になれば、おのずと竣工というか、工事期間というのは限られるわけでしょう。だから、拘束力のないお願いを業者にやるということに過ぎないんですね。そういうふうに理解していいですか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 まったくそのとおりであります。ただ、短期間に工事を終るということが、一番の業者にとっても、一番効率的な事業の運営だというふうに考えておりますので、こちらからお願いをしていきたいというふうに考えております。

○議長 11番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 第1期工事を振り返ってみますと、かなり問題点があったということで、今回も一般質問がなされたわけでありまして。そういう中で、第2期の工事でありますから、これを正式な契約を結ぶときに、その第1期目での不具合ですか、そういうことを鑑みて、今までと違ったような契約内容になるのかどうか。それはそれとして、一般的な検査の監理施工で注意をしていくのかと、それは契約上で何らかの変更ができるのかできないのかも含めてご答弁をいただきたいと思っております。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 契約の内容についてのご質問にお答えいたします。

工事の契約につきましては、契約書で契約するわけなんです、その中には、前回と同じような内容で契約するということになります。なお、前回いろいろ不具合がございましたことから、契約時に業者とその反省点を踏まえながら、十分指導してまいりたいと考えております。

○議長 これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 22 号、西会津町ケーブルテレビ高度化第 2 期整備工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 22 号、西会津町ケーブルテレビ高度化第 2 期整備工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第 5、議案第 23 号、西会津町過疎地域自立促進計画の策定についてを議題とします。本案についての説明を求めます。

企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 議案第 23 号、西会津町過疎地域自立促進計画の策定につきまして説明させていただきます。お手元に西会津町過疎地域自立促進計画書と計画書の概要版、それから第 23 号説明資料、これ本日配付の 1 枚のペーパーでございます。配付しておりますので、ご確認いただきたいと思います。

はじめに、説明資料により、本計画の策定の経緯や概要等につきまして説明させていただきます。

まず、1には計画策定の経緯と概要をまとめております。ご承知のとおり、本町は過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域に町全域が指定されております。本法につきましては本年 4 月から平成 28 年 3 月までの 6 年間の延長が決定されたことから、引き続き過疎対策事業債等を活用して各種事業を実施できるよう、新たな西会津町過疎地域自立促進計画を策定したものであります。

本計画書には、本町の自立促進に向けた基本方針のほか、産業の振興、交通通信体系の整備、生活環境の整備など 8 区分ごとの対策案と具体的な事業計画を記載してございます。なお、今次の改正によりソフト事業につきましても過疎債の活用が可能となったことから、計画の中に子育て支援などのソフト事業も盛り込ませていただいております。

2には、本計画の策定のメリットを記載させていただきました。本計画を策定することにより、一つとしましては、国の補助金の嵩上げがされます。具体的には統合小・中学校整備費、保育所整備費、消防設備整備など事業の際の補助金が通常より嵩上げされることとなります。二つ目としましては、当然のことではありますが、過疎対策事業債を活用し各種事業を実施することが可能となります。たびたび申し上げますように、過疎債

は、償還時に元金、利子の70%が地方交付税で算入されることになり、町にとっては大変ありがたい起債でございます。

3には、計画策定の経過と今後のスケジュールを記載しています。ご覧のとおり、県との協議、町民の皆さんへの意見公募、議員の皆さんへ中間説明なども実施しながら、策定作業を進めてきたところでありまして、県からの計画の同意は8月31日にいただいたところでもあります。なお、本計画につきましては、去る9月3日開催の町総合政策審議会に諮問しご審議をいただきました。「原案を適正と認める」とする答申をいただいたところでございます。なお、今後の日程であります、議会でのご議決をいただきまして、今月下旬には、最終計画書を国並び県に提出していきたいと考えているところでございます。

それでは、計画書の説明をさせていただきます。本来ですと本計画書にて説明すべきところではありますが、この計画書は大変ボリュームがありますことから、町の概況や財政等の状況を示した前段部分、さらには各分野ごとの現状と問題点の部分を割愛し、対策につきましても要点のみを抜き出し編集しました概要版を作らせていただきました。本日はこの概要版をもって説明させていただきますので、ご了承願いたいと思います。

それでは、1ページをご覧いただきたいと思います。

1には、自立促進の基本方針を記載しております。本町は、長期にわたる人口流出が続き、他地域よりも早く高齢化社会が到来したところでありまして、早くから保健・医療・福祉の連携に取り組み一定の成果を上げてきました。しかしながら人口の減少に歯止めがかからず、集落機能の維持が困難な地域もではじめております。地域の振興を図っていくためには、次代を担う若者層の定住が不可欠であり、そのための施策には引き続き力点をおいて取り組んでいく必要があります。

情報化社会の進展や産業構造の変化などに適確に対応しながら、地域経済の活性化を図るとともに、快適で暮らしやすい環境づくりを進めるため、本年4月よりスタートした町総合計画と整合を図り、「まちづくり基本条例」のまちづくりの目指すものに掲げております「豊かで魅力あるまちづくり」、「人と自然にやさしいまちづくり」、「こころ豊かな人を育むまちづくり」を本計画におきましても、まちづくりの目標・重要施策と位置付け、地域振興を図っていくこととしております。

④に本計画の推進方針を記載しています。計画的行政をさらに推進し、過疎対策事業の重点選別化をしながら、住民の意向を踏まえ、効果的に行政水準の向上に努めていくものとしております。

⑤には計画期間を定めております。本計画の計画期間は平成22年4月1日～28年3月31日までの6年間となります。

2ページからは、各分野ごとの対策や取り組み方針と事業計画を記載しております。順次説明していきたいと思っております。

2は産業の振興です。

まず、①は農業です。農業にあつては、経営規模の拡大による生産性の向上を図るほか、農産物の産地化・ブランド化を進めるほか、農産物の加工にも取り組み、農業の活性化を推進します。水稻については、生産性の向上と効率化を図るため、担い手経営基盤強化支援事業に取り組み、畑作については、作付面積の拡大・生産量の増加を図り、地産地消を

推進するほか、健康な土づくりによる栽培の推進・ブランド化を進めるとともに、認定農業者や若い担い手を中心とした生産組織の立ち上げや冬期間の生産拡大のため園芸ハウス整備事業に引き続き取り組んでいきます。また、中核的担い手農家の育成や、共同利用組織や農業生産法人等による農作業受託体制の促進にも取り組んでいきます。

②の林業にあつては、林道、作業道の整備推進、町森林組合受委託による保育と造林を計画的に推進し、菌床特用林産物生産拡大のための菌床栽培ハウスや培地生産施設を整備するほか、森林の適切な整備や保全などを図ってまいります。

③の地場産業につきましては、町商工会などと連携し経営基盤の強化を図るとともに、特産品の開発も積極的に進め、よりっせ等を活用して、観光と連携した物産振興を図ります。

④の企業誘致については、若者に魅力ある企業の誘致を進め、就業機会の拡大を図ります。また、住宅団地の分譲や町営住宅、定住促進住宅の利用促進を図り、若者層のU・Iターン等による首都圏からの移転就労者受入れのための条件整備を進めていきます。

⑤の起業の促進については、町内全域に整備された情報インフラを活用し、テレワークセンターの設立、ベンチャービジネスの導入など新たな事業創出を積極的に推進してまいります。

⑥の商業につきましては、道の駅と既存商店街と有機的に結びつけ、回遊性をもたせるなど、観光と連携した商業の振興を図ります。また、町商工会など関係機関とともに、制度資金の拡充を図るなど育成指導を図ってまいります。

⑦の観光ですが、本町には会津霊地観光の拠点として大山祇神社、鳥追観音がありますが、そのほとんどが通過・日帰り型のため、今後は滞留化を促進してまいります。さゆり公園と温泉健康保養センター、オートキャンプ場などの周辺施設については、既存の観光資源と組み合わせ、滞在型観光を目指し集客を図ってまいります。また、農業体験・田舎暮らし体験など本町ならではのプログラムを構築し、グリーンツーリズムや教育旅行の推進を図るとともに、町民や観光客が自然にふれあえる憩いの場としての緑に親しむ空間を創造してまいります。これら、産業の振興についての、具体的な事業計画は4から5ページに掲載のとおりでございます。

6ページをご覧くださいと思います。

3の交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進について説明をします。

まず①の道路ですが、高速道路にあつては、磐越自動車道の4車線化や通行料の無料化を、国道49号にあつては、防災工事の促進を、国道400号・459号にあつては、さらなる整備の促進を、各県道にあつては、安全・安心の道路整備を関係機関に要望し、整備の促進を図ってまいります。

町道の整備については、主要幹線道路、集落内の生活道路などの改良・舗装に努めてまいります。特に、西会津町縦貫道路に位置づけでおります野沢柴崎線につきましては、重点的に改良を進め、早期完成を図ってまいります。また、舗装や橋梁の修繕工事、散水消雪工事等の事業にも積極的に取り組み、安全・安心の道路整備を進めてまいります。さらに、農道・林道の整備についても計画的に取り組んでまいります。

②の交通ですが、鉄道については、利用者の利便性が一層図られるダイヤ編成を事業者

に要望します。町民バスについては、利用者の立場に立った運行に努めるとともに、観光等での利用促進を図ってまいります。また、高速バスについても利便性向上を図ります。

③の電気通信ですが、携帯電話の不通話地域解消に向けての事業に取り組むほか、ケーブルテレビ網の付加価値をさらに高めるため、新たな分野での活用や、テレビ放送のデジタル化対応など多方面での利用促進を目指します。

④の情報化については、国の重点施策である e-Japan 戦略に基づき、電子自治体の構築を推進し、庁内LANを活用し、より豊かな行政サービスの提供に努めます。

⑤の地域間交流ですが、他地域との交流は、特産品の販売や観光など地域活性化の効果も大きいことから、首都圏との交流を中心に積極的に推進します。また、沖縄県大宜味村、宮古島市やいわき市との交流も引き続き実施してまいります。これら、交通通信体系の整備についての、具体的な事業計画は7から9ページに掲載しております。

10ページをご覧いただきたいと思います。

4の生活環境の整備です。①の上下水道施設についてであります。水道施設については老朽化が進行していますことから、施設の更新事業に取り組むとともに、水道未整備地区の集落につきましては、水道施設の整備を促進します。下水道については、野沢地区事業の早期完成を目指しての事業の推進を図るほか、個別排水処理事業にあつては、普及率の拡大を図るため一層の事業推進を図るとともに、既供用区域内の未接続者対策についても積極的に推進してまいります。

②のごみ、し尿処理についてですが、ごみ処理については、ごみの分別や減量化に取り組んでいきます。また、ごみの不法投棄防止の活動も強化してまいります。し尿処理については、計画的な汲み取りと下水道への加入促進、浄化槽の適正な維持管理について指導してまいります。

③の消防であります。消防力の機動化を進めるとともに、各種消防施設の拡充を図ります。消防団組織については、各種教育訓練の機会を与え、社会変化に対応した防災体制を確立するため、組織等の見直しを適時行っていきます。また、消防団、消防支援隊、女性消防隊と地域住民とが一体となって災害活動ができるよう、防災活動ができるよう自主防災組織の設立を推進します。さらに、会津若松地方広域消防本部と高機能指令システムの共同運用を図るほか、救急自動車の更新整備も進めてまいります。

④の公営住宅については、良好な維持管理に努め、それぞれの目的に添った管理・運営に努めてまいります。

⑤の公園整備については、さゆり公園周辺施設の整備充実を図り、さらに多くの人々に親しまれるよう施設の適正な維持管理に努めます。これら、生活環境の整備に関する具体的な事業計画は11ページに掲載のとおりでございます。

12ページをご覧いただきたいと思います。

5の高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進について説明いたします。

①の高齢者福祉につきましては、町の介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画に基づき、地域住民と行政機関が一体となって展開してまいります。また、高齢者の健康づくり、生きがい対策を推進し、高齢者の介護予防・自立支援など要援護高齢者の自立支援のための事業を効果的に推進するとともに、にしあいつ福祉会等の福祉関係機関と情報共有を図り、

町民が安心して生き生きと暮らしていけるまちづくりを推進します。

②の地域福祉では、社会福祉協議会や地域包括支援センターと一緒に地域の見守りネットワークづくりを進めるほか、地域住民が各種ボランティア活動に参加できるための援助を行うとともに、地域住民等と一体となって地域福祉計画を策定し、地域の実情に即した福祉サービスの充実を図ってまいります。

③の児童福祉については、乳児保育や延長保育など特別保育事業の充実を図るとともに、新たな保育ニーズへの対応と、よりよい保育環境・育児環境の整備を進めます。また、子供を安心して産み育てることができるよう、妊婦健康診査、出産祝金、子育て医療費サポート事業などの支援とともに、地域が一体となった子育て支援体制の整備を図ります。

④の母子福祉、障がい者福祉等についてであります。母子福祉にあつては、安定した生活と子どもの養育のための相談や指導を強化し、障がい者福祉については、ボランティアの協力により社会復帰を促すとともに、自立した生活を送れるよう、在宅福祉サービスの充実を図るとともに、創作活動や生産活動の機会を提供する施設の整備を進めます。

⑤の保健については、自分の健康は自分で守ることの自覚と認識の高揚のため、「健康の町」の普及・啓発に努めてまいります。また、食生活改善の普及や、在宅健康管理システムによる在宅における健康管理、各種検診の充実等の健康づくりに加え、若年層に対する健康の意識付け及び糖尿病・肺がん対策・高齢者の運動機能対策を中心にした、健康寿命延伸事業により生涯を通じた健康づくり対策と予防対策を進めてまいります。これら、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に関する具体的な事業は 13、14 ページに掲載のとおりです。

15 ページをご覧くださいと思います。

6の医療の確保についてを説明させていただきます。医療の確保については、住民が安心して住める医療体制の確保が望まれていることから、国保診療所の整備と機能強化、スタッフと内容の充実を図るとともに、診療科目の増設など受診体制の整備を検討してまいります。医療の確保に関する事業計画は、下記表のとおりです。

16 ページをご覧くださいと思います。

7の教育の振興について説明をします。

①の学校教育です。小学校については、今後の児童数の見込みから、早急に5校を1校に統合することとし、同時に小中連携教育を推進します。また、小中学校では整備されたIT関連機器等を効果的に学習活動に活用するとともに、語学指導のさらなる充実を図ります。

②の社会教育については、西会津町生涯学習振興計画に基づき、町民一人ひとりが、生涯をおし充実した人生を送るため、生涯学習を積極的に推進します。また、公民館及び西会津中学校施設を生涯学習の中核的施設として利活用を図ってまいります。

③の社会体育については、さゆり公園のより一層の利活用を図っていくとともに、生涯スポーツ体制の充実により、町民の健康づくりに努めます。また、指導者の育成強化を図りながらスポーツ施設の充実に努めてまいります。教育の振興に関する事業計画は、17、18 ページ掲載のとおりでございます。

19 ページをご覧くださいと思います。

8の地域文化の振興等について説明をします。埋蔵文化財や貴重な民俗資料については、良好な状態で保存伝承し、容易に見学することができる施設や体制の整備を検討します。また、民俗芸能については、映像などでの保存にも努めてまいります。本町独自の創作和太鼓を創設し、新たな文化の創造に努めるとともに、文化団体の育成と強化を図りながら芸術文化の振興を図ります。また、芸術村事業については、芸術を通じた地域交流を図りながら、芸術に対する理解を深めるため、引き続き推進してまいります。地域文化の振興等に関する事業計画は、下記表のとおりです。

次に20ページをご覧くださいと思います。

9の集落の整備について説明をします。地域に活力を与えるためには、自然と人情豊かな郷土の特長を活かし、都市との交流を通じて、都市に住む人に町の魅力をアピールするとともに、定住条件の整備を図ります。また、集落再編については、地域の住民の意思を尊重していくことを基本に進め、中小集落支援のため、集落支援員の配置についても検討してまいります。集落の整備に関する事業計画は、下記表のとおりでございます。

次に10のその他地域の自立促進に関し必要な事項について説明をします。

①の克雪利雪ですが、克雪活動の組織化を進め、町民と行政が一体となった除排雪体制を確立するとともに、除排雪路線の拡大、流雪溝の整備、除雪機械の導入を進めます。また、利雪親雪の観点から雪を利用したイベントに取り組み観光誘客に活用してまいります。さらに雪室貯蔵施設についても積極的な活用を図ってまいります。

②の地域活性化と定住促進ですが、地域活性化に向けては、地域住民の主体的な取り組みを促し、活力ある地域づくりのためのさまざまな活動を支援してまいります。また、町の中心地としてのまちなかの再生に向けた検討を進め、かつての賑わいを取り戻すための取り組みを進めてまいります。定住の促進については、目的達成に向けての各種施策を積極的に推進します。その他地域の自立促進に関し必要な事項に関する事業計画は、21から22ページ掲載のとおりです。

以上で説明を終わらせていただきますが、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定により議会のご議決をお願いするものでございます。よろしくご審議くださいますと、原案のとおりご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

14番、清野興一君。

○清野興一　これは過疎法の建前上、自立促進計画を作らねばならないということで作るものなのか、あるいは6年間、この計画に沿ってきちっとやっていくんだということでおつくりになっているのか、また、社会情勢が変化したらその都度、これは見直していくんだというようなスタンスに立っておられるのか、まずそのことをお尋ねしますし、細かいことを言ったらきりがないので言いませんけれども、表現なんかはもうちょっと考えたほうがいいなんていう文章があるんですよ。例えば2ページの地場産業、地場産業については、町商工会などと連携し、経営基盤の強化を図ってまいりますということは、町のものであれば強化を図るといってもいいけれども、これあれでしょう、地場産業というのは民間がやっていることを強化を図るなんて、支援するだったら分かりますよ、だからそういう点で言葉の使い方なんか、もう少し吟味されたらどうかということと、林業なんか

においても、林業を振興するのは公共的な建物を極力木材で建てるのが一番振興するんですよ、利用価値が、使ってくれるということになれば、そういう点で秋田県なんかは非常に進んでいるんですけれども、こういうことももう少し、いくら林道なの整備したって、もう売るのが安いんだから意欲がないんですよ。こういうことももう少し考えてほしいと思います。言い始めるときりがないのでやめておきます。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 ただいまの質問にお答えします。

まずこの計画であります、議員おっしゃいましたように、本計画を立てないと、いろんな施策が利用できないというようなこともございますが、当然この計画書、6年分を見通して作ったわけでありまして、ほとんど実施計画とリンクさせるような形でやっておりますので、町の振興計画に盛り込まれている事業をそのまま過疎計画に搭載しているというようなことでございますので、行政の変化もあろうかと思いますが、できる限りこの計画に載ったものは実施をしていくというような方向で作業を進めていくことになるのかなというふうに考えております。

あと、6年間の計画でありますので、すべて今の時点から6年先をすべて見通すことというのはなかなかできませんので、おただしの中にもありましたように、行政の変化によって新たな事業が出てきたりする場合には、これまでもそうでありましたように、変更ということが認められておりますので、変更して事業計画に盛り込んで実施をしていくというような作業も視野に入れながら事業を進めるといようなことになってまいります。

計画の中で、ちょっと文言の使い方がおかしいんじゃないかというようなご指摘がございました。ただいまおっしゃられたことにつきましては、ごもつもの部分でございまして、その辺、十分これから気をつけて、今後の作業をしていきたいというふうに思います。

○議長 11番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 今の説明ですと、この計画にないものも新たに取り入れるし、計画していたものもやむを得ない場合は計画から外すということでありました。当然そのようにしていかなければならないと思いますが、一つ理解できないのでお尋ねしますが、町長はマニフェストで福祉タクシーを創設すると、こうおっしゃっていましたが、それに関する文言が一言も出ておりませんが、なくても過疎債を使わないで、そういう事業をするということであるのかどうかと。

それともう一つは、11ページに出てきますが、消防指令台共同運用整備一式、これは喜多方広域市町村圏でやる事業であります、そのお金は町から応分の負担をするわけです。このことに関しては、まだ正式に議会では説明がなされていないはずでありますので、この事業について、やはりこの際、説明をしていただいて、皆さんに理解をしていただくべきだと思いますので、説明をしていただきたいと思います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 おただしの私のマニフェストによる福祉タクシーということですが、これはマニフェストの中で私の目指す福祉タクシーというのは、つまりきちっとした、誰でもがいつでもどこでも享受できるような、そんないわゆる民間との契約によって、きちっとしたタクシー的な要素が本来であれば妥当、あるいはベターであるわけでありまして。しか

し、その前段として、町民の皆さんが現在最低限足の確保を求めている場所に対して、町の公共交通機関を通していただければということの、そうした要望が、いわゆる住民の皆さんとの話の中で出てまいりましたので、とりあえずそうしたことで対処させていただいたわけであります。

これからは、やはり年々と高齢化もますます高まってまいりますので、地域におけるある意味での福祉タクシーというそうした分野に、今後やはり取り組まざるを得ないのではないかというふうに思っておりますので、そうした場合に、本来西会津における福祉タクシーというイメージ、あるいは今後取り組むべき内容、こういったことについて十分に検討して、そして予算上もありますので、そういったことも含めながら、西会津における福祉タクシーというその内容について煮詰めて、そしてまいりたいと、その時点になりましたらば、改めて過疎計画や、あるいはそうしたソフト事業的な内容の中で取り組ませていただきたいというふうに思います。

二つ目の広域の司令塔の問題でありますけれども、実は各それぞれの市町村の段階において、これによる負担金が伴うわけでありますが、この司令塔というのは、要するに若松と喜多方が司令塔の部分だけで一緒になって、そして緊急性をもっと高めながら、出動を迅速にしていこうということで、この共同による司令塔が北会津、若松市の北会津町のところに、この建設されるということでございます。そうした事業計画の内容については、改めてその内容と、そしてそれにかかる諸経費の問題、そしてまだはっきりしておりませんが、各自治体がそれぞれに持つ財政負担、このことについて議会の皆さんに資料を提示して、日を改めてご説明を申し上げたいというふうに思っておりますので、この場で簡単に言えといえはそういうことでありますので、日を改めて、財政も絡まってまいりますので、ご提示を申し上げたいというふうに思っております。

○議長 11 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 言葉をいろいろおっしゃられますと、本質をつかめなくなってしまうおそれがあるなど、今お話を聞いて思いました。西会津的な福祉タクシーとこういうわけでありますが、議会の議論でも明らかになっておるように、福祉タクシーとは、車椅子を利用する人とか、ストレッチャーを乗せるというんですか、あれも利用できると、そういうのを福祉タクシーと定義付けるんですよ。西会津的な福祉タクシー何々とおっしゃられると、この福祉タクシーというそのものの定義が薄らぎますので、よくそこら辺を気をつけてお話をさせていただきたいと思えます。

それから消防指令塔とおっしゃいましたが、指令台であります。これは課長に説明してもらいたかったんですが、間違っていたら訂正してください。喜多方の広域市町村圏では、人口が 10 万未満で、独自で指令台の更新をするときには財政負担、起債、借りられない、補助金がもらえない、ですから若松も今同じ更新のときになっているから、喜多方と若松で同じ場所で指令台を更新して、財政負担を軽くしましようと、そういうふうに喜多方の広域消防はおかれていると、そういうことを皆さんに理解してもらいたい機会だから、この置かれている状況を説明してほしいです。以上です。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 私のいう福祉タクシーというのは、限定してストレッチャーを入れるとか、車椅子

子、そういったことだけを対象とするものでは決してないというふうに思います。それプラスアルファをやはり求めていくというのも、自治体の裁量権の中で、西会津的というのは、まさにそうした皆さんが使いやすいように、そして本来の友好的に活用しやすいような、そうした福祉タクシーというものを想定して、みんなで考えていけばいいんじゃないかと、これこれというような決めつけ方ではなくて、やはりこれからの行政というのは、まさに住民の皆さんの声などを聞きながら、こうした形が必要だということになって、やはりそれに伴う運営というものを行っていくべきだろうというふうに考えているところであります。まだ具体的に、どういう車種で、どういう内容でというのは煮詰めておりませんので、こここのところについては十分に検討して、間違いのないように対処してまいりたいと思います。

それから、喜多方広域の件については、今、資料を持ち合わせておりませんので、その台と塔との関係もありましたけれども、改めて皆さんにこういうことを申し上げたいということを行っているわけでありますので、今すぐ緊急的にこれをここでお聞きにならないといけないということではないというふうに思いますので、これは広域の資料がきちっとされておりまして、このことについては、日を改めて議会のほうに提示をしてまいりたいと思います。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第 23 号、西会津町過疎地域自立促進計画の策定についてを採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 23 号、西会津町過疎地域自立促進計画の策定については、原案のとおり可決されました。

暫時休議にします。(14時36分)

○議長　再開します。(15時00分)

日程第 6、議案第 24 号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。本案についての説明を求めます。

町長、伊藤勝君。

○町長　議案第 24 号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてご説明を申し上げます。

本年 10 月 14 日で任期満了となります教育委員会委員についてであります。その職務の重要性を十分に考慮し、選考いたしました結果、現職にあります田崎敬修さんを引き続き教育委員会委員として任命したいので、何とぞ満場一致をもって、ご同意を賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長　お諮りします。

本案については質疑・討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑・討論は省略することに決定しました。

これから、議案第 24 号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長 異議がありますので、起立によって採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成のかたは起立願います。

(起立多数)

○議長 起立多数です。

したがって、議案第 24 号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

日程第 7、議案第 25 号、本町財産区管理委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。本案についての説明を求めます。

町長、伊藤勝君。

○町長 議案第 25 号、本町財産区管理委員の任命につき同意を求めることについてご説明を申し上げます。

本案につきましては、提案理由の説明の中で申し上げましたように、現職員の死去によって欠員となっております本町財産区管理委員を任命するためご提案申し上げるものであります。

委員の任期につきましては、前任者の残任期間である、平成 26 年 3 月 31 日までであります。この本町財産区管理委員であります。その職務の重要性を十分に考慮し、選考いたしました結果、野沢字本町在住の大沼幸雄さんを適格者として認め、任命したいのでここにご提案申し上げる次第であります。

大沼幸雄さんについてご紹介を申し上げますと、昭和 23 年 11 月、西会津町野沢の生まれで、誠実温良なかたであります。以上ご説明を申し上げましたが、その職務の重要性に鑑み、大沼幸雄さんを本町財産区管理委員に任命したいので、何とぞ満場一致をもって、ご同意を賜りますようお願いを申し上げます。以上であります。よろしく願いいたします。

○議長 お諮りします。

本案については質疑・討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑・討論は省略することに決しました。

これから、議案第 25 号、本町財産区管理委員の任命につき同意を求めることについて採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 25 号、本町財産区管理委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

日程第 8、議案第 26 号、西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めすることについてを議題とします。本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 議案第 26 号、西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについてご説明を申し上げます。

本案につきましては、長年にわたり町政の向上発展に貢献され、その功績が町民の模範と認められるかたにつきましては、町表彰条例に基づき表彰するものであります。

このたびの被表彰者は、白坂の渡部修さんでありまして、平成 22 年度自治功労者表彰における特別功労表彰に該当することから、去る 8 月 27 日開催の町表彰審査委員会に審査を依頼したところであります。その結果、表彰が妥当である旨の答申をいただきましたので、特別功労表彰者の決定につきましては、町表彰条例第 5 条の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。

渡部修さんの功績であります。町消防団員として 45 年の長きにわたり、町民の生命・身体・財産を守るため、率先して災害の予防、警戒、鎮圧にあたってきたところであります。平成 18 年 4 月からは、団長として 2 期 4 年間務められ、消防体制の見直しによる団員の意識の高揚を図るとともに、町民参加による予防消防の啓発等に努め、消防庁長官表彰をはじめ、各種の表彰を受賞するなど、地方自治の進展と町政の発展に尽力されたところであります。以上で説明を終了させていただきます。

○議長 お諮りします。

本案については質疑・討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑・討論は省略することに決しました。

これから、議案第 26 号、西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 26 号、西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることに

については、原案のとおり同意することに決しました。

追加議事日程配付のため、暫時休議します。(15時10分)

○議長 再開します。(15時12分)

お諮りします。

ただいま町長から議案第27号、平成22年度西会津町一般会計補正予算(第4次)が提出されました。これを日程に追加し、提案理由の説明を追加日程第1とし、議案第27号、平成22年度西会津町一般会計補正予算(第4次)を追加日程第2として、日程の順序を変更し、ただちに議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明及び議案第27号、平成22年度西会津町一般会計補正予算(第4次)を日程に追加し、追加日程第1、第2として日程の順序を変更し、ただちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1、提案理由の説明を行います。町長の提案理由の説明を求めます。

町長、伊藤勝君。

○町長 (町長提案理由の説明)

○議長 追加日程第2、議案第27号、平成22年度西会津町一般会計補正予算(第4次)を議題とします。本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 議案第27号、平成22年度西会津町一般会計補正予算(第4次)の調製について、ご説明を申し上げます。

今次補正の主な内容であります。ただいま町長が提案理由で申し上げたところでありますが、本年9月12日の豪雨により発生いたしました、農地・農業用施設及び林業施設にかかる災害復旧に要する経費を計上したものであります。

それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

平成22年度西会津町の一般会計補正予算(第4次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,430万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億5,311万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の補正は「第2表地方債補正」による。

補正の主な内容であります。事項別明細書でご説明を申し上げます。7ページをご覧いただきたいと思います。

まず歳入であります。11款分担金及び負担金、1項3目災害復旧費分担金139万8千円の増であります。これは、農地及び農業用施設災害復旧事業分担金であります。

次に、14款県支出金、2項8目災害復旧費県補助金2,266万1千円の増であります。農地及び農業用施設並びに林道にかかる災害復旧費補助金であります。

17 款繰入金、2 項 1 目財政調整基金繰入金 964 万 1 千円ではありますが、今次補正予算を調整した結果、不足する財源を繰り入れするものであります。

次に、20 款町債、1 項 4 目災害復旧事業債 1,060 万円増ではありますが、農業施設及び林業施設の災害復旧にかかるものであります。

次に、8 ページをご覧いただきたいと思ひます。

歳出ではありますが、11 款災害復旧費、1 項 1 目農業施設災害復旧費 1,780 万円及び 2 目林業施設災害復旧費 2,650 万円の追加ではありますが、測量設計委託料及び現年災害復旧工事費等の追加であります。

次に、4 ページに戻っていただきたいと思ひます。

第 2 表地方債補正・変更であります。災害復旧事業費ではありますが、限度額を 1,060 万円増額いたしまして、1,540 万円とするもので、農業施設及び林業施設の復旧にかかるものであります。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 27 号、平成 22 年度西会津町一般会計補正予算（第 4 次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 27 号、平成 22 年度西会津町一般会計補正予算（第 4 次）は、原案のとおり可決されました。

日程第 9、常任委員会の管外行政調査実施申出についてを議題とします。

各常任委員会より、それぞれの所管にかかる事項の現況を把握するため、閉会中の管外の優良自治体及び施設等を調査したい旨の申出があります。

お諮りします。

各常任委員会から申出のとおり、管外行政調査を実施することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、各常任委員会から申出のとおり、管外行政調査を実施することに決定いたしました。

なお、その結果は 12 月議会定例会に報告をお願いいたします。

日程第 10、議員派遣についてを議題とします。

来る 9 月 30 日木曜日に開催されます会津耶麻町村議会議長会主催の平成 22 年度会津耶麻町村議会議員研修会及び 10 月 25 日月曜日に開催されます福島県町村議会議長会主催の町村議会議員研修会に全議員出席するため、また、10 月 15 日金曜日、東京都において開催されます都道府県議会議員及び市区町村議会議員、総務大臣感謝状贈呈式に清野邦夫議員並びに清野興一議員が出席するため、西会津町議会会議規則第 117 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

お諮りします。

議員研修会及び総務大臣感謝状贈呈式への議員派遣について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議員研修会及び総務大臣感謝状贈呈式に議員を派遣することに決定しました。

なお、この際、お諮りいたします。

ただいま議決した議決事項について、諸般の事情により変更する場合には議長に一任を願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

日程第 11、議会運営委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会運営委員会より、お手元に配りました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

議会運営委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第 12、議会広報特別委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会広報特別委員会より、お手元に配りました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

議会広報特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会広報特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第 13、議会基本条例調査特別委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会基本条例調査特別委員会より、お手元に配りました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

議会基本条例調査特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会基本条例調査特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

本定例会に付議された事件は、以上をもって審議を終了しました。

町長よりあいさつがあります。

町長、伊藤勝君。

○町長 9月議会定例会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

9月10日から本日まで12日間にわたり熱心にご審議をいただきました。一部を除きまして原案どおりご議決をいただきました。誠にありがとうございました。

特に今議会おきましては、私にとりましてはじめての決算議会でありました。21年度執行途中からの引継ぎではありましたが、一般会計はじめ、特別会計及び水道事業会計ともに、すべてにわたり黒字で決算できました。また、町財政指標となる健全化判断比率におきましても、財政が好転し、健全財政が保たれております。このことは議会及び町民の皆さんのご協力とご理解の賜物でありまして、厚く御礼を申し上げます。

また、今議会での補正予算におきましては、私にかかる、いわゆる運転者の賃金のカットがなされまして、私の意図することがご理解いただけず、はなはだ残念なところでありましたが、しかし、ケーブルテレビ関連事業、あるいは今ほどの集中豪雨災害での数箇所及び被害が発生をいたしまして、緊急に対策を講じて、今次補正で対処させていただきました。今後も、昨今の経済事情など考慮しながら、町民生活優先、こうした有効な施策を講じてまいりたいと思っております。さらに行財政改革を進めてまいります。

今年の夏は非常に、この異常気象によって暑い日が続きました。おかげさまで町民等しく健康で乗り越えることができました。すべてにおいて健康が一番だところ、改めてこの健康という問題について認識を新たにいたしましたところでございます。季節はこれから刈り入れ時を迎えますが、農作業等において、安全に十分に気をつけていただきまして、豊作の秋を迎えていただきますように念願するものでございます。

議員各位におかれましては今後もますます元気で活躍されますようにご期待申し上げ、閉会のごあいさつといたします。どうもありがとうございました。

○議長 閉会にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

今期定例会は去る9月10日の開会以来、本日まで12日間にわたり、平成21年度の決算をはじめ、平成22年度の補正予算など多数の重要案件について議員各位の終始極めて真剣なご審議をいただき、議事進行に各位のご協力を得ましたことに対し、厚く御礼申し上げます。

本会議において議員各位から述べられました意見なり要望事項につきましては、特に考

慮され執行の上に十分反映されますよう強く望む次第であります。

これから秋も深まってまいりますが、町当局をはじめ、議員各位におかれましては、この上ともにご自愛くださいまして、町勢のより積極的な推進にご尽力賜らんことをお願い申し上げ閉会の言葉といたします。

これをもって平成 22 年第 6 回西会津町議会定例会を閉会します。(15時32分)